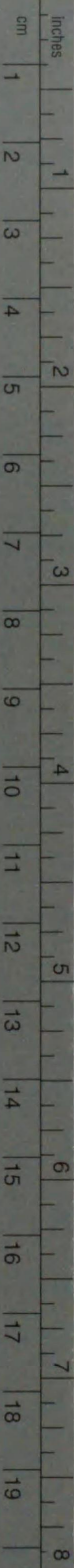


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

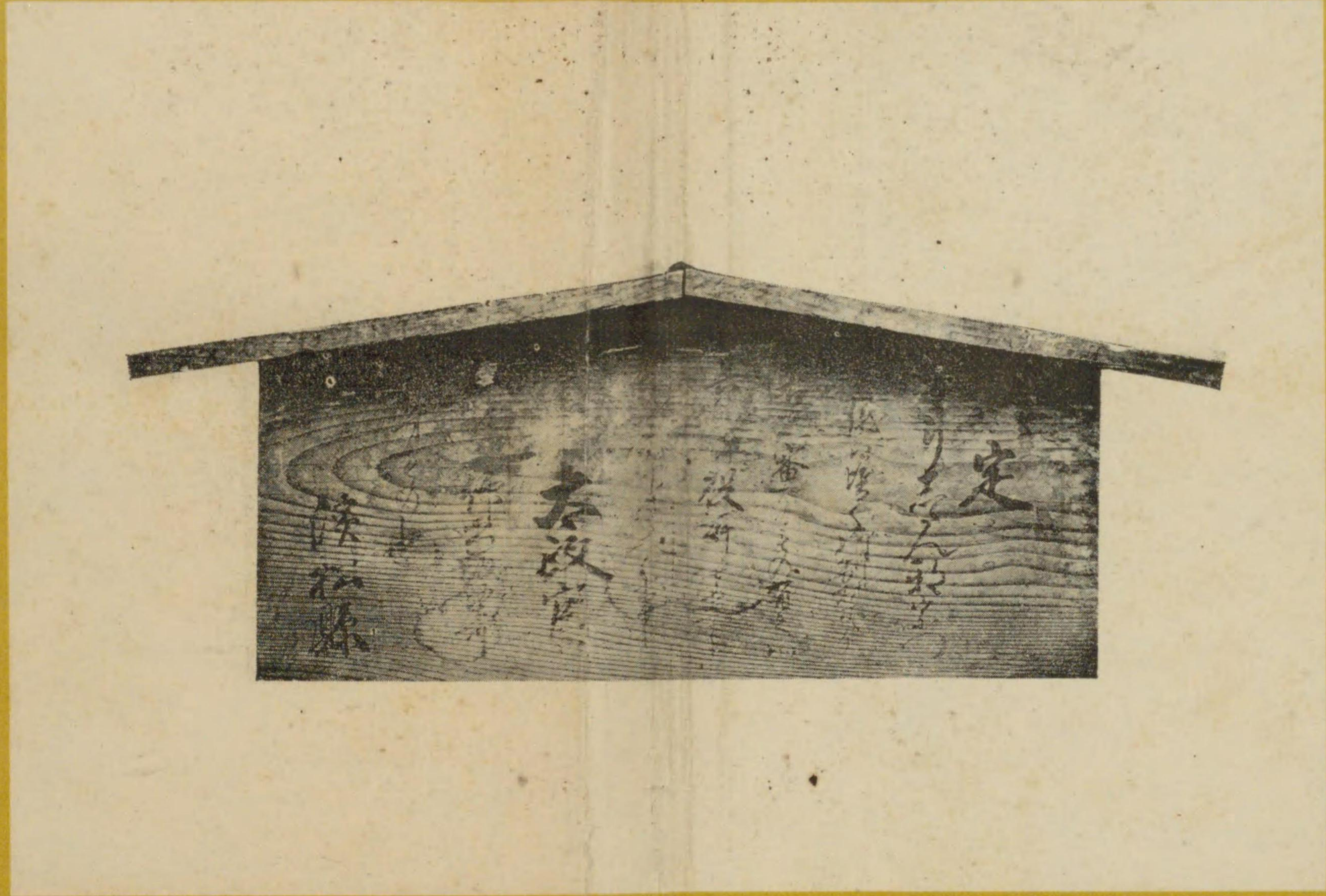
© Kodak, 2007 TM: Kodak



610

610-67  
1200501534219







トエ3V-11

鈴木覺馬編



嶽南史

第四卷



嶽南史刊行會發兌



610-67

# 嶽南史第四卷概目次

江戸幕府時代

## 一 總 說

豊臣大閤薨後の形勢——徳川家康の權勢——名實備はる江戸幕府——無名の將軍——逆取順守——富強は覇業の基——逆取の豫防策二——因循姑息の基——聖恩——徳川氏治世の長き所以——嶽南人士の意氣——地方制度——地方都市——參勤交替の地方的利害——國漢學の興隆——幕府を揺す四勢力——上下遊惰——江戸幕府を助けたるものは江戸幕府を滅したるもの——開發事業——改革政治の中折——貨幣改鑄の害——貧士富農——階級制度は武人の利器——落首——覇政衰ふ——外様大名の富強——幕府の礎揺ぐ——嶽南の民心——皇師の東征駿遠を憚る——王政復古は自然の數——徳川氏惑ふ

## 二 事 蹟

〔二六〕後陽成天皇 紀元二二五九年——二二七〇年……………三〇

茶阿局の子忠輝——堀尾吉晴家康を助く——井伊直政の起請文——吉原湊——妻良湊——豊臣大明神——中村一氏の法令——遠州飢饉——御蘭神社——中村一氏の室——大居山瑞信庵——林光院胡山寂——年貢取立法——大高庄兵衛賞せらる——芹澤將監——駒形碑——堀尾吉晴加増——御蘭神社——

目 次



大平郷八幡社——星屋右衛門尉——天方村賦税——桶田村五分——葦山八幡宮——傳馬亂發——堀尾吉晴越前に移る——濱松城主堀尾忠氏——濱松町家の始——北條氏規卒——壽桂院——駿府領の傳馬——宗高村清右衛門賞せらる——天方村荒蕪地——院内村免税——光長寺——徳川家康東征の途白須賀に宿す——會津征伐の原因——石田三成の密謀——直江山城守兼續——景勝の陰謀露顯——濱松城——中泉——鳴田——小夜中山——駿府——清見寺——中村一氏歎を家康に通す——一氏吉晴の不義康を襲す——三嶋——下田港——伊天寂す——堀尾吉晴越前に歸る——堀尾吉晴濱松に歸る——石田三成の刺客加賀井——大谷石田問答——大谷吉繼能く彼我を知る——大谷義繼義を以て三成を助く——石田三成刺客彌八郎を送る——池鯉鮒の變——水野忠重の系——見附の變——吉備城——吉晴繼に免る——石田三成の書——堀尾忠氏免——中村一氏卒——本願寺光佐掛川に宿す——東西本願寺——石田三成舉兵關西諸將西上——三成の檄——大阪勢——家康の罪狀——伏見城陷——鳥居元忠——亂報小山に達す——諸將の去就——懸川城主山内一豊——濱松城主堀尾忠氏——山内一豊の妻——堀尾信濃守——山内對馬守——中村彦右衛門——遠駿勢美濃に向ふ——中村勢は犬山の押——藪内匠抗直——堀尾忠氏——多聞兵衛——木曾川の戰——徳川家康三嶋に陣す——近藤登之助——結城秀康小山を守る——家康不出——村越茂助——起請文の始——嶽南諸城主——横須賀城主三宅康貞——濱松城主保科正光——掛川城主松平定勝——葦山城主内藤信成——興國寺城主菅沼定仍——手形血判——清見寺——藤枝——洞雲寺——藤八柿——嶋田——中泉——白須賀——藤堂高虎到る——小早川秀秋の使者白須賀に到る——小早川秀秋の系——中村勢株瀨川に戦ふ——竹田五郎兵衛戰死——株瀨川の一騎打——蓮生寺鐘銘——小夜中山の鐘銘——福井長者——關ヶ原戰——井伊兵部少輔忠吉を助く——徳川家康の陣容——山内對馬守——中村彦左衛門——堀尾信濃守——小早川秀秋内應——松尾山の義

士松野主馬——大谷吉繼自殺——浮田秀家逃——關ヶ原役の始終——社鼠を惡みて社を焼く——秀秋の内應——嶽南諸將及び福嶋加藤——加藤清正亦妻黨に依る——石田三成孤忠——今切關設置——江間與左衛門——江間加賀——油田村——重陽節を思む——三成梟せらる——三成抱負——三成の心事——茶器肩衝——史家の筆曲る——田中清左衛門尉長世——清見寺——家康の誓詞——慶壽寺領——今川範氏菩提所——泉井和尚——駿遠の諸將受賞——鈴木重好土佐國を收む——掛川の圓滿寺——二藤の眞如寺——山内一豊就封——家康機智——國守守護制の變遷——有馬豐氏——中村忠一——英蘭二國船遠州灘に難に遭ふ——御朱印船——英蘭二國通商の始——ヤョウス——アンシ——橋梁修繕——片桐氏——正蓮寺——大鳥居村八幡宮——連福寺——空海遺跡——重盛遺跡——蓮生寺由緒——隻眼鱈——江戸吉原五町の始——庄司甚右衛門——遊女屋の營業狀態——鈴ヶ森——江戸吉原の始の一説——傳馬の制——濱松傳馬町——駿遠の新城主——井伊直政佐和山に封ぜらる——松平忠吉——近藤秀用——井伊直政負傷——松平下野守——一國政宗——永井直勝切に直政を諫む——秀忠直政不和——井伊直孝——家康質素——直孝質素——須之木澤村——渡邊八右衛門——八右衛門街道——酒井忠利秀忠を保護す——内藤信成の系——三嶋代官——伊豆國の治政——嶽南地方不一致の原因——天野康景系——興國寺——杜若城——大久保忠佐系——渡邊守綱——松平忠頼系——松平忠政系——掛川肴町新設——遠州總檢地——神藏村全久寺——仁藤村神明社——井伊谷村龍潭寺——奥之山村方廣寺——鴨江寺十五坊朱印——三嶋代官——佐野郡中寺社領——神明宮——大日寺——隨龍寺——長久院池中の尊業——正法寺開墓小松内府——兩櫻神社——神佛領寄附の趣意——京丸村——親鸞上人——淺間社廿日會祭——濱松城主——北照寺——植村七郎右衛門——獅子濱の漁業——松崎上下兩宮の社領——領家村六所神社——松平周防守知行——鍛冶職の諸役免除——兼法法安——駿府金座——後藤庄三郎光次——駿河金——豆州金礦——大久保長安——家康憂貧——金銀輸出高——上魚町金座——後



藤屋敷——葵紋——金銀貨變遷——結城秀康——中村源左衛門——濱松城主——上西郷村法泉寺——  
 瀧ノ口——朝比奈泰成卒——上杉景勝西上——宇刈郷一色——八幡宮——下垂木村無量寺——大鳥居  
 村八幡宮——秀忠東歸——祥雲寺領——清源寺領——家康掛川に宿す——藤枝の農夫藤八——洞雲寺  
 ——丸山——福田寺——稻川郷——鶴津山城——根芹貢献——定輪寺——由井淺間社——切山村宗光  
 寺——日坂驛——佐野御林——林政——伐木其他——井伊直政卒——信玄の物見——謙信の物見——  
 河中嶋の戦——馬の善惡——大將馬——上方關東武士の差——山本勘助——鹿嶋久閑——武將の變裝  
 ——鷹野——信玄の隱密——諸國人情——直政故郷を忘れず——龍潭寺——紅葉山十六功臣牌——近  
 藤秀用再仕——花嶋總右衛門死——楠村——大澤氏——愛鷹神領——今切船賃——傳馬條令——人馬  
 賃錢——醫王寺——岡田村城址——子安堂——馬主神社——濱松驛傳の訴訟——田町——旅籠町——  
 香町——近藤秀用の新領地——由井淺間社領——後藤忠光卒——小早川秀秋狂死——松平越中守——  
 天照寺——傳通院領——安養寺領並由緒——土肥七騎墓——一華堂領並由緒——乘阿功臨和尚——瑞  
 龍寺領並由緒——印子千手觀音——八幡八幡宮領——入江神社——日本武尊の故事——玉取神社——  
 臨濟寺——松下重綱轉封——報恩寺——狩野重光卒——狩野探幽——華陽院領並由緒——源昌寺創建  
 ——八丈嶋代官奥山彌九郎——渡海役——氣賀町——大嶋の大宮神社——天邪鬼——大嶋風俗——三  
 嶋代官——伊太村八幡宮——蔭山利廣死——養珠院——於萬井——寺谷代官——箱根新道——牧堰用  
 水——松下重綱——久能宗能——知行高——貫高——永高——石高——納米と知行高——知行給法——  
 ——家康征夷大將軍となる——大澤基宿——日月蝕同時に起る——井伊直孝——淨泉寺領——久世三四  
 郎——牧野傳藏出仕——家康戰爭談を好む——近藤石見守復歸——淺間社領——三和明神社——大日  
 不動領——僧覺深寂——本宿村井せき領——民政の法令——關西諸侯東下——徳川氏諸侯統御の策——  
 ——天龍河濱三將の會合——於國かぶき——瀬古村の秋葉三尺坊——觀音寺——水月堂——毛利輝元江

戸下——鹽見坂——白須賀——見付——金谷——府中——三保松原——清見寺——浮嶋原——三嶋——  
 ——淺間社祭典——駿河淺間由來——蓮永寺七堂伽藍——小夜中山接待茶屋——浮田秀家八丈嶋に流さ  
 る——八丈嶋流人の始——遠嶋の掟——七嶋善惡——明石掃部——黒田勘十郎進藤三左衛門——秀家  
 近江北郡に匿る——秀家薩州に逃る——進藤三左衛門秀家の死を證す——秀家薩州に下る所以——浮  
 田氏系——秀家死を免るる所以——府八幡宮——方廣寺——一之宮——岡本村初生衣領地——浮田秀  
 家江尻より八丈嶋に渡る——浮田秀家配流諸説——秀家大賀に住す——秀家故郷を偲ぶ——浮田家の  
 義婦——澤橋兵太夫忠孝——前田侯秀家を助く——秀家窮——遠州諸寺の朱印地——普濟寺——新豐  
 院——大福寺——長松院——遠州諸寺の朱印地——蓮花寺——光明寺朱印由緒——應賀寺——賦役の  
 苦——社寺朱印——徳川家康東下——金環蝕——濱松——中泉——掛川——立花宗茂棚倉に封ぜらる  
 ——田中——府中——三嶋——江戸——掛川城主松平定勝の長子定吉死——遠江塚——定吉死去の一  
 説——烏丸光廣祈晴歌——三嶋明神——妙恩寺——法雲寺創立——四十六所大明神——富洞神明宮——  
 ——西樂寺由緒——妙法華寺——玉澤——見附宿御所道場省光寺——榑木役所——天龍川の榑木流下——  
 ——榑木流下の説——船明村筏子——七ッ釜と傳説——椀貸——松平定綱——益山寺觀音——一里塚創  
 設——街道並木——里法諸説——一里塚の諸説——屠兒住地は里數外——旅行の變遷——旅舎——宿  
 引——飯盛——冥伽金——茶屋——馬夫歌——護摩灰——旅舎考——ハタゴヤ——本陣——宿引——  
 飯盛——白須賀飯盛——茶屋——雲助——中村八幡宮——家康熱海に浴す——熱海温泉——猪苗代兼  
 如——御成橋——日吉惣社山王——西光寺——龍泉寺——寶臺院——蓮花寺——長谷川長綱卒——一  
 里塚成——嶽南一里塚——駄賃規定——道路橋梁の修築——寶臺院白本尊——家光生——黒本尊——  
 家康祈願佛——白本尊由緒書——大井川汎濫——嶋田驛移轉——元嶋田——大井河邊の荒涼——岸村  
 ——大井川渡津敷所——道路變遷——遠州檢地——檢地法の變更——租稅の變遷——檢地上の變更——



龍潭寺領地打出——掛川侍屋敷——廢西光寺——篠場山——原川町——年魚——石班魚——振袖餅  
 ——原川齋藥師——原谷郷——中嶋村——淺羽庄——諸井川——大田川開墾——大嶋村——長慶寺——  
 ——成瀧村洞穴——海螺化石——宇刈八幡宮——臨濟寺領地——大嶋村昌元寺——大安寺——觀音堂  
 金鼓——刑部村——長福寺——道路修繕——長泉寺——三嶋社神領——勝屋重利卒——東泉院——加  
 茂川神社——西光寺——小泉庄——遠江海嘯——舞坂——荒井——豆州海嘯——八丈嶋海嘯——伊勢  
 國海嘯——上總國海嘯——心學寺閑叟——水月堂——觀音記——妙傳寺領——三嶋神領——大井大明  
 神——龍泰寺——三嶋社——粟倉明神——勅使の故事——江戸の諸侯邸——岡野江雪死——江雪の子  
 孫——永樂錢と鏝——安倍富士二郡の金鑛——諸國の金鑛——金銀鑛の盛大に至れる所以——徳川家  
 富強の基——日蔭澤金鑛——山例五十三條——大宮淺間社改築——淺間造——秀忠上洛の道中取締法  
 ——船橋——家康駿府滞在——家康淋病發す——小泉吉次新田開發——新野池新田の置目——罪を免  
 ぜられし者數人——海野彌兵衛朱印を賜はる——津渡城墟——高瀧將監——家康西上——駿遠の材木  
 巡視——徳川秀忠三嶋着——秀忠蒲原着——秀忠駿府着——秀忠掛川着——大井川の船橋を撤す——  
 大井川流材を禁す——大井川——秀忠濱松に滞留——家康將軍職を辭す——大御所様——御所の名借  
 越——公方の名借越——新嶋田町——秀忠横須賀に至る——中野直之卒——濱松地方大旱——蒲神立  
 神明宮祈雨——大澤基胤卒——堀河一揆の始終——志津城——遠州洪水——稻葉瀧澤二村山林——徳  
 川家康中泉に滞留——掛川城主松平定勝——佐久間村御室佐大夫——片桐權右衛門——明光寺——奥  
 山氏——家康田中に滞留——夏目信次——富士東泉院——下方五社別當職——家康三嶋着——伊奈村  
 牛頭天王——猪田墓——大嶋湧出——服部正總掛川に囚せらる——南海洪波——八丈嶋高山噴出——  
 長樂寺——松平政清卒——福用村八幡宮——神尾村八幡宮——瑞雲寺——十七夜堂——南條村八幡宮  
 ——竹腰小傳次——松平定勝の二子婚す——一分判鑄造——小判の桐極印——沓谷分判鑄造所——後

藤庄三郎——大橋局——金貨種類——タバコ傳來——三浦按針——伊東濱の西洋形造船——豆州銀山  
 ——三十三間堂の通矢——銀山奉行彦坂直通——白須賀驛火災——伊豆石運搬の狀——石垣築造の發  
 達——お國歌舞伎——久能城主榊原清政——徳川家康三嶋着——玄仍——柴屋寺——昌琢——玄的——  
 ——清水——家康駿府着——加藤清正と伊豆石——駿府城主内藤信成移封——内藤信成系——觀智放鷹  
 を説く——駿府造營——家康榊原郡放鷹——龍潭寺領租米返附——中泉代官——徳川家康中泉出立——  
 ——天龍川橋落——泉之郷免役——鴨江寺鰯口——龍潭寺領貢米返附——駿遠早——龍潭寺貢米返附——  
 ——伊豆石積載船覆没——漁人根——石引船唄——薩摩土堤——薩摩の石船——駿府城經營の令——伊  
 豆銀山盛大——銀山奉行川井政忠——内藤忠政死——新田喜齋傳——智足院——若宮大權現——家康  
 白須賀に滞在——駿府城擴張——河野部——家康駿府に住す——田中城番城となる——藤堂高虎——  
 家康江戸に歸る——豊公の羽織——吳州の茶碗——伊豆銀山の鑛夫募集——駿府築城模様替——駿府  
 城修築變更——駿府町奉行——駿府町名及町數——永樂錢を禁す——永樂錢——京錢——九六百——  
 日輪山眞如寺領——松平定綱——福泉寺——大磯虎が守本尊——下俣町の始——清水湊の遊女——下  
 田番所と遊女——片羽町——材木町——豆州檢地——兩替町——富永山隨——山隨神社祭典——大宮  
 淺間社——城東郡海邊開墾——池新田置目事——駿府城改修の課役——江戸の能舞——凶作——家康  
 淋疾——駿府城起工——法問——金銀の料理——家康法問を喜ぶ——中井正次——青木市右衛門——  
 江戸の歌舞伎踊——書院番の三士拘せらる——茶器紛失——富士川の開墾——角倉了以——富士山材  
 木——太鼓胴石——大木——家康三嶋に着す——尾州侯忠吉死——徳川忠吉系——暴風雨——興國寺  
 城——天野康景遁世——代官井戸勘助專横——康景の正義——正純の奸代官を助く——天野康景隱遁  
 の地——駿府町名主登城の例——林道春駿府に住す——家康文學上の意見——新注世に行はる——駿  
 府修築役夫割——神儒佛優劣論——伊古奈比咩神社鰯口——山神——子安大明神——伏見財物駿府に



移る—巴川の兒橋—驛路變更—江尻の舊驛路—東海本道—江尻新驛路—御手植松—白衣  
 衣觀音出現—三日明神社—林道春江戸に下る—結城中納言秀康死—阿佐局の小智—小督局  
 の守兵駿府に歸る—領家村の農松浦勝藏—朝鮮人通行—家康修好に勉む—宗義智幹旋—煙  
 草—キセル—久能城代神原清政卒—大久保長安豪奢—伊豆銀鑛—繩地村金鑛—麓村金鑛  
 —朝鮮使江戸に着—朝鮮使石合戦に驚く—駿府失火—盜賊を追捕す—朝鮮信使清見寺に宿  
 す—朝鮮信使駿府登城—朝鮮の書—秀忠の返書—朝鮮來聘の始—起木天神—駿府本丸—  
 黄金井—下民窮苦—鳴津の使者醜行—念佛信者—池田利隆—將基指宗桂—遠藤慶隆木  
 曾材木を伐出す—地震—旱魃—天龍川疏開—駿府城落成家康移居—諏訪部宗右衛門—駿  
 府城門の石標—家康駿府住—四足門—駿府町奉行—大井川は關東の切所—箱根は關東の大  
 手—大小名の邸—秀頼の使者至—家康居を駿府に定めたる所以—富永政家卒—沓谷の溝渠  
 —清水の商船—金鰐口—富士川開通—富士川流域—大番組—駿府城郭竣工—二ノ丸殘  
 工—朝廷駿府城落成を賀す—家康の服膺せし格言二則—秀忠の自筆—駿府の名所破壊—角  
 田川—旅打川—遠藤慶隆—駿府町奉行卒—掛川圓満寺本尊—駿府光あり—掛川失火—  
 横須賀城主松平忠政卒—大須賀康高の系—横須賀衆—大須賀忠次—入江の船倉—黄金木—  
 —結錢木—家康江戸に赴く—家康黄金を將軍に餽る—駿府城全く竣工—駿府市街—澤村大  
 學の武名—松下常慶—常慶門—常慶町—香物鹽辛き所以—長永丸—今川範以卒—今川  
 氏眞—横須賀城主—秀康の子虎松丸—原川町火—家康駿府に歸る—原川町再火—失火の  
 掟—駿府城大火—家康避難—本因坊—雀千代避難—雀千代の乳母三人—駿府後房の災害  
 —義直避難—救助の士得罪—お勝局—後房火災の慘狀—古茶女—駿府の五徳—白雲壺

—獅子の笛—大黒笛—堀直寄の功—桶屋惣右衛門—桶屋町—駿府女房の蓄財—家康吝嗇  
 —竹腰小傳次—於龜の方—家康正純邸に歸る—焼金の始末—刀脇差—諸侯の參集を止む  
 —駿府經營の工匠—鴛巢次郎左衛門—家康中泉に放鷹—酒依昌次等駿府に初見—眞野正重  
 —九鬼守隆の船漂着—御前崎—瀬名正勝—本門寺制禁—後藤生藏—後藤忠正の系—臨  
 濟寺の山林—久能山孤立—十七曲の坂—久能寺—駿府の本城—耶蘇宗主教官駿府に至る—  
 伊豆銀山—江戸—路傍樹—富士山—本多邸の年賀—駿府城再營—早—濱松掛川岡崎  
 再課役—淺間の神託—横須賀補弼の臣走る—田中の狩—良知惣右衛門—北條氏輝の遺臣—  
 —鍋島氏助役—羽柴を改め松平を賜ふ—内謁の始—駿府城上棟—原谷郷開墾—江戸の使者  
 至る—駿府殿閣の瓦葺—瓦焼場—伊東祐慶—駿府城成—駿府移徙雷鳴—傾城小銀を囚す  
 —三浦雅樂助—鷹野村—那賀神社—池田利隆—本因坊道碩—女房の圍碁—烈風—北  
 條氏盛卒—駿府歌舞伎退去—筒井定次駿府に召さる—暴風雨—駿府士遊蕩—筒井定次浪牢  
 —丹波篠山城の圖—駿府城移徙—的應山正王城—淺間社の猿樂—駿遠の諸寺駿府献上—  
 呂宋へ報書—呂宋國—呂宋の書—南洋の日本人—勅使駿府に至る—將軍駿府に到る—諸  
 侯獻物—諸侯進物例—天守上棟式—二ノ丸の猿樂—秀忠を饗す—法問—淺間社の猿樂—  
 駿府遊女町—駿府殺人多—家康射的—唯稱寺開山靈學—將軍秀忠歸—清見寺遺跡—清  
 見長者—横町—息津川血闘—諸侯を饗す—崇傳—民部法印卒—關西諸侯駿府に至る—  
 家康江戸に赴く—可睡齋—畔柳助九郎—駿府の諸侯江戸に赴く—懸賞求賊—坂宗僊—書  
 を暹羅に遣す—掛川城主加増—永樂錢を禁す—錢の種類—九六百—錢の説—駒曳錢—  
 調百—鳥目—家康歸る—外商駿府に至る—佐原重成—林羅山文書の權を握る—崇傳文書  
 の權を握る—駿府金地院崇傳—羅山の宅地—駿河文庫—華陽院—府中寺—望月忠庵—



片山與庵——兩替町——片羽町——賴房中毒——鳥肉の食傷には生姜即効——蹴鞠——天龍川の遭運  
 ——富士川の綱橋——綱橋——官道渡船——富士川渡船——高瀬船——藤橋——駿府新年の賀——大  
 阪の賀使——駿府城謠初——家康西上——日蓮宗の僧追はる——江戸城中の宗論——法華僧の意——  
 浄土僧の意——日敬敗論の辯——日蓮宗追却——家康中泉に至る——中泉代官大石十右衛門——秋鹿  
 氏——水牢——都田村——前將軍家康濱松に至る——義直就封——清水港地域——秀頼大佛殿再興の  
 議——京都大佛再興一説——地方管理法——家康駿府に歸る——坂東諸侯正を駿府に賀す——家康年  
 始の祝物を賜ふ——賴宣を封する儀——日蓮僧劇らる——琉球征伐——天下の大事駿府に決す——家  
 康琉球征伐を家久に命ず——家久後事を約し琉球を征す——琉球國——大池村創立——秋葉街道——  
 本多正純駿府に歸る——三嶋代官卒——九州大名駿府城新築を賀す——尾州舊臣糾明せらる——九州  
 大名を饗す——加藤清正駿府に至る——清正の三事去るべし去るべからず——散樂流行——諸侯群參  
 ——猿樂の事——家康疾す——源應尼五十年忌——華陽院——家康自筆の額由緒——井出正次系——  
 市姫の墓——池田輝政の室——駿府御殿の怪——駿府の怪——第六天小屋——胡桃——天變——駿府  
 老臣義直賴宣を饗す——濱御殿——富士見櫓——松平秀行の室來る——池田輝政の室歸る——岡部藤  
 十郎等流さる——米子城主忠一頓死——蓮福寺の親鸞の影像——懸川村——二丁町の始——切支丹跡  
 ——安倍川遊女町——遊女——くぐつ——傾城——駿府女房局火——松平秀行の室——林香寺山椒——  
 ——懸川の草屋村——鳴津家久琉球を平ぐ——呂宋へ返書——類主——阿蘭陀への返書——阿蘭陀の形  
 勢——蘭人駿府に至る——朝臣の姪行——真宿殿禁——遠州大水——阿蘭陀に朱印を與ふ——金銀相  
 場——日本人の天川行を禁す——外交文書の捺印——風流踊——家康遊女の跡を見る——駿士の放蕩  
 止む——二丁町の一説——義士を吊ふ——華陽院了的——漂流船處分——大岩村檢地——伊祇利須船  
 到る——交趾到る——家康丸山に遊ぶ——丸山寺風景——京都の名所地名——代官秋鹿直朝死す——

地方役人——板倉勝重京に還る——姪行公卿の處置定まる——堀江城主大澤基宿——皆川廣照其主忠  
 輝の暴行を訴へ死を賜はる——田中城主酒井忠利——清水御殿新築——駿府市街——駿府交通——牛  
 車——牛車扱人——牛車由來書——石部の駄賃倉——鳴八郎右衛門——家康幼時三州に往く——駒繁  
 松——石部は駿府城米の着津——小漣の抱瘡神——石部街道——紀州街道——駿府米倉——高臺院依  
 怙——賴宣清水御殿に至る——濱松城主松平忠頼殺さる——近藤登之助——家康婦言を用ゐる——西  
 國の大艦を駿府に送らしむ——駿府城茶會——呂宋船到——鷹匠吏戸田九郎右衛門——呂宋へ贈答——  
 ——久野宗能卒——宗能子孫——大工仲井正次——姪行殿上人伊豆嶋へ流さる——女房五人八丈嶋へ流  
 さる——駿府火事——家康關東に遊獵——家康微疾——江戸の使者本多正信——廷臣等配所に赴く——  
 ——方形の月——名古屋城新築の準備——七ツ新屋開墾——家康病愈——濃參の士駿府に集る——摺本  
 ——濱松狼藉多し——賴宣駿遠に封ぜらる——安藤直次賴宣の傳となる——本庄正宗刀——將軍禪代  
 の寶器——賴宣濱松に治す——賴房水戸に封ぜらる——賴宣の傳水野氏——濱名十郷——濱名兵庫滅  
 亡の事——宇津山城——有馬晴信亞媽港を敗る——亞媽港邦人を懸にす——有馬勢亞媽港襲撃の狀——  
 ——亞媽港邦人を懸にせし一説——嶋津家の謝恩使——富士川開墾——諸大名駿府に越年——秋元泰朝  
 ——石部湊石疊——今駒神社——持舟港——宮ヶ崎町——嶋田開墾地——石筆——野地御殿——甲州  
 町廢——蓮行寺住職寂——井出正次墓——伊東濱の西洋型造船——三浦按針——アダムス——駿府絲  
 座——大黒屋孫右衛門——呂宋大守引見——家康風姿——呂宋三ヶ條請求——墨土哥坑夫五十人を求  
 む——西班牙の希望規約——家康呂宋の請を許さず——淨泉寺——平維盛の墓——平重盛の墓——延  
 命寺鐘銘——駿府の年賀——秀頼の使者——謠初——家康遊獵——相良御殿——家康放鷹より歸る——  
 ——有馬晴信を賞す——自得院——田中——赤雀——中泉——田中——長谷川藤廣——家康の遊獵獲物  
 ——中原旅館の盜露顯——天龍川渡船爭論——立野村渡船——天龍川瀨變遷——池田渡船——立野村



片桐且元駿府に到る——豊國社臨時祭——秀忠駿府に到る——田原山狩獵——駿府對決——越後騷動——堀直寄勝訴——堀忠俊配流——堀直次配流——堀忠俊系——堀秀政の逸話——秀政の善行名言——堀直寄家人に列せらる——名古屋城——斯波今川の戦——今川氏豐——田中——市姫卒——秀忠田原に到る——田原の狩——阿萬方大願成就——將軍東歸——家康後事を託す——勅使——女房の盜——岡部美濃守利直——貝鳴御殿成——高橋權大夫——高橋城——武田信玄駿府亂入——久保山石川一騎打——清水遊女町——賣女の種類——金地新院——崇傳政に預る——珊瑚始めて至る——散樂の下手揃——高野山法度——賴溪——家康高野山の訴を決す——家康上杉伊達を嬰す——駿府散樂——能比須國交易——伊東の西洋型船——松前慶廣——由井正雪生——駿府大風雨——申樂——大水——臘腸臍——建部内匠死——伊奈忠次死——養福寺——牛尾村——潮宮權現——家康瀨名川に遊泳す——水梨村——源右衛門——瀨名壘——土井利勝駿府に至り政を議す——鳴津家久中山王駿府に至る——家久戦況を談す——琉球貢獻の例——疊古きにより罪を被る——琉球王——琉球王の弟尙久死——清見寺——於萬方湯治より歸る——圍碁會——本因坊算妙——碁師利玄——家康圍碁を好む——兼法助右衛門——府中鍛冶——碁打屋敷——永樂錢停止——京錢——永樂錢——鑄錢——和銅開珎——九六百——金百疋——布一疋——増上寺國師殘暴——土井利勝——稻富一夢の砲術——井戸兄弟出仕——薩州外國品を獻す——賴宣婚——土井利勝——怪火——阿蘭貿易許可——駿府大火——堀直寄——家康江戸に下る——直寄加増——松平正綱——家康善徳寺滞在——三鳴——失火の罰に泣く老女——濱納豆——納豆のこと——遠州名産——家康歸館——明商至る——家康明商を招く書——岡崎三郎の孫有の鷹死——明商に朱印を與ふ——本多正純の書——勘合の印——長谷川藤廣の書——岡崎三郎の孫有馬直純に嫁す——富永勝由——濱名領主三浦爲春——吉田吉皓——五社神社——日枝神社大釜——大石——若宮八幡宮——田中城代——久豆禰神社——中泉陣屋——中泉島屋——年賀——伊達景長死——

——家康遠州に狩す——賴宣三保に遊ぶ——家康駿府に還る——植村泰忠卒す——稻富祐直死——嶋田鍛冶義助——淨功院移轉——觀世太夫——松平康親の鷹——家康上洛——掛川城主の子初見——濱松城——堤防道路の制——海道の並木——常陸介賴宣敘任——家康官位を辭す——葵の紋——家康秀頼會見——清水火災——片羽船倉——久野上京——淺野長政卒

〔一〇七〕後水尾天皇 紀元二二七一年——二二七七年……………

禁闕修築——家康歸駿——落首——黒船——鯨——駿河暴風雨——鈴木鳴——立場——貫目立場——古の東海道——今の北海道——阿蘭陀人駿府に到る——駿府私闘——朝鮮人の武勇——驛馬の制——阿瑪港人來——西班牙使節言動——阿瑪港——南蠻人——本多正純の書——後藤庄三郎の書——藤堂高虎の響——座敷角力——辻相撲——吉田追風由緒——踊——江戸の使者——加藤清正の遺領——天下の權は駿府にあり——切支丹を禁す——煙草を禁す——煙草の利害諸説——切支丹教徒の日本人觀——煙草の利害——隱元禪師煙草を惡む——幾世流——土製煙管——煙草吸方——江戸時代の農業——農業制度——農作物制裁——特産物の出來し所以——租税の輕重——風俗の相違——農民の軋轢——農業發達の方向——租税法——水牢——木馬——帶刀の禁——禁中御造營奉行——駿府城雜話——手足能走る——京都の奇異——家康精射——家康膂力あり——駿府寶庫——駿府書院——最上義光鴻を獻す——遊女靜——安倍川遊里の繁昌——暹羅の産物——人參——奉書紙一枚の浪費——神明膏——淺畑沼——家康初狩——川村如珀越後に仕ふ——長崎貿易——家康病——醫宗哲叱責せらる——勝姫——料理問——福阿彌——呂宋人至る——朱印を五和に與ふ——外人類に貿易を請ふ——猿樂——勝姫出立——建武式目を論ず——世界圖——駿府の三要務——田中庄助八幡國より歸る——八幡國——家康の外交方針——家康の質素——田中庄助の一説——隼——初鷹——岡野房次死——遠州領土の



分配——藤堂亨能の景況——藤堂高虎寵を固うす——藤堂氏の先鋒家格——高虎亨の能——安藤帶刀の人物養成——利勝安藤に服す——巴川の兒橋——奇兒——巴川の河童——巴川堤の松——巴川の幽靈火——駿府城修築——狩野氏大内裏圖を畫く——市野惣大夫——遠州生妻——諏訪部正吉——牧馬を論ず——駿馬を集む——馬名——駿馬富士道芝——村上吉正の馭術——能役者江戸に下る——法問——納米代——關東鳥多し——鷹野料——家康關東に放鷹——清水——家康江戸下りの行列——今泉善徳寺の名産酢——善徳寺興廢——渡邊與一——曾我社——頼宣三保に遊ぶ——武藤新右衛門——頼宣抱瘡を病む——田子里火——家康歸る——伏見大火——下田丸子小田原火事——家康駿府に歸る——明船貿易——京都大佛略ぼ竣工——家康姦計——角倉光昌——政宗初鱒を獻す——奥州海嘯——義重山松應寺——里正乾田を怠り投獄——横田町車行禁制——平岩親吉病——福嶋正則毒死を免る——織田有樂茶を呈す——青木御茶水——眞勝寺御茶水——琉球の使到る——日蓮眞蹟——家康放鷹——伏見彦太夫祿を求む——松平甚兵衛黜らる——米津正勝——家康還る——諸士駿府に越年——今川直房——駿府府料——義直頼宣の府料——田樂免——柘植正俊卒——切支丹宗内幕——三山船藏——松林寺開起瀧氏死——油山寺塔——鐵砲師野田清堯——耶蘇宗徒起——コロブ——寺證文——元日賀——年賀式始定——二日賀禮——諺初——三日賀禮——桃澤神社——鯨ヶ池——駿河の海嘯——愛鷹明神——社寺年賀——駿府法問——可睡齋宗珊——佐藤憲清——正法寺雲達——駿府勢力——駿府往來——大鯨——家康放鷹——田中——相良——横須賀——中泉——織田有樂——烈風降雪——藤堂高虎駿府亭に歸る——三保明神代參——貝嶋御殿——三保明神祭神——交趾へ朱印船——大澤基宿卒——二上山猪狩——唐犬——獵犬は牝を尙ぶ——萬年三右衛門——平野三郎兵衛——家康中泉滞在——掛川——大井川大水——家康駿府に歸る——江戸津口疏撃圖——吾妻鑑校讐——頼房痘——江戸使者——淺間の廿日會——淺間社由來一説——せけふ觀音堂——家康放鷹——家康散逸せし朝廷の寶を獻ぜ

んとす——岡本大八囚せらる——有馬晴信數居——家康放鷹——鈴木昌三發心——阿蘭の書——碁——將碁——江戸の使者——般若院日本紀を獻す——將軍駿府に至るべき通達——貝嶋御殿——神原御殿——清水御殿——三ツ山關船——家康道春道を論ず——逆に取て順に守る——惜哉道春國體を解せず——家康は逆取順守を主とす——家康書籍を江戸に送る——將軍秀忠三嶋に至る——吉原——清水——晴信大八の對決——天主教信者の心事——晴信大八邪教を信す——將軍碁す——加護鼻——竹腰——正信精財——岡本大八刑せらる——當時の刑法——御仕置物——川鍋の説教者——齋者——牢番人——鳥追歌——説教者嫁娶——説教者職業——天主教禁止——原主人——榊原嘉兵衛——小笠原權之丞——駿府城中の切支丹三女——ジュリイ——網代港——將軍碁す——有馬晴信流さる——駿府の能——家康數寄屋に將軍を饗す——投頭巾——家康家督相續を論ず——隠居の風習——家康世繼を論ず——兩御所密談——藤堂亨の能——清見寺の能——加藤忠廣獻金——家康正純主従の私愛——土屋忠直卒す——將軍秀忠は律義の人——將軍江戸に歸る——秀忠の境遇——美人花子——村山越中と白井十太夫——今川氏眞駿府に至る——安藤對馬守——春日神宮の千木墜落——邪教嚴禁——有馬直純免罪——佛耶兩教相逢の辯——繪踏——轉切支丹——素人——邪教信者を天港に放たんとす——駿河切支丹屋敷——般若院快雲——眞言論義——近藤秀用卒——安倍茶——朝倉在重——安部元眞——上田は駿州第一の難所——茶上納——喫茶養生記——有馬晴信自殺——駿府城中饗應——眞言論議——家康眞言秘密法を受く——茶筵の會——圓光寺元信寂——大洞院——可睡齋——船賃——富士詣——船積運賃——富士詣——富士禪定——富士見八景——諸國の富士——富士の水——新瓜献上——加藤忠廣——嘉定議——源氏三所の大事——崇傳ノビスバンへの返書を綴る——本多上野介書——濃毘數般に與ふる書——メキシコ國——メキシコ金銀嶋を探檢——時計——蓮池坊の蓮——眞言論議——一貫の道——道春道を論ず——江戸の歌舞伎組——歌舞伎組の首魁大嶋逸平——男達——仙洞御快復——駿



府文庫曝書—江戸の賀使—歌舞伎組の處分報告—秀頼の賀詞—喜多院—駿府の闘争飯田傳  
 吉—家康霍亂を病む—因果居士—調劑—外船絲を載せ到る—眞言宗多聞院—八丈嶋の桑  
 板—大風雨—暹羅船—大風雨—法談—船役金—大嶋逸平誅せらる—安倍川洪水—大  
 堤—親鸞上人—蔣棊—眞賦改正—眞言の要文—呂宋—茶筵—煙草禁令—片桐且元—  
 —古田織部正—鄭芝龍來る—圍碁—寺社奉行の始—南蠻の物産—家康賣らる—法談—  
 家康寒食—茶筵—家康對外態度—珍禽—黒船主到—西域國に與ふる三書—西域本多正純  
 に贈る書—呂宋の謝禮使—本多上野介へ贈る書—後藤庄三郎への書翰—池田輝政厚遇せら  
 る—五和呂宋へ返書—呂宋へ返書—正純の返書—方物領収書—東適我東魯訥に與ふる正純  
 の書—正純呂宋に送る書—後藤庄三郎の書—家康蘭人を召見る—蘭國の書—はいてるの野  
 心—阿蘭來航の始末—珍禽—リイフテ號—蘭國の東洋航海—印度總督の書—印度へ家康  
 正純の返書—徳川氏の僭上—僭上は三河武士の常風—徳川家風—道路橋堤の制—拙枝の能  
 —家康江戸に赴く—安間新田開發—駿府の火—家康還る—諸大名に茶を賜ふ—進藤正次  
 卒—北條繁廣卒—黄八幡の子孫—一里塚修築—建徳寺學頭宥空—大輝和尚—林永喜—  
 最上義光駿府に至る—家康義光共に才あり—桶田村若一王子社—伊豆山權現—慶福寺—琉  
 球王歸る—日本は琉球の文質彬彬に若かず—萩原藤藏—年賀—酒井家次の綿帽子—阿茶局  
 —駿府の烈風—秀頼の年賀使—國持榮年賀—町民年賀—初鷹—社寺の年賀—可睡齋—  
 —伊達正宗—詐僞—頼宣三保に遊ぶ—中村一氏の遺士—續日本記—池田輝政卒—駿府諸  
 士登城—池田利隆歸國—淺間神事—天臺論議—天野康景卒—家康の課業念佛—家康の無  
 學—秀忠の乳母岡部局死—同局逸事—三僧正を襲す—天臺論議—能—江淨實相二寺の本  
 末争—能—上總介忠輝—伊達政宗—能—眞言論議—政宗に茶を賜ふ—能—八幡社燒

く—眞言論議—大久保長安の禍心—板倉勝重—土井利勝—鶴—駿府の諸鳥—愛鷹明神  
 —鹿原の鶯—長者ヶ池の雀—家康鷹を愛す—御巢鷹山—修験の争論—大久保長安の財寶  
 調—大久保長安の子囚へらる—長安の舊惡露顯—大久保長安由緒—長安非望—本多丹下越  
 前に赴く—越前の亂—前田利光駿府登城—神龍院神道を説く能はず—安藤對馬至る—三井  
 寺の僧論議—幸若の舞—本多正純歸る—大御所金銀を愛す—頼宣三保に遊ぶ—角田川—  
 旗打川—舟謠—川邊仁右衛門人を斬て刀を賜はる—池田輝政の遺領分配—小出吉政の遺領分  
 配—輝政の妻歸國—高山誕生—木屋氏暹羅より歸る—佛法論議—巴川—淺間社の能及朱  
 印地—能—大久保長安の子弟臣屬處刑—長安の餘罪—信玄の孫顯了—伊古奈比咩神社及舊  
 記—川津庄—來ノ宮—佛法論議—明商駿府に至る—烈風—英船至る—日本風土—駿  
 府—英人の献上品—英國の書—セリイス謁見次第—アダムス—英吉利商館—明國商人煙  
 花を献す—盲人謝罪—駿河二ノ丸煙花—土井利勝—郭山—南光坊—報土寺の法問—家  
 康法問を聴く—法問—佛法論議—吉祥寺—齋田村—雨櫻社—磯餅—呂宋の使者—暴  
 風—英國へ返書—朱印—英國の書—呂宋へ返書—法談—觀智國師—片桐且元駿府に至  
 る—眞如寺開山在川—檢校圓一赦さる—檢校の特權—河内檢校—一夜檢校—田中檢校—  
 —警者の由緒—座頭平家を語る—家康關東に赴く—銀山の吏叱せらる—沼津城主大久保忠佐  
 卒—忠佐の墓—沼津城破壊—清水御殿預山本死—二丁町遊女靜—北岡八郎情婦の爲に死す  
 —一婦二士を殺す—京都童話—貝鳴御殿預山論—新福寺—薩埵興津の道路—八幡の八幡  
 宮—江戸の使者至る—大小名の江戸越年を止む—邪徒流竄—耶楊子—天主教排絶令—波  
 布比賣命神社—杉村の鹿園社—氣田郷—銀座を江戸に移す—鑄錢の所—鞍作塗師關嘉右衛  
 門—幽魂夫を慕ふ—村越茂助死—駿府諸卒小田原に赴く—三嶋以東警戒—小田原城破壊—



大久保忠隣罪せらる——吉利支丹宗倭積——耶徒の禁——大久保忠隣の罪狀——家康三嶋着——道路警衛——善徳寺御殿——日暈——家康還る——土井利勝駿府に至る——家康利勝密議——家康具嶋御殿に遊ぶ——久能街道——矢部地勢變遷——大久保忠總駿府蟄居——大久保忠隣爲人及罪を得たる所以——徳川繼嗣の議——忠隣正信相容れず——正信大久保を倒す——本多正信父子の最後——忠隣陳情書——本多正信と大久保忠隣——沼津城破壊——沼津古城址——失火——彗星——豊臣秀頼彗星を卜せしむ——眞言論議——國持大名謁見——前將軍放鷹——眞言論議——智足院光譽——殿原——淺間社神事——洞家の佛法論議——佛法論議——失火——佛法論議——江戸の使者——上巳——勅使——法問——天海獨り家康の意を解す——邪徒百七十餘人追放——管絃の遊——淺間社——淺間社の能——守隨兵三郎——法相宗論議——眞言論議——僧に茶を賜ふ——細素の學を試む——池田輝政の後室駿府に至る——黄門爲滿古今集秘傳を説く——火起請——熊野社——前田利常大阪の密書を献す——蜂須賀蓬庵——濱清水の新町家三——學校計畫——求遺書——舞曲——曲藝の徒駿府に集る——日色銅の如し——江尻大火——異魚——諸書拔書——眞言論議——論語講義——駿府隱匿の士を追放——洞家法問——眞言新義の法問——卯月堅魚——加茂神符——眞言論議——三丸の能——公武諸法度を定めんとす——能——豊臣秀頼鐘を鑄る——長谷川武藏——法相論議——眞言論議——淺原安近——大佛殿の鐘——法問——家康の孫女入内の密詔——家康の内意——池田知政領邑を没せらる——家康侍女の利殖——巫女の姦——鯨三保に漂着——眞言論議——將軍任官——囃子——天臺論議——片桐且元至る——家康大阪の養兵を責む——天臺論議——端午節——淺間社流鏑馬——酒井忠世駿府に至る——板倉勝重至て密談——京都所司代の任——天臺論議——法華經講讀——片桐且元還——大阪討伐の血脈——叡山天狗の怪——天海追從——前田利長卒——天臺論議——家康文教を起す——諸藝保護——異教嚴禁——朔日の賀——富士水——法問——華嚴論議——風雨——江戸築城過半成——鍾な

き斗雞——天臺論議——能——天臺論議——華嚴論議——天臺論議——嘉定儀——天臺論議——眞言新義論議——邪宗退治——佛檀を作る始——佛龜を作る——僧徒埋葬を司る——石碑の始——石卒都婆——墓上碑の始——卒都婆の始——天臺論議——眞言論議——大澤基胤卒——天臺論議——眞言新義の論議——禁中の狼藉者——名越祓——清水湊町八町——安養寺江湖會——小坂蜜柑——眞言新義の論議——古今集竟宴——天臺論議——大佛供養——眞言新義の論議——七夕賀——大阪の使者——天臺論議——大佛供養の議——幸若舞——天臺論議——角倉了以死——天龍川——富士川——大佛供養の議——鴨谷一學——土井利勝駿府に至る——前田利長の事——家康大阪に反かざるを誓ふ——定の家の伊勢物語——駿府火——井伊直政の舊宅——天臺論議——定家卿の三十六歌仙——大佛の洪鐘——風雨——大佛供養定る——福嶋正則蟄居——鳴津氏の使者——源氏物語講演——家康鐘銘を怒る——天海の中傷——鐘銘異議の因——鐘銘故障の因——華嚴論議——家康天臺の血脈を受く——大佛開眼の日に故障あり——家康天臺相傳を受く——邪徒追捕——八朔の賀——天一弓——鐘銘駿府に至る——供養停止の嚴命——家康隱謀——家康天海の密謀——駿府殿前の園池——諏訪部惣左衛門——馬冷場——蛇形蘇鍼——家康手植の木——實割梅——大佛殿の棟札を献す——鐘銘棟札——鐘銘——大風——梅戸忠介——宗鑑筆廿一代集——天臺論議——古人の筆蹟和歌——法問——福嶋掃部——大佛供養定る——福嶋正頼蟄居——鳴津の使者——源氏物語講演——家康鐘銘を怒る——天海の中傷——鐘銘異議の因——且元清韓等駿河に下る——徳願寺——夢皿——正純の詰責——且元等の辯疏——清韓柴屋寺に閉居——天海出仕——大魚——連歌——黒船長至——虎子——音呼鳥——天臺論議——囃子——棟札の遠式——七長老の鐘銘批評——諸宗英才鐘銘批評——妙心寺海山和尚——正論——林道春の鐘銘勅文——清韓の鐘銘辯疏——辯疏は徒勞——大阪忍ぶ能はずして亡ぶ——天臺論議——片桐且元等駿府に移る——鐘銘批判書を江戸に送る——駿府庫中の書——天臺論議——源氏物語三秘事——



—眞言論議—天臺論議—清韓が紫衣の査檢—幕府の使者—暴風—大神宮の御遷宮—關東關西の稱—家康大阪の不義を責む—片桐止り大野歸る—大阪の三使女—木村重成—三女穢弄せらる—三女江戸に赴く—本多正純三女に先ち東下—星屋才藏—邪徒退治—邪徒の女家康を殺さんとす—原主水—駿府の怪—姥狐—大久保彦左衛門—蘭使耶揚子—關東洪水—虎子—駿府の能—近畿洪水—天臺論議—正純丸子に至り且元に告ぐ—三策—成瀬吉右衛門—重陽節—家康大に且元を責む—且元辯解を務む—家康且元を寵す—三女使且元を疑ふ—離間策—酒を僧に賜ふ—華嚴論議—箱根路廢—足柄路通—三局歸阪—且元歸阪—濱松にて且元三女に追及—家康の計成らんとす—且元の責大なり—原主水—土井利勝駿府に至る—家康天海密議—前田利常駿府に至る—日坂殿餅と前田利常—殿餅老婆—可睡齋宗珊—松平の稱號—邪徒平内罪せらる—耕雲寺僧罪せらる—雲岩寺改稱—龍泉寺—原主水誅せらる—天海—家康平家を聴く—且元蟄居の使到る—且元治長和せず—且元の秘策—大阪の使者至る—且元高野に入る—家康癒愈—邪宗の慘刑—切支丹殉教者—庸醫奇刑—猿樂中止—大阪騷擾の報—出軍の檄—大阪兵を集む—眞田幸村—御宿正倫大阪に與す—問者朝比奈義次—大野氏治—一里飛脚—降電—義直の軍旗—頼宣の軍旗—頼宣の大經—軍令—義直國に就く—駿州要害の守備—天龍川船橋—船勸物—東海道人馬多し—板倉勝重の報—所司代—江戸の祕使至る—三山紅藏—有樂の書—細川忠利江戸に赴く—中川久藏駿府に至る—松平攝津守死す—平野長泰強骨—大阪舉兵の報—織田信雄の書—駿府留守役—伊豆諸侯の西國船—三山の船手小濱民部—東海東山の要害—且元茨木を退去の報—且元の使者—家康と且元—遠州兵西上—竹中重俊東行して正則を説く—西國諸侯西上—池田忠繼—海邊巡視—北海道—掛川城主—土井利勝至て家康の出陣を止む—出軍後の諸役—

五味藤九郎—平野長泰江戸にゆく—最上家親駿府に到る—鐵盾を作—駿府失火—關西諸侯吉原滯留—曾根長一—横須賀家の七豪傑—駿府城留守—三宅氏系—沼津留守—走水守備—三浦三崎守備—本坂守備—宇津谷守備—久能城守備—所司代其他の報—兵糧の制—宿泊の制—禁令—甲乙人の事—頼宣出陣—矢部虎之助—指物—家康出陣—家康及諸將軍容—阿茶局—家康崇祖—傳馬人足拔金六—徳川連枝の大小名—家康の英氣—家康陣中の服藥—家康の軍扇—勝鬨鼓—暴雷—家康田中に宿す—田中御殿—とくの一色—天龍船橋—家康の狂暴北條義時に浮ぶ—家康掛川に宿す—軍令—大野氏治歸る—且元の使—勝重の使—日向半兵衛—清水大火—京都の報—家康中泉に至る—薩使到る—邪徒放逐—峰須賀家政中泉に至る—増上寺の使者中泉に至る—秀忠の使者中泉に至る—竹中重俊中泉に至る—福嶋正則大阪を諫むる書—家康中泉にて新田義重を供養す—中泉の鬭爭—家康濱松に到る—天龍川二派の船橋—船越一色村—加藤忠廣—脇坂安元濱松に至る—將軍の使者濱松に至る—伯州代官濱松に至る—出陣の令—京尹の報濱松に至る—大阪の諸浪子—眞田幸村奮慮を出づ—家康濱松を發す—軍令—駿河の猪—駿府大火—清水大火遊廓廢す—正純誓書を且元に送る—三山船藏—庵原八彌—沼津城番—家康二條に入る—地震—古書繕寫—横須賀城主大須賀國丸—三四三十—將軍秀忠三嶋に到る—將軍の軍容—軍令—政宗秀頼の密使を捕へ家康に送る—將軍清水に到る—將軍急遽上洛—秀忠掛川着—今川氏眞卒—青山重成—藤堂高虎へ將軍の返書—家康秀頼の往復書—政宗の諫言—秀忠吉田に到る—大阪の近狀—邪徒放逐—徳川勢の陣形—大阪の防禦—和議起る—東西和す—秀頼誓書—家康誓書—木村重成—秀吉の大阪を攻落す計—阿多古谷懷山—鑑成の租法—和田政景從軍—和田氏系—氣多郷十五所權現—植田村地勢—思家坊—神主等文武を修む—濱松—家康歸



國——大阪の使者家康の違約を責む——家康中泉に到る——將軍の使者中泉に至る——傳馬の捷——  
 家康中泉に滞在——大阪城破却の狀——中泉——賴宣駿府に急歸る——將軍の使者中泉に至る——將  
 軍秀忠濱松に到る——中泉にて兩御所對面——掛川——田中——良正院の訃中泉に到る——池田忠繼  
 の孝友——良正院の姦——秀忠清水に泊す——家康相良に狩す——蒲原——家康田中に入る——秀忠  
 三嶋に到る——家康駿府に歸る——井伊直孝家をつぐ——井伊直孝の逸事——徳川忠輝——織田有樂  
 ——大阪隱謀の證——小幡勸兵衛の先は遠州人なり——福嶋上總介——小幡勸兵衛——土井利勝至る  
 ——小幡勸兵衛謀者となる——義直婚姻——奥平信昌卒——大阪の使者駿府に至る——小幡勸兵衛の  
 密報——上下垂木村神領——砥餅——伊達政宗駿府登城——土井利勝駿府登城——前將軍の遺言狀——  
 ——鹿子花の石火矢製造——權現堤——薩摩堤——井川鐵砲藏——狼煙山——渡邊宗覺の石火矢——石  
 火矢藏——伊勢踊流行——鍛冶嶋村の伊勢踊——幕使——伊勢踊嚴禁——家康兵を徵す——片桐且元  
 駿府に走る——京都の寫本駿府に到る——尾州婚儀——家康出師——軍令——秀頼國替を拒む——大  
 阪騷擾——前將軍掛川に至る——大阪出兵——家康中泉に至る——濱松に至る——大阪の浪人——將  
 軍秀忠三嶋に到る——將軍の行程——清水——田中——掛川——新居——將軍高虎に賜ふ書——浪士  
 大阪に集る所以——正信の策——大阪落城——大阪勢の守禦——東西激戰——後藤基次戰死——薄田  
 隼人戰死——竹鐵砲——木村重成戰死——庵原助右衛門——重成の妻——庵原助右衛門無慾——三勇  
 士——安藤長三郎——庵原助右衛門系——新野左馬助——關東大阪兩勢の勇怯——家康の子權之丞討  
 死——大阪遂に敗る——西軍死者——東軍死者——秀頼の遺骸——秀頼の二子——豊臣秀頼不死——  
 大阪の沒收金——崔松殺さる——石川丈山——説心禪師——上嶋忠四郎——七十五尋觸掛り——下田  
 ——塙直之——御殿場新町——御殿——東照大權現——片桐且元死——瀨尻村片桐三舊家——片桐且  
 元論——且元の死——片桐且元の墓及遺物——誓願寺——小幡勸兵衛——大藏一覽新版——書籍捺印

——鶴翁——松薫——公家衆法度——將軍秀忠東歸——掛川——横須賀賴宣に歸す——大須賀家絶——  
 ——田中——忠輝と血槍九郎——武人の殺氣——清水——三嶋——宿驛狀況——家康中泉に到る——中  
 泉御殿——中泉寺——掛川——田中——駿府凱旋——豊臣氏の遺類を求む——駿府町頭——駿府に賞  
 賜——町頭——年行事——駿府年行事特例——畑尻——駿府城内の風儀——家康因果を説く——家康  
 の勝軍——關ヶ原大阪二役の評——片桐且元——鐘銘苦情外の一策——剛臆入札の令——江戸の使者  
 至る——忠輝の臣幽せらる——忠輝怠慢——櫻井勝成——華陽院の鏡——少將井神社——徳川家の二  
 神——高福寺——幕府使者駿府に至る——賀久留神社火——白鳥を獻す——賜茶——放鷹——洞雲寺  
 火——放鷹——上山檢校——家康東行——駿府四執政——堀江陣屋——大澤基胤加増——大阪役戰死  
 者弔祭——華陽院——三嶋——泉頭城址——監察使制度——城壘破壞令——横須賀城の諸士——大龍  
 丸——小龍丸——清水湊——駿河小早船——船形——清水町——船を何丸といふこと——下田關所——  
 ——今村正長——遠江灘——下田湊の四要——三嶋——泉頭退隱地——家康歸城——西國諸大名東下——  
 ——論功行賞——年賀服裝——原新田開墾——御園神領——梅名神領——長昌寺——眞勝寺——源覺——  
 ——蓮永寺——今切關擴張——志都呂村——年賀——益山觀音——初鷹野——泉頭退隱の議——熱海湯  
 治——泉頭退隱止む——放鷹——群書治要活版——小笠山天狗——多聞天——家康病む——佛ヶ原——  
 ——京師の料理——方頭魚——片山與庵——醫師の僧態——落合小平治健脚——良知惣右衛門——三浦  
 是平——駿府の將士田中に到る——江戸の使者——忠輝謝罪——將軍秀忠駿府に到る——家康病再び  
 重し——將軍西丸に在り——家康死期を知る——天海——稻富伊賀死——良醫を召す——祈禱——肥  
 後の監察——京師の使者——將軍の孝行——群書治要出版——兩傳奏——諸將病をとふ——天變——  
 伏見加番——彼任の内意——片山與庵謫せらる——小野お通死——淨瑠璃の起——六本松——お通に  
 つき數説——小野藥師堂——お通の女直千代——十二段淨瑠璃——忠輝免されず——忠輝不平——諸



大名と切支丹——大久保長安隠謀——家康親信の將士——築廟の遺言——諸將の評——加藤嘉明——家康の軍制意見——家康内旨を拜す——群書治要——駿河本——銅字活版——家康の肖像——安國公——教覺寺——蒲生氏の家人訴ふ——清韓禁獄——相國宣下の口宣——家康任敍——勅使行列——任大臣儀式——諸大名拜賀——家康藥を避く——平井瑞聖——與庵罪を得たる所以——家康の病症——勅使發應——遊樂——和歌會——禮物——音羽山清水寺——聖遍坊秀生——家康の遺言——譜代へ遺言——外様へ遺言——東北西三方の委任——三公子を託す——勅使淺間社に詣づ——伊達政宗——家康祭祀の遺言——梵舜來駿——勅使歸洛——家康の密旨——忠輝三嶋に至る——淺原安近卒す——水野忠清荊屋二萬石を賜はる——富士淺間の大般若轉讀——神領百石以上の神社——大阪役の戦功を賞す——夏目兄弟扶持せらる——家康病重し——諸侯歸國——將軍に遺命——福嶋正則歸國を許さる——梵舜に遺命——三池寶刀——神葬の議を命ず——久能山廟——駿府本丸——本多正純の殉死を禁す——家康竹千代に遺言——前將軍徳川家康薨す——家康の寵妾剃髮——正純於六方私通——勝川甲一——駿江兩府の執政——武家執政の榮達——家康在駿の度數——家康廢典を起す——舊法に依りて國を治す——家康武田の矢を用ふる——大岡の評——家康を殞す——久能山廟地——久能城廢——家康の葬儀——行列——葬儀は兩部を用ふ——葬儀につき——兩部葬儀の議——天海略傳——井出八郎右衛門殉死——安居山石藏院——扶持給與法——一日の食——家康の逸事——江戸老臣を誡む——執政は昇夫の如し——小巧に大智なし——一人に任すべからず——義經の歌——竹林派弓術——佛工常慶——家康の像——華陽院了的家康の像を刻す——家康の花押——賤機燒——井伊谷燒——志戸呂燒——不明門の番卒を賞す——家康容貌——家康恩を忘れず——太田某の無禮を賞す——鈴木久三郎——久世と坂部——武田石田は家康の事業を助く——新古田の開發——人物の荒廢——萩原宗本智力——四足門——怪力婦人——鬼彦四——日下開山立川——珠賀美神社の石燈籠——犬に三年人一代——落ち

たる釣瓶の上げ方——淨土僧との問答——三要三切——質素——古足袋——革足袋——木綿足袋——木綿服——布子——奢を罪す——洗衣——儉吝——金包紙——本多正信の儉約——門松のこと——門松——竹——七種菜——七種菜の歌——談伴衆——諫言の功は將を斬るに勝る——安西衆——安倍川舊流域に因む地名——川中松——川越町——志豆機山——放鷹姿——市女笠——放鷹旅裝——近傍の旅裝——日光山祭儀の鷹——安國殿——鷹御門——鷹野の利——鷹野氏——興津鯛——一富士二鷹三茄子——初茄子の献——初瓜の献——茄子籠——芝川海苔——芝川——鬼橋口碑——彈南長者——マツバム草——天子ヶ嶽傳説——瑤玲躑躅——備前城蹟——白絲瀧——半野村川苔製造——川海苔產地——的場源七——白米と豆腐殻——久能山の祭祀神式を用ふ——志豆機燒は久能山の祭器——女房剃髮——阿茶局——万斛村の阿茶局蹟——英勝院——養珠院——團右衛門——龍華寺及十二景——日本三景——將軍内參詣——久能社の構造——榊原家宅——將軍秀忠遷る——梵舜駿府に遷る——西藏寺——駿府の女房——忠輝三嶋を去る——梵舜崇傳江戸に赴く——遺物分與——三隱士——諸大名駿府を去る——家康の遺誡及辭世——勅使下向——久能山神號の議——勅使久能山に詣づ——永代伏方村開墾——下田奉行——錢貨平準の令——悪錢六種——鏝錢不行——久能山に日蓮僧誦經——頼房久能に留る——駿河臺——本多正純加増——正信の庭訓——三公子に遺物分配——楓山文庫——久能金庫——本多正信卒——明智光秀の亂——駿士江戸に召さる——駿府町奉行廢——忠輝朝熊に配せらる——忠輝罪を得る始終——越後老臣の恐惑——花井主水の苦策——安西右馬允の告訴——主水の罪——猩猩瓶——松平重勝——横須賀城主——缺米口米口錢——倭法——三七延——久能廟建立——黒本尊——寶臺院の白本尊——袋井驛を置く——耶教禁令——駿府の士江戸に移る——西光寺領蓮沼——煙草を禁す——土井利勝と煙草——駿府庫中の書籍配分——傳馬駄賃人足——濱松驛擴張——岩田郷濱松に編入——濱松の傳馬——岡部驛傳馬——義直頼宣江戸に移る——彦坂光正頼宣に屬す——久



努城主北條重相——掛川城主松平定行移封——船越渡埋地——久能街道——懸川圓満寺と宣如上人——  
 日坂宿改正——林羅山歸京——丙辰紀行——箱根——走湯山——熱海——三嶋——蛭小嶋——大嶋——  
 富士沼——富士山——富士川——薩埵山——興津——清見關——三保——久能山——久能宮——  
 駿河文庫——狐崎——淺間——臨濟寺——建穂寺——八幡——久佐奈岐——宇都山——大井川——小  
 夜中山——西坂——中泉——池田——大小天龍——今切——潮見坂——葛粉——葛布——僧萬里紀行  
 中の名所——濱名湖——濱名浦——箕方原——普濟精舎——引馬——懸塚——小河里——葉梨郷——  
 湯屋大釜——内屋蔭——丸子里——手越少將舊居——木枯森——清見寺——三保松原——薩埵坂——  
 濱女斟潮——田子浦——富士川——浮嶋原——河陽名産——千本松原——箱根山——掛川城主安藤直  
 次——大内郷觀音堂領——田中城代——勅使降下——久能山神號——東照大權現由來——安間平治彌  
 御清水——榮林寺住職寂——東照宮遷祀の準備——長者原開墾——東照大權現遷祀——初夜——  
 城山——東泉院——中泉八幡宮造營——靈櫃三嶋に至る——御殿場——光明寺——三ヶ日村總社——  
 英多神社の國訓——夏目襲鷹の書簡——靈櫃三嶋を發す——家康略傳——遷坐の記——善徳寺——三  
 嶋——箱根——烏丸光廣——東照大權現を日光山本社に遷祀す——日光造營の私曲——官營の東照宮  
 七——諸國の權現社——東海道宿割——徳永種久東海道を東に向ふ紀行あり——久能山參拜の儀——  
 宿賃の制——錢を撰むを禁す——本多正純駿府に至る——百匹馬の令——將軍秀忠上洛の途三嶋に到  
 る——近藤秀用——編笠——蒲原——駿府——久能山——田中——掛川——中泉——濱松——富士道  
 者の役錢——家康の靈——將軍江戸に還る——濱松——後陽成院將軍を訓誡す——將軍謹慎——中泉  
 ——懸川——田中——駿府——蒲原——三嶋——臨濟寺鐵山和尚寂——水野重仲——切山村孫左衛門  
 死——靜照院寄附——清見寺本尊——久能山社殿成る——勅額——石工——漆器——竹細工——駿河  
 名物——淡竹——籠枕——漆器の祖——駿府人久能參拜——龍泉寺領——江戸時代土地の種類——朱

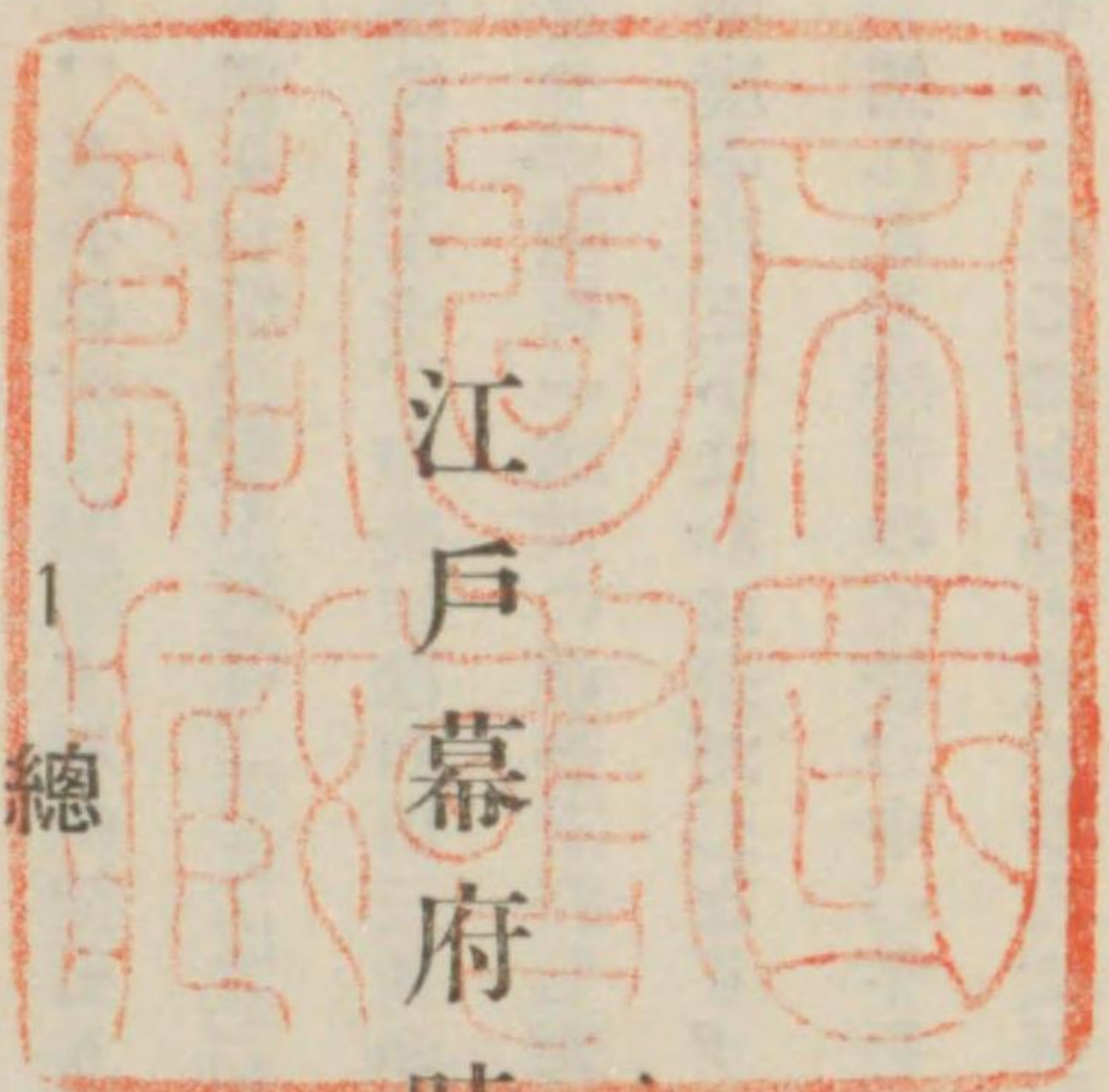
印の事——船免狀筆料——富士山の巨材——伊豆國小池塘開墾——田方總社八幡宮——野部村若宮  
 八幡宮——野部郷起因——慶林齋寺領

此の目次は、極めて概畧を擧げ  
 たるもの、悉しきは索隱に譲る



嶽南史 第四卷

鈴木覺馬編



江戸幕府時代

説

豊臣太閤  
薨後の形勢

隈なく天を照らしし太陽の、一たび西山に没して後、數多惑星のあらはれ來て、彼方此方に輝くあるに、常はさばかり名も知られざる星さへ、筑々として閃きあふは、無名の星も此機に乗じて、己が名をあらはし、己が處を得るときほふにやと疑はるるは、晦日前後、月なき夜空の常態なるが、古今の偉人太閤秀吉の、溘焉として續を屬けたる後の、日本の天地は、宛も之に似たらずや、聚樂の誓盟固しと雖も、伏見の遺命濃かなりと雖も、秀吉死しての後は、毫も其效あることなく、死屍未だ冷かならざるに、早くも阿黨排擠の勢を生じ、五大老・三中老、こころごころの政は一ならず、七隊の長ありと雖も、諸將を融和して幼主に奉仕し、

總

説



衆志を集めて社稷を保護し、務めて先主の遺業を失墜せしめじとの決心を固うせしむること能はざりき。されば天下兵馬の權は、慶長三年、太閤の薨去と共に伏見を去りたるなり。豊臣家を離れたるなり。其の纒に伏見にありしが如く見ゆるは、唯、その外形なるのみ。

徳川家康の權勢

爾あらば、太閤薨じて後の政柄は、誰かこれを掌握したる。加賀の前田利家か、利家願命を蒙り、幼主を擁して政に従ふと雖も、未だ獨り専ら決する能はず。江戸の徳川家康か、家康伏見に在り、諸將の上に位して政に任じ、勢力最も強く、殊に利家卒して後は、威望益、加はり、大政を綜攬して宇内を睥睨し、權勢諸將を凌ぎ、威福己より出でければ、其勢の及ぶところ、遂に我が遠・駿に國する、堀尾・中村輩に於けるが如く、多少は新に追隨するの徒をも得、また家康自らも窺叢の念勃勃として、禁じ難きものありしは掩ふべからざりしが、併も猶ほ、西には毛利・嶋津あり、東には上杉・佐竹ありて、未だ輒く屈伏せしむべきにあらず。殊に況んや、中央には石田三成の團ありて、容易に屈從せざるのみかは、却つて痛く之を排斥するにあるをや。纒に一諸侯の嫁娶を許したるにも、嗷嗷として其の專横を訴へて已まざる態なれば、天下の政治を、家康の政といはむは未だしなり。

然れども秀吉の死後、中一年を隔てたる慶長五年、關ヶ原の戰あつて、石田三成の黨全く滅亡し、島津・毛利、さては上杉・佐竹の族に至るまで、一敗地に塗れて再び起たすなりぬる後は、家康の威望全く成りて、大小の政多く其の掌中に歸し、東西の大小名も、其の内心は兎まれ、表に徳川氏に反くを憚るに至りければ、國政の七八分は、之を掌握するを得たりと謂はざるべからず。乃ち國政の七八分は、家康の胸中より出でた

るなり。乃ち國政の七八分は、家康の胸中より出づと雖も、江戸より出でたるにあらずして、伏見より出でたるなり。而して伏見は豊臣家の政廳なり、即ち知る。伏見政廳の執る政の七八分は、伏見政廳の主の心より出でたる政にあらずして、江戸城主の心より出でたるものなり。而して江戸城主より出でたる七八分の國政は、江戸城郭より出でずして、伏見政廳より出でたるを。然らば則ち此時天下の權は、徳川氏に歸したりと雖も、天下の政は豊臣氏によりて布かれたるなり。而して豊臣氏は、政をこそ布け、其實權はなきなり。之を物に譬ふれば、恰も江戸の製造物を、伏見の老舗より賣出だすにも似たるか。あはれ史を講ずるもの、此頃を稱して、何の時代といはんとするか。豊臣といはんか其實なし。江戸といはんか其形なし。

名實備はる江戸幕府

思ふに江戸時代と稱すべきは、慶長八年二月、家康が、征夷大將軍に任ぜられたる後の事なるべけれども、其實をいはば、その八年後といへどもなほその内容には、數多缺くる所なきにしもあらざれば、名實共に完備したるは、慶長二十年、大坂落城して、豊臣家の滅亡したる後なりと謂はざるべからず。然はあれども、其の備はる備はざるは兎も角として、征夷大將軍てふ重職を、一天萬乗の君より命ぜられ、兵馬の大權を御委任せられたるうへは、之を稱して江戸時代といふに、何の疑かあるべき。さりや、其前凡そ五ヶ年間をば、そも何と稱すべきか。之を豊臣時代後期、若くは江戸時代前期といはば、稍、その實をば得べけれども、更に翻つて仔細に、考ふれば、慶長三年・四年の間と雖も、家康の威力は已に諸將を壓し、弱き者は威を以て壓し、強き者は恩を以て懷け、或は情を以て絆き、以て輕輕しく反く能はざらしめられたれば、其勢は隆々たるものありて、家康自らも、已に天下の覇者たる面色をあらはしけるに、其の五年關ヶ原役後に



無名の將軍

至ては、其威益、揚り、諸侯の多くは、其意を迎ふるに汲汲たるものの如くにして、唯、こゝに其威を損するものありといはば、大坂尙ほ存して、隠たる一敵國の狀をなしたるものある是のみ。而して之が爲には、家康も大に其心を勞し、諸侯の操縦に、斜ならず辛苦したる蹟は見ゆれども、其の苦辛して、巧みに之に處したる爲にや、苟も之が制御を過つが如きことなく、極めて剛強なる者にて、名を假り事に託し、漸く其角を抜き其距を脱し、遂に鷹揚の志を少き、逐搏の力なからしめたれば、彼の豊臣氏存亡の決たる、大坂の役に於てさへ、之に荷擔せし一人の大小名をだに見ざるに至れり。然らば則ち、家康は、此時已に無名の將軍たりしなり。此時は、已に家康の時代たりしなりといふに、毫も憚りあるべからず。畢竟するに、此の四五十年間は、家康が一意己が勢力の扶植培養に努め、江戸幕府創立の基礎を築くに汲汲たりし年代にして、其の威風の隆隆たるも、日に月に著しかりければ、之を亡びゆく豊臣家の後につづけむよりは、寧ろ興りつつある、江戸時代のうちに収めて見るこそ、理には近かるべきか、そも家康は、秀吉の死後を受けたる後、如何なる態度を以て、之に臨まんとはせし。翻レ手作レ雲覆レ手雨紛紛輕薄何須レ數と、敢て杜子美の言を假りて、戰國の英雄を論ぜんとはあらざれども、慶長三年八月十八日、太閤秀吉薨じたる後の家康が態度の、何ぞ其れ能く此句に似たるの甚だしきや、家康が、太閤の遺命を謝して托孤の任を辭し、敢て此の態度に出でし所以は、果して何の謀る所あつて然るか。

逆取順守

史に稱す。家康嘗て林羅山に問うて曰く、吾、逆を以て取り、順を以て守らんと欲す、如何と。羅山切に其の不可を諫む。然れども家康之に従ふ能はず、生涯之を用ゐて厭かず、之を子孫に傳へて、敢て或はこれを失墜することなからしむと。蓋し逆に取て順に守るてふことは、古來霸氣滿滿たる武將の、用ゐて厭はざる常用の手段にして、必ずしも家康の創意にはあらで、由來の覇者、一是に此舉に出でしと、言はば言はるべきが、其の之を用ひるに、急激と寛舒と、露骨と艶曲との差はあるなり。而して其差は、専ら其人の性質に因りて分れしものにて、策略に出でたるものにあざれば、素より其の善惡を論すべきものにあらず、從て其の成功の如何も、緩急に因て論すべきものにあらず、源頼朝は寛舒にして成りしもの、足利尊氏は急激にして、敗れしもの、豊臣秀吉は磊落寛大にして成り、織田信長は尊大急激にして敗れ、而して北條義時と徳川家康とは、陰險急激にして大成せしものなり。而して其の成敗利鈍の迹を見るに、成る者は、其の根據を、富國強兵の上に据ゑたる者にして、敗れたる者は、富強の實備はらざる者なり。而して同じく成ると雖も、成るに大小の別あるは、亦その富強のうへに、不完の別あるに因ると謂はざるべからず。暫く之を徳川家康に見む。家康初め、僅に參州安祥の一小城より起り、五十年の短日月にして、天下の霸權を掌握し、江戸幕府三百年の基を開きしは、實に此の富強の資を有したるに由らずんばあらざるなり。家康が士を養ひしを見るに、參河武士の天に得たる、頑固一徹の心を生ほし立てて、之に君臣の義を諭し、偏に義勇奉公の精神を鼓舞し、而して之を待遇するに、限りある物資は、固より之を飽かしむる能はざりしかども、精神上よりは、務めて之を優遇したるなり。即ち若し其夫死すれば其婦を扶助し、其父死すれば其孤を保育し、而も其の死者の功は、小功と雖も忘れず、之を其婦に報ぜざれば、之を其子に與へしより、其子其孫たるもの、亦其恩の厚きに感ずること深く、苟も兵器を持するに堪ふるに至れば、直ちに戰場に臨みて、其死を顧みざらんとせり。

富強は霸業の基



是れ參河武士の、千挫屈せず、百折撓まず、頑強の名を天下に擅にしたる所以にして、又、家康の、海道一なる弓取の名を博し、四方の強敵に接しながらも、寸を進め尺を加へ、漸く大となり、遂に以て覇業を成したる所以なり。然れども兵力の強きは、獨だ武略の優れたると、士氣の猛きとのみに因て得べきものにあらず。また其の素因なくばあらず。素因とは何ぞ、富力是なり。金城千仞、湯池百歩ありと雖も、粟なければ一日も以て守る能はずとは、古人の訓戒なれども、家康は學びて知りしか、學ばずして覺りしか、參河に在りし時より、既に深く此に心を用るたるは明かなり。即ち其の質素を尙び、儉約に務めたることの、他將の遠く及ばざる所なるは、其の士卒の自から挿秧を行ひたると、其の賄方の、糠味噌漬を鹽辛くして、野菜を節したると、家康の遺産に、銀十貫目入四千九百五十三兩、金二千兩入四百七十兩ありしといふ一事にても知らるるが如く、家康は實に人知らぬ心を、經濟に勞したる者なり。而して其勞や空しからず、家康は、此の質素儉約によりて得たる富力と、祖先より代代養ひ來たる、頑強なる三河武士の兵力とを併有し得たれば、假令其城は小なりと雖も、其兵は寡しと雖も、誰か能く俄に之を倒すを得ん。今川氏數代の積威を以てするも、之を壓する能はず、織田氏新捷の勢を以てするも、之を屈する能はず、秀吉朝廷の榮爵に倚り、關西の覇權を振ひ以て之に臨むも、遂に之と和するの外途なきに至れるは、畢竟家康に、此の二力の具備はれるに因るものにして、家康は最後に、此の二力を逆用して、豊臣家の覇權を逆取し、朝權を逆取し、皇家の威嚴を汚し奉り、此に全く天下の兵權を掌握し、江戸幕府三百年の基礎を築きたるなり。

家康既に天下の覇權を掌握するや、天下再び逆取の徒出でて、己の二舞を爲すを虞れ、之が豫防として、

## 逆取の豫防策二

二策を立てたり、一は即ち諸侯を貧窮ならしむるの策にして、其の方法としては、屢命じて城を築かしめ、道を造らしめ、河川を浚ひ、堤防を修めしめ、務めて富を有する能はざらしめしが、是れ己既に其力によりて、人に抗し人を倒したる經驗あれば、再び己に習ひて、己を倒す謀を成す能はざらしめむの謀たるは、論ずるまでもあるべからず。二は即ち人心を和ぐる策にして、其の方法としては、専ら文學を興隆したるなり。此の二策は、家康已に天下を逆取して、己が素志の一半を成したれば、更に進んで、其の一半たる、順守を遂行せんとするに出でたるものにして、一の策は、自己の體験に基きて得、二の策は深思熟慮に依りて得たるものならし。而して諸侯を貧困ならしむる策の、極めて單純なるに反し、文學の興隆は、甚だ複雑なるもの如し、妄りに文學を興隆すれば、却つて己に抗する知識を養ひ、盜に糧を與ふるの愚に陥る患なきにしもあざればなり。因つて家康は、多くある學派の中より、己の目的たる、人心融和の具に、最も適當したるものを選択し、儒教中、最も溫和説なる朱註を採用したり。而して之を、從來の武士道に併せて兼修せしめ、以て其の忠孝を奨め、以て其の文武を勵まし、忠孝を體とし、文武を用とせしめけるが、尙ほ益、その心を柔順ならしめんとするや、謂ゆる五字七字の訓なるものを作り、之を徧く諸士に分ちて誡めぬ。曰く、みのほどをしれ。曰く、うへをみなと。身の程を知りて其分に安じ、下を見て常に己の餘榮に甘じ、而して忠孝を體とせば、終日追追として鍊ふる所の武術も、君父の爲に讐を復するの用に供するを得ば、最上の功ならん。是れ江戸時代に、復讐の擧の多き所以か。而して切瑛琢磨、螢雪の苦を積み成したる學も、亦武家に仕へて、僅に斗升の祿を求め得れば譽としたるなり。是れ當時、帷を垂れて徒を集め、文學を講説



する者の多かりし所以か。篤行として賞揚せられたる者も、多くは貧賤に甘んじ、苦境に安んじて、他を顧みざる者にして、不屈不撓、百難を排して功を成したる者の、賞せられたる例は甚だ稀なるも、亦是れ五字七字の訓言に基くものにして、其の範を超えざる程度に於てこそ、多少の進路は開かれたれ、鴻鵠の志を養ふには足らざるべし。蕃山・素行の斥けられたる、人その故を知るか。

因循姑息の基

徳川氏は、家康の遺したる法策を以て、百年の大計を得たりとしたるべけれども、之を極むるに、此の訓言の如きは勇往邁進の氣概を沮止し、偏に因循姑息の氣風を養成したるものと謂はざるべからず。而して邁進を沮止する世に賞せらるるものは、概ね無爲無能の人にして、姑息を養成する世に罰せらるるものは、概ね敢爲直前の人なれば、斯る政治の行はるる間は、年年に無爲の者進み、歳歳に敢爲の士退き、漸く人心の萎微を招き、國勢の不振を來たすに至るべきは、數の免れざる所なれば、若し之を踏襲して久しきに亙り、幾世幾代改むることなからんか、其の國家は早晚土崩瓦解して、遂に收拾すべからざるに至るべきは、古今東西の歴史に徴して明かなり。江戸幕府が、創業を距ること二百餘年の、嘉永以後に至て、尙ほ且つ祖宗の法改むるに忍びずと稱し、二百年前已に人心を因循姑息に導き、國勢を不振に陥るるの端を開きたる、其の政策を持続し、其の政法を墨守して、變に應ずる能はざりしは、徳川氏自から、其の幕府を破壊したりとも謂ふべきか。而して財戻りて入るものは、戻りて出づといふ諺の如く、政權も、逆に取りしものは、逆に取るるを常とするは、鎌倉幕府以來、覇者の互に興り、互に亡びし迹を見るにつけても、將た、武將の一仆一起の状を見るにつけても明かなるに、獨り徳川氏のみ其轍に陥らず、北條氏の如き大厄に陥らざるのみか

聖恩

は、子孫榮爵を極め榮華に誇り、國民の最上位に位するを得し所以のものは、一は六百年來、武人の擅横によつて傾けられたる王權の、未だ全く恢復しおほせざりしに因るとはいへ、機運は已に一轉して、式微式微胡ぞ歸らざると、古詩人の絶叫したる希望も達すべき時に及びければ、討たばなどか討たれざらん、討たるを討たてこれを容し、容して榮爵を子孫に餘らしめ給へるは、畏けれども天地と其徳を合し給ふ、聖天子の鴻恩に因らすんばあらず、故に若し之を徳川氏よりいはば、斯る聖世に遭遇したる僥倖なるのみ。徳川氏の力能く之を爲したるにはあらざるなり。徳川家たるもの深く考ふべきことにこそ。

徳川氏治世の長き所以

秦始皇帝は、天下の人民を愚にして、二世三世より萬世に帝たらんと欲し、日本の徳川氏は、天下の人民を懦弱にして、長く幕府を維持せんと計りしものなるが、愚も懦も畧ぼ異なる所なきに、彼は敗れ是は成る所以、そも何くに在るか。始皇の敗は暫く之を措き、徳川氏の成りし所以を按ずるに、足利將軍十三代の治世中を、世に稱して室町時代と呼べども、治世とは唯名のみにて、其實は亂世なり。而して其の最も甚だしかりしは、應仁以後にして、應仁以後、亂極て天下の秩序悉く破壊し、天下の人心荒蕪し果てたる時を、世に稱して戰國時代となす。戰國時代に至て、織田信長出で、近畿十餘國を蕩平し、尋で豊臣秀吉出で、漸く天下を統一したるも、數百年來、刀鎗矢石に鍊磨したる國民の武勇は、尙ほ未だ衰退せず、八幡船の遺風さへ尙ほ存し、南洋諸嶋に據て、豊公を迎へんと謀る者ありしなり。又之を一たび朝鮮に送れば、八道山河の震動せしこと、彼の如きもありて、其の猛勇激越の氣力は、寧ろ度を過ぎたるものありて、悪しくせば、再び天柱を挫き、地維を缺く患の生ぜざるを期し難き形勢なりしを、家康その治平に害あるを察し、務めて之



を抑制せんと欲し、新に、蘆灰にはあらぬ武家諸法度を制走し、螻にはあらぬ武人の手足を束縛し、専ら消極の政を施し、務めて之に壓迫を加へたれば、漸次其の氣勢を殺ぎ、其の勢力を削り、遂に家國を賭して、事を擧げんする者なきに至り、泰平の治に馴致せしなり。然れども、將軍家光・家綱の時代に至るまでは、唯、その猛勇の過ぎたるを殺ぎたるに止まりて、未だ昔より養ひ來たる、元氣の本體を傷くるには至らざりき。

嶽南人士  
の意氣

細戈千足の國の民も、時の勢には敵すべからず。勢至れば時あつて雌伏することなきにしもあらず、即ち雌伏すと雖も、雌伏のために、天賦の本性を、跡なく遺棄するものにあらず。今之を我が嶽南の士に考ふるに、元來我が駿・遠二國の武士に、駿・遠二國の特質を有する武勇あることは、猶ほ參河武士に、參河武士の特質たる武勇あるが如くにして、今川氏の滅亡したる後、駿州は武田家の直領となり、遠州は天野・小笠原、其他諸豪族の領邑に歸したれども、此等の諸領主、概ね武田氏に屬したれば、遠州武士も亦、駿河武士と共に、其の特有の武勇を奮ひ、參河武士と戦ひて屈せざるのみならず、北遠山間の武士の如きは、天野氏と共に大居城に據り、大に家康と戦ひ、其の全軍を撃破し、三河武士の膽を寒からしめ、殆んど家康を生擒せんばかりの、大捷を得しことあり、又、南方海邊の武士も、小笠原氏を擁して、高天神城に楯籠り、信玄至るも、信玄をして手を下だす能はざらしめ、家康來るも、家康をして鉾を向くる能はざらしめ、終始敢然として對敵を峻拒し、其の屬する所の爲に奮戦し、命を鴻毛の輕きに比せしが、武田氏衰ふるに及で、高天神城陥り、大居城破れ、次で武田氏亡びて、遠・駿二國は、全く參河武士の征伏する所となり、參河武士の割據分領する所となりしも、嶽南健兒の意氣は、未だ全く消沈したるにあらず。山田長政の、海外に遊で志を成

すあり、瀧・太田等の、外國貿易を營むあり、由井正雪の幕府顛覆を企つるあり、天野宮内右衛門の小田原に在て、敢て徳川氏に屈從せざるもありしなり。

地方制度

嶽南人士の氣力は、未だ全く竭きざるに、幕府の基礎は、漸く固く、幕府の勢力は彌、加はり、天下は益、靜謐に屬し、我が嶽南地方も、風雲漸くおさまりて、地方政治も、年と共に整ひて其緒に就きたれば、擧手投足の一小些事と雖も、悉く制を蒙りて自由ならず、苟も志あるものは、其の束縛の煩累に堪へざるが如しと雖も、村落には、名主・組頭・百姓代などいふ村役人を置き、農民一般より選舉せしめ、之に大小の村政を委任し、責任を以て之を處理せしめ、町には、町年寄・町頭などいふ町役人を設け、町人一般より選舉せしめ、村役人の村落に於けるが如く、同じく責任を以て、大小の町政を處理せしめ、且つ其の商賣の種類に因ては、各、其の組合を作り、組頭・世話人などいふ役人を置き、組合一般の事務に任せしむる等、地方自治ともいふべき制法の、地方一般行はるるに至りければ、武斷政治の嚴酷の下にも、參河武士の擅横なる權勢の下にも、たとひ昔の如く、武力を振ふ地こそなければ、多少自由の天地ありて、其の所信を行ひ、其の鬱結を紳ぶるを得しがゆゑ、未だ全く、嶽南男兒、固有の氣魄を失ふには至らざりき。

爰にまた、我が嶽南地方の特に他國に異なる風のありしは、徳川幕府の掟として、常に親藩の小諸侯、若くは小領主を配置せられたることにて、これが爲に、我が此の地方には江戸幕府時代を通じ、一國または數郡を併有する大藩なく、甚だしきは、千石にも足らぬ小村も、數領主の分割する所となりたれば、或は葦爾たる一村民にして、互に軋轢睥睨し、一小些事のために、屢、大紛擾を醸す事さへありて、人心の統一上にも



地方都市

參勤交替  
の地方的  
利害

大障害を與へ、識者の嗤を招きしのみならず、其弊は流れて今日に至り、尙ほ未だ醫せざるの傾ありと雖も、害のある所には利も亦伴ひ、小藩分れて各地に城郭を築きたれば、其の城下は素より論なく、其外他藩の分領地、又は、小領主の居住地等には、各、陣屋若くは邸宅等の設ありて、領民の出入また滞在もあり、他郷人の往復も頻繁にありたれば、地方都市の發達、又は勃興となりて、自然に地方繁榮の因となりしかば、其利も亦忘るべからざるか。地方繁榮の因とし云へば、諸侯の參勤交替も、亦その一に數へざるべからず。參勤交替の制一たび布かれてより、宿驛の繁昌は、年年歳歳に増し、從て其間に位せる間宿、又は沿道の町村の、發展を資けたるは疑ふべからず。勿論後には、傳馬人夫の不足を來たし、宿驛の難澁となり、延いては助郷の制も出來て、村落の累となることもありしが、兎まれ諸大名の往返ごとに、沿道の宿驛・津頭等に、財を散すること少なからざりしかば、地方の財政を潤澤ならしめしも少なからざりき。又、この參勤交替ありしが爲め、幕府は大に心を道路に用ひ、特に道路奉行を置き、専ら其の修復に勤めしめたるより、自然に交通の便開け、西に新居・氣賀、東に箱根の三關あり、域内に富士・天龍・大井・安倍の四大川あり。國防の爲とて架橋を許されれば、是のみは不便を極めたれども、其の關あるがために、其の渡船なるがために、其の土地を潤したること果して幾何ぞや。而して其他に便益を與へたることも少なからざれば、戰國時代の創痕漸く愈ゆると共に、民心も安く産業も起り、新機運勃たるの兆見ゆれば、兎にも角にも、我が嶽南地方は其の特質を失はずして、併も此際進歩發展の途に就きたりと謂はざるべからず。

元和偃武を距ること七十餘年、貞享・元祿以後に至て、世道人心はいよいよ安く、天下泰平の機運も漸く

國漢學の  
興隆

熟するや、先づ發現したるものは、文學技藝の勃興状態是なり。即ち幕府は、林家の私學を昇せて官學とし、昌平坂に新築して昌平黌と稱し、孔子廟を創めて聖堂と稱し、將軍自から經書を講じ、諸侯伯をして之を聽聞せしめ、學者を引見して禮遇を與ふる等、獎勵萬端至らざるなれば、天下は靡然として文學に向ひ、民間にも、其の大家を出だすこと少なからず、木下貞幹は、京都に起り帷を東山に下し、多く有爲の子弟を養成せしが、新井君美は、その門に出でて幕政を釐革せり。谷時中は、土佐に起て朱學を唱へ、南學の基を開きしが、山崎闇齋は、その門に出でて神國論を唱へ、遂に垂加流神道を創めぬ。伊藤仁齋古學を京都に唱ふれば、荻生徂徠古文辭學を江戸に創めて、之と頡し之と頡し、恰も燕の飛ぶに似たるあり。而して林家は幕府の儒官となり、天下朱學の宗として、其名殊に重ぜられたり。文學は獨り儒學の謂にあらず、國學も亦その一なれば、儒學の盛なるに當て、國學獨り榮えざるの理豈にあらんや。荷田東滿京都に出でて皇道學を首唱せしに、我が賀茂眞淵はその門に出でて、大に古學を復興し、伊勢の本居宣長は、眞淵の門に出でて、古事記傳の大著あり、秋田の平田篤胤は、宣長の門に出でて、古史成文の名著あり、前後相寄り相助けて、皇國の學を研究し、皇道の奥義を極め、漢儒の徒の外國文學に沈溺するの極、徂徠の如き没分曉漢を出だすに憤慨し、闇齋の垂加神道と、相待ち相援け、皇國古來の氣魄を發揮せんと務めたり。されば若し國學の興隆が、明治維新の大業に功ありたりとせば、我が眞淵の如きは正に其の先驅者たりしなり。

幕府を揺  
す四勢力

顧ふに家康の霸業を成すや、夙に以爲らく、我が幕府の根柢を動揺せしむるに足るものは、朝廷の陵威なり。豊臣氏の勢力なり。武士の殺伐なり。財力の缺乏なり。故に苟も幕府百年の大計を立てんには、先づ此



の四勢力を制せざるべからずと、因て用を節して府庫を充たし、鐘銘に託して豊臣氏を滅し、禁中及び公卿法度を設けて朝廷を制し、武士法度を設けて武人を抑へ、尙且つ、一般國民の氣風を醇化せしめんとしたるが、やがて學問の奨励となりしものにて、其の奨励に依りて、忠孝の大道をも明にせんとしたるに、其の奨励や大に效ありて、爰に其の隆運を見るに至りたれども、其勢の益、盛なるや、我が國民は、徒に卑矮なる覇府の轅門に躊躇するを屑しとせず、將に一躍して、九重の天關を叩かんとはしたるなり。さりや是れ自然の勢にして、家康が學問奨励の本意にはあらざるべきも、亦止むを得ざる結果と謂はざるべからず。

抑も世亂るれば、學問技藝迹を濟めて、兵學武藝獨り盛に、世治まれば、兵學武藝漸く衰へて、文學技藝益、盛となるは、古來其軌一なれども、江戸幕府も亦、その範を脱すること難く、治平年を累ぬること漸く多きに從て、文學技藝ますます隆盛となりぬ。而も文學盛にして武藝衰へ、武藝衰へて士風壞れ、士風壞れて士氣餒え、士氣餒えて、爰に始めて遊惰は生ずるなり。遊惰風を成し、奢侈俗を成し、華麗是れ競ひ、優雅是れ誇り、謂ゆる元祿風なるもの生じては、復た昔の武骨素樸の影もなく、勇往邁進の夢も見ず、嘗ては江戸三代の將軍家光をして、明國侵略の企圖を起さしむることありしに、時移つて明國援を請ふに至ては、幕議は之に應ずる噫欠だに出だすものなく、徒に堀田正信をして、憤死せしめて止むに至ては、人をして、三河武士の血液は、已に幕府の官人に絶えぬるかと思はしめしも、亦已むを得ざるべきか。あはれ甚しいかな、風俗の人心を移すことの甚だしきや。

## 上下遊惰

奢侈遊惰の風、漸く増長して後は、覇にして王を慕ひ、江戸の武人にして、京都の公卿を學び、將軍は粉

黛を施して優美を装ひ、宮家攝家の女を迎へて、御臺所とすること、殆んど幕府代代の掟の如くなれり。將軍已に此の如し、大小名争でか之に倣はざらん。甲も乙も、競うて公家・堂上と婚せんとするを、公家・堂上も亦、大小名の後援あるを利とし、固くも拒まず、容易く之を聽しければ、一は利のため、一は名のため、互に相調和して、此風益、盛に行はれ、白石の執政時代に至ては、幕府の典禮も、遂に京都式を用ふるに至りぬ。是れ公武の調和を計る策に出でたりと云はば其名は美しけれども、徳川氏としては、祖法に戻れるものなり。家康の法は、徳川家の、女を京都の公家に嫁するを禁じ、公家の女を徳川家に娶うことは禁ぜざれども、娶るも嫁ぐも、婚を成すに於て異なる所なければ、娶るも亦家康の意にあらざるを知るべし。而して此風一たび生じて後は、再び止むことなく、馴致して幕末に至りけるが、是れ定に諸侯及び其の浪士等の、憚りもなく京都に出入し、擅に己の持説を吐露し、公卿堂上間を遊説する便とぞなりしものなる。之を昔關西諸侯の、參觀の途次、京師に近づくを憚り、殊更に迂廻して、之を避けたるに類へなば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん。

諸國浪士の京師に集る者、盛に尊王攘夷の説を唱へ、進では討幕の議を鼓吹し、以て公卿を動かし、以て天關に達し、遂に以て廟議を刺激したるも、毎に彼の諸侯姻戚の公家に依らざるはなく、而して我が嶽南志士の京師に上りし者も、亦此等公家堂上の援に依りて、所所に遊説萬端するを得たるなり。即ち知る。幕府三百年の基礎を、一寒洗ふが如き、天下浪浪の士の爲に、はしなくも破壊せられ畢りぬる所以は、之を先にしては、學問の力、能く天下の士心を開拓し、能く天下の士をして、大義名分の存する所を覺らしめたる

江戸幕府を助けたるものを滅したるもの



に因るならんも、之を後にしては、諸國浪士の、姻戚公家の媒介に依り、睡れる堂上を覺醒興奮せしめたるに因るなるを。然らば此の學問も、此の婚姻も、其原は、幕府自から爲にせんと計りたるものなるに、其の結果は反て朝家の利となり、幕府は唯、その殃を受けたるのみにして、若し其他に贏ち得たるものありとするも、そは唯、自繩自縛の愚に陥りたる跡あるに過ぎじとぞ見えたる、然れども仔細に之を點檢せば、決して爾のみにあらず。試みに六百年來、霸者興亡の迹を見るに、三百年の太平を得たる者は、獨り徳川氏あるのみ。而して其の戰國殺伐の後を受けながら、此の三百年泰平の治を施ししは、偏に天下と共に樂み共に喜び、上は畏けれども朝廷を意の如く制御し、下は諸侯・諸民を遺憾なく懷柔し得たるに因り、併も之を成し得たるは、また學問を以て、天下の人心を和げ、親戚公家を以て、朝家の内事を探り、事の起らざるに先だちて、能く之が處をなし、難かるべき事も易く處し、起るべき事も起らずで止ましめたるが故に由らずんばあるべからず。故に若し之なくんば、十五代は言はずもがな、九代・十代の、將軍は家重・家治、執政は田沼意次の賄賂政治の時、若くは九代十代を待たず、四代・五代の家綱・綱吉の時、執政柳澤吉保の佞倖と、生類保護の秕政とに因つて亡びたらんも未だ知るべからず。昔者周の成王鼎を定め、卜して曰く、世を受くること八百歳と、然るに周亡ぶるに及び、之を數ふれば其數を超え、實に八百三十餘歳を過ぎしとして、彼國史家の、誇りに書したるを見しことありしが、徳川氏は之にも勝りて、其の年數を超えたらんが如く思はるるも、其因は此の二に在りといふべし。徳川氏の苦心も、報いられて餘りありといふべきにや。

三百年の治世中、改良政治を以て著はれたる享保の治は、世に徳川幕府の中興と稱する如く、貞享・元祿

の浮華の後を受け、専ら之が改革を計られたるものにして、將軍吉宗の常の言にも、諸事權現様御定法之通りといひしと傳へらるれば、總ての政治、悉く國初の様に戻せんとふことの、將軍吉宗の志なりしは、明かなることにて、其の華奢贅澤の風を止めんとしては、痛く質素儉約を勧め、其の遊惰放縱の俗を矯めんとしては、専ら武術の練習を奨励せしが、また新井白石を退け、間部詮勝を遠けたるは、士人の堂上風に化して、所謂權現様御定法に戻るを憂ひ、一向武家風を尙びたるに因る。而して洋書の禁を解きたるは、又曆法の改正を計りたるに因るなるべけれども、此禁一たび解かれて後は、之に附帶して、新しき學風も起れるがため、其の影響は、他の學界にも及び、諸學自ら清新の氣を帯び來つる中にも、凡そ吉宗が學問奨励の主旨は、専ら實用に在りて、修身齊家を第一義としたりければ、其の主旨は、自ら廣く諸般の事物に敷衍せられて、遂に産業上にも及び、山野の荒蕪、河海の砂洲・磯碕等、苟も地形をなせるものの開墾せられざるなく、従て藥草その他植物の舶來となり、砂糖の製造となり、其極は彼の青木文藏の説も用ゐられて、甘藷の栽培さへ、徧く天下に行はるるに至りければ、我が嶽南地方にも、開墾の事業は所所に行はれて、山の麓川の洲に、新開田畑の出で來しことは、實に枚擧に遑あらずともいふべくや。斯く全国各地至る處に、殖産興業等發達の實あらはれて、家、給し人、足るとまでは至らずとも、庶民の力は自ら休養せられ、昔に比して安堵の思をなすこと尠なからざると共に、幕府富強の基も稍、固く、實力も稍、増加したるべければ、京師との關係こそ、家宣時代の如く圓滿には運ばれざれ、天下に對しては、憾みなく霸權を收め、鼎の重きを示したんなんめり。



改革政治  
の中折

然るに時代移つて天明に至り、我が相良侯田沼意次の、側用人より出でて幕政を執るや、此の中興の善政は、忽ちに破壊せられて迹なく、其の弊風は、元祿の昔に勝りて甚だしく、賄賂は公行して人に廉恥の心なく、阿附黨同して政に私曲多く、幕府の政治は衰微の極に達しけるが、上の爲す所は、下はより甚だしきものありと云ふが如く、何れの地方も痛く此風に感染して、風紀の紊亂、風俗の淫靡は、前古に比ひなく、事實の詳述は、筆の力の能く及ぶ所にあらず。而して我が駿府の如きは、最も深く其弊を受けし所の一なりき。然れども天下未だ解體に及ばずして、寛政改革の新政となり、樂翁公の聰明に依りて、天明の弊事はここに距の如く抜け、世の面目は忽ち一新し、質素儉約の勵行となり、文學武術の獎勵となり、呬唔の聲巷にあふれ、劍撃の音晝夜に響き、泰平の逸民蜀山人をして、夜も寝られずと呬たしむるに至りぬ。而して此の時代また甚だ長からずと雖も、世には此時を以て、江戸幕府極盛の時代と稱ふる者も少なからずして、心あるものは樂翁公に頼りて、此の改新の完からんことを希ひつれども、其は全く水泡に歸し、數年ならず公の職を解くと共に、此の改革も未だ其の基礎を固うするに遑あらずして中折し、再び我が濱松侯水野忠邦の、大斧を待たざるべからざるに至り。而して忠邦も手を下して、半ば成らんとしたれども、復又破れて成らず、幕府倒れて而して後止みしは、人事か、將た天命か。

翻つて思ふに、貞享・元祿以來、天下の泰平打續くに從ひ、人心は懶惰放逸に流れ、風俗は驕淫奢侈を尙び、財貨を浪費すること限りなかりしが、之に次で、上下共に逼り來られしものは、困難なる財政にして、之に先づ苦しみしものは、江戸の幕府なりき。幕府は之が苦を免れんが爲の策として、貨幣の改鑄を企てた

貨幣改鑄  
の害

れども、素より本を抜き源を塞ぐ救済の策にあらずして、唯、一時其闕を彌縫する手段に過ぎざれば、尋で復た窮迫の時到来的べきは、理の當に然るべき所なり。然れども姑息の政に安ずる者は、毫もこれに憂を抱かず、却て益、其策を弄せんとす。即ち窮すれば又之を改鑄し、改鑄して金貨を増せば、又之を浪費し、浪費して困窮すれば、又これを改鑄し、改鑄と困窮と連環して行はるれば、其の使途に於て、窮する所はなかるべきなれども、貨幣の價値に就ては必ず窮すべし。即ち二たび改鑄したるものは、一たび改鑄したるものよりも悪しく、三度したるものは二度したるものよりも悪しく、改鑄することに貨幣の質は益、粗惡となつて、一見山吹色の黄金も、一たび火氣に觸るれば、忽ち薔薇色の白銀と化するに至りて、貨幣の粗質極まる。粗質極まりたる貨幣は、天下の不信用もまた極まる。不信用極まると雖も、其の主眼たる財政難を脱するを得ば尙ほ可なれども、天下豈にまた斯る理あらんや、金貨は値卑くして銅錢に等しく、賦租は入るとも、出づるを償ふ能はず、幕府の財政難は極まると謂ふべし、即ち極まると雖も成すべき事は成さざるべからず、遂に大小名に強ひて献金を命じ、是を以て將軍の邸第を修復し、或は往時の徳政に眞似びて、一令の下に貸借の責を脱せしむるに至りては、幕府の鼎は秤らずして其輕さ知るべし。假し莊王あつて之を問はしめば、誰か王孫滿となつて之を卻くる者ぞ。

夫れ江戸幕府は、天下諸侯の盟主なり。盟主にして既に此の如し。之に附屬する譜第の大小名等、豈にまた財に窮せざらんや。此に於て、或は檢地を行て、租税の増加を計る者あり。或は米穀を領民に貸附して、高利を收むる者あり。或は御用金と稱して、献金を強ふる者あり。又或は、大小名に因ては、掛屋・札差・

貧士富農



御用達等の役名を設け、庶民の富める者を選びて之を命じ、以て租米の賣買を託し、以て金銀の出入を司らしめ、或時は不時の費途を通せしめ、或時は經濟の不足を辨せしめ、以て其の代辨に供する者ありしが、此の代辨とは大方名のみにして、一たび代辨したるもの、後に至つて返金あるは稀なり。即ち返金なしとも、債たるに道なければ、畢竟札差・御用達輩の損失となる外なけれども、此は是れ只表面の事にして、其實は、大小名の下情に通ぜざるに乗じ、此輩常に大利を貪り居れば、損も損ならで大利なり、故に年年に富を累ぬる者は、償ひのなき代辨者たる、札差・御用達の輩にして、年年窮困の底に陥る者は、償はざる代辨を命ずる、大小名と武人となり。而して此輩、常に金錢の鑰を握り居るがゆゑに、武人、窮すれば窮するほど、此輩の牽制を受くることも亦甚だしきに至るべきは、是又自然の道理なれば、凡そ當時の武人てふ者は、表にこそ武人の權威を振へ、裏には其の驕心を結ばざるべからず、此頃の習ひとして、苗字を免され、帶刀を免さるる者の多き中には、此意より出でたるものも少なからずとか。武士は食はねど高楊子とは、適に此間の實狀を諷へるものか、眞に食はねど高楊子か、そもそも高楊子なれど、食ふこと能はざりしか。故に若し、此間の實狀をあらさまに言はば、百姓町人は、武士の食はずして高楊子なるに反し、誅求苛察の中に困窮すれども、平常の用を節して餘りあるゆゑ、高楊子こそ使用せざれ、衣食に窮することはなく、分に應じて、多少の富をも有せしが、或は札差・御用達に劣らざる者も、少なくはあらざりけらし。

凡そ財貨の富める所は、勢力の歸する所にして、知識のある所は、權威の存する所ならし。而して當時に於ける、百姓町人の富力は、武人に比して、勝るとも劣ることなきに、知識に於ても、亦決して其下に出づる者にあらざりとせば、士庶人上下の關係は如何なる狀にかありけん。武人が、祖先の功に依て得たる俸祿に安じ、榮華に誇り安逸に慣れ、奢侈を事とする時に當て、民庶は漸く向上の心を起し、各、其の好む所に向て發憤し、辛苦を嘗め、艱難に堪へ、勤勉努力の末、得たる専門の知識學問は、農にまれ商にまれ、戯曲・小説にまれ、國學・儒學にまれ、將た和歌・詩文にまれ、醫術・數學にまれ、其の見るべき者は、此等の徒に少なからざりしかども、之を外にして一般人民の上に見るも、亦決して侮るべからざる者ありしなり。即ち當時不完全ながらも、寺子屋教育てふもの盛に行はれて、苟も資力ある者は、其の子弟をして就て學ばしめければ、國民一般に見て、學問知識の進歩發達せしは明かなる事實にして、之を一般の武人に比するも、未だ俄に其下に出づべくはあらねども、唯一の破り難く敵し難きものとして、階級制度の存するものありければ、富に於て知識に於て、又學問に於て、其下に出でざるべき者どもも、只この障壁の越えがたく、空しく餘憤を忍びてその下にありつれば、武士は反つて之を唯一の頼みとし、一向此の制度の蔭に隠れて跋扈し、庶民は此の制度に依りて壓抑せられ、人一人の待遇をだに受くる能はざる趣なりしが、其の實力は已に武人を凌ぎ、其の氣概は已に武人を呑むものありしなり。故に天下事なければ則ち止む、一朝變あつて事起り、農民奮起するに遇へば、武人は手を拱して爲す所を知らず。唯、其の自然の鎮靜を待つのみにて、毫も之を制止せんとせざりしは、屢、起る百姓一揆、若くは打壤などいふ暴徒に對する處置にても知らるるが、實は謀る所あつて、之を制伏せざるにあらず、力と氣と乏しくして、之を鎮壓する能はざりしに因るといふ、當時盛に流行して、苟も事あれば時措かず詠出でて、巷巷に掲げ示すものに落首といふものあり、善く

階級制度  
は武人の  
利器



落首

云はば、庶民の不平を鳴らす聲にして、天に口なし、人をして言はしむてふことにも解せらるれども、其の幕初に少く、幕末に多きを見れば、庶民の勢盛にして、武人を怖るること昔の如くならず、武人の威衰へて、四民に畏れらるること昔の如くならざる徴なりとも言はばまた言はれなむ。併も其の落首中には、武人を罵詈訾弄したるもの少なからざるに、時の町奉行與力等、其職非違を警むるに在るにも拘はらず、見て見ぬ真似して、曾て之を探索糺明したるを聞かざるは、小事なり齒牙にかくるに足らずとてならば、洪量大度と稱すべからんも、さもなくば、將に其の氣力餒えて、威嚴の保ち難きを笑ふ者あらんとす。一時流行したる武士の覆面頭巾を、幕府認めて醜態とし、令を發して禁じたるに、忽ち落首を掲ぐる者あり、曰く、「覆面の頭巾はお目にかかれども、お目にかからぬ武士のふくめん」と、ふくめんは不工面にて、經濟の不如意なり、是れ明に幕政の整はざるを罵詈し、武人の困窮を嘲弄したるなり、然れども幕府の官吏は、之を問はざりき。

覇政衰ふ

落首の罵詈は、事尙ほ小なり、若し百姓一揆の起ることもあらんか、領主・代官等は、平生の尊大にも似ず、密に邸内城中に籠居して、策の出づる所を知らざる者少しとせず。一揆は已に上を恐れざるの所爲なり。王道帝道の政ならばいさ、苟も霸道を以て天下に臨み、武斷を以て政治の本旨とし、威伏を以て治安の要義とするうへは、一揆の如きは、一日も假借すべからざるに、曾て之を征伏したることもなく、曾て之を脅懲せんとしたることもなく、唯、其の爲すが儘に放置するに於ては、覇者の威嚴何くに在るか。武人の權勢何くに在るか。天保の頃、濱松城主水野忠邦の、出羽國山形に移封せらるるや、舊領の濱松地内大に亂れ、暴徒蜂起して、各地を横行濶歩し、家宅を焼き倉庫を破り、米穀を撒し衣服を裂て憚らざるに、水野家

の武士は、之を鎮撫するに術なく、之を討伐するの勇なく、纔に新城主井上家の力を假り、條件を約して平穩に歸せしめ、或は夜に或は未明に、鼠の遁るるが如く、隙を窺つて濱松を去ることありしが、此等の所爲は、農商も尙ほ且つ爲すを恥づる所にあらずやと訝し。然れども三百諸侯みな然りといふにあらず、富國強兵の實を有する者の多多なりしは、天保年度、諸侯の献金を以て、幕府の西丸を修築したる事實のあるにも知らるれども、そは多く外様大名に屬し、旗本大名の多くは、主家の權威を笠に着て、世は長へに斯くあるべしとなし、奢侈に流れ華美に慣れ權勢に誇り、今日の榮耀榮華に醜醜せるのみにて、露ばかりも夜半の嵐を顧慮することなく、ふつと曠士の懷を缺きたるがゆゑに、一旦事變の不測に生ずるに遭へば、かかる庶人も恥づる陋態をも演ずるならし。

外様大名  
の富強

抑も當時外様諸侯の富のみ、獨り何を以て此に至るかといふに、當時數ある大諸侯の中には、思慮ある明君英主も數多出で来て、各、制を立て法を擇び、之を其の領内に施し、肯て他の掣肘を受けず、幕府關涉の外に立ちて、自己の欲するまにまに政を爲し、思ひ思ひに學者を聘して學問を勸むるものあり、賢人を用ゐて庶政を正しうするものあり、産業を興して領内の殷富を計るものありければ、假令此の時代の習として、四民新進の道こそ未だ開けざれ、其領の民は、商農共に業を樂み職に勵み、各、其の處を得、毫も不平の色なく、鼓腹して其生を營むに餘念なく、諸侯自からも亦、其の學ぶ所の學說に従ひ、務めて實踐躬行を期し、彼の君主は天に代つて人を治むる者、君徳を缺きたる者は、君主の資なしなどいふ語をも、やがて取りて以て自己のものとし、自己に用ゐて之を實にせんとしければ、之に仕ふる藩士は又之に化せられ、各、其の分



を知り、忠孝を以て修學第一の眼目とし、實踐躬行を以て修養の標準とし、修身・齊家・治國・平天下の大道を一貫せんと期し、一身の修養より始めて、社會國家の改良にまで及ぼさんと努めたるより、封域の廣狹に由て、其績に大小の別はあれども、各、分に應じて其功を收め得て、域内の靜穩確として動かざれば、假令一二野心の徒ありて、天下の亂を企つとも、輕輕しく煽動せらるる輕薄者流は有るべくもあらず。されば徳川氏天下の權を握つて以來、四民亂を知らざること二百年、其の太平無事を極めたる狀は、外國の史家某をして、「世界の歴史は多けれども、斯る安穩なる時勢は、未だ曾て聞かざる所なり」と、口を極めて賞歎せしめたるにも知らるれども、其の太平無事は、嘗、幕府の施政宜しきを得たると、將軍の威嚴犯し難きもありしに因るのみにあらず、亦外様諸侯の堅く封境を守つて亂れざらしめたる功も、與つて力ありきと謂はざるべからず。

幕府の礎  
搖ぐ

諸侯の内情已に此の如く、諸侯の實力已に此の如くなれば、假令平時は表に恭順を装ふと雖も、中心豈に幕府を輕する念なからざらんや、徳川氏の幕府を創めしは、財力の豊富と士氣の精銳とを以て、其の基礎としたるに、其の基礎たる財力の此の如く缺乏し、士氣の此の如く萎微したる今日、何に頼りてか元の如く諸侯を制するを得ん。されば我が嶽南地方の如き、十萬にも及ばざること遠き小諸侯にして、且つ譜第大名の分立する所にては、公然反旗を翻すには至らざるべきも、四國・中國はた九州の如き、外様にして大藩の國を列する地方に在りては、機だにあらば、手に唾して起たんずる勢の生ずるは怪むに足らず。且つ幕府は、譜代大名を股肱として、諸侯の盟主となりしに、其の股肱と頼む譜第大名の富強、他の諸侯に及ばず、庶民

の治者たる力乏しくして、諸民を制する能はず、而して京都には、万世一系の皇室座まして、御稜威の光年に勝りゆくあれば、徳川氏獨り其間に挟まり、依然として三百年前の幕府を維持せんとするは、豈に難しとも難き業ならずや、天下の志士は、足を翹げて變を待ちつつあるなり。

嶽南の民  
心

此時に當て、農商の庶民は、武人の跋扈に依りて、社會の薄遇を被ること甚だしかりしが、内心には、暫く名を棄てて實を取り、徐に時世の變遷を窺ひ、機に臨みて、適宜に處する所あらんと計りたるものとも謂ふべきか。さればにや、一朝變起りて、風雲急なるを見ると雖も驚かざりしなり。遊惰に慣れたる武人の如く驚かざりしなり。不工面なる武士の如く狼狽せざりしなり。我が嶽南の庶民は以爲らく、「領主は去らば去れ、我が先祖以來の主君にあらざるなり。城主は轉ぜば轉ぜよ、我が家門累代の君主にはあらざるなり。況して參河武士は、我が祖先の仇讐なるをや、時非にして、暫く其の配下に屬し、其命に服せしと雖も、元是れ祖先の本意にはあらず、強ひて冠らせられたる古頭中は、之を棄つるに何の愛惜かあらん。幕府も亦倒れば倒れよ、我が祖先以來の君主にあらず、我には別に君主の座するなり。其の中頃は兎にも角にも、我も亦高御産巢日神の末なれば、我には天照大神の御裔なる、眞の君の御座すなり」と。而して遠州の報國隊、駿州の赤心隊等は、少なくとも此の氣概の一分を發揮したるものなり。即ち徳川家の譜代大小名の周圍を圍繞するをも願みず、憤然起つて王師を迎へし所以のものは、其の信念の此にありしが故に外ならざるなり。

聞く、慶應四年正月、鳥羽伏見の戰あつて後、朝廷に官軍大舉東征の議起るや、其議多岐に分れて、即ち決する能はざりしが故は、駿・遠・參三ヶ國の、東海道中央に横はるに因りしものにて、川には、天龍・大井・安



皇師の東  
征駿遠を  
憚る

倍・富士の四大川ありて、岩を流す激流海道を横斷し、山には、嶮嶺の險、中山の阻あり、自ら關となつて其の要害にあたり。今切渡・本坂峠あつて、其の西境を扼するは、困難なりと雖も尙ほ越ゆべし、最も越えがたく慮るべきは此の三國。元來三百年來徳川家の根據にして、今も之を據守する譜第親藩は、人も知る頑固一徹なる三河武士の末なれば、其の頑強なる反抗のあるべきは、寧ろ當然として之に臨まざればなりといふに在りきと。天下の觀る所已に此の如く、歴史の示す所已に此の如くなれば、一矢なりとも、其の前鋒薩長軍に加ふるが、大義は別とし、却て武人の義にあらずやと評する者もありしばかりなるに、事實は全く之に反し、六師一たび征途に上り、錦旗東を指せば、嶽南の草木風靡せざるなく、城主は鋒を包みて城郭の奥に潜み、居民は箚食壺漿して迎へざるはなかりしなり。而して車駕東幸の盛舉に遇へば、垂髫戴白道を挟みて拜し奉り、曰く、「計らざりき、今日鹵簿の盛を拜し奉らんとは」と、感極まりて泣く者さへありしに、濱松・掛川二侯の如きさへ、此日は特に酒を領民に與へて、祝意を表せしといふに至ては、素より國民の大義にして、爾あるべきが當然なりとはいへ、嚆昔の徳川臣屬を知る者は、想至らざる所なりけんかし。

當時東北の賊未だ全く平定せず、維新の業、成否未だ明かならず、天下の大小名、尙ほ向背に惑へる折りなりしに、二侯豈に能く獨り順逆を明にし、心から奉公の義を誓ふ者ならんや、況や進みて、酒を饗して祝意を表するをや。然るを敢て此舉に出でて疑はざりし所以のものは、已に奉公を誓ひてし、民の心に脊くを難かりたる故にあらざるか。世に稱す、明治維新の大業の、彼の如く速に成就したる所以は、偏に將軍慶喜の大義名分を重じ、一意恭順を主としたるに由ると、それもさることながら、親藩の舉動此の如く、庶民の

向背彼の如くなるに、將軍獨り蹶起し、太平の夢に慣れたる、旗本八萬騎を率ゐたりとて、鳥羽・伏見の役と、一轍に歸せざるを保し得べきか。然れば此の大業の速成は、畢竟皇室の隆運に屬し、國民の大義名分の何ものたるを辨別したるに因り、慶喜恭順の功は、ありとするも、僅に其の十一には過ぎじ。然れども能く思へば、民心を啓發して、此に至らしめたるは、徳川氏の天下に臨み、三百年泰平の基を固くし、三百年泰平の治を施し、國民をして堵に安じ、干戈を忘れしめたるに因るものなれば、其の國家に功あるも亦大なりと謂はざるべからず。而して星遷り物變りて、内外の氣運一轉し、内に在ては、初め覇政の嚴酷に甘じたる國民も、今は漸く王政の寛仁を慕ひ、義勇奉公の公は、江戸城裡の將軍にあらずして、九重の帝都にまします、萬世一系の皇室たるを知るに因り、外に在ては、初め一命の下に倉皇退去したる外國船舶も、今は豪強不屈の態を裝ひ、兵を以て來り迫るを見たる幕府は、舊法の頼むに足らざるを知りたるのみにて、未だ新法の之に當るべきものなく、進退谷まりて爲す所を知らざるに陥り、爰に徳川氏は大政を奉還し、皇室は之を嘉納し給ひ、三千年の稜威に依りて、廣く萬國に對峙し給ふに及で、王政は全く復古し畢ぬ。

鎌倉幕府以來、星霜六百年にして、始めて復古の御政を拜したる我國民人は、上下貴賤、老弱男女の別なく、手を額にあてて賀びあへりしかば、徳川氏たる者も亦、己自から三百年間養ひ來たる功に因つて、忠孝の大義明かとなり、爰に此の美菓を結べるを思はば、君臣共に大に悦ぶべきに、彼の大義に通ぜざる族は、却て其主の恭順を不便となし、同氣相求め同類相集り、團隊を作り同盟を結び、或は上野に屯し、或は會津に據り、虎の如く狼の如く、勢ひ猖獗を極め、敢て錦旗に抗して顧みざりしは、甚だ惡むべしと雖も、是れ家



康が遺志に従ひ、私利に惑ひて大義を忘れ、時勢を知らざるの致すところとせば、其愚や却て憐むべきものか。元來家康が幕府創立の策畧たる、逆に取り順に守るてふことは、矛盾の所爲にして長く行はるべき事にあらず。己自から上を見ながら、人に誨へて上を見なといひ、己自から身の程を忘れながら、人に誨へて身の程を知れといふとも、誨へらるる者、果して長く之を服膺すべきか。幕府の富強、遠く諸大名に超絶し、幕府の威重、嚴に天下の士心を鎮壓するに足る間は、其の心裏は如何にもあれ、表には忍びて服従もすべけれ、苟も自己の力を認め、幕威の輕きを知るに至らば、其の成敗は之を外にし、先づ對抗の念を生ずるは、素より人情の常なるべきに、慶喜の大政奉還は、尙ほ他に、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止事情のありしによつて、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止起りたる事なれば、假令薩・長・土の聯合なしとも、長く大政を綜攬することは能はじ。能はざるを知らずして、獨り家康の遺策を知るは愚なり。然らば其の不得止事情とは何か、時勢の變遷とは何か、時勢の變遷とは何か、曰く、王室の漸く隆盛に向はれたると、幕府の漸く衰運に屬したるとの謂にして、此の二世相は、共に已に百年以前に現はれしが、爾後年を経るに従て、其の盛なるものは益々盛に、其の衰ふるものは彌々衰へ、慶應年間に至ては、東西全く盛衰の地を替へ、二勢力また共に其極に達し、遂に一轉して、政權の移動となり、王政の復古となりたるに外ならず、併も其の復古して、王室の政權を恢復し給ひし跡を見奉るに、其の之を復し給ふや順にして、其の之を守りたまふや亦順なれば、是ぞ洵に古の正しき道に復りたるものか。久しく國體より離れたる政權も、再び合して正に歸したるうへは、今後は、鎌倉以來しばしば行はれたる、政權争奪の戦亂も、再び起ることなかるべく、しばしば王朝の去就に迷ひたる國民も、一意皇室に奉仕するを得べ

王政復古  
は自然の  
數

く、而して天子は萬世一系の稜威に依り、斯民を率ゐて扶桑日出國に照臨し給ひ、内には富強を謀り、外には國權を張るべき機運に達したるなれば、之ぞ寔に天運循環して元に歸したりといふべきならん、而して天運已に元に歸したる上は、如何なる英雄豪傑ありと雖も、其間に立ちて、權謀術數を挾むことは能はざるなり。況や徳川氏三百年の餘威を假るとも、既に強弩の末魯縞を穿たざる觀あるをや。今の時に及んで若し尙ほ大政奉還を悔ゆるが如きものあらば、獨り自から知らざるの謗を免れざるのみならず、また自から危うする道たらずんばあらず。且つ思ふに徳川氏は、六百年覇政の最後に出で、長く皇家の赤子を預り奉り、心を盡して之を扶翼し之を發達せしめ、其心を正し其風を改め、殖産を奨め、興業を勵ましし等、專ばら社會の改良を計り、以て斯民を天晴負荷に堪へたる大御寶となし、今日天の命に従つて之を天子に還し奉るは、幕府創立の意を美化し、大政奉還の主旨を明にするものにて、之を個人に譬ふれば、古の功成りて身退きたる、高節の士にも比すべきに、惜いかな、慶喜は不意も鳥羽・伏見の役を起し、臣屬は彰義隊となり、品川脱兵となり、會津藩城となりて其の末節を汚しぬ。而して我が嶽南の士にも、一二去就を過りて、其擧に倣へる者なきにしもあざりけれども、幾何ならずして迷へる夢は醒め、前非を悔いて歸順し、共に聖世の良民となりぬれば、自今以後、長へに皇澤に浴し得べき身となりしこそ、獨り今の我等が幸のみにあらず、また以て子孫百世の幸福と謂はずんばあるべからず。若夫れ後世百代の子孫にして、苟も此悅を忘れ、彼過を再びするものあらば、是れ祖先の意志に背くものなり、是れ我が國體に反くものなり、子孫天下共に集つて是膺ち是懲し、敢て或は怠る勿れ、此時に當つて、何ぞ左顧右眄するの追あらんや。

徳川氏惑  
ふ



2 事 蹟

茶阿局の子忠輝

堀尾吉晴家康を助

◇慶長四年正月十二日、茶阿局の出松千代死す。法名を大翁淨安と稱す。松千代は忠輝と孿子にして、忠輝は是まで皆川山城守に隠し養はれけるが、松千代死して後、始めて公にせられしといふ。(鹽尻) ○三月一日、徳川家康其臣井伊直政に命じ、誓書を作て堀尾吉晴に贈らしむ。吉晴は遠州濱松城主なり。先是二月五日、徳川家康、嘗て私に伊達政宗、福嶋正則の嫁娶を許す事ありければ、五大老並に五奉行等相議して以爲らく、「是れ太閤の掟に背くなり」と、因て傳承免をして之を責めしめ、諸將各、己が館に據て變を窺ひ、人心洶洶たり。時に吉晴中老たるを以て、中村一氏・生駒親正等と相議し、井伊直政と相會して和解を計り、終に家康の意の如くにして、事平ぐを得たり。家康之を聞て大に悦び、此日吉晴を伏見に召し、謝して曰く、「天下動きなく世上靜謐に屬せしは、偏に子の功に依るなれば、我家絶えざらん間は、決して其の忠實を忘るる能はず、因て我今自から其旨を誓詞に書して贈るべし」と、吉晴曰く、「某今度の奔走微功ありたりとするも、獨り公の爲に計りたるにあらず、また天下の爲のみ。然るを、過分の賞詞を蒙るは、反て慚愧に堪へず、其の誓詞の如きは、已に賜はりたるに同じ、再び受くるを要せず」と、因て固く辭す。家康乃ち直政に命じて曰く、「汝須らく吾に代て誓詞を認め、堀尾に贈るべし」と。直政命を受け、直ちに書して贈る。

起請文前書の事

井伊直政の起請文

今度出入の儀ニ付、御書取の通り、具に披露候所、連連御心入于今不始儀、別て満足に被<sub>レ</sub>存候、向後

何にても彌<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰談候儀、御尤と存じ候、以來少しも疎畧御座有間敷候、如<sub>レ</sub>此申合候上者、自然内府忘却被<sub>レ</sub>仕候はば、我等男を相止可<sub>レ</sub>申候、其心得候て、諸事御相談所<sub>レ</sub>仰候。  
右之旨違背<sub>テ</sub>有<sub>ル</sub>之者

野文

慶長四己亥三月朔日

堀尾帶刀殿

井伊兵部少輔政直 血判

吉原湊

○駿州吉原湊は、東海道の咽喉なれば、東西往來の人改め行はれたりと見ゆ。未だ法文を見されども、手形ありて今に存せり。

口上

結城三河守殿御家中之女房上下六人の□□□□吉原相違有間敷也。

慶長四 三月三日

花押

吉原奉行人中

口上

此女壹人、本田中書自申候、關東へ相越候由候、吉原不可有相違一者也。

十月三日

花押

吉原奉行人中

(駿河志料)

妻良港

暫く記して後考に資す。○四月四日、伊豆國妻良港を出でて上方に航する船、海上難に遭ひ、或は荷物をはね、或は破損するもの甚だ多し。是より先、閏三月廿四日にも此難ありきといふ。(當代記) 妻良灣は、妻良

事蹟



の根ヶ崎と、子浦の長這とに括らるる袋形の港にて、南北五鏈、東西六鏈、港口四鏈西に面せり  
妻良子浦や比翼のうき巢鴨の舟  
大淀 三千風

豊國大明神  
中村一氏の法令

○十八日、豊臣秀吉の廟を、豊國大明神と勅許あり。吉田家卜部兼豊を神主とせられしが、其の營作の美麗なることは、我朝の古今に比なしといふ。○六月、駿府城主中村式部少輔一氏、老臣横田内膳村詮に命じ、法度を設け領内に布かしむ。此の法文は、今志太郡野田村安間佐治右衛門の家に藏せり。但し紙尾に書して、「右は中の在所也」とあり。

御法度被仰出條條之事

一當所免令之儀、檢地帳面を以、毛付六ツ半可出候、若大日損大風雨にて、作毛以外相違之年者、所之領主と立合、檢見請、石詰三分一、百姓可取事。  
一夫役之儀者、高千石ニ付三人たるべし。但百姓無レ之在所者、千石ニ付三十石宛可出候、少知之給人衆へは、高百石ニ付三石宛、爲夫米可出置候、右御定之通夫役相勤候ば、別人足被遺儀有間敷事。  
一別之地頭と申候共、御帳面付候百姓等、奉公人に出候事、其村肝煎者不レ及申、隣家之者迄可有御成敗候、並御代官衆・御給人衆にても、小者之可仕役儀に遣候はんと申候共、一切同心申間敷候、次他郷と申分は勿論、縦同百姓と喧嘩口論之出入有レ之共、所之代官・領主不申聞、郡奉行へ互目安指上、理非之穿鑿可相究候、萬一奉行不レ及分別候者、從郡奉行公儀へ可差上之旨被仰出候、不レ及申百姓等其カマヒ有間敷候、然上は、郡奉行可任下知事、付り米與大豆之ワリは、府中町之賣買

にナミを以可算用候、賣買ナミニモハツレヤスク可取と申衆中於有レ之者、百姓面面代カへ米を以可相濟事。

一御藏入之所、人足役等然然無レ之而、給人衆方とは毎年一損上りにて候、何篇も御藏入之仕置を守て、諸給人方へは一損宛下可出候、諸色御置目通相濟、其上、給人衆我が百姓と云、非分申懸儀者勿論、縦如何、體之科有レ之共、爲私成敗之儀、是又堅御法度候、曲事眼前之儀候者、則搦捕郡奉行に渡、理非之糺明、其上、從公方可被仰付候、御置目をソムキ、成敗申衆中於有レ之者、則所之小百姓迄、一同に不殘直訴可申上事。

慶長四己亥年六月吉日

内 膳 花押

志駄郡太津之内野田村總百姓中へ

又升之儀者、斗升に相定候、トカキは、四寸五分廻之竹を以、百姓面に斗升可相渡、無御判斗升にては一切御法度候、其上、口米ニ付貳升宛有レ之上者、依をも能フルヒ、庭にも不付様に可仕候、次、今度御帳面に有レ之出作田島等、領主へ指上候儀、堅御法度候、若其者死失候跡之田島をば、其村之者共として可作事

一年貢等相濟後、諸給人衆在郷に居住、其上手作仕候事有レ之者則可申上候、爲其村と不申上、從餘之村相聞者、其村可爲曲事候、又繩之内に有レ之諸木之分、御代官・給人・郡奉行自然可取と申

事

讀



候共、出し申間敷候、且密柑之木・柚之木之事者、歩数を引繩之外に御算用之上者、公方物之儀候、其エトイ三分二上、相残は木主に遣候而、木之修理等能可仕候、次、屋敷廻之士居、竹木・野山・井溝・堀河・道以下、繩之外之者、給人衆之儀者(以下略) (駿國雜誌)

編者曰、之を駿東郡山尻村に下したるものに比するに、法度の趣意に於ては、素より相違すべきにはあらざれども、旬節に於て、聊か異なる所あり、即ち山尻村のは、「又升の儀以下」を「所之地頭」項の下に連ぬること、一、「年貢等」項を、「御藏入」項の上に列ぬること、二、米ト大豆之わりハ、沼津町のわり云云、三、此所府中衆知行所成者、年貢米沼津まで可相届候也、四、等なりとす。

遠州飢饉 ○此夏、遠州飢饉、餓死せし者三千人。(當代記) ○七月十二日、石川家成・石川小隼人連名にて、豆州御蘭神社の人馬役を免す。

以上

御蘭神社

今日よりみその禰ぎ、人足・馬までも、やく之ぎ一切ゆるし申者也、仍如件。

七月十二日

石川日向守

家

成花押

同 小隼人

中村一氏の室卒  
大居山瑞信庵

宛名には、禰ぎ源太郎どのとあり。○十七日、駿府城主中村一氏の室卒す。廿日に至り、大岩村臨濟寺に葬り、謚して安養院春林宗茂大禪定尼といふ。牌は臨濟寺に安置せり。(駿河志料) ○八月五日、遠州周智郡堀之

林光院胡山寂

内村、大居山瑞信庵開山白洲珪和尚寂す。和尚は瑞雲院五世なりしが、此寺を創めて観音の像を安置せり。(掛川志稿) ○廿五日、遠州佐野郡平野村、觀音山林光院開山胡山和尚寂す。胡山は高御所村正法寺の八世なり。(掛川志稿) ○此月、駿府城主中村一氏、年貢取立等の法度を定め、老臣横田内膳正をして、之を領邑に頒布せしむ。今志太郡大津庄に下したるものを見るに、野田村のと同じなれども、野田村のは脱文もあれば更に掲げて参照とす。

年貢取立法

御法度被仰出條條之事

一 當所免合之儀、今度御檢地帳面を、毛□ニ六ツ半可出候、若大日損大風雨にて、作毛以外相違之年は、所之領主と立合檢見請、石詰三分一百姓可取之事。  
一 夫役之儀ハ、高千石ニ付三人、いたし候、但百姓無在所ハ、千石ニ付三十石宛可出候、少知之給人衆へハ、高百石ニ付三十石宛、爲夫米可出置候、右御定之通夫役相勤者、別ニ人足被遺儀有間敷事。  
一 所之地頭と申共、御帳面ニ付候百姓等、奉公人ニ出候事、其村肝煎之儀ハ不及申、隣家之者迄可有御成敗候、并御代官衆・御給人衆にても、小者之可仕役儀ニ百姓を遣候はんと申共、一切同心申間敷候、次、他郷と申分ハ勿論、縦同百姓と喧嘩口論之出入在之共、所之代官領主へ不申聞、郡奉行へ五ニ指上理非之穿鑿可相究候、萬一奉行不及ニ分別儀者、從郡奉行ニ公儀へ可指上候旨被仰出候、又升之儀ハ、斗升ニ相定候、とかきは四寸五分廻之竹を以、百姓面へ斗可相渡し、無御判升にて取引一切御法度候、其上口米、石ニ付貳升宛在之上ハ、俵をも能ふるひ、筵も不付候様可仕候、次、今度御帳面ニ在之出作田畠等、領主指上候儀堅御法度候、若其者死失候跡之田畠をば、其村之者共として可作事。





一年貢等相濟後、諸給人衆在郷ニ相渡、其上手作仕候事在之ハ則可ニ申上候、爲ニ其村ニ不ニ申上ニ從ニ餘之村ニ相聞候ハ  
バ其村可ニ爲ニ曲事ニ候、又繩之内ニ在レ之諸木之分、御代官、給人・郡奉行、自然可ニ取ト申共出し申間敷候、但蜜柑之  
木・柿之木之事ハ、歩數ヲ引繩之外ニ御算用之上ハ、公方物之儀候、其内を以三分ニ上、相殘ハ木主ニ遣候間、木之  
修理等能可ニ仕候、次ニ屋敷廻之土居ハ竹木、野山、井溝、堀河、道以下、繩之外之上ハ、給人衆之儀ハ不レ及申  
百姓等其まひ有間敷候、然上ハ、郡奉行可ニ任ニ下知ニ事、斗り米與大豆之わりハ、府中町の賣買のわりを以可ニ算用  
候、賣買なみにもはつれ、やすく可ニ取ト申衆中於有レ之ハ、百姓面面代かへ米を以可ニ相濟ニ事。

一御藏入之所、人足役等然無候間、給人衆方とハ、毎年一損上りにて候、何篇藏入の仕置等、諸給人方へは一損宛不  
可ニ出候、諸色御置目通相濟、其上給人衆我百姓と云、非分申懸儀ハ勿論、縱如何科在レ之共、爲ニ私成敗ニ儀、  
是又堅御法度候、曲事眼前之儀候者、則搦捕郡奉行ニ渡、理非之有ニ糺明、其上從ニ公方ニ可ニ被ニ仰付候、若御置目そ  
むき、成敗申衆中於有レ之ハ、則所之百姓迄一同ニ不レ殘直訴可ニ申事。  
右之通堅可ニ申聞之旨、就ニ御意ニ如レ此候也。

慶長四己亥年八月 内膳正

志駄郡

大津郷惣百姓中

大高庄兵衛賞せらる

思ふに、是は中村家の駿州に布告したる法度なれども、一氏一人の思慮に出でたるものにあらずして、實は  
大坂の制度に準據したるものなり。然れば太閤秀吉が、天下を一統したる法度の一斑をも、窺ひ見る心地せ  
らるるなり。○九月四日、駿府城主中村一氏、老臣横田内膳正村詮に命じ、大高庄兵衛に、二反九畝一步の除

芹澤將監

地證文を授與せしむ。其の何の功に因るか詳かならず。庄兵衛は駿州有渡郡用宗村の人なり。(家記)○晦日、  
駿府城主中村一氏命じて、駿州田中の芹澤將監が宅地の諸役を免除せしむ。老臣横田内膳正村詮の手形あり。

以上

逐而帳面に御座候門屋敷被遣候也

其方屋敷分被遣候間、諸役有間敷候、此上は、御厨屋筋之儀、對ニ公儀ニ相違之事候者、有様之旨可ニ申  
上候也。

※九月晦日

内膳正

村詮 花押  
朱印

田中

將監殿

芹澤將監は、由緒ある閥族にして、嘗て天正七年七月八日、武田家は、其の家門を調ぶることありしが、時  
に跡部民部命を受け、書を與へて曰く、「年來被成下候御過書、相寫可被致進上候、依其左右、重而  
可ニ有御下知之由被仰出者也云云、新田内匠助殿芹澤玄蕃允」と、芹澤家は、命のまま過書を出だしたる  
なるべし、十月に至つて、武田家の朱印は下りぬ。

芹澤對馬守

己卯

十月吉日

事蹟



と、又其の翌年二月にも、芹澤若狭守と受領書下りしが、天正二十年には、中村一氏の臣長澤藤右衛門尉秀

綱の名を以て斯る手形をも與へられぬ。

伊豆國豆州山形  
于時慶長紀年争山口村  
十月六日

留付、かまいなきものいかほどもかへ候はば、新田山細ひらかせられべく  
候。但ち山共に、以上。

其方へらう人越候由申候、かまいなき者にて候はば、  
いかほどもよび越可被置候、役儀有間敷候、新田野

畑迄もひらかせられ候べく候。以上。二月八日、秀

綱花、□□番殿參。(芹澤家藏)

と、此他、數多ある文書によつて見るも、芹澤家  
は、昔より由緒あるものなり。昔の由緒ある者、

今は下つて他命に服し、昔の名もなき者、今は上  
つて人を左右す。是又時勢の變遷か。○十月六日、

豆州弦卷山に駒形碑を建つ。馬の長一尺三寸、首

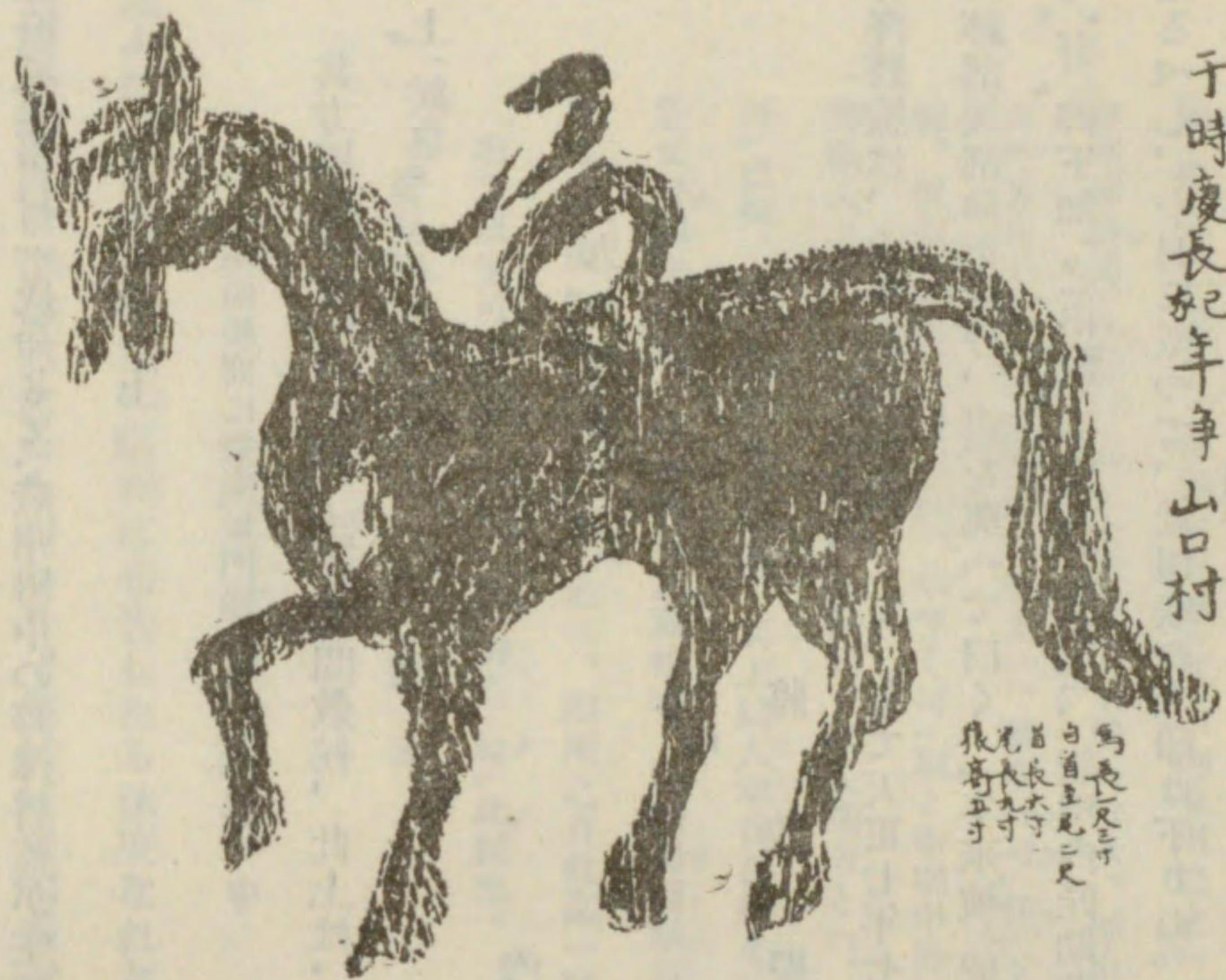
より尾に至り二尺、首の長六寸、尾の長九寸、脊

上の猿高さ五寸。(耽奇漫錄) ○此月、徳川家康、

太閤の遺旨と稱し、濱松城主堀尾吉晴の封五萬石

を加増し、越前府中を與ふ。(徳川記・落穂集) 此に於て、吉晴は子忠晴に濱松に治せしめ、自ら府中城に徙居

駒形碑



駒形碑圖

堀尾吉晴  
加増

御園神社

る。(中興盛衰記) ○十一月三日、石川家成、豆州御園神社に、神領を寄附す。

○印 以上

三その神明へ、新田之内にて、田壹反進之置候、相違有間敷者也、爲其如件。

いの年十一月三日

石川日向守 印

禰 ぎ 源 太 郎

○廿一日、駿東郡大平郷の神領を、同郷星屋修理亮をして督せしむ。安藤清廣の手形に云、

大平郷八  
幡社

大平郷宮免、毎年指置候へ共、一ヶ所も修理無之候、自當年其方へ預け置申候、一方ツツ相當之修

理可被成之候、又、徳倉禰宜業にも、堅修理之儀可被仰付候、不致修理候者、社領別人可申  
付候、以上。

亥十一月廿一日

安 藤 清 廣 花押

領主の敬神の心篤きに反し、何ぞ神主の冷淡なるや。星屋家は、昔、大平郷八社の神領を預り居たるを、庵  
原新三といふ者の爲に奪はれるが、天文廿一年に至り、今川義元より、再び還附せられて以來、土地の豪  
族となりし者なり。義元の判物に云、

大平郷八社神田之事

右、庵原新三、彼宮退轉之由依申掠雖出判形、今度以奉行明鏡改之處、不三退轉之條、翻三先判、宮錢合拾五貫  
七百文之事、如前前神事祭禮、無怠慢勤之、其餘慶者、爲新給恩、一圓領掌畢。然者、以相拘名職之内、毎年無相

事 蹟

三九



違可引取之、但、陣參之時者、朝比奈丹波守長元同心、片岡與打替可相勤、并土屋名職之事、代代山屋敷等、如先規申付之上者、横妨之輩雖令競望、一切不可令許容者也、仍如件。

天文廿一年五月廿四日

治部大輔

(星谷家藏)

星屋右衛門尉

申掠めし者素より悪むべきも、聽て之を與へし上司亦怠慢なり。而して奪はれし神主をばはた何とか云はん。當時の星屋は、右衛門尉と稱せしが、是より戰陣ある毎に、朝比奈氏に屬して出陣せしなり。蓋し、當時の神主は、概ね戰陣に携はりしが、其の資格は、神領の多寡に因りしなり。○十二月廿五日、遠州周智郡天方地方の代官分三郎左衛門、同地中嶋等の賦税を定め、是を里正助右衛門に達す。

中嶋・すがさわ・同九郎右衛門〇〇〇〇、先代官吉田孫左如手形、兩人之代、定壹貫文に致候而出置申候間、諸役免許仕候、無沙汰なく御年貢納所可致者也、爲後日仍如件。

慶長四年亥十二月二十五日

分三郎左

助右衛門方

(掛川志稿)

桶田村五分

○此歲、遠州城東郡桶田村分れて五村となる。桶田・和田・田嶋・金谷・段是なり。當時此村は、横須賀城主有馬氏の領地たり。(掛川志稿) ○内藤豊前守信成、鰐口一口を、葦山村若宮八幡宮に獻す。銘曰、葦山若宮八幡宮、大旦那内藤豊前守信成、慶長己亥〇〇〇〇。(増訂豆州志稿) ◆五年二月十五日、富士の東泉院領、百九拾五石の讓渡あり、駿府の老臣村田内膳正村詮、朱印を附して之を許可す。

葦山八幡宮

富士之東泉院領百九拾石之高辻、永代其方へ讓渡之由、尤に候、然上者、有來社役、如前前可被勤

東泉院領

候、縦如何様之儀有之共、右御朱印在之上者、相違在間敷候、并寺中諸役等之儀、是又、如前代、今以無異儀可爲御免除條如件。

慶長五年庚子二月十五日

横田内膳正村詮

花押朱印

智勝坊

(駿河記)

○二十日、駿府城主中村一氏、傳馬濫發を防がんが爲め、悉く老臣横田内膳正の手形に依らしむ。因て内膳正に命じ、領内諸役に其旨を達せしむ。岡部驛問屋に達せられしものに云、

定

傳馬亂發

一當宿傳馬之事、我等手かた無レ之者、自然かりことを言、傳馬出し候へと申者於在之は、町中いであ  
い搦捕可相越候、然上、肝煎内を以など、わざわざへ傳馬をあてかし候事、縦後日聞届候共、第一  
そのきも入可爲曲事候事。  
一丸子・藤枝ヨリ東西への駄賃馬之事、自先年如相定、岡部にてつけかへべき事。  
一當町之傳馬數、前前々貳拾壹疋に相定上、今以無相違候間、得其意傳馬役可相勤事。  
右之條條、少も相違の輩於有之は、則相搦即刻注進可仕者也。

慶長五年子二月廿日

内膳正

村詮 花押

岡部問屋 仁藤



堀尾吉晴  
越前に移る

濱松城主  
堀尾忠氏

濱松町家  
の始

北條氏規  
卒

壽桂院

○此月、遠州濱松城主堀尾吉晴、先に越前の地五萬石を加増ありければ、移て越前府中に治して居城とし、濱松をば其子信濃守忠氏に譲與す。去年徳川家康と、大老奉行等と確執を生ずるや、吉晴斡旋の功空しからず、大事に至らずして鎮靜しければ、家康以て吉晴の功、賞せずんばあるべからずとなし、遂に故君の意と稱し、此賞を行ひしなり。吉晴の濱松に在るや、始めて陣屋の建立ありしが、吉晴心に思ふらく、「城郭を築くと雖も、町家なくては不便少なからず、百事意の如くならざるは、遺憾是より大なるはなし」と、即ち令を四方に下して、農民を招集しけり。此に於て、農・商漸く集り來て家を成す者あり、遂に民家軒を並べて市街を成すに至る。吉晴これを見て大に悦び、深く町民を愛し、毎年玄猪の節等には、手づから其の備餅を町民に分與したりとぞ。○元菰山城主北條美濃守氏規卒す。年五十六、諡して一睡院といふ。氏規は北條氏康の子にして、氏康男子多しと雖も、其の智勇は氏規に超ゆる者なし。其子氏盛祿を襲ぐ。

氏規の母、即ち氏康の室は、今川氏親の女にして、母は壽桂院殿なり。壽桂院は中御門宣胤の女にして、遠州掛川城主朝比奈泰能が室の父、中御門宣秀の妹なり。一説には、氏親三十八歳の時、壽桂院は廿歳ばかりにて、朝比奈泰能の請ふがままに嫁したる人にて、子女七人あり。其性愛に雄雄しく、氏親の病中より、其子氏輝の世にかけて、國政を助くること少なからず。今川氏の古文書に、歸字朱印とて、歸字の朱印あるものは、壽桂院の内助によりて、發せられたる朱印の證なりと。氏親三十八にて始めて婚すといふも、子女七人を産すといふも、尙ほ考へざるべからざれども、其説によれば、長を氏輝といひ、次は女子にて、吉良貞朝の室、次は男子にて、彦五郎と、義元にて、次は皆な女子にて、中御門宣綱の室、北條氏康の室、瀨名貞綱の室なりと云ふなり。其は如何にもあれ、氏規は幼時より駿府に至り住して、朝夕壽桂院の覆育を受けたれば、系統の因と感化の効により、北條氏の族中、傑出の人物となりしが、今川家

末路の如き、遠州の朝比奈にも劣らぬ今川思ひにて、常に東駿に在て、今川家の回復を計りし跡は、今も残れる古文書のうちに歴然たり。

駿府領の  
傳馬

○駿府城主中村一氏、老臣横田内膳に命じ、傳馬の制を設け、領内各驛に令せしめて曰く、當時傳馬、我等手形無<sup>ク</sup>之<sup>レ</sup>不可<sup>レ</sup>出<sup>ス</sup>云云

宗高村清  
右衛門賞  
せらる

當時は、傳馬の制ありたれども、只、各領地限りの馬次なるに過ぎざりしが如し。○三月一日、遠州掛川城主山内對馬守一豊、領内の民、池谷清右衛門の、農事に勤勞の功あるを聞き、米穀若干を下賜して之を賞す。清右衛門は榛原郡宗高村の人なり。

榛原郡中百姓等、耕作以下之事、其方出精之程連連及<sup>レ</sup>聞<sup>ユ</sup>尤<sup>キ</sup>候、然間棟高之内、餘米十三石五斗令<sup>テ</sup>扶<sup>ス</sup>助<sup>セ</sup>訖<sup>キ</sup>、可<sup>キ</sup>知行<sup>ス</sup>者也。

慶長五年三月朔日

對馬

池谷清右衛門方へ  
(掛川志稿・駿河記)

天方村荒  
蕪地

○五日、遠州周智郡天方村、荒蕪地の諸賦税を定め、代官より里正に達せらる。あまがた東屋松嶋分之事

年年不作之地、開申候をちうせつとして、三ヶ年れんれんなしに、代代諸役なしに出し置申候、但三ヶ年過候而より、年貢さだまり五百文相定候、無沙汰なく納所可<sup>キ</sup>致<sup>ス</sup>者也、爲<sup>シ</sup>後日<sup>ニ</sup>仍<sup>シ</sup>如<sup>シ</sup>件<sup>ナ</sup>。

慶長五年三月五日

分三郎左



○遠州佐野郡印内村、諸役を免ぜらる。蓋し先に掛川城主山内一豊城郭を擴めし時、印内村其の門前に當りしを以て、悉く宅地を移さしめんとて、今の印内村の、當時なほ荒蕪地なりしを見、是を與へて宅地となさしめしが、今證を與へて無役地とせしなり。

院内村免

新屋敷へ罷出候院内共、諸役令免許者也。

慶長五年三月五日

新屋敷とあるは、即ち今の院内村なり。(掛川志稿) ○十五日、駿府城主中村一氏、其臣山田源丞・重野藤介をして、連署して、駿州岡宮光長寺地内の、竹木の濫伐を禁ぜしむ。

光長寺

尙次、路代はす池之分者、子年に繩引申候間、相違有之間敷候、竹木之義、少成共切申候者、曲事可爲由御意候、其御心得可有候、以上。

岡宮寺地・門前共、竹木壹本成共、切取者於有之者、則兩人者共、沼津有之間、其者召つれ、御越可有之候、堅御法度之由被仰付候間、其人可申渡候、並諸役等之義も、御ゆるし被成候間、内膳様より御手形有之付而者、御意次第可被成候、次、道代又者はす池被成候分者、一色之内、年荒を以引置申候間、何れの百姓等、申分於有之者、此方へ御申可被成候、爲其如此に候、恐恐謹言。

子三月十五日

光長寺 進家中

花押 重野 山田 (光長寺記)

徳川家康 東征の途 白須賀に 宿す

○六月廿二日、徳川家康兵を率ゐて、遠州白須賀に到り宿す。(關ヶ原始末記・慶長日記) 是れ會津城主上杉景勝を征せんが爲に、去る十六日大阪西丸を發し、今日參州吉田より此に至れるなり。(玉露叢) 其の従ふ所の將士は、井伊兵部少輔直政・榊原式部大輔康政・本多中務大輔忠勝・同嫡子美濃守忠政・二子内記忠朝・酒井宮内大輔家次・酒井河内守重忠・其子右兵衛大夫忠世・酒井備後守忠利・大久保治右衛門忠佐・同治部大夫忠隣・其子新十郎忠常・奥平美作守信昌・其子大膳大夫家昌・平岩主計頭親吉・小笠原信濃守長政・其子兵部大輔秀政・戸田左門一西・其子采女正氏鐵・本多佐渡守正信・其子上野介正純・青山常陸介忠成・同藤五郎忠俊・阿部備中守正次・其弟左馬助正吉・本多豊後守康重・高力左近大夫長房・菅沼織部正定盈・其子新八郎定仍・大須賀五郎左衛門忠政・菅沼大膳亮定利・内藤三左衛門信成・天野三郎兵衛康景・石川長門守康通・本多縫殿助康俊・岡部内膳正長盛・保科甚四郎正元・三浦監物重勝・西尾隱岐守吉次・永井右近大夫直勝・内藤修理亮清成・丹羽勘介氏次・柴田七九郎康忠・高木主水正正次・三宅惣右衛門康貞・同彌次兵衛正貞・設樂甚三郎貞光・山本帶刀頼重・坪内喜太郎利定・稻垣平右衛門長茂・植村土佐守泰忠等、及び徳川一門の將士、松平玄蕃頭清宗・松平和泉守家乘・松平内膳正家廣・松平因幡守康元・松平源七郎康忠・松平隱岐守定勝・松平外記伊昌・松平紀伊守家信・松平丹波守康長・松平周防守康重等、其他、旗本の諸士みな隨行せり。

又、之に續きて東下する、上國の大名は、福嶋左衛門大夫正則・其子刑部少輔正之・其弟掃部頭正頼・池田三左衛門輝政・其弟備中守長吉・池田吉左衛門長政・京極修理大夫高知・筒井伊賀守定次・淺野左京大夫幸長・田中兵部少輔吉政・其子民部少輔長顯・細川越中守忠興・其子與一郎忠隆・堀尾信濃守忠氏・山内對馬守一豊・有馬



中務大輔則頼入道法印・其子玄蕃頭豊氏・藤堂佐渡守高虎・其養子宮内少輔高吉・加藤左馬助嘉明・黒田甲斐守長政・蜂須賀長門守至鎮・生駒讃岐守一正・寺澤志摩守廣高・富田信濃守知信・古田兵部少輔重勝・其弟大膳亮重治・稻葉藏人道通・織田源五長益入道有樂・其子河内守長孝・金森長近入道法印素玄・其子出雲守可重・徳永下總入道壽昌法印・其子左馬助昌重・九鬼長門守守隆・本多因幡守利長・松倉豊後守重正・分部左京亮政壽・古田織部正重勝・小出遠江守秀家・市橋下總守長勝・桑山相摸守一貞・龜井武藏守茲矩・石川玄蕃頭康長・石川伊豆守貞政・船越五郎右衛門景直・佐佐淡路守行政・堀田若狭守一繼・其子彌右衛門政長・佐久間河内守政實・三好新左衛門慶清・三好爲三入道・津田小平治長興・神保長三郎相成・秋山左近光匡・赤井五郎作家正・栗林彈正忠貞次・岡田助右衛門善長・中川半左衛門忠勝・兼松又四郎吉正・長谷川甚兵衛重成・西尾豊後守光教・山名彈正少弼氏昭・秋田東太郎實季・松並平左衛門・極樂院・山岡備前入道景友道阿彌・山岡修理亮景益・能勢攝津守頼次・岡田庄五郎善同・箸尾半左衛門・柘植平右衛門正俊・鈴木越中守重愛・別所孫次郎・水野河内守清忠・村越兵庫頭顯光・一柳監物直盛・津田長門守信成・天野周防守景俊・奥平藤兵衛貞治・河村助左衛門・山城九左衛門・落合新八重清・佐藤駿河守賢忠・大嶋雲八郎義成・平野九左衛門・清水小八郎・工藤勘介・竹村忠右衛門貞金・佐久間久右衛門安政・其子源六勝之・友野長門守重恒・小松久助正道・溝口源五郎・堀田權八郎・野間久左衛門・伊丹兵庫頭親興・野尻喜八郎・仙石小貳・施樂院某・森宗兵衛等にして、其他、小身の輩は枚舉に遑あらず、大名七人、小名屋四十六人、總勢すべて五萬餘騎、順を逐うて、大阪を出立し、鍔を並べて馳下りければ、是より數日間の東海道は、人馬絡繹として絶えざりしが、徳川氏の軍令最も嚴にして、道中の暴行を制禁せしかば、兵卒の民

を侵し、往來を妨ぐる者なく、農夫は鋤を休めず、商戸は肆を改めず、行旅は道を避けず。萬民大に安堵して、生産の道を失はざりきとか。(三河物語)

會津征伐  
の原因

先是、去年八月十八日、太閤豊臣秀吉薨去の後、早くも大老・奉行の間に不和を生じ、終に前田・徳川兩家の確執となり、尋で和談の議整へりと雖も、是ぞ寔に、諸將士黨を樹て、派を別ち、相争ひ相排するの端とはなりぬるが、去年閏三月三日、加賀大納言前田利家卒するに及び、其の排擠益、甚だしく、加藤主計頭清正等七將蜂起して、五奉行の石田治部少輔三成を討たんとし、大坂大に騷擾しけるを、徳川家康謀る處あつて、殊更に諸將を慰諭して兵を止めしめ、三成を解職して、封に佐和山に歸らしめければ、諸大名も、國に歸て變を待つ者多く、淺野長政も亦隱居して出でざれば、京・阪の人心は、日に日に洶洶を増し、頗る靜謐ならざりしが、畢竟するに、石田三成は、家康を以て幼主の讐として、之を斃さんとし、諸將は幼主を忘れたるにはあらざれども、三成を惡むの餘り、志を家康に通ずる者も少なからず。而して家康また能く此機を觀破し、二黨を操つて、其争を絶えざらしめ、以て漁夫の利を得んと計れば、此の搔擾は、未だ俄に休むべしとこそは見えぬ、茲年正月に入て後、諸將の邸に於ては、おのおの拜賀・饗應・猿樂等を思ひ思ひに催し、日日の遊興斜ならざりしが、石田三成は、獨り佐和山城に蟄居して樂まず、主幼にして國危し、之を救ふこと如何すべきと、晝夜寢食を忘れて、其の畫策に餘念なかりき。

既にして、三成は意を決して以爲らく、「兼て上杉景勝・佐竹義宣等と、深く契約せし旨もあれば、先づ上杉をして叛旗を翻さしめ、家康自から其の征伐に打向ふを待ち、上國の大名等、齊しく兵を擧げて討て下

石田三成  
の密謀



り、其後を包圍して急撃し、勝を一舉に決するに如かず」と。謀已に決するや、速に之を上杉に通せんと欲し、寵臣渡邊宗庵を召して曰く、「我急に使者を景勝に遣はし、祕密を議せんとするに、汝にあらざれば不可なり、汝須らく家法に背きたる行を爲すべし、我怒て汝を誅せんと擬し、老臣の救解を待て汝を放逐すべし。汝因て直ちに奥州會津に馳下り、是を手づから中納言に捧ぐべし」と、即ち諸大名一味の密書を與ふ。宗庵即ち其謀の如く行ひ、罪を遁れて會津に下りぬ。上杉景勝は、伏見に在りし時、已に三成と謀を通ずる所あり、去秋本國に歸て後も、偏に其の計略を運らす所ありければ、宗庵の書を見るに及で、いよいよ益、その密謀を凝しけり。其後、三成は公然使者を會津に遣はし、景勝を譴めて曰く、「宗庵は我が家法を犯して遁れたる者なり、子若し之を扶持するに於ては、之を公に請うて、子を併せて其罪を正さずんばあるべからず」と、嚴しく其罪を詰責しければ、景勝其意を悟て、宗庵を放逐せり。此に於て、宗庵は會津を遁出で、常陸の佐竹義宣・加州小松の丹羽長重・越前北庄の青木一矩等を歴説し、歸て佐和山に到り、深く罪を謝して、故の如く仕へけり。

直江山城  
守兼續

當時、景勝の老臣に、直江山城守兼續といふ者あり、實は樋口與三左衛門の子にして、直江大和守實綱の養子となれる者なり。幼にして謙信の寵を蒙り、長ずるに及んで勇畧衆に超え、風相雄邁、容姿端嚴、進退周旋に至るまで、天晴れ大國の家老たるに恥ぢず。文才辯舌も亦戰國に比あるべからず。戰畧は謙信の遺法を得、風流は詩歌謡曲、悉く其技に通ぜずといふことなく、景勝が所領百二十萬石の四分一を割き、米澤三十二萬石を與へて惜まざる、天下に稀なる陪臣の大名なり。而して三成固より其の勇畧智謀を知り、深く其

景勝の陰  
謀露顯

心に結び、密謀を通じ置きければ、景勝の國に就くや、直ちに河沼郡比田城址を修築し、方八町の大城郭を經營し、日に役夫八萬人を課し、不日に竣工せしめんと、連りに役人を獎勵して、其の構造を急ぎける。折しも宗庵尋ね至て、三成の密書を出だしければ、景勝之を兼續に示して、共に大に悦び、侍大將を召して其謀を議せしに、藤田能登守といふ者あり、異議を發して之を諫め、家康に荷擔するの可なるを説き、頻りに其決を勧めければ、兼續大に怒て曰く、「汝京師に在て、家康の賜物を受けて心迷へるか、何ぞ家康を稱するの甚だしきや」と。能登守また怒て曰く、「吾たとひ多少の賜物を受くとも、争でか數代高恩の主君に反かんや、直江が言甚だ無禮なり」と、痛く兼續を責めけれども、景勝素より兼續を信じ、事大小となく兼續に任せければ、能登守遂に疎ぜられて其居に安ぜず、肺疾あり、那須に浴せんと欲すとて、三月十三日、夜に乗じて會津を遁走し、白河口より那須に出で、江戸を経て京師に上り、大徳寺に入て僧となり、源心と稱す。此に因て、會津の謀計は、立どころに京・阪中へ暴露せり。其後、越後・下野等よりも、一揆の急報頻頻たるあり。江戸並に東北諸國よりも、急を告ぐる使者の絶えざるあるに、堀監物の馳上つて、委曲を報するさへありければ、景勝の反形はいよいよ明かなるに至れり。

家康は之を見て、事を未發に鎮せんと欲し、増田長盛・大谷吉隆を遣はし、景勝を説きて和解を計らしめしに、景勝曰く、「我毫も内府に遺恨あるにあらず、内府、幸に心を勞することなからんを希ふ。我心唯、此の如きのみ。願くは兩君を煩さん、兩君幸に我が二心なきを明かにせよ」と、二人歸り報す。然れども景勝朝せず。因て又、相國寺の豊光寺住持、承兌長老を遣はし、書を直江兼續に贈り、上洛を勧めしむ。景勝返書



を承允に託して曰く、「我は獨り太閤の恩深きを知るのみ。未だ家康の恩を記する追あらず」云々と、傲慢侮蔑の辭を雜へ、毫も上洛の趣なかりければ、家康皆までも讀まず、大に憤怒して曰く、「我年已に六十、未だ會て此の如き無禮の文辭を見ず、景勝の反形已に備はる。我自から進み討ち、速に彼を誅せずんばあるべからず」と、直ちに令を發して兵を徵す。大阪奉行及び加藤清正等、連りに諫止すれども家康従はず、去る十六日辰上刻伏見を發し、十日を経て今日此に着せしなり。

六月十六日、大阪より伏見に赴き、十七日、伏見にありて留守中の指圖をなし、十八日、大津に至て、京極高次の饗應を受け給へるに、長東大藏大輔被<sub>レ</sub>來、矢砲二百挺、御錢に進上、明朝水口にて、御膳上げ可<sub>レ</sub>申と被<sub>レ</sub>申、七ツ半の頃被<sub>レ</sub>來候、表<sub>ナモテ</sub>に連もなく一人被<sub>レ</sub>居候、夜に入り、五つ時被<sub>レ</sub>歸候、長東歸られ、道を二里半計も被<sub>レ</sub>參候ん歟の間に、石部を出御、御先へ槍二本、長刀一、御走衆廿人許、挾箱二、御跡に一町計置て、田上權三郎一騎、又半町程置て、城和泉守一騎、俄に出御ゆへ、御供の騎馬もなし。

十八日、夜を込て、家康公石部を立せられ候が、内袋と申所に、本多中務大輔宿り、表の町へ出で、乗掛に乘候人は通り、馬上は待たれ候へと、各、被<sub>レ</sub>止候、鐵炮頭服部半藏・加藤九郎次郎・水野太郎作・酒井與九郎・阿部掃部・成瀬小吉・渡邊半藏、此人人鐵炮火繩に火を付、其外、騎馬の衆を中務下知して、水口河原へ押出し、曳<sub>ニ</sub>とう曳<sub>ニ</sub>とうと聲を揃へ、川の端に三町餘ひろがり、一度にさつと渡り、足を揃へ、水口町中寬<sub>カ</sub>通り候。

十九日、關地藏、廿日、四日市、此所より船に召、供の者陸地を廻り候へと被<sub>レ</sub>仰出<sub>テ</sub>候、悉陸地を吉田へ廻り奉<sub>リ</sub>待候、御船には、女中十餘輩、小姓十人許にて、サクの嶋に御宿り、廿一日に吉田へ著御、是は岡崎の城、田中兵部小輔を六ヶ敷思召ての御事にて候、同日晩に中泉へ著御。(慶長年中ト齋記)

一二三、廿日、四日市より三州佐久嶋に着し、田中兵部少輔の饗應を受け、廿一日篠嶋に着船し、吉田城主池田輝政

の饗應を受け、廿二日白須賀にて船を下り、堀尾吉晴の饗應を受け、二十三日濱松に入り、堀尾吉晴同忠氏の午餉を受け、同日中泉に着して、又堀尾吉晴父子の饗應を受けたり。云云(家忠追加日記)

濱松城

○廿三日、徳川家康濱松城に入る。城主堀尾信濃守忠氏、晝餉を整へて家康を饗す。(關ヶ原始末記) 忠氏の父吉晴、かねて此事を聞き、前に越前府中より到り、家康の至るを待ちて謁す。家康曰く、「上國の事、解し難きこと多ければ、吉晴は直ちに越前に歸り、能く其の動靜を窺て、細に關東に報ずべし。而して信濃守は、我が陣中に在るべし」と。因て吉晴を越前に還らしめ、雪で濱松を出で中泉に到り宿す。(玉露叢・藩翰譜・慶

中泉

小夜中山

嶋田

駿府  
清見寺

中村一氏  
歎を家康  
に通す

長日記) ○廿四日、徳川家康中泉を發し、駿州嶋田に到り宿す。先是、掛川城主山内對馬守一豊、小夜中山に饗應の亭を設け、以て家康の至るを待ちしが、此日晝餉を供す。(關ヶ原始末記・玉露叢) 饗應の亭は、佐野山久延寺境内に建てしなり。此夜は嶋田に宿す。(慶長日記) ○廿五日、徳川家康嶋田を發し、清見寺に宿す。(慶長日記) 此晝、駿府城主中村一氏之を饗す。(玉露叢) 先是、大阪の奉行等相謀て、家康を滅さんとするや、一氏會、病篤し、竊に以謂らく、「方今吾病重し、恐くは起つ能はざらん。諸將を顧みるに、吾兒を託すべき者は、徳川内府の外、又其人あるべからず」と、即ち郎等數内匠助忠綱を遣はし、歎を徳川家康に通ぜしめて曰く、「一氏初め故太閤の命を蒙り、關東鎮撫の爲に、駿河を守りて以來今日に至るまで、音問を缺き禮を失して久しきに亘る所以のものは、偏に人臣の義、外人と交らずといふに因るのみ。豈に敢て君に對て、怨を買ふを欲せんや。殊に一氏近ころ二豎の犯す所となり、起復期すべからず、嗣子尙ほ幼にして、未だ成否を詳かにせず、幸に君が領我國に隣すれば、一氏が無らん後は、一向君の扶助に頼て、我家の安全



を謀らんとは、是れ一氏が常に家人を戒むる所なりき。然るに今計らずも此の大事を生ず、痛恨何ぞ堪へん。然れども他將は知らず、一氏に於ては、毫も君に二心を懐くものにあらず、君幸に之を了せよ」と。家康曰く、「貴息の事は正に命を聞く。必ず念とすべからず。次に、年來深く慮り給ふ所を聞くを得ては、一方の鎮たる武將は皆な斯くあるべきなりと、深く感歎こそすれ、如何で恨むことをせん。次に、告げ給ふ所は、家康よに喜ばしく思ふなり」と、厚く禮して遣り還へす。一氏大に悦び、同職の輩と議して、遂に事なからしむ。(中興盛衰記・藩翰譜) 是れ今日も家康を府城に饗せし所以なり。

一氏吉晴  
の不義

夫れ中村一氏といひ、堀尾吉晴といひ、皆な太閤秀吉の股肱にして、太閤の家康を關八州に封するに及び、人多き人の中より、特に二人を擧用し、駿・遠二國に分封し、務めて大領を食ましめたる所以は、駿府・濱松二城を以て、關東の要衝となし、一旦緩急あらば、二人をして之に當らしめんとしたるに外ならず。而して是は二人も夙に覺知する所にして、一氏も此にいふ如く、年來一介使だに、家康に通ぜざりしに依て見るも明かなり。然るに一朝秀吉の薨するに遇へば、其屍未だ冷かならざるに、其の遺命なほ耳にあるに、併も身は擢でられて、中老の重職にあるをも顧みず、只管家康の意を迎へ、密に款を家康に通じて、恥づるを知らず、竊に以て計を得たりと爲す、何ぞ其醜なるや。太閤の二人を駿・遠に封する、豈に此の如きを想はんや。家康は未だ豊臣氏の仇敵ならねば、之に親み近づくこと固より不可ならず、若し親み近きて、共に主家を扶翼せん謀にても講ずるならば、是れ大に可なり。然れども此等二人も夙に知る如く、家康は、終に豊臣家に幸する者にあらざるに、先を争つて之に阿附するは何ぞや、今關西諸侯の、家康に對する舉措を見

るに、其の爲す所毫も私心なく、唯、豊臣氏を思ひ、秀吉の恩に報いんとするのみなりとは言ひ難きも、又、其の謀る所、悉く機宜に合すとは言ひ難きも、しかも家康を以て、豊臣家を危くする者と爲すに至ては同じ、故に若し、強ひて其の家康に對する處置の相違を擧げば、唯、溫和と過激と、急進と漸進との差あるのみにて、未だ家康を援けて其威を増し、其恩に依りて、自家を營まんとする者はあらざりしに、一氏・吉晴の二人は、獨り何せんとするものぞ、己自ら東方の重鎮を以て居りながら、己自ら其主の病に侍し、其主の重き遺命を蒙りながら、同輩共に疑ふ家康に頼り、或は嗣子を託して哀を求め、或は六萬石の加恩に感泣し、遠く濱松に至て、其の驩心を迎ふ。古往今來、此の如き武士あるか、假令家を憂ひ身を思ふとも、亦他の將士に鑑み、其任に顧み、且つ其の面目をも惟はざるべからざるに。彼はた何爲るものぞ。武人の俤何處にある。應仁以來天下大に亂れ、文學衰へ道義廢し、人唯、利を計て義を思はず、所謂時の花を冠挿すを以て智と稱する、浮薄極まる世に陥りたりとはいへ、四民の上に位する武人に至ては、尙ほ犯し難き節操を持つる者少なからざるに、あはれ何たる腐敗漢ぞや。縦ひ少時たりとも、我が嶽南地方の穀を食はしめ、富嶽靈秀の雪を仰がしめ、天龍清冽の水に浴せしめしこそ遺憾なれ。

斯て此役起るに及び、一氏病ますます重く、病床に臥して駿府に在りしが、家康深く一氏を疑ひ、前夜鳴田の宿所に在り、急に令を發して曰く、「明日は隨兵の一人たりとも、鞆子より前に進むべからず。暫く滯留して後命を待て」と。明くるを待ちて、村越茂助直吉を遣はし、駿府に至て、一氏の病を問ひ、且つ其子一學忠一に、長光の刀を與へ、以て竊に其の情狀を探らしめしに、茂助尋で歸來りて、其の病狀を復命し、一

中村一氏  
病を勤め  
て家康を  
饗す



氏の使者も茂助と共に至り、速に駿府に入らんことを請ふに及んで、家康は心漸く解け、兵を進めて駿府に入りける。時已に午刻に逼りき。一氏迎へて府城の二丸に入れ、以て之を享せんとせしに、家康尙ほ疑つて之を辭しければ、家老横田内膳村詮（一作詮）の家を假館とし、強ひて迎へ入れ、内膳をして、代りて周旋饗應せしむ。饗膳已に終るや、一氏病を助けて肩輿に駕し、昇かれて家康の前に至り、謂うて曰く、「一氏重病に犯されて軍に従ふ能はず、嗣子幼にして士卒を統ぶる能はず、遺憾これに過ぐるはなけれども、今更詮なければ、舍弟彦右衛門一榮を軍代たらしむべし」と、謂ふだに氣息奄奄、其言朦朧斷續して、悉くは聞くべからざりき。一氏はまた、新村嘉兵衛・大藪新八・小倉忠右衛門の三人を召して、家康に謁せしめ、詳かに三人の家系を述べ、以て家人に列せんことを請ふ。家康之を聽す。新村嘉兵衛は、江州新村城主、新村筑後守資則の子にして、今は一氏の女塔となりたれども、後に氏を改めて志村と稱すといふ。家康は、一氏が衰勞の甚だしきを見、悄然其手を取りて曰く、「思はざりき、子が病此に至らんとは」と、因て涙數行下る。一氏も亦涙を垂れて、其の厚意を謝し、且つ後事を託すること至れりき。家康其情を哀み、多く賜物を贈り、出でて興津に赴けり。（徳川實記・關ヶ原始末記・日本立志編・藩翰譜）

廿五日、駿府の城二の丸、中村式部少輔一氏が家臣、横田内膳正が宅に入御あり。式部少輔一氏、肩輿に助け乘せられ、御前に候し、大神君に謁し、一氏重病なるに依て、今度會津御進發に供奉せざる事、死後の遺恨なり、愚子一學幼年たるの間、一氏が弟中村彦右衛門尉を隊長として、一氏が軍勢を相副へ、會津に至て、供奉せしめんと欲する旨を達す。一氏重病たるに依て、言語分明ならず。（家忠追加日記）

中村勢家  
康に従ふ

式部病中故、籠に駕し御前へ罷出、今度某病氣故、奥州へ御供不申、殘念至念に奉<sub>レ</sub>存候、無<sub>レ</sub>疑<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>御利運、此度御暇乞にて候と被<sub>レ</sub>申、内府公、種種御<sub>レ</sub>念<sub>レ</sub>比<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成御意にて、忝<sub>レ</sub>山感涙被<sub>レ</sub>流、駿府御着の日は、鞠子より御先へ御人數參間敷由被<sub>レ</sub>仰付、依<sub>レ</sub>茲、其日より、御供の御人數、多く駿府より清見寺に御停り、次の日、沼津にて、中村彦右衛門御膳を上げ候、然る所に、江戸より御迎として、本多佐渡守・大久保相模守、其外罷越、七月二日に江戸御着座。（關原記）

竹田五郎  
兵衛

○中村一氏の家人等、家康に従て、東征するに臨み、鎧兜を着し、捺物を差し、登城して其行を告ぐれば、一氏病を務めて几に倚り、出陣の式を擧げ、告げて曰く、「今度大事の軍に、病を以て臨む能はざるは、遺憾なれども詮なし。舍弟彦右衛門を以て軍代とすれば、彼を見ることが我の如く、事大小となく、其の指揮に従ふべし。歸陣の土産は、汝等の高名手柄に増すものなきぞ、あはれ、諸軍の、みな快く出立ち行くは、我軍の花にこそ」と喜びけり。竹田大右衛門といふは、二千石取の物頭にして、其の嫡子五郎兵衛は、一氏の姪婿なるが、家中第一の好男子と稱せらる。此時、三間許の烏毛の棒を差して、正面に居ければ、一氏忽ち認めて曰く、「五郎兵衛、汝捺物差して自由を得べきか」と。五郎兵衛、之を聞きて答をもせず、直ちに起上りて、堀の上木に手をかけて跳上り、上下すること二たびなりき。一氏は之を見て興に入りけるが、其後、老臣等五郎兵衛を咎めけるに、五郎兵衛は、自由ならぬ物を差すべきかと、抗言して屈せざりきといふ。（中村一氏記）  
一氏は尋で卒す。一氏は膈を病みしなり。○廿六日、徳川家康清見寺を立ち、豆州三島に宿す。（慶長日記）  
家康沼津に至るとき、城主中村彦右衛門一榮、晝餐を供す。家康時に彦右衛門を召して曰く、「式部の病狀輕からず、出陣叶ふべくもなし。汝陣代を務めざるべからず」と、因て信國の脇差を賜ふ。會、本多佐渡守正

沼津城主  
中村一榮  
家康を饗す



三嶋

下田港

伊天寂す

信・大久保治部大夫忠隣等、秀忠の命を蒙り、江戸より來迎へければ、家康直ちに召して之を見、密に談ずること少時、相携へて三島に到り、旅館に入る。(徳川實記・關ヶ原始末記・藩翰譜) ○廿七日、徳川家康三島を出で、箱根を越え、小田原に向ふ。或曰く、此所へ本多佐渡守正信・大久保相模守忠隣等、江戸より來迎へ、伊豆國下田港、相模國三崎、津に、關西侯伯の糧船、數多繋留せる由聞上げければ、家康は其の糧米の多寡、其の船舶の動靜を察せんと欲し、參拜に託して道を轉じ、江の島・鶴ヶ岡に遊ぶと。(關ヶ原始末記) ○七月一日、遠州山名郡木原の人、前總持寺住職頭室伊天寂す。伊天姓は穂積氏、幼より葦を茹はず、又嬉戲を好まず。坐すれば則ち趺坐せり。父之を見て甚だ異とし、遂に出だして堀越村海藏寺に託す。受具の後、策を杖きて關東に遊び、瑞翁禪師に萬年寺に謁す。翁南泉斬猫の話を以て之に問ひしに、一日にして疑團頓に釋け、偈を説て許さる。翁復た召して反覆勘辨せしに、終に凝滯なし。因て記室を掌らしめしが、未だ幾ならず、衆に首として分座せり。文祿年中、能州總持寺に出世し、諸刹に歴遷して、武州青松寺を領す。川口氏といふ者あり、玉窓禪刹を創め、聘して開山の祖とす。又、信徒あり、大松寺を建て、請じて始祖となす。徳川家康嘗て此寺に到り、伊天の説法を聞き、大に悦ぶ、是より毎月、先考の諱辰に迎へて城に入れ、齋を設く。一日齋罷みて後、天に命じて、第一義を闡揚せしむ。天則ち趙州四門の語を擧げて、之を話ししに、老臣以下座を環らして之を聴き、悦服せざるはなかりき。因て朝に奏しければ、特旨を以て、紫衣と、普光禪師の號とを賜はる。此年江戸城修築に際し、城堞を擴張したれば、命じて寺基を南城に遷さしめしが、此時偶、疾を發し起つ能はず、法嗣麟曹を以て、其號を補はしむ。而して遂に愈えず。此に至り、綽然として坐逝せ

堀尾吉晴  
越前に歸る

堀尾吉晴  
傷て濱松  
に歸る  
石田三成  
の刺客加  
賀井

り。年七十八、○此日、石田三成佐和山を出で、大阪に赴き、十二・三日頃より、大阪の兵を伏見城に發し、其の近傍に陣せしむと云ふ。(關ヶ原始末記) ○七月十八日、堀尾帶刀吉晴、濱松を出で越前に歸る。先是、吉晴は家康を送て、濱松に滞在せしが、此頃に至て、近畿の人心穩ならざる由を聞き、且は其の動靜を探り、且は府中城を守るべしとて、今日濱松を發して、越前へ馳歸りけるが、途參州山中に至り、大阪の使者加賀井彌八郎重望の、東より上り來るに遇ひぬ、吉晴以謂らく、「此人は、三成と水魚の交あれば、上國の事を聞くには、最も便なるべし」と、因て互に相語らひつつ行くに、彌八郎曰く、「某は、今度上使の命を蒙り、關東に下り、今任を終へて歸る所なり、是より大阪に歸り、復命の儀終らば、再び關東に下りて、内府公の陣に加はらんとす。然れども、彼の御家人に知人なければ、未だ公に便るべき道なきに苦む。今日此處にて、氏に遇ふこそ幸なれ、願くは手簡だに賜はれかし。我是を携へて、内府公の老臣に到り、自から請ふ所あるべし」と。吉晴曰く、「子の言定に理なれども、某、今北國に赴く途なれば、子の再び東に下らん時、我此にあるべくもあらず、幸に刈谷城主水野和泉守忠重は、徳川殿に最も親しき人なり。此人をこそ頼み給ふべけれ」と。彌八郎曰く、「某、未だ忠重を知らざるを如何にせん」と。吉晴曰く、「某は、忠重と最も親し、今度も、忠重、刈谷より池鯉鮒に至り、對面の約束あるなり。子我と同伴して、彼人を見て依頼すべし。いざさせ給へ」と共に行く。彌八郎大に喜ぶ。(關ヶ原軍記) ○廿日、堀尾帶刀吉晴、參州池鯉鮒驛に於て、加賀井彌八郎の亂に重傷を負ひ、再び濱松城に歸る。(玉露叢) 彌八郎は、石田三成の刺客なり。初め徳川家康の東征するや、大谷刑部少輔吉繼、嘗て家康と親交あれば、之を援けんと欲し、其甥木下山城守・木下大學



頭等を従へ、伏見を立て下りけるが、石田三成も亦、成童の古より太閤の左右に侍し、金蘭の親友にして、殊に深交ある者なれば、相見て別を告げんと欲し、佐和山に至る。

一説、大谷吉繼は、親交あれば家康を援けんと欲し、六月廿一日、美濃國垂井に着きしを、石田三成聞きて、櫻原彦右衛門を遣はし、密に家康追討の意を告げ、強ひて之を招致す。云云

大谷石田  
問答

三成見て大に悦び、厚く之を饗し、然後、密に家康追伐の意を告げけるに、刑部默然として言なく、良久うして、眉を擡めて曰く、斯ばかりの大事を謀るに、何ぞ豫め吾に告げざる。幾多の謀畧もあるべきに、事已に此に至ては、策の施すべきなし。惜いかな、十が九は勝利あるべからず」と。三成曰く、「憂ふる勿れ、東には上杉・佐竹あり。西には毛利・島津あり。其他、諸大名諸將の約あり」と、吉繼曰く、「子は唯、勝つことを知りて、負くることを知らず、故に以て易易と爲すのみ。我今之を問はん、一一答へんか」。三成曰く、「諸、必ず答へん」。曰く、「武士の高位は、天下誰か第一なる」。曰く、「家康なり」。天下の勇士を集めたるは、誰ぞ、曰く、「家康なり」。慈悲ありて、家人の心を得たるは、誰ぞ、曰く、「家康なり」。諸國大小名の驩心を得たるは、誰ぞ、曰く、「家康なり」。天下の武將に勝れて、譽高く名の響けるは、誰ぞ、曰く、「家康なり」。凡そ此の五事は、強援なり、子の力之に及ぶものありや、否や、是に由て之を見るも、子の勝利を得んこと、豈に難からずや、三成曰く、「否、然らず。天下の尊は、秀頼の君なり。下として、上を犯さんとする逆臣は、家康なり。彼には不忠の名あり。我には忠義の名あり。夫れ忠義は、人の好む所にして、不忠は人の惡む所なり。天下誰か又彼の不忠の臣に與する者あらん。吾一たび秀頼の武命を蒙りて、義兵を

擧げなば、天下の武將は、將に雲合霧集せんとす。子幸に憂ふる勿れ」と。

大谷吉繼  
能く彼我  
を知る

吉繼曰く、「夫、兵校<sup>ハルニ</sup>之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>七<sup>ツ</sup>計<sup>ヲ</sup>而<sup>シ</sup>索<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>情<sup>ヲ</sup>といふ、主孰れか道ある。將孰れか能ある。天地孰れか得たる。法令孰れか行はる。兵衆孰れか強き。士卒孰れか錬れる。賞罰孰れか明かなる。此を以て彼を知り、己を知り以て勝負を知る。是れ古の法なり。初め此の大事を謀るとき、我に知らせ給はば、家康の伏見に在る時、謀りて討つべきに、今容して關東へ下しては、復た如何ともする能はざるなり。彼は、恰も轍鮒の水を得たる如くにて、其勢實に擣るべからざるものあるなり。彼は、元來三百萬石の大名なるに、今更に天下の名士を集めれば、子が輩小身の大名の、豈に企及すべき所ならんや。能く思うても見よ。故太閤は、實に古今不世出の名將にして、武勇權威ともに備りて、一も缺くる所あらせ給はざりしに、併も此人をば、亡し給ふ能はずして、彼の長久手合戦以後は、専ら和議に依りて、服従せしめたるにあらずや。況や今幼君の命を以て、家康を制するをや、かけても及ぶべき事ならず。若し合戦に及ぶとも、我は元來烏合の兵なれば、軍議區々にして纏りがたく、命を聞かずして、敗走の足は早かるべし。而して家康は、大名の家人を數多従ふれば、我は指さすことも能はで止みなむ。且つ家康は、小身の時より士卒を愛し、新古の阻なく慈み、胎内の子にも、其後を繼ぎ其祿を受けしめて、憐愍の情を深うし、長病狂人に至るまで、從來の所領を與へ、慈悲を第一として、士卒を養ひければ、諸士ともに心を歸し、一旦事あるに臨めば、命を捨つること塵芥よりも輕きなり。故に此人を討て滅さんと欲せば、伏見に於てせずば、石邊に宿せし時に於てすべし。石邊は、佐和山を距ること纒に七里、宵より人馬を出さば、夜半過には達すべし。其時吉繼も其行を送るに



擬し、彼宿に至り、機を見て謀知し、兩勢並び起て、其の不意に乗せば、萬一にも討損ずることはあるまじきを、今事なく本國に歸らしめ、遠く其後を慕ひて追討すとも、徒に長途に疲れんのみ、何ぞ勝つことを得ん。喩へば碁を圍むが如し。下手は名手として打てども、上手に對しては、意外に敗るゝものなり。是れ其道を得たる人の知識は、格別なればなり。武士道も亦斯の如し。子の名手も、家康の上手に對しては、效なかるべきか」と。聞く者みな其の智勇に服す。

大谷義繼  
三成を以て  
助

三成徐に其言を聴き畢り、さて曰く、「子幸に我を賛し給ふに似たり。請ふ善く之を謀れ」と。吉繼曰く、「某、痼疾あり、眼物を見ず、爲す所、常人の半にも及ばざれば、事の役に立つべしとは思はざれども、子を捨てては、武士道を闕く恐あり、武士道を闕くは、是れ男子の最も恥づべき所なり。且つ苟も幼君の命とあれば、事の成否を論ずるの迫あるべからず、生きて益なき一命を、幼君と親友とに捧げんと欲するなり。因ては茲に一策あり。秀頼公の使者として、股肱の勇士を關東に遣はし、軍中慰勞の辭を述べしめば、家康或は出でて見るべし、使者機を逸せず、跳掛つて之を刺さば、事簡にして大事立るに決すべし。家康慮る所あつて、人をして代り受けしめば、即ち止む、然らずんば、是れ第一の策なり」と、三成之に従ふ。斯くて吉繼は、佐和山に逗留すること二日、萬事を三成と相議り、諸國の味方を招き集むる廻文を認めて、其身は、越前敦賀に下りける。文に曰、

自古至今、見ニ國家興亡、皆是姦人之所行也、爰源家之末流徳川家康、出レ於三州、直領ニ掌八州、依ニ重祿、而勢若ニ飛雲、亡ニ古法、蔑ニ諸人、誰敢不レ惡レ之、則三成、吉隆、代ニ幼君秀頼公、欲レ亡レ彼、企ニ相

談ニ所ニ相觸ル也、各、從ニ指揮ニ而可レ勤ニ軍役、若於レ不ニ承引者、所レ居レ於大阪ニ之妻子、悉可レ令ニ禁獄ニ者也、何速不レ誅ニ無道、治國安民之謀、有ニ此一舉、急揚レ鞭馳ニ參于大阪、守ニ護幼君、指揮相待可レ申也、依廻文如レ件。

慶長五年六月廿七日

(東遷基業)

吉繼は、吉隆の、關ヶ原役起るに及で、改めたる名なり。

淺井無覺曰く、大谷はオホヤと呼ぶべく、三成は、ミツヒラと呼ぶべしと(異説まちまち)

朝川鼎曰く、三成はカヅシゲと云ふべし。世人、「ミツナリ」又は「カヅナリ」と云ふは、非也。藤堂侯及び伊勢一身田に所藏の、三成の假名文數通、何れも假名にて「カヅシゲ」と署名すと、石川之襲の話。(善庵隨筆)

石田三成  
刺客彌八  
郎を送る

石田三成、已に大谷吉繼の策に従ひ、其人を選ぶに、豊臣家旗下の士に、加賀井彌八郎重望といふ者あり。美濃の人にして、大剛越捷の名を得たる者なり。其父駿河守重宗、先に織田信雄に屬し、濃州猪鼻城を守り、秀吉に攻められ討死して後、久しく浪人してありしを、三成請うて、本領に安堵せしめたる者なれば、之こそ善けれと、彌八郎を召して、其意を告げしに、彌八郎曰く、「某嘗て、君の厚恩を蒙りしことは、今に至て忘れ難し。今日大事に臨み一命を奉り、一には幼君への忠節、二には君への報恩とせんことは、素より某の本懐なり」と喜び諾せり。又、木村彌一右衛門秀望といふ者あり。父伊勢守は、明智光秀の家人なれば、彌一右衛門も誅せらるべかりしを、大政所の所縁なればとて、是又三成の救解に依り、反て大祿を賜はりぬるに、其後、領内の一揆に因て、所領を没せられしを、又三成の力に依て、懸命の地を得たる者なれ



ば、之をも召して其意を告げしに、是又大に悦び、「此の大任を蒙るは、寔に武門の面目なり、争でか君のため、國のために一命を捨てざらん」と、義氣面に溢れたり。三成二人の義憤を見て大に悦び、謀を授けて曰く、「若し事成らば、子孫は長く關東國に於て、廿萬國の恩賞相違あるべからず。好し又成らずとも、股肱の侍大將だに討たば、是又恩賞莫大なるべし」と。彌八郎曰く、「世上靜謐の時、幼君の御使とあらば、内府の對面なきことあるまじけれども、今天下騷擾の時なれば、老功の内府必ず出づるを期すべからず」と。三成曰く、「出でずば即ち止む。出でば過ち給ふべからず。起請は、神明之を鑑み給ふ。三成偽らず」と。一刀を出だし、與へて曰く、「是は殿下の賜はりし利刀なり、願くは是を以て事に從へ」と、因て宴を張て之を饗し、秀頼の贈物、衣服・慰問品等を託し、最後に起請文を書し、二人の目前にて、淋漓たる血判をして與へければ、二人は莞爾として別を告げ、憤然として途に就き、急ぎ江戸に下て謁を請ひしが、家康病と稱して出でず、老臣だに出でざれば、二人成すこともなく、空しく江戸を去りしが、木村は一日も早く、事の由を三成に告げんとて、彌八郎と別れて獨り先づ歸れり。而して彌八郎は獨り遅れて、後より上り來り、何がな好き獲物もがなと行くほどに、參州山中に至りて、堀尾吉晴と邂逅したるなりけり。

一説、彌八郎已に江戸に着く、秀頼卿より隱密の御使者、彌八郎下向すと案内す。家康公被<sub>レ</sub>聞召、是は不審の使なり、子細を取次ぎ申せとて、近臣一人出で、子細を取次がんと云ふ。加賀井が曰く、大事の御口上なれば、取次を以ては演べがたと云ふ。大神君、疾く此事御推量ありけるにや、其後兎角の仰もなし。彌八郎は御對面もやと、心を碎き堅唾を呑んで待けれども、何の御沙汰も無き故、申れて謀を啣み、種種案内を願へども、取次者もなかりければ、加賀

井支度相違して茫然となり。秋の草葉の枯がれに、事問ふ人もなかりければ、力なく江戸を立つて、大阪へ登りければ云云。(武家盛衰記)

## 池鯉鮒の變

斯くて昨十九日になりぬ。參州荊谷城主水野和泉守忠重は、池鯉鮒の里正傳右衛門の宅に到り、前栽を前の別室に饗筵を設け、一向吉晴の至るを待ちける。折しも殘暑尚ほ甚だしかりければ、南表の戸障子を開け放ち、青葉を漏るる風をいるるに、茶湯の釜にたぎる松風の音は、人を幽谷森林の奥に誘ひ、坐るに太古の佛に接する思あらしめ、四疊半の室にあふるるそらだきの香は、やがて茶の薫と和して、六根の塵を拂つて清淨ならしむべく、床の掛字の墨痕淋漓たる、庭の撒砂の白皚皚たる、夏の客待つ座敷としては、至れり盡せりの出來にて、最と風流にぞ見えけるが、左右の近臣・諸侍の、次第正しく列居て、威儀を亂さぬ其状は、亦巍巍乎として、堂堂たるもの無きにもあらざりき。

既にして吉晴到り、彌八郎をも紹介し、其の相伴ひし故を告げ、主客鼎坐して、世事を談じ文事を語り、尋で食膳方丈をもてなし、八珍三牲の饗應ありし後、酒三獻通じて、燕尾笑語に及びし頃は、既に夕陽西山に暮き、入相告ぐる鐘の音も耳に響き、坐るに寂寥の念止めあへぬ時なりけり。折しも小性入來りて燭を乗れるに、主客共に沈醉して座に堪へず、膝をくづして夢現の境に出入し、陶然として、深く慮る所も無きが如くなりしが、やゝあつて、彌八郎は何に思ひけん、突如起て外に出で、密に従者を召し、己が乗馬を露路口に引來り置くべしと命じ、また元の席に歸らんとせしに、折しも屏風の蔭なる膳部の器具の、高く積置きたるなるべし、俄然音を發して崩れければ、居交る人人、聞驚きて騒然たるに、彌八郎は好機を得たりとや



思ひけん、電光石火の如く躍り入り、只一刀に忠重を斬殺し、更に進みて吉晴に跳りかかり、一刀鋭く其顔を切る。折しも吉晴は、柱に倚りて睡り居しが、素より老剛の士なり。顔切られしを物ともせず、起つて彌八郎と相搏ち、遂に組敷き、幅廣の脇差を以て刺殺しけり。

水野の家人等、素より思ひ儲けぬ事なれば、此の騒動を聞いて大に驚き、太刀・槍取て座敷へ亂入りけれども、燭火消えたれば、物の文目も見え分かず、周章狼狽物にあたるに、偶、次室より、手濁を差出だす者あるに透して見れば、忠重と彌八郎とは、血入に染みて紅の如く、枕を並べて倒れ伏したりけり。家人等之を見て、疑もなく吉晴が酒興の致す所となし、手に手に鋒を振て迫り撃つを、吉晴は左手に燭臺を持って請流しつ、防ぎ戦つて縁端に至り、燈火のあるを見て、足を延べて蹴倒しさま、前なる大庭に跳下れば、水野の家人等、逃しては叶ふまじと、益、集り至つて搦め捕へんとする。吉晴も絶體絶命なり。太刀を振て死力を出だし、根限り防戦ひしが、暫くにして十七創を蒙れりといふ。此時、吉晴大呼して曰く、「汝等狼藉なり、後日三族の罪に沈むを見て、吾を恨む勿れ。汝等が主を殺しし者は彌八郎なり。彌八郎を殺す者は吾なり」と。頓の出来事に、膽を冷しし水野の家人等、之を聞くに追なく、いよいよ焦心り進みて、逃がすまじと逼り討つを、家人に鈴木與八郎といふ者あり、つと前に進み出で、遮り制して曰く、「彌八郎は、初より、訝しく心許なく思ひつる者なり。帯刀の言に偽ありとも覺えず、過て悔を遺す勿れ」と。衆始めて止まる。吉晴傷重くして馬に乗すべからず、輿に駕して里正の宅を出でしに、水野の家人等、尙ほ疑て止まず、吉晴を追うて、其の旅館に迫る。吉晴曰く、「吾亦數創を蒙りたれば、暫く此地に留て療養し、少しく快きを待て、越

前へは赴かんとするなり、因ては刈屋へ到り、且は醫療を請ひ、且は事の様をも語り、以て其心を慰むべければ、今日は先づ歸るべし」と、家人等始めて其意を悟り、辭し歸る。吉晴も亦、即夜池鯉鮒を發し、道を急ぎて濱松に歸りける。

八月、尾州清須城主福嶋左衛門大輔、内府公へ依一味、番手として内府公より、彼城へ人數を入れらる。此外、岡崎・吉田・濱松・掛川・横須賀・駿府・興國寺・三枚橋、此城城へ同番手入る。刈屋水野和泉守内府公御内府公に先立て參陣の處、上方衆かがの江の彌八と云者、不慮に令口論、伐和泉守相互死す。其座中に、堀尾帯刀被居ける。是をも數刀切、然共、何もかすり手なる間不苦カッ。(當代記)

水野忠重の系

水野忠重は、惣兵衛と稱す。父は水野右衛門大夫忠政といひ、徳川家康の外祖父なり。即ち忠重の姉なる人、徳川廣忠に嫁し、家康を生みしなり。又兄あり、下野守信元と稱せしが、心を信長に通ぜしに因て、常に家康と和せず。年を経るに従て益甚だしく、家康遂に平岩七之助親吉・間宮權左衛門等に命じ、隙を窺て之を暗殺せしむ。信元遠州に在り。一日遊獵して、見附の町端に至りし時、二人迫て刺殺せり。忠重因て其の遺領を繼ぐ、忠重は、家康に仕へて忠實渝らず、永祿十二年、遠州掛川城を攻むる時、四たび大功を成して其名を博し、其後また遠州吉備城を攻め、遂に其の隊長を斬る。因て吉備城及び采邑を賜はれり。

見附の變

吉備城

吉晴纒に免る

或云ふ、初め吉晴の、水野の家人と戦ふや、吉晴の家人に、奈良伊織といふ者あり、邸内の騒擾を聞き、町家の裏に廻て、此邸に入らんと馳至れるに、偶、吉晴敵を支へながら、路次口に遁れんと欲して、塀端に來たる時なりければ、主従はたと相遇うて大に悦び、伊織は、少し距てて、力士森岡右衛門の、長刀持ちて在るを呼び、共に吉晴を肩に懸けて遁け去り、尋で板戸一枚素め得て、此にかき乗せ、二人昇して馳せ行きし



が、吉晴は如何思ひけん、板輿に在りながら、荐りに呼びて曰く、「和泉守も重傷を負ひつらん、水野が城下、刈屋へ往くべし」と、家人等、唯唯と答ふるのみにて従はず、(野史) 其夜は岡崎に馳せ着きて一宿し、今日始めて濱松に歸るを得たるなり。水野の家人等、刈屋に歸て後、彼を思ひ是を思ひめぐらすに、訝かしかき事のみ多きに、來むといひし吉晴も來されば、疑團は益々解き難く、遂に彌八郎の屍骸を検せしに、一通の書こそ出來たれ。曰く、

石田三成の書

今度内府、爲ニ景勝退治ニ有レ下ニ向于奥州、重望事僞つて屬ニ彼手ニ、窺ニ時節、於ニ内府方ニ可レ然大將一兩輩於レ令ニ誅戮ニ者、爲ニ忠賞ニ領地可レ被ニ宛行、其旨秀頼公依レ仰屬託、如レ件。

慶長五庚子六月二日

石田治部少輔三成

加賀井彌八郎殿

此に於て、始めて加賀井の刺客たりしこと、吉晴の言の、僞らざること明かとなりけり。因て其由を、奥州家康の陣へ報じけり。徳川家康東國に在て、刈屋の第一報を見るに、

虚報

堀尾帶刀吉晴事逆意を企て、愚父和泉守、並に加賀井彌八郎を討ち候。

とありければ、大に驚き且つ怒て曰く、「吉晴反せば已に東海道は壅塞せり。急ぎ之を宇都宮陣に通じ、彼の嫡子信濃守を誅せずんばあるべからず」と。宇都宮は、秀忠の陣の在る所にして、吉晴の子信濃守忠氏は、秀忠に従つて在るなり。時に秀忠之を聞て曰く、「忠氏は幼より謹直の者にて、決して上を犯す器にあらず。而して吉晴も亦、嫡子を捨てて反逆を謀る者にはあらず、請ふ、後報の到るを待つて、徐に之を決し給はんこ

とを」と、因て忠氏を、池田三左衛門尉輝政に預けらる。忠氏時に年廿三。

曉鐘を告ぐる比、燭臺を出し、障子を引たつれば、座中しづかなるに、加賀井不圖立て、和泉守を切殺す。堀尾即ち加賀井を切殺す。忠重が家人共大におどろき、我も我もと座席へ入り、加賀井が家人も子細を見んと騒動す。火を燈し座中を見るに、和泉守と彌八郎被討たり。扱は吉晴が切たりとて、水野が家人一同が切てかかる。吉晴は左手に燭臺を持ち、右手に脇差を持つて、大勢の討つ太刀を受流し、大音聲にて、汝等狼藉して、後日に三族の罪に洗むな、泉州をば、彌八が切たる故に、吾則彌八を切留めたりと云ふ。水野が家人鈴木與八といふ者、去ればこそ、彌八郎初より不審の者と思ひしに、果して如此、是れは子細ぞ可有ぞ、卒爾すまじと制しけり。時に、堀尾・加賀井が家人共、喧嘩と聞て尙尙座中へ入りけるを、水野が家人、戸を閉て敢て不入、此時、堀尾が郎等、伊關織部と云ふ者、町家裏より座中へ入らんとする處に、屏を傳て密に來る者あり。織部怪く思ひ、何者ぞと問ふ、堀尾聞て、吉晴なるぞ、我は手負たり、早く可退と云て、喧嘩の趣を有増に聞かせぬ。織部悦び、則肩に掛て岡崎まで引退く。扱、水野が家人打寄て詮議せしに、主人と彌八は當座に死て、堀尾一人遁れたり。是は全く帶刀が逆心と評定一決して、早馬を打て江府へ注進す。去程に、水野が家人、夜を日について江府に至り、委細を言上す。家康公驚給ひ、先ッ吉晴が嫡子信濃守を擲取つて拷問有べしと、御氣色損じけり。云云(武家盛衰記・三河志)

然るに其の翌日、刈谷の使者再び到る。曰く、

實報

加賀井彌八郎儀逆心ありて、和泉守をば刺殺し申候ひき、其節早く取合ひて、帶刀こそ彌八郎を討留め申候。注進の仕様、最前帶刀が和泉守を討留め申したる由は、近頃鹿相の仕合せなり。云云

堀尾忠氏免

家康之を見て、吉晴へは使者を遣はし、其勇力を賞し、信濃守忠氏へも、其由を通じければ、忠氏大に悦び、秀忠に謁し、厚く謝して曰く、「前日の一言は、終生忘れ奉らじ」と、唯、感涙に咽ぶのみなりき。此に始め



て、彌八郎の所爲なること明かとなり、人皆な安堵し、忠氏も其罪を免るを得たるなり。(藩翰譜・岩淵夜話)  
 卒 中村一氏 ○廿四日、駿府城主中村式部少輔一氏、膈を病みて卒す。之を臨濟寺に葬り、法諡を大龍院殿一源心公大禪定門といふ。墳墓は同寺にあり。(駿河志料) 因て之を小山の陣に封ぜしに、家康之を聞き、書を其弟一榮に與へて曰く、

就<sup>キ</sup>式部少輔死去<sup>ニ</sup>其國諸仕置等、並軍法以下之儀、式部少輔如<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申付<sup>ケ</sup>、無沙汰有間敷候、恐恐謹言。

七月

中村彦右衛門殿

横田内膳殿

(武徳編年集成)

但し、臨濟寺記には、之を七月廿五日とす。

中村系譜、一政<sup>中村系</sup> 一氏<sup>中村系</sup> 仕<sup>中村系</sup>太閤秀吉公、太平之後、賜<sup>ニ</sup>七萬石、天正十一年賜<sup>ニ</sup>岸和田、同十三年酉七月移<sup>ニ</sup>水口城、同十八年北條沒落之後、賜<sup>ニ</sup>駿州府中城十四萬五千石、令<sup>ニ</sup>弟一榮守<sup>ニ</sup>沼津城、慶長二丁酉年七月爲<sup>ニ</sup>中老職、同五年夏上杉追討之時、一氏臥<sup>レ</sup>病不<sup>レ</sup>從<sup>レ</sup>軍、同年七月卒。

と、一氏の肖像及び讚あり。

此是河陽賢太守、華冠象佩儼然存、畫中試問生前事、滿縣桃花笑不言、宥宥右大龍院殿。一源心公大禪定門坐像讚辭也、書目置<sup>ニ</sup>其廟址<sup>ニ</sup>云、慶長十有二月三月、再住花園鐵山老拙懶齋涉<sup>ニ</sup>觚於洛之養源室下。

鐵山和尚は、一氏開起の、京都妙心寺中、大龍院の開山なり。(駿河志料)

中村氏系圖 日野家 家紋鶴の丸

田原藤太十七代

行 綱 香可太郎 後改香西園寺助 永享二丁庚戌 足利將軍源義教公依台命賜 澤州内三千貫文之采地 香川郡住 綱 嗣 中村太郎兵衛尉 備澤州中村 行 一 中村彌平次 式部少輔

一 政 中村彌平次 一 氏 中村式部少輔領十四万二千石 仕太閤秀吉公於駿府病死 一 忠 中村一學 移伯耆國卷總家

一 榮 中村彦右衛門 沼津城主領二万石

本願寺光壽掛川に宿す

東西本願寺

石田三成 諸將西上

○此月、淨土眞宗の祖師教如上人、徳川家康東下の後を追ひ、奥州會津に下り、京都の近狀を報ずる所あらんと欲し、東海道を下り遠州掛川に至り、法輪山圓滿寺に止宿せり。圓滿寺は淨土眞宗の一派にして、此寺に、木佛本尊の安置を許されしは、此時なりとぞ。(掛川志稿) 教如上人名は光壽、信淨院と號す。光壽は本願寺十一世顯如上人の嫡子にして、元龜元年二月十六日得度し、直ちに法眼に叙せられしが、故ありて父の後を繼がず、紀・和・江・藝等の諸州を歴遊し、後還りて本願寺北殿に住せり。後慶長七年に至り、幕府議して、寺を京都烏丸の七條に造營せしむ。東本願寺是なり。是より本願寺東西に別る。○八月五日、此頃より、關西の諸將、福嶋左衛門大夫正則、池田三左衛門尉輝政・細川越中守忠興・淺野左京大夫幸長・黒田甲斐守孝高・加藤左馬助嘉明等、兵を率ゐ旗を揚げ、東海道を西上するもの相繼ぐ。是れ石田治部少輔三成、兵を京師に擧げ、豊臣氏の爲に、徳川家康を討ぜんとし、既に去る七月十五日より、伏見城を圍むと聞き、上國出



身の諸將等、家康の先鋒として、去る一日江戸を發したるなり。先是、石田三成は、上杉景勝と相謀り、徳川家康を、奥州へ誘き出だしければ、謀成れりと、天地を拜して伏し悦び、速に義旗を擧げんと欲し、悉く老臣を召して、兵備を整へしめ、又、未だ來らざる諸將をも招かしめ、大谷吉繼の、舊義に因て來訪ふを迎へ留め、説いて己を助けしめ、安國寺惠慶の、友情に因て來たるを攝伏し、特に密謀を告げて、其主毛利輝元、及び其の一族を説かしむるなど、遂に關西の諸將をして、概ね合縦の約を成さしめ畢ぬ。惠慶は、輝元の命を受け、吉川廣家と共に、東して家康を援けんとせし者なり。三成は、既に關西諸將の賛助を得たれば、大谷吉繼と議し、更に諸國の將士を招かんと、密使を馳せて檄を四方に傳へしむ。檄是二人が檄に署



(押花の成三)



(押花の隆吉)

せる花押なり。斯くて四國・九州・中國の兵の集る者、凡そ九萬五千人にして、其他、五畿内、東海・東山は、尾張・美濃以西、及び加賀・越前より來たる者、凡そ六萬餘人、合して十五萬七千餘人、一城の下に馳集りければ、さしにも廣き大坂も、錐を立つべき隙もなかりけり。此に於て、石田三成・長束政家・増田長盛等三人、悉く應募の大小名、諸將士を集め、家康の罪狀を列擧し、告げて曰く、

大阪勢

家康の罪狀

- 一 五人の奉行、五人の年寄、上卷の誓詞連判無幾程、年寄の内二人、被追籠候事。
- 一 五人の奉行衆の内、羽柴肥前守方の事、誓詞雖被申分候上無承引、人質取被追籠候事。
- 一 景勝何の科無之所に、違誓詞又被背太閤様御掟、可被討果義歎ケ敷存じ、種種様雖申理無承引、終被出馬候事。
- 一 知行方の事、存分に被召置義は不及申、取次有之間敷管に候處、是又上卷の誓詞を背き、何の忠節も無之者に、過分の領地被出置候事。
- 一 伏見の城、太閤様被召置候留守居追出し、私の人數被入置候事。
- 一 十人の外、誓詞取遣仕間敷旨、被載三卷之誓詞之所、數多被遣候事。
- 一 政所様御座の間、居住の事。
- 一 西丸に如本丸被擧殿守事。
- 一 諸子妻子、最良最良に被歸本國候事。
- 一 縁邊の義、被背御法度に付、各、其斷申送無合點、私に結縁候事。
- 一 五人の御家老、唯、一人にて令判形候事。
- 一 若衆にそくらかひ、被爲立徒黨候事。
- 一 内縁を以申入候八幡の檢地、私に赦免の事。
- 一 右の通、誓詞の咎少も不被相立候、太閤様御掟不被背候とは何を以可申候哉、壹人宛被參上、秀頼



様可<sup>キ</sup>致<sup>ス</sup>取立<sup>テ</sup>事不<sup>ニ</sup>實候、仍<sup>テ</sup>如<sup>レ</sup>件。

慶長五年七月七日

伏見城陥  
る

此書は、長束大藏大輔政家・石田治部少輔三成・増田右衛門尉長盛・前田法印玄以・安藝中納言輝元・備前中納言秀家等の連署する所なり。其後、又、大坂は、秀頼卿の居城なれば、殊更に警衛を慎まざるべからずとて、各所の要害に勤番を定め、命じて固く守らしめ、其他、諸國の諸大名も、各、その司る所を定められしが、或は直ちに出陣するもあり、或は暫く國に就きて、其報を待つもありて、天下は全く二分して、俄然鼎沸の状とはなりぬ。其後、浮田・毛利の諸奉行等相謀り、伏見城を攻めんとせしが、増田長盛の議に従ひ、先づ其の家人山川半七を遣はし、城に入て其の明渡を諭さしむ。時に伏見城將を鳥居彦右衛門元忠といふ。固く拒みて曰く、「吾、此城を徳川内府より預りたれば、内府の命あるにあらざるよりは、何人の命ありとも應じ難し」と、辭色共に決する所あるに似たり。因て去月十五日、浮田秀家兵に將として赴き攻め、此月一日遂に陥れ、鳥居元忠を殺せり。(三河物語)

鳥居元忠

徳川公、鳥居元忠に伏見の留守を任せて、景勝征伐に向はせらるる時、元忠は、其かみ、駿河の今川の許に人質として、宮ヶ崎におはしましける時、君は御十一、元忠は十三にて、艱苦を共になし給ひし事など仰出され、御物語に夜も深けたれば、明日は定めて御進發あるべし、短夜に候へば、はや御寢遊ばされ候へと申ながら、先も申上し如く、會津表御進發のあとにて、上方筋別儀もなく候はば、重ねて見参すべし。若し又、世の變も候はんには、今生の御暇乞にこそ候べけれど、御前をまからんとせしが、老人長座して、立兼し體を見えなはし、小姓に命じ、手を引て退座せしめ給ひしが、其跡にて、近臣等御側へ出で見奉れば、頻りに御袖にて、御泪をのこはせおわしましけるとなり。云云(落穂集)

亂報小山  
に達す

此時に當て、徳川家康は、師を率ゐて漸く東進し、七月廿四日、上州小山驛に着せしが、此日黄昏に至り、中間體の者一人あり、書函も携へず本多上野介の陣に至り、伏見城代鳥居彦右衛門の使者なりと稱し、直ちに上野介に面し、上國勢蜂起の狀を詳述して去れり。夜戌刻、内藤彌次右衛門の使者と稱する者また至りしに、其の言ふ所同じかりければ、此に家康は、始めて上國の情勢を詳にするを得たりとぞ。此に於て、家康は明くるを待ち、悉く隨行の諸將を召し集め、井伊直政・本多忠勝二人に命じ、諸將に告げしめて曰く、「昨夜伏見城留守、鳥居・内藤二人の使者來て曰く、云云」と、詳かに其の擾亂の狀を述べ終り、且つ曰く、「諸將は孰れも、妻子を大坂に質したれば、計るに皆な心許なく憂ひ給ふらん。是れ素より人情の常なれば、理とこそおぼゆれ、然れば今より此地を徹して、心の儘に歸らるべし。我が領内を通行せらるる間は、旅宿人馬のこと、毫も故障あるべからざる由、令し置きたれば、意に介するに及ばず。而して後、浮田・石田等に與みすとも、是又毫も恨む所あらず。是れ内府の上意なり」と、諸將聞き終て愕然、互に相顧みて未だ言を發する者なし、暫くして、福嶋左衛門大夫正則進み出でて曰く、「内府公の命の如く、某等の妻子は、悉く大坂に在りと雖も、此の大事に臨みては、妻子を顧みて、武士道を捨つることあるべからず。他人は知らず、正則は身命を抛ちて、内府の爲に盡すべし。抑も大坂勢のいふ如く、誠に秀頼公の爲に、大坂の大老・奉行等、此の大義を思ひ立ちたるならば、決して正則に祕すべき事にあらず、然るに毫も此事なきは、幼稚の秀頼公、關する所なきを知るに足る。惟ふに是みな、石田三成が奸智を巧にして、大老以下の諸大名を籠絡し、天下を傾けんと謀るに出でたるなり。某不武と雖も、如何ぞ三成の下風に立つて、其命を受くるを欲せんや、



諸將の去就

公若し太閤の遺言に従ひ、秀頼公を立て給はば、正則先鋒たらん」と。言葉鋭く答へければ、黒田長政・淺野幸長・細川忠興・加藤嘉明・池田輝政・有馬法印・藤堂高虎、其他席に在る諸將等、みな正則の言に同じ、共に内府を助けんといふ。井伊・本多等之を聞き、悦で曰く、「諸將の言を聞かば、内府は必ず大に悦び給ふべし。某等先づ深く謝する所なり」と。起つて奥に入る。(井伊家傳記)

須叟にして家康出で、謝して曰く、「諸子誠意を以て、我家を援けんとせらる。其の懇情、實に謝する所を知らざるなり」と。尋で、岡江雪を召して曰く、「既に時刻も過ぎぬれば、諸將に餐を供せよ」と。即ち起て入る。有馬法印・徳永法印・山岡道阿彌等、命を受けて至り、再び謝意を陳し、且つ曰く、「先づ會津を討つべきか、將た上國征伐を急ぐべきか、總べて衆議に従ふべければ、忌憚なく議し給ふべし」と。因て井伊・本多をも其席に列せしむ。福嶋・黒田・淺野・細川・加藤・池田、其他の諸將等みな、會津を捨てて西上を急としければ、議は西還に決したり。議決するを待つて酒出づ。酒出でて宴盛なる時、家康再び出でて曰く、「近畿地方に領地を有せらるる諸將士は、是より直ちに陣を徹して、歸城せらるるこそ善けれ、家康父子も、同じく諸君の後に續いて發すべきが、井伊兵部・本多中務二人は、諸君と共に先づ發せしむべし。且つ清洲・吉田の二城は、最も敵地に近ければ、福嶋左衛門・池田三左衛門の二將は、最も先に發せらるべしといふに、正則曰く、「公已に誓ひ給ふ。請ふ清洲を呈せん。十萬の軍資は、兼て備置きたり。幸に御旗本を籠め給ふべし」と。家康曰く、「然らば福嶋・池田を兩先鋒とし、諸將舉て馳せ上り、清洲に據て我が到るを待つべきなり」と。議即ち決す。

懸川城主  
山内一豊  
濱松城主  
堀尾忠氏

此時に當り、遠州懸川城主山内對馬守一豊は、先陣に屬し、下野國宇都宮に陣しけるが、家康上國の飛報を得て、諸將を召し、向背を問ふと聞き、先づ堀尾忠氏を見て、議する所あらんと欲し、忠氏の陣に到る。忠氏は遠州濱松城主なり。(見聞録) 忠氏は、茲年僅に廿三歳の年少なれども、才智人に勝れたる者なれば、一豊も常に之と親みて、一家の事は、大小となく之と謀りけるが、此日も亦往きて、相謀りたるなり。一豊問うて曰く、「今日の事、之を處すること如何」と。忠氏曰く、「吾は、我が濱松城は、幸に東海道の驛次にあれば、城を納るるを以て上策とす。されば先づ城中に兵糧を充て、以て内府に獻じ、質子を吉田城に入れ、兵を請うて城に入れ、自からは進みて先鋒に加はり、生を賭して戦はんと欲す。惟ふに此他に道あるべからず」と。一豊手を拍て大に稱賛して曰く、奇謀妙策之に越ゆるものなし。君の才智、今更ながら感歎の外なし」と。因て共に携へて往く。彼の正則が清洲城を呈せんと謂ふや、一豊其後に續き、進で曰く、「今度上國に於て開かるべしといふ一戦は、彼我興亡の分るる大戦なるべければ、某如き微力の大名と雖も、侍・足輕をば、一騎たりとも多く率ゐまく欲する所なり、因て思ふに、一豊が居城掛川は、東海道の中央に位すれば、先づ是を獻じて御勢の據とせんと欲す。年來貯へ置きたれば、兵糧も乏しきことあるべからず。次に、一豊が家子郎等の妻子従類は、悉く之を吉田城に送るべければ、質子として預り給はるべきか。然れば、一豊が家士は一人も残さず、悉く率ゐ往きて、忠戦を勵ましむべきなり」と。誠意面に溢れければ、堀尾を始め、列座せる東海道の將士等みな、正則・一豊の議に賛し、天下の大事も立ろに決したり。家康大に悦びて、一豊の言に従ひ、濱松・掛川、其他東海道の諸城は、悉く其の旗本勢を籠むることとしければ、恰も徳川家



の番城の如くなれりけりとぞ。

事終て後、堀尾忠氏は、また山内と共に歸りしが、行く行く一豊に語て曰く、「子が今日の言動は、平生の律義に反し、頗る勇壯活潑なりしかば、忠氏も氣を吞まれて、一言をも發し難かりきと大笑しけるに、山内も亦大に笑つて歸りしを、古人は之を評して曰ふ、「我が及ばぬ所を、自から知ること先づ難し、善き人を見ること最も難し。善き人の言を、能く用ゐること次に難し。此の三つを合せしは、大智の流なり。一豊は誠にただ人ならず」と。(藩翰譜)而して一豊の妻も亦、常人と異なりて、賢き人なりき。上國の兵起りて人心洶洶、諸國の飛報到りて、頻りに急を告ぐれども、未だ其の事體を明にする者あらず。諸國大小名の妻子從類より、書簡の來聚るもの少なからざれども、併も徒だ周章狼狽するのみなりしが、一豊の妻は獨り然らず。才敏の家士を選び、細に事情を索め探り、小大漏さず書して、心ききたる者に持たせ遣はしたるに、道路梗塞して、或は書翰の紛失せんことをおそれ、書を劈き縋りて紐を作り、笠の緒となして送りければ、事故なく届きける。因て一豊は又直に本多正純に就て献じたり。ここに軍中始めて、事の信偽を詳かにするを得て、家康も大に其の忠敏を嘉したりとぞ。(關東軍記・落穂集)

山内一豊の妻

七月二十三日、家康様下野國小山に御着、秀忠公同國宇都宮に御着、一豊公宇都宮より、結城へ御座被<sub>レ</sub>成候得共、小山へ程遠く候に付、諸川と云ふ所へ、又御所替也、然るに、廿四日、石田治郎少輔三成反逆の由、注進あり。此節一豊公は、同國諸川へ御在陣、始め宇都宮御在陣、結城へ後に御陣替、禪寺に御一宿、又諸川へ御移り、町家に被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御座、是小山に程遠き故なり。然に夜半時分門を叩く者あり、坊主共火をとぼし出被<sub>レ</sub>申處、一豊公の御室より、御飛脚至る。(此節御室は、大阪の屋敷に被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御座候なり。此飛脚は孫作なり。)一豊公、御紙帳の内御快寢。御次に、谷

川庄五郎臥居申候に付、右庄五郎を以、孫作を御呼出被<sub>レ</sub>成、御文箱並文一通、編笠の緒に仕參たりと云。則庄五郎を以、箱の緒を解かしめ、御披見有、野野村右衛門九郎退政を以、彼御文箱封の儘、且増田右衛門、長東大藏より送る、一豊への状共、小山へ差上る。家康様より、一豊公急に可有<sub>レ</sub>出仕旨。本多佐渡守正信を以被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>の由、右衛門九郎歸て申上候、最早夜明時分の事なるに、一豊公御手廻の扈從計にて、柏原半右衛門御供仕、小山へ御越被<sub>レ</sub>成處、家康様御喜悅の上、被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候は、從<sub>レ</sub>上方書狀箱、封の儘見せられ、何方よりも左様の書付不<sub>レ</sub>參候、殊に文箱の内に、内室の文も有<sub>レ</sub>之處、御喜悅無<sub>レ</sub>限由、則一豊公御室様よりの御文には、大阪の事少も不<sub>レ</sub>思召、無<sub>レ</sub>二に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>勵<sub>レ</sub>御忠節、且御留守の儀、御名を汚されまじとの條、御留守を被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>の旨也。(谷川七左衛門覺書)

一豊の妻には、尙ほ一の逸話あり、夫人の鑑ぞと、長く世の賞讃する所となりぬ。

昔、一豊の、始めて織田信長に出で仕ふるや、東國第一の名馬なりとて、安土に引き到て商ふ者ありけり。織田氏の家人等、集り來りて之を見るに、誠に其言に違はぬ、無双の名馬なりけり。然れども其價も亦甚だ貴ければ、誰あつて買はんとする者もなく、商人は、空しく引き還らんとするなりけり。其頃、一豊は、猪右衛門尉と稱し、未だ寒士に過ぎざりけるが、此馬を見て、頗る健羨に堪へざるものありき。されども亦同じく價に恐れて、如何ともする能はざりしなり。されども尙ほ忍びかれけん、家に歸り、獨語して曰く、「世間の事は、慍むべきもの少なからざれども、身の貧賤に勝るものは復たあるべからず、一豊今は奉公の初なり、一たび彼の駿足に跨りて、公に従ひ行きたらんには、其の感賞をも蒙るべきに」と、慷慨悲憤、殆んど堪へざるもの如くなりき。妻席を隔てて傍に在り、始終を聞き終つて曰く、「其馬の價は、幾何とかいひつる」と。曰く、「黄金十兩とぞいひつる」。曰く、「さばかり望み給はんには、其馬速に買ひ給ふべし。價は妾自から償ふべし」と、即ち鏡の筥の底を探て、黄金十兩を取出だしけり。一豊之を見て、大に驚て曰く、吾久しく浪浪して、貧苦に迫りしことも少なからざりしに、此の黄金ありとは、曾て知らせ給ふこともなかり



き。何とて斯くは、固く隠し給ひけん、然れども、今此馬得べしとは、掛けても思はざるものを」と、且は悦び且は恨みける。妻曰く、「今恨み給ふも、且つは理なるべし。然りと雖も、此の黄金には、聊か故あるなり。妾の此家に嫁する時、妾が父此の黄金を取て、手から筐底に收めて、妾を誡めけらく、「是は決して、尋常の事に用ゐるべからず。必ず汝が夫の大事を待ちて、使用すべきなり」と、最も奥に藏め給ひぬ。因て思ふに、「家貧にして、衣食に苦むが如きは、是れ常人の、常に嘗むる辛苦にして、未だ以て夫の大事とすべからず、是は如何にもして、忍ばざるべからず」と、是れ當時、これを告げざりし所以なり。然るに、此頃人の言ふ所を聞けば、眞にか、都にて近く馬揃あるべしと、若し然あらん時は、寔に天下の見物なるべし。而して君も亦仕の始めなれば、此時を措いて、復た他に屋形に知られ、傍輩に知らるべき折あるべしとも覺えず、されば力に餘るとも、良き馬あらば、乗りて見え給へかしと思へばこそ、今は隠さず上つるなれ」と、理り盡して語り出でければ、一豊大に悦び、聽て其馬をば購ひてけり。其後日ならず馬揃ありけるが、信長早くも此馬を認め、大に驚きて曰く、「あはれ良馬や、何者の乗ぞ」と、傍を顧みて問ひけるに、曰く、「曠昔、東國第一の駿馬なりとて、伯樂の引きて此地に到ることありしに、價高ければ、誰買はんといふ者もなく、伯樂は、空しく引きて歸らんとせしを、山内猪右衛門が思出でにて、俄に買ひ取りたるものなりとて、具に其由を告げければ、信長ますます感じて曰く、「天下の良馬は、價もまた貴ければ、なべての武夫の能く買ふべき所にあらず。伯樂も能く之を知るがゆゑに、當時の天下は、信長が旗本ならではと思つてなむ、他には往かて、遙に此地には來たりつらんを、空しく還したらんには、第一信長が面汚なるべきに、又其の猪右衛門こそは、久しく浪浪したりと聞けば、其身は定めて貧しからんに、貧しき身を以て買ひ得たることの、わきてもゆゆしさよ、信長の恥辱をすぐだにあるに、武士の嗜み深き男子かな」と、我を忘れて感ぜあへりしが、是より猪右衛門の名、漸く世間に知られて、其身を立て、其家を興すに至れりとか。(藩翰譜・松窓漫録)

山内一豊  
と土佐

が、天下一統の後、土佐一國を以て、一豊を封じたる所以も、全く此功に報いられたるなりと傳ふるものあり、(遠江風土記傳)さもあらん。

堀尾信濃  
守山内對馬  
守中村彦右  
衛門

斯くて家康は、西上の將士、行軍の前後をも定めて、普く全軍に令しけるが、其の一軍は、先鋒福嶋左衛門大夫、之に次で細川越中守・黒田甲斐守・京極修理大夫・加藤左馬助・藤堂佐渡守・田中兵部大輔・徳永法印・金森法印・筒井伊賀守・富田信濃守・古田兵部少輔・稻葉藏人・分部左京亮・市橋下總守等とし、井伊兵部少輔・本多中務大輔二人之に添ふ、其の一軍は、先鋒池田三左衛門、之に次で淺野左京大夫・堀尾信濃守・山内對馬守・有馬法印・其子玄蕃頭・中村彦右衛門・一柳監物・西尾隱岐守・九鬼長門守等にして、七月廿六日・廿七日の兩日に野州を發し、同廿九日・三十日に武藏に着し、質子を江戸城に納れ、八月一日・二日に、武州を立ちて西上しければ、此頃に至て、俄に我が嶽南地方に、此の如く、軍兵の絡繹たるを見るに至りしなり。而して此輩みな清洲に滞留して、家康の後命を待つ約あれば、清洲以西へは、暫く進まざるべきなり。(關ヶ原軍記)

○廿九日、先是、尾・濃の邊にては、既に東西兩軍の戦起り、所所の攻城野戦に寧日なく、岐阜城の如きは、此月の末已に陥り、城主織田秀信、遁れて高野山に入ると傳へられしが、此時嶽南の兵は、如何に活動せしかといふに、遠州勢・駿州勢は、池田三左衛門・淺野左京大夫、并に參州勢と共に、先鋒の押として、北美濃に向ひ、川上・河田等の渡を越えて進まんとせし時、偶、京勢の迫り來るありて激戦となりしが、濱松城主堀尾信濃守忠氏等は、奮戦して大に功ありしといふ。初め清洲に於て、諸將の向ふ所を定むるや、池田三左衛門は、搦手へ廻されしを憤り、我未だ敵に遇はずして、直に搦手の人數となるこそ訝しけれ、後は如何にも

遠坂勢美  
濃に向ふ



あれ、今は正門に向はざるべからずとて、強ひて大手に向はんとしければ、大手の大將福嶋正則、また怒て之を拒み、互に確く執て譲らず、將に相戦はんとす。井伊・本多等之を見て、池田を諫めて曰く、「家康・秀忠二公のために盡さんとする者は、何人を論ぜず、味方の勝利を主とせざるべからず、況や内府の親姻たる者をや。自己一身の戦功を希はるるは如何あるべき。恐くは、ふさはしからぬ振舞とやいはまし。我輩二人も、押への人数に加はるべし、君も亦宜しく搦手たるべし」と、池田漸く諾して曰く、「然らば先鋒の勢、西美濃に亂入せば、直ちに烽火を上げて報ぜらるべし、我軍此に依て、川上・河田の渡を越ゆべし」と。約成りて論争纒に止むを得たり。(關ヶ原始末記)

於是池田輝政、其子新藏利隆、其弟備中守長良、一柳監物直盛、駿・遠勢には、堀尾信濃守忠氏・山内對馬守一豊・中村彦右衛門一榮。其他有馬法印、其子玄蕃頭豊氏、戸川肥後守達安、淺野左京大夫幸長等、一萬八千五十餘人は、押手に廻ること定まりぬ。然れども是れ唯、前後の別のみ、未だ諸將の向ふ所、固く決したるにあらず。故に再び之を議するに及ばば論議百出して、容易く定むべくも見えねば、直政・忠勝之を見て、更に議を爲して曰く、「斯くては何時果つべしとも知るべからず、寧ろ幾手は大手方、幾手は搦手方、幾手は犬山の押といふが如く、全隊を分ちて五となし、各、籤を抽て定め給うに若かずと思ふは如何」と。諸將之を賛し、遂に籤に依て、其の向ふ所を定めしが、福嶋并に京極・細川・加藤は大手七曲口。池田は搦手百曲口。淺野・一柳は瑞龍寺山。黒田・田中・藤堂は、大垣の後詰を押へ、有馬・中村は犬山を押へ、而して井伊・本多は、全軍の檢使なれば、地の便を計りて陣を布き、以て其の勝敗を分つべしとなり。(關ヶ原軍記)

中村勢は  
犬山の押

藪内匠抗  
直

中村一氏の老臣藪内匠は、剛直の士なり。此時、彦右衛門一榮に従て軍に在り、偶、池田輝政・福嶋正則等、將に岐阜を攻めんとする議ありと聞き、以謂らく、「在昔、豊臣太閤の時、軍旅あるごとに、我兵必ず之が先鋒たりき。此役、また先蹤に従て、先鋒たるべきなり」と、乃ち武田又六・一色頼母と共に、軍監に詣て之を請ふ。時に福嶋正則座に在り、傲慢自から氣を負ひ、罵て曰く、「一榮は小兒にして口猶ほ黄吻なり、而も敢て先鋒たらんと欲するか、詰且のことは正則の在るあり」と、之を叱して退かしむ。又六・頼母は相顧みて退きしが、内匠獨り憤激して、去るを肯せず、正則に謂て曰く、「往日式部の軍に在るや、公は特に一偏裨たりしのみ、今日式部の在らざるを見て、抗顔自尊乃ち然るか、則ち鳥なき里の蝙蝠たるならんか」と、正則嚇然として大に怒り、將に之を斬らんとす。内匠自若として動せず、衆救解して纒に事なきを得たり。聞く者皆其の抗直を稱歎せり。(日本立志編)

斯くて池田・一柳等は、廿一日戌刻清洲を發し、木曾川の東南岸に陣を布けるに、岐阜城主織田秀信の老臣、百百越前守といふ者、既に午の下刻より、三千五百人を引率し、川向の米野堤に出でて陣したりければ、之を見て、頻りに銃を發して迎へ討てり。輝政は、此の方面の先鋒なれば、此日丑刻ばかりに、先隊を押し出だししが、一柳は、廿二日拂曉より、下流二派に分るる所を渡りける。堀尾信濃守忠氏もこれに續きて、唯、一文字に渡りければ、池田・淺野・井伊・本多も、また相續きて渡りけり。(關ヶ原始末記)先是、堀尾の家人に、山田多聞兵衛といふ者あり、年僅に十五歳なれども、初陣の功名に、今日の一番鎗たらんと欲し、衆に先だちて奮進し、將に川に入らんとせしを、突如信濃守の本陣より令あり、「先隊は下馬して後命を待て」と、多聞兵衛如何せんと惑ふ所を、若黨某は奇才ある者なり。之を見て曰く、「何ぞ妨げん、唯、鞍の前輪に俯伏して、時を待ち給ふべきなり」と。多聞兵衛これに従ふ。暫にして、旗本に螺貝の音高く響きければ、先隊

木曾川の  
激戦



の士皆な馬に乗るを、多聞兵衛は已に馬に在れば、直ちに馳せて川を渡り、先登第一番となれり。同じく堀尾の家人に、澤四郎左衛門・堤五郎兵衛といふ二人あり。是又拔駈して、鋭く百越前守の陣に突入りしが、是は二人ともに討死せり。多門兵衛は勇進して敵に迫り、遂に敵首を誅して初志を成し、喜びて旗本に歸りけるが、其他にも澤五助・細野作左衛門・山田角右衛門等首級を携へ、踴躍して歸來る者少なからざりき。

此時一柳監物・池田輝政の二隊も、各力を盡して戦ひければ、百越前守は、卯より辰の終まで、二時ばかり防戦ひ、徐に兵を収めて退きけるが、堀尾勢之を見て、急に追撃したれども、岐阜勢の殿將、津田藤左衛門元綱・其子藤三郎元房・家人堀端孫右衛門等三人、鏃を並べて返戦し、痛く追却ること六七度、悠悠と人数を纏めて歸りければ、堀尾勢も、其の勇烈に怖れて、終に退却せり。此戦に、東軍の得たる敵首は、凡そ七百二十餘級なりしが、井伊・本多の兩軍監より、早早此旨を關東へ報じければ、家康大に悦び、功を按じて各感狀を附與せり。堀尾忠氏の得たるものに曰く、

今度濃州表合戦の刻、其方家中被討取首注進令披見候、實に以て心地能き義共、御手柄可中様無レ之候、猶後日令出馬期其節候、恐恐謹言。

八月廿九日

家康

(關ヶ原軍記)

堀尾信濃守殿

(天正十年十月十六日脱稿)

徳川家康  
三嶋に陣す

○九月四日、徳川家康兵を率ゐて西上し、伊豆國三嶋に陣す。(關ヶ原始末記・卜齋記) 隨行の兵を數ふれば、旗奉行は、村串與三左衛門・酒井作左衛門。鎗奉行は、近藤登之助季用・大久保彦左衛門忠教。弓鐵砲頭は、

近藤登之助

渡邊半藏守綱・伊奈圖書昭綱・成瀬小吉正成・安藤彦兵衛直次等十五人。使番は、米津清左衛門・小栗又一・牧野助右衛門・山本新五左衛門・横田甚右衛門・初鹿野傳右衛門・大久保助左衛門・犬塚平右衛門・服部權太夫・阿部八右衛門・小笠原治右衛門・鈴木友之助・山上郷右衛門・加藤喜左衛門・嶋田治兵衛・保坂金右衛門・西尾藤兵衛・眞田隱岐守・間宮左衛門・中澤主税・小栗忠左衛門等にして、近藤登之助は、是時より、遠州井伊谷三千餘石を食むといふ。而して從軍の將士は、下野守忠吉・松平甲斐守忠良・松平豊前守勝政・松平右衛門大夫正綱・松平和泉守家乘・松平内膳正家廣・松平下總守忠明・松平孫六郎康長・松平攝津守忠政・奥平美作守信昌・其子大膳大夫家昌・本多内記忠朝・本多縫殿助康俊・本多上野介正純・安藤五左衛門重信・西尾隱岐守吉次・戸田采女正氏・鐵・永井右近大夫直勝・大久保治右衛門忠佐・内藤修理亮清成・丹羽勘助氏信・阿部善九郎正次・其弟善七郎忠吉・青山常陸助忠成・其子藤五郎忠俊・山内修理亮重政・北條美濃守氏盛・天野三郎兵衛康景・高木主水正清秀・高力權左衛門正長・西郷孫九郎家員・稻垣平左衛門長茂・土方丹後守雄氏・遠山民部少輔利景・津輕右京大夫爲信・大野修理亮治長・岡江雪等、都べて其勢二萬五千餘人と稱す。其他、久松平右衛門大夫康貞・入道加藤宗月・肥後人閑室長老等も、共に隨行しけるが、三嶋附近は、これがため、山野谿谷の別なく、至る所に人馬聞喧せざるはなかりき。而して此度の出軍は、家康、務めて隱密の進行を主としたれば、此驛に至るまでは、本陣の旗を卷き、旗印・馬印をも包みて、目に立たしめざりしが、此地に到るや否や、直ちに小人役のみ遣はして、奉行人をも添へず、衆に先ちて馳上り、馬印を熱田へ携へ往き、大垣に着して後、始めて旗幟を擧げよと命ぜられたりといふ。(慶長年中卜齋記・徳川實記) 先是、八月五日、徳川家康は、二萬五千人を小山



に殘し、結城參河守秀康に屬して下野國を守り、以て上杉景勝に當らしめ、自から小山の陣を徹して、江戸城に歸りけるが、時は同月七日なりき。

結城秀康  
小山を守

七月廿四日、家康、秀康を召し、上國の變を告げて、且つ曰く、「之に處する計ありや」と、秀康曰く、「愚意を以てすれば、先づ西を討つべし、景勝の如きは、勇將なりと雖も、一隊の將を擇で當らしめば、之を壓伏するに足りなむ」と。家康首肯す。翌日又秀康を召し、命じて會津に備へしむ。時に本多正信側に在り、秀康之に謂うて曰く、「西討は眞に大事なれば、吾素より前鋒にあつて、死力を效さんとする所なれば、只今の仰は、曾て期せざる所なり。假令仰に忤く罪は犯すとも、之のみは固辭せざるを得ず」と、家康曰く、「兵法に、國を踰えて遠く征伐するときは、留守を擇ぶを以て要とすといへり、且つ今日の事、列侯質子を送るに當ては、汝にあらざれば、衆人の心を繋ぐに足らず」と。秀康曰く、「苟も群心を安ぜんと欲せば、弟野州の有るあり、必ずしも秀康を要せざるなりと。家康色を作して曰く、「我一たび趾を擧げば、如何なる變の生ぜんも測り難し、且つ、景勝もし虚に乗することもあらば、黄口の兒の能く辨する所にあらざるべし。汝先に言はずや、景勝は勁敵なり、當に一勇將を擇びて當らしむべしと、夫れ景勝は誠に勇猛の將なり、汝ただ之を怖るるのみ」と、此に於て、秀康踞踏俯伏して曰く、「謹で命に従はん、然れども、留守は、西征に比して十が一にも値せず、唯、兒此に留らば、景勝をして、白川關を出づること一步せしめざるを期するのみ。幸に東顧の憂を懷き給はざれ」と、正信進みて其膝を拊ち、涕を出だして曰く、「壯なるかな言や」と。家康また泫然として泣下り、鎧一領を取り、與へて曰く、「是れ敵をして、總角視せしめざらしめんが爲の物、以て汝の重任に酌いん」と、因て兵一萬餘を駐め、宇都宮に屯し、蒲生秀行・里見忠義等を之に屬せしめ、東北の諸城主に、各、守備を嚴にして、之が應援とならしむ。秀康、一日蘆野大田原の地を巡視せしに、たまたま景勝出でて白河にありと聞き、人を遣はし、謂はしめて曰く、「頃日聞く處によれば、卿出でて其地に陣すと、今内府西上して吾獨り留り、甚だ無事に苦む。請ふ試に原野に一戦せんか」と、景勝答へて曰く、「吾曾て對抗の意なし、併し又、借ひ誘引なしと雖も、接戦は素より望む所なり、然れども

我家自ら憲法あり、人の無きを窺て、往て伐つは、祖先以來未だ曾て爲さざる所なり」と、尋で陣を拂つて去る。未だ幾ならず、上國悉く平きて、一人の敵を見ず、秀康曰く、「單弱の敵を侵畧して功を爲すは、仁者の爲さざる所なり」と、尋で師を回せり。云云（慶長記・落穂集）

家康不出

家康已に江戸城に入るや、玄關前の塀裏門内に、鎗立の柵木を設け、虎皮の長柄を飾置かしめ、書院・床等には馬印を立並べしめ、今にも出陣すべき態を装ひ、且つ種種の令を發し、或は從軍の兵を選びて二萬五千人とし、近日西征の師を起し、途を東海道に取り、程を兼ねて馳せ上るべしと令し、或は海道筋諸城の、今度明渡しになりたるものは、悉く勤番にて守るべしなど命ぜられ、或はまた隨行の家人に令しては、番所より直ちに發足すべき準備にとて、草鞋・旅金等を腰にして執務すべしと戒むる等、出師の期、且夕にも逼れるが如く装ひたれども、自らは容易に出發の命を下さず、唯、清洲なる福嶋・池田等の諸將へ、屢、使者を送り書簡を送り、或は在陣の勞苦を慰め、或は近日西上すべき旨を通じはすれ、荏苒月日を過すのみにて、未だ幾日と日を期して、上るべき氣色を見せざれば、先鋒の軍監井伊・本多等、之が爲に諸將の心の變ぜんことを虞ること少なからざりき。時しも去月廿日頃にもありけん、村越茂助直吉再度の使命を蒙り、八月十三日の書を携へ至ると清洲に聞えければ、井伊・本多は速に使命の趣を知らんと欲し、特に柳生又右衛門を遣はし、茂助を參州池鯉鮒に迎へ、密に使者の趣を問はしめけるに、茂助確く拒みて聽かず、曰く、「吾清洲に到て公に之を告げんのみ」と。柳生と共に清洲に至り、先づ書を二軍監に致し、且つ曰く、「我此頃風邪にて兵を出だし難し、其地の事は、萬、越度なく計るべし」と。然る後、福嶋・池田諸將を一堂に集め、十萬



石以上の諸將には各通、其他には連名の書を、各、氏名を検して贈り終て後、茂助は悠然と、家康の言を述べて曰く、

各、それに在陣苦勞に思召候、同じくは一先手合の一戦し、敵・味方手きれの證據を、きつと見せられ候はば、悦び思召べく候、若仕損ぜられ候はば、跡の合戦は心安く可被在、其一左右次第、急ぎ御出馬あるべきものなり。

茂助は初め此事を、密に井伊・本多に告げければ、二人同じく曰く、「今先鋒の諸將共に、公の西上を待ち詫ぶる時なれば、之を公にすべき時にあらず、暫く機を待つべし」と、因て固く之を制せしを、茂助聽かずして曰く、「我が今度の使命は、唯、此命を諸將に傳へんが爲のみ、然るを今二氏の制止に因て、遂に告げずして歸れりとは、僕愚と雖も敢て復命し難きなり」と、遂に此に及びけるが、福嶋・池田等には、特に書翰ありとて、二人を導きて本丸に至り、之を渡す。二人披見るに、其文は同じかり、曰く、

其許の模様承り度候て、以三村越茂助申入れ候、御談合候て可被仰越候、出馬の儀油斷無之候、可安御心候、委細口上に申候、恐恐謹言。

八月十三日

清洲侍從殿

家康

(關ヶ原始末記)

諸將その口上を問ふに、井伊・本多に答ふるが如く、唯、風邪とのみなれば、聞者皆な茫然たり。井伊・本多また汗を握る。

村越茂助

舊記秘傳云、慶長五年庚子八月廿一日、江戸の御使者村越茂助、濃州清須へ着、井伊直政・本多忠勝に向て、今度某御使に參る意趣は、東國の大勢雖馳登、遂に一戦の儀もなくして、君の御出馬を急ぐ、敵・味方不分明、何ぞ手切の合戦無之哉、一戦無之内は、いつまでも不可有御出馬、各、可被察心根と也。直政・忠勝是を聞て、相構て其言不可傳諸將、只、軍旅の辛勞被察、近近可有出馬とばかり可申、若此旨其方の誤にならば、兩人速に可負其咎と申含む。茂助從ふ、其後、福嶋正則が陣に集る、直政・忠勝、茂助を誘ひ出る。茂助御書を渡し、各、軍旅の勞を察入る、近日出馬可有と云終て、茂助思けるは、我天性疎忽者也、今度は大事の御使なり、智慧秀才の人をこそ可被遣に、某を被越は、卒爾仰云せん可爲思召と思ひ、居ながら、先に申しつるは御口上にあらず、偽なり。實各當地に有ながら、何の働もなく、敵か味方が不分明、手切の合戦無之ば、いつ迄も御出馬有まじと也、是にて内府の御心を御推察可有と云、諸將暗然として不云、直政・忠勝手を握汗をかく。時に福嶋正則一人座を起て、茂助の側に寄り、扇を披き茂助をあなご、扱も扱も能申つる物哉、誠に諸將歴歷當國に居、敵目前に居れども一戦の手合もなし、深哉徳川殿御思慮、淺哉正則が智、汝が申述る故に心付たり、一兩日中に岐阜の城を攻落し、せめて眉目にすべし。汝逗留して見物すべしと也。茂助云、我は使に來り、城攻見物には不參と也。井伊・本多亦止之。

暫くにして、加藤左馬助嘉明、顧みて福嶋正則に謂て曰く、「吾輩みな故太閤の恩顧なるに、未だ曾て敵を討て、内府へ荷擔の證を現さず、内府の此言ある亦宜ならずや、吾輩、今日に至るまで、慮此に至らざりしは豈に過ならずや、速に兵を出だして、敵を討すべきなり」と、正則曰く、「然り、然り、面前の岐阜城だに陥れざりしは、過怠なりき」と、諸將みな之を贊し、不日之を攻めんと欲す。正則また茂助に謂て曰く、「子滞留すること二三日せよ、我必ず岐阜を奪て、内府への土産とせん」と。茂助曰く、「使命終れば、一日を緩



うしがたし」と、即ち返書に、誓書を添へて送る。家康江戸に在て、之を披見るに曰く、

起請文前書の事

一内府公御味方に屬し候て、聊か二心不<sub>レ</sub>存<sub>セ</sub>事。

一於<sub>テ</sub>御味方<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>存<sub>セ</sub>私<sub>ヲ</sub>、可<sub>レ</sub>抽<sub>ス</sub>無<sub>ニ</sub>の忠戰<sub>ニ</sub>事。

一自今以後、自<sub>リ</sub>敵方<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>大祿大官<sub>ニ</sub>雖<sub>モ</sub>相謀<sub>ル</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>ス</sub>反逆異心<sub>ニ</sub>事。

右の條條於<sub>テ</sub>相背<sub>ニ</sub>者。云云（野文）

諸將各、血誓したりければ、家康大に悦ぶ。

起請文の始

凡そ、起請文の誓は、慈惠僧正より始まる。賀縁阿闍梨が、慈惠を呼びて濫行肉食の人なりとなしし時、誓文を書て、不律ならざる由を明にしたるに起る。但し、起請文の名は、是より以前にもありつらめども、そは誓の爲にはあらざりきといふ。

此に於て、家康は再び書を裁し、米津清右衛門を使者として西上せしむ。

村越茂助へ、一一の段承はり、祝着の至りに候、何れも可<sub>レ</sub>得<sub>ル</sub>其意<sub>ヲ</sub>候、爰元の儀、以<sub>テ</sub>米津清右衛門<sub>ニ</sub>申入れ候間、令<sub>ニ</sub>省略<sub>セ</sub>候、恐恐謹言。

八月

家康

其後、岐阜城陥落の趣も、福嶋・池田以下、諸將よりの報告に依りて明となりければ、兼ねて定めたるが如く、東海道を發向すべしと令し、又、江戸城の留守、東海沿道の警衛を嚴ならしめんと欲し、將士を選みて、

嶽南諸城主

各、任に當らしむ。即ち、江戸本城の留守には松平因幡守康元、西丸の留守には武田萬千代を置き、石川日向守家茂・菅沼織部正定・諷訪安藝守頼忠・内藤仁兵衛忠政をして之を助けしめ、板倉四郎左衛門勝重を命じて、江戸町奉行とし、代官伊奈熊藏忠次を宇都宮より召還し、専ら兵糧運送の任に當らしめ、以て上方并に信州上田等への輸送に、淹滞あらしむる勿れと命ぜらる。而して東海道の要害は、小田原城に大久保相模守忠隣の人等、駿州興國寺城に菅沼志摩守定仍を置き、以て中村一學忠二に代らしめ、兼ねて駿府城を預からしむ。其他、沼津は内藤三左衛門信成、葦山は内藤紀伊守信正、掛川は松平隠岐守定勝、濱松は保科肥後守正光、横須賀は三宅惣右衛門康貞、及び其子越後守康信等、各、命を受け、就て守る。（徳川實記・關ヶ原始末記）

横須賀城主三宅康貞

三宅康貞は、備前國兒嶋三郎高德の子、三宅高貞に出づ。高德南朝に屬し所領を失ひ、伊勢に逃れ、又參河に至り加茂郡に住せしが、三男三宅三郎高貞、此に住して氏を三宅と稱す。數傳して、康貞の父藤左衛門尉政貞に至り、始めて家康に仕ふ。康貞の母は、鳥居伊賀守忠吉の女なり。康貞は永祿十一年以後、甲州の黒駒、參州長湫の戰等、所所の役に加つて、其功少なからず。家康關東に移て後、武州瓶尻に五千石を食みしが、此役終て後、勢州龜山城を守る。（諸家系圖・徳川實記）

濱松城主保科正光

保科正光は、信濃源氏井上掃部助頼季に出づ。父彈正忠正直は、正光・正重の二子を擧げて後、妻を失ひ、家康の異父同母妹を娶りて妻とせしゆゑ、其の姻戚となりしなり。此役終て後、越前北ノ庄を守る。（諸家系圖・徳川實記）

掛川城主松平定勝

松平定勝は、久松佐渡守俊勝の三男にして、徳川家康の異父同母弟なり。家康關東に移るに及て、下總國小南の地三千石を食み、此に至て掛川を守り、此役終て後、即て此城を賜はり、三萬石を食む。俊勝一に定俊に作る。即ち長女は保科正直の妻にして、長男は松平源三郎勝俊、二男は松平因幡守康元なり。而して此の三男一女は、皆な家康の母の、

事蹟



葦山城主  
内藤信成

俊勝に再嫁して後の子なれば、家康には異父同母の弟妹たるなり。(諸家系圖・徳川實記)  
諸國廢城考云、慶長五年九月、神祖東國に命を下して、上方の逆徒を退治あるべしとて、松平因幡守康元をして、江戸本城を守らしめ給ひ、内藤三左衛門尉信成をして、沼津城を守らしむ。

興國寺城  
仍菅沼定

信成者、伊豆葦山城主、按家忠日記卷十二曰、天正十八年、神祖封内藤信成於伊豆、使居葦山城、卷十六、載慶長五年、關原役、東海・東山兩道守城諸將曰、駿河沼津城主内藤信成、伊豆葦山城主内藤信正、卷十八曰、慶長六年、改封葦山城主内藤信成於駿河府中、前後相齟齬、蓋通考之所謂沼津城主信成者、信成時出守之也、非眞封之也、而云葦山城主信正者、使信正留守其城也、信正者、信成子稱紀伊守。(諸國廢城考)  
菅沼志摩守定仍は、菅沼定盈の子にして、明年、父と共に伊勢國長嶋城に移り、三萬石を食む。(諸家系圖・徳川實記)  
斯くて家康は、參・尾の諸城にも、各、城守を命じ終り、去る一日江戸城を發しけるが、發するに臨み、石川日向守家成、之を止めて曰く、「今日は西塞なり、明日を待ち給へ」と、家康曰く、「西方塞ればこそ、之を押開くなれ」と敢て發し、二日藤澤、三日小田原、而して今日三嶋に着せしなり。

思ふに、家康の西上を猶豫せし所以に、主なるもの二あり。一に云ふ、上杉景勝の勁敵なるが上に、佐竹義宣の兩端を持せるなり。されば結城中納言秀康には、景勝もし利根川を越えて江戸に向はば、其後を慕ひ討つべしと命じ、大田原備前守晴清には、自然景勝其口於出者、早早可有注進、乗付可討果云云と命ぜられしなり。二に云ふ、先陣將士の向背を疑ひたるなり。されば此時、本多平八郎の諸將間を奔走して取纏めたる、三十一將の手形血判狀なるものあるなり。三十一將とは、淺野長政・織田有樂・筒井順慶・福嶋正則・京極修理大夫・藤堂佐渡守・蜂須賀阿波守・徳川上野守・池田輝政・井伊兵部少輔・細川越中守・黒田長政・加

手形血判

藤嘉明・津輕右京亮等にして、血判狀は平八郎に宛て、本多忠勝殿として曰く、



關ヶ原手形血判連證 (本多忠勝所藏)

此度御評議の上、關ヶ原御見込の通り、御陣取の趣承知罷在、則ち拙者共、手形血判連證の通りに付、少しも二心御座無く候條如件。  
慶長五年九月十二日

西には此の連判狀まとまり、東には佐竹心を翻して、家兵を出だし、景勝も伊達・蒲生・里見等を恐れてにや、動かすなりぬるを見て、吾既に勝てりと、天を衝くの意氣を以て、去ぬる一日江戸を發したるなりといふ。○五日、徳川家康、駿州清見寺に着す。(關ヶ原始末記・卜齋記)  
富士の白雪・田子の浦波・釣する海人の小船・藻しほ焼く煙もなびく三保の松風、颯颯として世塵を拂ひ清むる絶景をば、家康もさすがに看過ぐし難く、暫くは其心を慰めけりとなん。○六日、徳川家康清見寺を出でて、嶋田に向ふ。(關ヶ原始末記・卜齋記) 途藤枝を歴て、洞雲寺に入り、暫く人馬を憩はしむ。住僧之を見て、晝飯を供せしが、其の膳具は、今なほ此寺の寶付となる。洞雲寺の檀越に、鈴木藤八といふ者あり。後園の美濃柿を携へ來り、住僧に頼て献せんと欲す。住僧即ち近侍を介して献せしむ。家康、其實の大なるを見て、其名を問ふに、美濃柿といふ。家康大に悦びて曰

藤枝  
洞雲寺  
藤八柿



く、「美濃の大柿吾手に入る」と、顔色殊に快然たりき。是より此柿を異名して、藤八柿と稱すといふ。洞雲寺は、藤枝宿若王子に在り。鈴木藤八は、止駄郡五十海村の農夫なり。(家傳)

慶長の度、洞雲寺にて献ぜし柿は、五十海村藤八(橋本氏)と云者舊家にて、當寺の檀家なる故に、御將几を立給ひし折、己が園中の柿を携へ來りて奉りしに、大神君御喜悅斜ならず、寺へ制條を賜はり、藤八をも召され、御羽織・革御袴を賜はり、「柿の名も汝の名も、藤八と呼べ」と尊命ありしと、其家に語り傳へて、今に近里にも、彼が園の柿を藤八と稱す。熟して味美なる一種の大柿なり。御羽織・袴は、七月十七日風干の外、常は敢て開かずと云ふ。(駿河志料)

同年九月十九日、寺中制條の御印章を賜ふ、則ち草津に御凱陣の日なり。  
一説、家康は、藤八の宅に入りしなり。此時藤八は、所持の椀を以て晝飯を供せしが、此器今尚ほ同家に傳へて、家宝となせり。

嶋田

此の一説は、歸途の事を誤傳せしにもあるべし。家康已に嶋田に着するや、特に使者を發し、書を先鋒の諸將に送る。曰く、

其許へ入<sup>ル</sup>ニ御情<sup>ヲ</sup>義難<sup>ニ</sup>申<sup>ケ</sup>盡<sup>ク</sup>候、殊に先書に如<sup>ク</sup>申入<sup>ル</sup>、岐阜の城早速被<sup>ニ</sup>乘崩<sup>ル</sup>候事、御手柄無<sup>ニ</sup>申<sup>ス</sup>計<sup>リ</sup>候、我等今日嶋田に罷着き候、中納言、定めて十日時分には其許へ可<sup>レ</sup>參<sup>ル</sup>と存候、猶面談之節、萬事可<sup>ニ</sup>申承<sup>ル</sup>候、恐恐謹言。

九月六日

家康

書中に、中納言とあるは秀忠にして、今度山道を上りたるなり。又、岐阜乗崩云云といふは、家康江戸出發前に、岐阜落城の由を、福嶋池田諸將より、報告ありたれば爾いふなり。抑も此書を讀で、誰か書辭の慳慳

中泉

なるに驚かさらん。此時に臨みて一將の情を害するも、禍の全局に及ぶこと少なからざるを知るがゆゑに、其の言の懇切も此に至るべきか。其の憂慮の大なる様も亦測知るべきなり。而して先に村越茂助の口上なる、風邪云云の言と、此書とを比較せば、家康の、諸將を操縦する策の、巧なるをも見るに足るべし。

白須賀

と、或曰。○七日、徳川家康、遠州中泉に宿す。(關ヶ原始末記・卜齋記・御殿由緒) ○八日、徳川家康遠州白須賀に到る。(關ヶ原始末記) 白須賀は、遠州西端の宿驛なり。此晚、藤堂和泉守高虎、先鋒より歸り來り、家

藤堂高虎  
到る

康に面し、密談數刻に及び、夜半近き頃、辭して西還せり。軍中の人之を評して曰く、「必ず先鋒諸隊の戦況ならん」と、(慶長年中卜齋記) 其かあらぬか、家康は、尾州犬山城の西軍、悉く逃走せる由を聞き、參州岡

小早川秀  
秋の使者  
白須賀に  
到る

崎城の勤番、北條左衛門大夫氏勝に命じて、犬山城を守らしめ、松平左馬允忠頼に命じ、岡崎を守らしめける。○金吾中納言小早川秀秋の使者、神木左兵衛尉・齋藤與右衛門二人、白須賀に到る。家康に見えずして去る。人之を見て、時宜に適したる應對といふ。(慶長年中卜齋記) 蓋し内應の意を通ぜしならん。秀秋初め家

康に應ぜんと欲し、之を政所に語る。政所は秀秋の叔母なり。政所曰く、大阪の兵、不日に伏見を攻めらるべしと聞く。汝が兄の宰相勝俊は、内府の兵と彼城に在るに、汝大坂勢と之を攻め、兄弟相戦ふは宜しからずと雖も、また汝獨り奉行と絶ちて戦はんは、最も不可なりとて還らしむ。既にして、勝俊思ふ所あり、伏見城を出でければ、秀秋伏見に入て、東兵と俱にせんとせしを、城將鳥居彦右衛門元忠聽かずして曰く、「公實に内府を相けんと欲せば、暫く寄手に屬して此城を攻め、心を用ひて疑を招かざるに務め、東國勢の登るを待て内應するに如かじ、但し、使者を遣はされし意は、吾より關東に報ぜん」と、郎等伊與田彌右衛



小早川秀秋の系

門を遣はず。秀秋力及ばず、家人平岡石見守をして、黒田甲斐守長政に就き、此由を關東に報じ、暫く寄手に屬しけり。然らば今次の使者は、二回の音信なるべし。小早川秀秋は、木下彌助の第四子にして、母は太閤秀吉の姉なり。彌助は武藏守と稱し、後、三位法印一露といひ、子四人あり。若狭守勝俊・三好孫七郎・宰相秀勝、及びこの小早川秀秋なり。(古老茶話) ○九日、徳川家康、白須賀を發し、岡崎に向ふ。是より家康は進んで、廿四日赤坂驛に着し、諸軍の報を得て、戦の狀を詳にし、廿五日井伊・本多等兩軍監の言に従て、本營を赤坂の驛外、岡山に定められしが、此處は、大垣城の西北五十四町に在りて、大垣を東南に瞰下し、岡上の縦六十間、横三十間の地を本營とし、岡の麓、及び其の周圍凡そ廿餘町を區劃して、諸將の營とせしといふ。○十四日、駿府陣代中村一榮、美濃國株瀨川に陣し、西軍の將、浮田・石田二家の兵と戦ひ、大に撃て之を破り、追撃して伏に陥り、遂に敗退せり。此日、家康は赤坂に着せりといふ。初め大垣城中の、石田三成・浮田秀家等謂へらく、「今や、家康奥州に在て、合戦酬なるべし。上杉の捷報に接するも亦、遠きにあらざるべし」と、日に頸を延べて其報を待ちけるに、突如傳ふる者あり、「家康已に赤坂に着す」といふなりけり。此に於て、城中俄に氣色だちて、勢大に奮ふと雖も、其説虚實相半ばして、悉く信じ難ければ、人心自から安ぜざるもの如しと傳へらる。然れども、其心の安ぜずといふは、恐怖を意味するか、奮激を意味するか詳かならず。而して後の歴史家は、之を恐怖と解する者多けれども、多くは成敗を見て後の論なれば、直ちに信すべき説とも思へず、頼山陽の如きすら、此見を免れず、

帶霜旌旆自東還 頓覺群兒肝膽寒

中村勢株 瀨川に戦ふ

と諺ひたれども、果して如何。當時、石田三成の眞田昌幸に贈りたる書あり。一節に云ふあり、曰、

拙子儀、しかと濃州に在陣候、長大(長東正家)勢州に在陣候、此口之儀、家康ほどの者十人上り候共、可<sup>ク</sup>御心安<sup>カ</sup>候、討果<sup>チ</sup>候<sup>カ</sup>外、他事不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>在<sup>ル</sup>之候、今度關東へ罷立<sup>ッ</sup>めん、尾・三州之間に集居候て、懇望申族も候、又江戸にて人質をしめられ、致<sup>ス</sup>迷惑<sup>ニ</sup>族も有<sup>ル</sup>之事候、味方説に申候哉らん、家康急度上るなど申成候由候、あわれ上り候へかすと、念願迄<sup>ニ</sup>候事。(淺野文書)

と、三成の意氣盛なりと謂ふべし、然れども此の大言壯語も、畢竟疑惧心より、特に發したるものなりと言はば、又一通の理は生すべきが如く、見る人の心に於て、如何なる論議も生ずべけれど、さて何れか當時の實狀なるといふに至ては、何れの史家か能く明言し得る。好し明言し得とも、多くの人は之を信ぜじ、何となれば、之を信ぜしむべき資料乏しければなり。寥寥たる併も眞偽明ならぬ古文書などに依て、直に自己の斷案を下すは、乎許の極みなるべし。兵家某嘗て曰く、「關ヶ原に陣地を撰みしは、さすがは三成なり。地勢の東軍に優ること萬萬。實に必勝の地といふべし」云々と。蓋し三成の傲語も、此邊より出づるか。

浮田秀家之を聞いて曰く、「兎角の詮議は無用なり、我兵に命じて、今より刈田を爲さしめ、之に警固の人數を添へて、其の動靜を探らしめば、争でか其の虚實を知るべからざらん」と。三成曰く、「然らば、某が兵をも、其の先鋒に加へ給へ」と、三成の老臣嶋左近、傍に在て之を聞き、曰く、「然らば、敵を誘きて、討取る策をこそ運らすべけれ」と。此地もと株瀨川といふ川あり、岡山の東を流れ、大垣の西、赤坂の東を過ぐ。則ち赤坂・大垣中間の川なり。而して其の左岸に沿うては、木戸一色・笠縫・笠木等の村落と、福田畷と



稱する通路もあるなり。而して此川の上流、西岸の地は、東軍の兵、中村一榮・有馬豊氏等の陣する所なり。西軍の軍議一決するや、浮田秀家は、明石掃部・本多對馬を將とし、兵八百を率ゐて、石田勢の後に備へしめ、石田三成は、浦生備中・嶋左近を將とし、兵五百餘を率ゐ、池田口より出で、伏兵を木戸一色の叢林に置き、株瀬川を渡り來て、刈田を爲さしむ。

竹田五郎  
兵衛戦死

此地は即ち、駿府陣代中村一榮が陣所に接近の地なりければ、陣中血氣の士等、之を見て大に怒て曰く、「彼何ぞ傍若無人の甚だしきや、蹴破つて、後を懲さずんばあるべからず」と、竹田五郎兵衛といふ者あり、之を聞くと共に、番所の屋根の檣柱を折取て跳下れるを、足輕大將等怒責めければ、再び歸り鎗を取て跳下り、二間餘の鳥毛の棒搦物にて走出で、敵二三人を突倒ししが、會、敵に父子二人の銃手あり、打出だす彈丸飛來して、五郎兵衛に命中しければ、五郎兵衛は馳て馬より落ちて死してける。(中村一氏記) 中村勢は、陣中より之を望見し、家老野一色頼母・敷内匠等、衆に先じて進み出づ。ここに一軍又皆突出でたり。石田が兵は、水野庄次郎・林半助・伊藤頼母等凡そ五百人、浮田の兵は、明石掃部・本多對馬・稻葉助之進・不破内匠等凡そ八百餘人、共に力を戮せて迎へ戦ふ。時に有馬玄蕃頭豊氏、中村勢に隣して陣しけるが、之を見るより早く令を下して、擧つて中村勢を援けしむ。稻次右近・中島二郎大夫・石野半左衛門・岡本清三郎・上田半平・中村助右衛門・淺野彦兵衛・篠ヶ瀬左大夫等、令を聞くと共に挺進し、石田勢の横より突撃せり。大垣勢は、兼て計りたることなれば、機をはかり、不意を撃たれて大に亂れ、遂に支へ難くなりし眞似して敗走するを、中村・有馬二家の勢は、欺かるるとも知らず、勝に乗じて左右に分れ、追撃して水涯に到る。家康

此時岡山に在り、諸般の軍事を處理し、晚餐の膳に向ひけるが、偶、この戦争を認め、戸扉を廠舎の屋上に架し、且つ食し且つ觀てあり、中村勢の柵を出で西軍を追ふに及びて、進退法あり、隊伍整ふを望見して、左右に謂て曰く、「故式部武を能したれば、兵士みな能く戦に習ひ、其の整整見るべきものあり」と、賞談して飯粒の膝に落つるをも覺えざりしが、中村勢は斯くとは知らじ、馬を並べて株瀬川を渡り、堤に上て、又急追すること凡そ二町許り、家康忽ち見て、あゝ過てり、危いかなと嘆嗟せられける。時に中村一榮・西尾光教等多く待坐せしが、一榮之を聽て、直に赴き指揮せんと請ひたれども、家康は敢て之を許さざり。西軍の將島左近・浦生備中等、兼て謀りたることなれば、此を見て機至るとなし、急に合圖の令を發すれば、彼の木戸一色村の林藪中なる伏兵等、齊しく起て其後を絶ち、筒口揃へて銃撃しければ、彈丸雨の脚よりもしげきに、剩へ其後より百餘の敵騎、鋒を揃へて突入るあり、前の敗走兵の之を見て勢を得、反し來て奮撃するあり、中村勢は、前後左右に敵を受けて狼狽し、暫くにして、成合平左衛門等討死せし者少なからず。家老野一色頼母は、黒絲の具足に白幌かけ、金の三幣の搦物、鳥毛の一ツ團子の馬印を河東に立て、栗毛の馬の鞍高に立上り、逃くる味方を制止して居たりけるが、石田勢の海北市右衛門が發てる銃丸に中り、馬より落ちてやがて死し、甘利備前は、朱具足にて、華華しく力戦せしが、之も浮田勢飯尾太郎左衛門と闘て、遂に敢へなく滅せらる。其他中村新八・梅津五郎右衛門・矢野兵部・堀江甚八郎等究竟の徒の、其場を去らずして討死せし者のみにても、廿八人の多きに城三及べりといふ。斯れば中村勢は、已に總敗軍と見えしが、忽ち一騎あり、有馬勢中より馳至り、鳥毛半月の搦物を先に進んで河を渡し、堤上に馬を立てつつ、呼

株瀬川の  
一騎打



んで曰く、「有馬の家人稻毛右近」と、石田勢中また一騎あり、黄金作り制札の指物を、日に輝して馳せ到り、近づくままに呼で曰く、「石田三成の家人横山監物」と、互に馬を駈合せて戦ひけるが、遂に相組みて兩馬の間に落ちぬ。横山や剛力勝りけん、右近を下に組み敷くを、右近の家士走り到り、横山が鎧の綿嚙を取て引返へす。右近これに力を得て跳返り、横山を押へて、首を搔かんとするを、横山の家士馳せ到り、右近が兜の鍔を取て、引倒さんとす。右近の家士之を見て、横山の家士の後より切る。此隙に、右近も亦横山の首を切り、併せて其の家士の首をも取れる。

此時、田中兵部少輔の勢等、馳到つて之を助けければ、中村勢も之に力を得て、返戦しけれども、大垣勢も、明石掃部の兵三百許、池尻口より福田駿に迂回して、中村勢の陣を突きければ、これが爲に辟易することなく、戦闘は益々激甚となり、互に挑戦つて勝負未だ分ち難し。東軍は中村・有馬・田中の三隊、西軍は石田・浮田の二軍、互に株瀬川堤上を馳廻り、劍戟相接しては、電光石火を飛ばし、汗馬馳違ては、腥風血雨を灑ぎ、北に逐ひ南に逃れ、西に東に、矢叫びの音凄まじく、敵陣を冒して其央を馳突する者あり。突き來る敵と遮鬪つて、其首をあぐる者あり。此の闘いつ果つべしとも見えざるに、中村勢苦戦に陥て、退くに退かれず、進退極まりけるが、家康本陣に在りて、之が始終を見つつ、渡邊忠右衛門を顧みて曰く、「汝馳せて兩陣の間に至り、彼の勢を引揚げよ」と。忠右衛門聲に應じて起ち、金の手桶の指物さして乗出だし、馬を躍らせて、有馬・中村兩勢の間に入り、叱咤命を傳へて下知すれども、更に其の甲斐なかりけり。家康、再び井伊直政を召して曰く、「此戦勝つとも賞すべからず、負けて損あり。併も結で解けず、之を解くは汝にあらず

中村の親族竹田五郎兵衛の死を惜む

ば能はじ」と、本多内記を命じて助けしむ。直政直ちに馬を出し、内記と共に進む。直政は猩猩緋の陣羽織を着し、金の蠅取の小馬印を馬腹に標し、采配振て、敵味方混亂の中に躍り入り、三家の勢を纏め、交綏して歸りしが、たまたま日暮に際し、敵また逼らず。三成の士林半助、秀家の士稻葉助之允等、殿して大垣城に入れり。直政が今日の進退の勇壯なるは、敵味方ともに歎稱せざるはなかりきとぞ。(落穂集) 初め竹田五郎兵衛の討死するや、中村の陣よりは、直ちに使者を馳せて、駿府に遣はし、

只今合戦初申候て、竹田五郎兵衛討死仕候。云云

と、其の奮戦の状を、落もなく報じければ、一族みな流涕して曰く、「出陣の時、故君の謂ふまじき事をいひしに因る」と、反覆歎惜して措かざりければ、聞者みな感動せざるはなかりけり。(中村一氏記、日本戦史)

蓮生寺鐘銘

○十五日、徳川家康令を下し、西池山蓮生寺に、寺園の禁條を賜ふ。蓮生寺は、駿州益津郡長樂寺村に在りて、熊谷蓮生坊の由緒ある寺なり。(寺記) 初め家康西上の時、此寺に休息せられ、住僧も、洞雲寺の僧と隨行したる由なれば、其功に因り、此の禁條は與へられたるならんといふ。此寺には、直實自作の壽像あり、合掌に念珠掛けたる座像にして、長八寸七分、衣の裾幅一尺二寸ありといふ。此外に什寶として、白絹に書名花押をしるしたる、蓮生自筆の名號と、其子小次郎直家の、遺物として贈りたりといふ、身長二尺六寸九分の太刀とあり。蓮生當時の趣は已に記したれども、此に鐘銘あり、相参照せば、更に能く當時の事情を詳にするを得んか。

天文鐘識



方今温ニ當時之故、勇士熊谷次郎直實、辭ニ頼朝公之幕下、高ニ肥遯之志、折ニ劔刀、著ニ法衣、自號ニ蓮生、赴ニ洛陽、謁ニ源空、空師識ニ其苗之秀、授ニ以ニ專修一行、從ニ是、信心無ニ二也。然後、以ニ建久六年秋八月、下ニ向坂東、守ニ行住坐卧、不レ背ニ西方之金文、倒ニ鞭驛馬、自詠ニ夷歌、跋ニ涉山川、宿ニ於此庄、路料屢ニ空、有ニ一長者、庶ニ且富、因ニ以ニ稱名十聲、爲ニ之質、欲ニ借ニ孔方一千、長者許諾、於ニ是、使ニ開ニ長者之口、授ニ以ニ佛號、則十佛魏魏、而入ニ其口、長者奇レ之、果如ニ其約、而明年歸洛之時、又叩ニ長者之門、返ニ彼錢、請ニ彼佛、長者雖レ惜、蓮生不レ可、不レ得レ已、每レ唱ニ一聲、佛像如レ故、稱ニ盡九聲、長者閉レ口、而良久、曰、宿善多幸、逢ニ此勝緣、詎向ニ福田、不レ種ニ善根、冀ニ革ニ我宅、成ニ阿蘭若、留ニ第十聲之一佛、安ニ於中臺、住持ニ三寶、常轉ニ法輪、蓮生感ニ其言、從ニ志、長者不レ勝ニ歡喜、經ニ營佛閣、不レ日、而成號ニ熊谷山蓮生寺。云云

蓮生の僧となりし所以、及び此寺に就ての由來は、當時記したる所と、此の鐘銘とによりて、粗ぼ知り得れども、其の關東に下りしは、何故か詳ならざるが如く、不明の處もあれば、此寺の由緒に因て、聊か禪ふ所あるべし。直實法然上人の門に入り、阪東阿彌陀佛、法力房蓮生法師と名けられ、京都に在りしが、關東なる母の病を聞き、暇を乞ひ、不背西方の金文を守り、逆馬に鞭ち、淨土にも剛の者とや沙汰すらん西に向ひて後見せねば」と口吟みながら、遠州小夜中山にかかりけるに、傍より山賊踊出でたり、蓮生少しも騒がず、「たとひ汝等幾千立向ふとも恐れはせねど、今は法師の身なり、無益の殺生はせじ」と、悉く旅錢を與へて去る。藤枝に至て旅錢全く竭く、即ち福井左衛門尉憲順の邸に至り、鎌倉までの費を借らんと請ふ、旅僧

小夜中山の賊

福井長者

には質なくては應じ難しといふ。蓮生即ち、大切なる十念を質とせんとて、憲順に向て、合掌稱念すれば、化佛髣髴として、憲順の口に入る。憲順驚きて、一貫文を贈る。是れ建久六年秋八月のことなり。翌七年三月、蓮生京都に歸る途、再び憲順の宅に至り、彼の十貫文を返し、先の十念を返せといふ。憲順愕て曰く、「我等凡俗、もし彼の奇瑞現はれずば如何せん」と、蓮生曰く、「ただ専念念佛せよ」と、此に於て、憲順覺束なくも合掌して、十念を續け唱ふるに、奇瑞元の如し。已に九體あらはる。妻忽ち夫の口を押へて云ふ、「斯る奇瑞あるを、悉く返し奉るは、本意なき業なり、願くは、一遍の稱名と一體の化佛とは、我等夫婦に附與したまへ」と、蓮生之を諾す。因て憲順夫妻に對ひ、懇に説法化導しけるに、立るに隨喜渴仰し、師弟の契を結び、法名を蓮順・蓮心と與へられしかば、直に世業を棄て、家財を抛ち、佛閣とす。今の蓮生寺是なり。蓮生留錫中、

阿彌陀佛と唱ふる人は彼國に心ぞ至る墨染の袖

蓮順之を聽てまた直に

受傳に法の流れも汲みて知るこの嬉しさをいつか報いん

蓮生京都に歸るに及で、蓮順別を惜みしかば、自作壽像と、名號を留めて去りしとぞ。聞くがまにまに書とどむ。○十九日、大阪勢と關東勢と、美濃國不破關ヶ原に戦ひ、激戦數刻の後、大坂勢潰走せりといふ。先レ是、株瀬川の戦終るや、家康は大垣の大軍にして、急に陥れ難きを慮り、敵を平原に誘ひ出だして戦はんと欲し、夜中密に陣を菩提に移せり。大垣勢また偵卒を放て、詳に其狀を探知しければ、急に諸將を集め

關ヶ原の戦



て軍議を凝しぬ。浮田秀家曰く、「毛利輝元・立花宗茂等の後詰を待ち、前後より挾撃せん」と。石田三成曰く、「是より直ちに兵を青野原に出だし、一舉東軍を破碎せん」と。大谷吉繼曰く、「一舉敵を平野に破らんとするは、危道なり。吾は浮田の謀を賛す」と。然れども、二人は遂に三成の議を破りがたく、之に従ふ。此日に至り、浮田中納言秀家總大將となり、出でて石原峠の麓なる東南方に向ひ、伊吹山を背にして、山の尾崎に陣せしが、是より南に連り、戸田武藏守・戸田内記・中條淡路守・河尻肥後守・布施屋飛驒守・玉置小平治・糟谷内膳・毛利豊前守・赤澤山城守・池田伊豫守・木村伊勢守・南條中務少輔・仙石豊前守・太田飛驒守・岡野越前守、其他、小身の族二十四頭、山中峠の麓に至るまで、順次に備へ、左方は小西攝津守、少しく距り陣し、北國街道を擁して、島津兵庫入道・島津又八郎・島津中務大輔・織田左衛門佐・織田久兵衛・大坂黃母衣衆は、伊藤丹後守引率し、次に、大坂弓銃手の頭等、順を追うて陣す。松尾山には金吾中納言秀秋陣し、其麓に、朽木河内守・小川土佐守・小川左馬助・脇坂中務少輔・脇坂淡路守・赤座久兵衛等陣を列し、之に續きて大谷刑部少輔・大谷大學介・木下山城守等陣しけるが、其狀殆んど松尾山を圍繞したる如くなりき。而して石田治部少輔三成は、年三十八、今度の謀主として、小關村天満山に陣して、本據を定め、東南に向ひしが、其の先鋒、嶋左近・其子新吉・十次郎・大場土佐・喜多川平左衛門・喜多川十郎左衛門・大山伯耆・舞兵庫・森九兵衛・蒲生備中・蒲生大膳・蒲生大炊等、柵を小池村より外に二重に構へ、其前に列を整へて陣し、柵内には又弓銃手を備へ、其勢すべて六千餘人ありといふ。南宮山栗原山に、毛利宰相・吉川藏人・穴戸備前守・長東大藏大輔・其弟伊賀守・長曾我部宮内少輔・鍋島信濃守勝茂等相陣し、西軍總べて十二萬八千六百餘人と聞ゆ。

井伊兵部少輔忠吉を助く

此の西軍に對して、東軍の先鋒は、福島左衛門大夫、其子刑部大夫正之、十六歳にて其後に續き、井伊兵部少輔は、下野守忠吉を助け、不破關八幡の後にいで、山中街道を遮て陣せり。而して福島右方北に連りて、黒田甲斐守・細川越中守・細川與一郎・細川與五郎・加藤左馬助等、北國街道に向ひ、其の中央を扼して陣し、又、井伊の陣側、牧田街道には、藤堂佐渡守・京極修理大夫等陣し、是より北伊吹山麓に當ては、田中兵部大夫・田中民部少輔・生駒讃岐守・寺澤志摩守等陣し、又、之に續きて、織田有樂・織田河内守・津田長門守・戸川肥後守・竹中丹後守・稻葉右京亮・關長門守・加藤左衛門佐等あり。之と並びて、本多因幡守・松倉豊後守・桑山伊賀守・小出遠江守・佐佐淡路守・龜井武藏守・筒井伊賀守・遠藤左馬助・蜂須賀長門守等、相次ぎて魚鱗に備へ、本多中務大輔・本多中記は、先陣と旗本との間に在て、遊軍たらんと、伊吹川原に陣しけり。而して旗本の先鋒は、酒井宮内大輔宗次、次に白旗七旗、金扇馬標、次に弓銃の物頭・長柄奉行、家康は黒絲緘の鎧、齒朶の兜南蠻鐵、脛は俄に青竹に美濃紙を以て製したるを用ひ、馬は白石と名くる河原毛の駿足に乗じ、中堅となりて大垣に陣せり。

徳川家康の陣容

關ヶ原にて、御膳仕立候所は外也、御座敷より世間許あり。芝山のなでさがりたる所、自然御覽被<sub>レ</sub>成所と、細竹を渡し、上に澁紙一枚張り、其下に□料理敷物もなし、如何にも手がかる也。今時の三千石計の知行取、野陣に居候とも、是より増し可<sub>レ</sub>申候、三人前の辨當一ツ也。(板坂卜齋覺書)

後陣は、大須賀出羽守・本多縫殿助・本多丹下、小荷駄奉行は、奥平飛驒守にして、總勢すべて七萬五千三百三十餘人と稱す。本多上野介・奥平大膳亮・松下下總守・戸田采女正・松平玄蕃頭・青山常陸介・青山伯耆守・永



井右近大夫・松平源次郎等は、順次旗本に備へ、久世三四郎・坂部三十郎は、後陣に在て指揮を司れり。斯くて家康は、漸く軍を進めて、野上村桃配野に到りしが、時恰も曉霧四方に塞がり、小雨さへ屢降り來たりしが、辰刻頃より漸く晴れ渡りきとぞ。家康桃配野に到り、竊に以謂らく、「南宮山の毛利秀元は、歿を送ると雖も油断すべきにあらず」と、急に命を傳へて之に備へしむ。池田三左衛門・淺野左京大夫・山内對馬守・有馬法印・有馬玄蕃頭・金森法印・金森出雲守・徳永法印・中村彦右衛門・一柳盛物・市橋下總守・松下右兵衛・横井伊織等、命を受けて行く。又、大垣城の押へには、西尾豊後守・水野六左衛門・津輕右京亮・松平丹波守等を命じ、堀尾信濃守を、岡山本陣の留守に命じけるが、各、皆な命のままに部署に就けり。

既にして夜全く明くれば、東・西兩軍將士等の、各地勢を占めて陣を布き、互に己が家紋の、旗・捺物を朝風に翻しけるは、勇ましくも亦凄まじかり。福嶋左衛門大夫は、此日東軍の先鋒なれば、朝まだきより、浮田中納言の陣に向ひ、先づ一番に戦を開きけるが、兩軍の兵、互に精を盡し勇を奮て決戦し、相馳逐し相搏撃し、優劣未だ判つべからざれども、浮田の兵力最も大なれば、福嶋勢動すれば捲り立てられ易く、漸く退きて、關ヶ原の中央に至る。秀家勝に乗じ、息をも繼がず衆を勵まし、追撃すること最も急なり。正則の嫡子正之も、父と同じく馬を並べてありしが、大呼して逃るる兵を制止して曰く、「刑部大輔此に在り、何とて敵に背を見する、返せ返せ。止れや止れと勵ましければ、家老福嶋丹波・小關石見・長尾隼人、其他、大崎玄蕃・松田下總・喜田次郎左衛門・可兒才藏・吉村又右衛門・梶田出雲・福嶋式部・林龜之助・武藤修理・仙石但馬等、常に一騎當千の名高き勇士等、急に鏃を反して、浮田の陣を突けり。井伊兵部少輔、並に加藤左衛門佐・筒

井伊賀守も、之に力を併せんと、馳せて横より撃ち、強ちに浮田勢を破らんとす。秀家之を見て馳到り、自から陣中を馳廻り、叱咤衆を揮して曰く、「是より後に逃るる地はなし、何ぞ進で死せざる」と勵ませば、士卒これに力を得て再び反して挑戦ふ。此時石田三成の先鋒は、東軍の田中・生駒・竹川・戸川の諸勢と戦ひ、捲り立て追ひ立てければ、三成大に喜び呼で曰く、「軍は已に勝色見えたり」と。曰く、「今若し南宮山の毛利の一隊、長束・安國寺等と齊しく進み、共に家康の旗本へ突撃せば、天下の事は定まるなり」と獨笑みしながら、天満山に相圖の狼煙を揚げしめ、自から鯨波をあげ、陣所を下て柵際に至りつつ、「味方は勝色なり、進め懸かれ」と應げば、諸隊これに勢を得、嶋津兵庫頭・嶋津又八郎・嶋津中務大輔・小西攝津守、其他、石原峠に陣せし諸勢三萬許り、同時に馳せ下つて突き入れば、田中・生駒・竹川・戸川の東軍は、暫くも支へ難くて、左右に散亂潰奔せり。

此戦は、今朝辰刻に起り、今は已に午刻に逼り、三時の長きに及べども、勝敗未だ決せずとはいへ、關東軍の先鋒は、動すれば激しく追撃せられ、旗本まで動搖すること屢なりければ、家康の怪憂少なからず。金吾秀秋の内應を待つこと千秋も嘗ならず。折しも先鋒の斥候、久保嶋孫兵衛歸來り、報じて曰く、「筑前中納言は、先約を履む心なきものの如し」と、其の見る所の軍容を告げければ、家康忽ち顔色變じて土の如し。曰く、「噫、吾は彼の少年の詐謀に陥りしか、秀秋已に約に背かば、秀元の内應も亦期すべからず」と、頻りに指を嚙む。蓋し家康は少年の頃より、危急に臨む時は、必ず指を嚙む癖ありしなり。然れども、家康は、此際、徒に指を嚙みて止むべきならねば、直ちに久保嶋孫兵衛に命じて曰く、「汝銃を發して、松尾山を



催せ」と。孫兵衛命を受けて走り出で、鐵砲頭布施孫兵衛を見て、命を傳ふ。孫兵衛乃ち部下の銃手に命じ、松尾山の麓に對て、連りに砲火を發せしめける。

小早川秀  
秋内應

元來、金吾中納言秀秋の内應は、黒田長政の紹介なれば、長政は、其臣大久保猪之助を、秀秋の陣に遣はし、之を監視せしめしに、兩軍の戰酣なるに及で、猪之助は、急に秀秋の老臣平岡石見の草摺を取て曰く、「兼約もし異變あらば、相刺して死せん」と、刀柄を把つて逼る。石見毫も驚かず、徐に曰く、「我は今、戰機に至るを待つなり」と、顧みもせず、眸を凝らして戰を眺め居たるに、たまたま布施が銃聲、山麓に響き渡りければ、兼ねて集め置きたる軍使を走らせ、内應の由を觸れ廻らしめ、尋で螺貝を鳴らし、旗幟を改めしめければ、先鋒に備へたる物頭松野主馬、愕然として曰く、「咄、今東・西兩軍の戰酣にして、勝敗の決一瞬に逼るに際し、反覆内應などの非行あらせられんには、秀秋卿は、何を以て天下に對せんとし給ふか、其の不忠不義は、長く世上の嘲罵となつて免るべからじ、兩家老将た如何なる思慮かある。好し他人は如何に也あれ、吾は其命を聞かざる眞似して、獨り關東勢を衝きて死すべきなり」と、義憤眉宇にあらはれて昂然たり。軍使村上右兵衛、之を止めて曰く、子若し命を聞かざる眞似して、東軍を衝くことあらば、我が責免かるべからず。義不義は、今日論すべき所にあらず、主君内應の約は、已に久しき以前に在れば、今俄に異變あるべくもあらず、唯、務めて命に従ふべきなり」と、勸めて動かす。主馬、君命拒みがたく、纒に麓に下て兵を整へけれども、士卒を制して戰はしめず、終始觀望して居たりけるが、戰終て後、致仕して京師に至り、黒谷邊に閑居して、再び出でずといふ。

松尾山の  
義士松野  
主馬

大谷吉繼  
自殺

秀秋は、已に内應の命を傳へ畢りぬ。即ち八千の兵を分ちて三となし、五千を左右兩隊とし、三千を旗本組とし、松尾山を馳下り、勢に乗じて大呼し、直ちに大谷吉繼の陣を衝けり。吉繼之を見て大に驚き、咄嗟命を傳へて陣容を更め、敵を捨てて秀秋を迎へ伐ち、怒て曰く、「孺子無禮敢て然るか、吾が怨み骨に徹す、不義不忠の孺子の首を見ざれば、吾は死すとも瞑せじ、汝等苟も吾を思はば、身命を抛ちて秀秋を討て」と、橋を前後に乗廻はし、口角沫を飛ばして士卒を勵ませり。吉繼元より士を愛すること厚く、衣を脱いで着せ、食を推して食はしめければ、士卒深く其の恩に感じ、此の危急に臨みても、背て逃避する者なく、皆な命を輕じて戰ひける、されば秀秋の軍は、暫くにして突立てられ追崩され、將に支へず潰走せんとす。折しもあれ、先に敗退せし藤堂佐渡守・織田有樂父子・津田長門等、秀秋の内應を見て返戰するのみかは、脇坂・小川・朽木・赤座の輩も、之を見て旗を反し、悉く來て吉繼の右を襲ふ。吉繼今は三方に敵を受けて、復た如何ともする能はず、遂に大に敗る。吉繼怒れる眼に血を注ぎ、悔恨の涙に、鎧直垂の袖をしぼりつつ、曰く、「悔いらくは、吾早く秀秋を斬らずして、此の大事を過る。七たび人間に生れても、此怨を報ぜずんばあるべからず」と、即ち老臣平塚因幡守爲廣と、辭世の和歌を應酬し、再び出でて戰ひしが、爲廣の討死するを見て、自刃して死す。年四十二。

浮田秀家も、秀秋の内應を聞いて大に怒り、「先鋒は已に疲れたらん、我自から旗本を以て、彼の旗本を衝き、彼の不義漢と相刺し、以て此の憤鬱を散ぜずんばあらず」と、鞍を打ち鎧を蹴て罵りしが、暫にして、内應は秀秋のみにあらず、毛利輝元も約に背きて出でず、毛利秀元も、變節と見ゆとの報ありければ、秀家



浮田秀家  
逃る

歎じて曰く、「ああ、天下顛覆の時節到来か、吾速に討死して、太閤に地下に報ぜざるべからず、いざ馬進めよ」と自ら鞭つを、家老明石掃部金登固く諫止し、鍔を轉じ、伊吹山に向て遁れしむ。石田三成・小西行長等も、各、必死の勇を振ひ、奮闘力戦したれども、一たび亂れたる大軍は、再び鎮め難く、遂に皆な敗れて、伊吹山に逃竄せり。(關ヶ原軍記)此に於て、西軍全敗となりしが、唯哀むべきは、浮田・石田・大谷等、豊臣氏恩顧の諸將の、偏に豊臣氏の福を計りし事の、却て其の禍を招く端となりし事これなり。

關ヶ原役  
の始終

熟思ふに、此戦に、兩軍勝敗の決となりしものは、一に係つて、軍規の厲行如何にありしもの如し。而して其の厲行するとせざるとは、人心の不和に因て起り、人心の不和は、主將に其人を得ると得ざるとに因るなり。今これを東・西兩軍に見るに、東軍には、百戦練磨の老将、徳川家康あつて之を統率し、數代恩顧の將士あつて、其の左右に拾遺し、一朝事あるに臨みては、死を見ること歸するが如き士、勝けて數ふべからざるに、西軍には、全軍を服するに足るべき、恩威の主將あるなく、謂はば多頭政治にして、固より歸一の力は乏しきなり。併も歸一の力乏しき中に就て、一の大なる力現れて、縦ひ一時たりとも、之を統一し得たるは、却て復た奇といふべきにあらずや。大なる力とは何ぞ、即ち太閤の施したる、恩惠の力にして、此時集りたる、十二萬五千人は、一に是れ太閤の恩義忘れ難く、之を其の遺子秀頼に報いんとする、十二萬五千心の集りにして、他に何物もあざりしなり、而して其の太閤の恩義を偲ぶこと深きに從て、家康の專横を憤慨するの念益甚だしく、其の憤慨の念益甚だしきに從て、秀頼に歸向するの念力彌、強く、遂に此の一大團を生ずるには至れるなりけらし。或は、諸將みな自己の權勢を張らんが爲に、此亂を興せり

と論ずる者なきにしもあらずと雖も、人各、權勢を希ふは、人情の常なれば、多少その情のそそる所ありしならんとするも、其は第三第四の因たるに過ぎずして、此役起るの主因にはあざざるべし。元來此の集りたる十二萬有餘の士は、悉く豊臣氏恩顧の士なれば、恩義ある主家の存亡を賭してまでも、己の權勢を張らんとするには至らざるべし。好し假令一二斯る野心を包藏する者ありとも、之を援くる者、豈に能く十二萬の多きに至るべけんや。然るに一朝にして、其の大同團結の、此に至りし所以のものは、當時徳川氏の心は、路人も知る所にして、豊臣氏の滅亡は、此事を起して敗るるも、此事を起さずして敗れざるも、遂に免るべからざる運命にして、唯、其の早晚の差あるに過ぎざれば、若し家康の爲すが儘なりとせば即ち止む、苟も豊臣氏の爲に、其の危急を救はんとならば、其の勢力の未だ甚だしく大ならざる今日、一舉に勝敗を決するに如かずとは、當時豊臣家の爲に深く憂ふる士の、共に慮り俱に見る所なりしならん、而して此の乾押一擲の大事も起りたるならんか、然れば則ち、此の十餘萬の大軍の、俄に集まりし所以のものは、秀家の力にもあらず、三成の力にもあらず、偏に故太閤恩義の力に依るのみ。

集ること已に其の人の力にあざるに、併も推されて主將となれる所以は、唯、その官位の高き、封祿の廣き、兵力の強き、太閤生前の寵の、他に比して、稍、優る所ありといふに過ぎざれば、心から之に服するを欲せざる侯伯諸將も數多あるべきに、秀家如何に勇ありと雖も、三成如何に智ありと雖も、頓に此等諸將の上に立ちて、其の心服を得んことは、素より難きことにして、秀家三成と雖も、豈に自ら之を知らざらんや、然るに諸將の、一時その命に従ひしは、唯、一時の勢に制せられしに因るならんか、一時の勢に制せら



れて屬したる將士を御して、股の如く肱の如くならしむるは、太閤秀吉と雖も、恐くは難しとせしならん、況んや秀家をや、三成をや、自己の撫循にあらで、今は無き舊主の遺恩に因つて集りたる、素是れ等輩の將士を時の勢に因て指揮する秀家の、徳川家康が、數代恩顧の士を扱ふ如くならんことは、懸けても望むべからざることなるに、共に謀れる石田三成の才智慧敏なる、往往事を過して、人の怨を買ひ、諸將の嫉惡を招くこと少なからざりし缺點もあれば、かたがた統制意の如くならざりしは、固より其の處にして怪むに足らず、而して其の節制乏しきこと此の如く、其の結合弱きこと彼の如く、恰も烏合の如き兵を率ひ、膠漆も管ならざる關東軍に當りて、毫も損色なきのみならず、屢之を撃破して、殆んど支へ難からしめ、遂に彼の老將をして、指を嚙ましむるに至る。何ぞ其れ勇壯なるや、若し此の一刹那に於て、彼の松尾山、さては南宮山の部將をして、太閤の恩、秀頼の佛を眼前に髣髴せしめ、暫く私怨を三成に忘れしめば、關東・大阪の兩軍は、其勢を轉換し、東軍の敗走は、今の西軍より甚だしきものありしやも知るべからず。又若し、前田利家をしてなほ在り、此軍に將たらしめば、彼の二反將は、素より出づべくもあらず、福嶋・加藤の輩も、亦西陣の勇將たらんのみ、則ち家康勇なりと雖も、旗を嶮嶺以西に進むる能はざるのみならず、上杉佐竹の族、蹶起して其内を亂さば、其の存亡さへ豫め測るべからざるものありしにあらずや、而して今兩軍の勝敗此の如く、一は勝つて三百年霸業の礎を築き、一は敗れて地に塗れ、十五年をだに支へで、血食せざるに至るの因をなししも、畢竟するに一は軍に統一あり、一は其の統一なきに因るものにして、併も其軍に統一なきは、主將其器を缺くに因るにあらざるか。

社鼠を惡  
みて社を  
焼く

秀秋の内  
應

世或は稱す、石田三成は、豊臣家の社鼠なりと。余は肯てさは信ぜざれども、暫く社鼠としての説を求めんか、社鼠は、古來、社人の多く惡む所にして、或は之を燒殺せんとせざるにあらざれども、其の神祠を併せて、燒燼するに忍びざるが爲に、惡みつつも、之を寛容するを常とするを、豊國神社の社人金吾秀秋は、獨り古今社人の忍ぶ能はざる所を克く忍び、古人の曾て爲さざる所を克く成し、遂に之を燒殺して容さざりしは兎にも角にも、是と共に、最も恩義ある、最も崇敬すべく、將た最も愛護すべき神祠を、一朝にして灰燼に歸せしめ、曾て顧慮する所なかりしは、果して智と稱すべきか、勇と稱すべきか、仁の如きは、此人を評するに、不要の文字たるべし。若し佛者の因果説をして信ならしめば、明年七月十八日、俄に狂疾を發し、年廿三にして早世し。三成秀家等と同じく、祀を絶ち家を亡ぼししは、此因によりて、彼の菓を得たるにはあらざるか、若し此死をして、松尾山に於て、豊臣氏の爲にせしめば、其家は絶ゆとも、其名は長く存し、我が歴史上の華たるべきに惜いかな。獨り金吾秀秋のみならず、我が駿府の中村、濱松の堀尾、掛川の山内、横須賀の有馬等諸城主の、戰前より已に徳川氏に屬したる者も、又、福島・加藤等の如く、東征軍中に在て始めて服したる者も、敢て西軍に敵して疑はざりし所以は、或は勢の爲に制せられし所あるべきも、多くは、三成の嘗て太閤在世中、その寵を專にし、我意を張り、威福を弄び、權勢を張りたるを憎み、其の私怨を報ゆるの急にして、私恨に報ゆる影響の、直に此擧の成敗に及び、此擧の成敗は、亦直ちに主家の盛衰興亡に關する、大なる危機の伏するものあるに思ひ至らず、徒に戰國老將の、頼み難き心を頼み、信じ難き約を信じ、今日之を助けて其功を記せしめ、明日彼の力に頼て、豊臣氏の遺業を興さんとしたる夢の、大坂落城

嶽南諸將  
及び福嶋  
加藤



加藤清正  
亦妻黨に  
依る

に至ても、尙ほ覺めざる者多かりしは、憫むべくも亦笑ふべき極ならずや。  
爰に最も怪むべきは、加藤清正なり、清正は、古今の史家の、稱して正義豪邁の士となす所なり。又、其の自から言ふ所を聞くも、大に託孤の意を解したるが如しと雖も、未だ之を事に施したるを見ず、慶長十六年三月、豊臣秀頼に陪從して京師に至り、還て匕首を懷中より出だし、推戴流涕して曰く、「今日、聊か太閤の洪恩に報するを得たり」と、清正もし是を以て、聊かたりとも心を安じたりとせば、託孤の章意を解すること、甚だ淺からずや。特に養ひたる長髯も、終に用ゐることをせず、特に率ゐたる從兵も、終に用ゐることをせず、此役に及では、私怨を以て公義を忘れ、却て家康の爲に、國に就て城を守り、西軍諸將の領土を犯すに至ては、又將た何とか謂はん。清正たる者、此時、何ぞ先づ西軍に屬して、家康を滅し、然る後、若し私怨理むべくんば、徐徐に之を理め、以て主家を泰山の安きに置くの計に出でざりつらん。然らざれば、長く大坂の邸を存すとも、徒に讐に參勤する、往返の旅館に供する便あるに過ぎずして、毫も太閤の恩義を記する料とはならざるなり。好し成るとも其效なきなり。清正は、家康に屬して後、事ごとに從順にして、終に家康の叔父、水野和泉守忠重の女を娶て妻とせり。然らば清正も亦、妻黨の親に頼らんとせしか、陋なるかな。世に傳ふ、清正、家康の勸に因て、熊本に歸て後、其臣桑山式部を遣はし、毛利輝元に謂はしめて曰く、「聞説く、公三成を援くと、願くは大和を以て封せられよ、直に兵を督して東上し、關東勢に當らん、然らば則ち、初め内府に屬する所の東伐諸侯も、盡く我に歸するや疑なし。内府の存亡屈伸は、此の一舉にあり。請ふ幸に聽せ」と、式部大阪に到り、毛利秀元の士、沼田小左衛門に就て、以て輝元に達せしむ。輝

元曰く、「増田長盛已に郡山に治すれば、今更に之を動かし難し、但し、君もし、幼君の爲に勳功を樹てば、何の望か遂げざらんや、今日殊更に約せずとも、請ふ疾く來て議せよ」と、式部去るとき、小左衛門に耳語して曰く、「寡君從はじ、惜いかな、封を吝みて一將を遺つ」と、清正果して意を決し、使を馳せて、以て欸を家康に通す。家康悦びて書を與へ、(八月十二日か)肥後全州に封じ、西海を鎮撫せしむ。(藩翰譜・毛利傳記)と、然らば則ち、清正ますます陋なり。義を棄てて國を捨ふも、徒、一睡の夢に過ぎず。其子忠廣に至て、遂に浪浪の身となりぬ。其れ或は、天道の然らしむる所か。

古今稱して、義勇の士と稱する加藤清正にも、其の出所進退に就いて、疑ふべきものあり、怪むべきものあること斯の如し。そも疑ふもの非か、怪まるもの非か、而してまた古今稱して、佞奸なり、横邪なりと詈らるる石田三成にも、亦疑ふべき所なきにしもあらず。石田三成は、主家の社稷の、日に日に危急に陥るを見るに忍びず、事を謀ること密に、苟も敵をして知らしめず、彼の深謀遠慮にして、小事と雖も苟もせざる家康を欺き、遠く小山驛に誘き出し、其後に於て、悠然事を擧げ、其をして肝膽寒からしめ、其をして指を嚙ましめ、併も其の宿望の殆んど成らんとするに至りしは、豈に勝れたる器を擁するものにして、正義公道に依りて計りたる謀にあらずや、此の如きは決して佞奸横邪の小才を以て爲し得べき所にあらず。而して時未だ至らず、其黨に不義人を出だし、功を一貫に缺き、一敗地に塗れ、孺子をして名を成さしめ、空しく敵刀に斃れしが、事成らずして此に至るは、素より三成の覺悟せし所なるべければ、其の憾とする所は、唯、己が資望足らずして、忠義の爲に立てたる大謀の、已に成るに垂んとして敗れ、主家の亡を救ふ能はざりし

石田三成  
孤忠



今切關設  
置

のみかは、反つて其の禍難を大ならしめたるに在るべし。彼の中村や、堀尾や、福嶋・加藤・小早川等、豊臣氏親近の諸將は、偏に子孫の長久を希ひ、之が爲には節を二三にするも恥ぢざりしに、其の甲斐なくて、短きは一年若くは數年、長きも二三十年を出でずして、何れも其國亡び、其家絶えぬるが、三成は地下に在りて、之を見て何とか評しつらん。○此秋、遠州今切を關所とし、服部權太夫を命じて關守となし、與力十騎、同心四十人を添へて、其の番兵たらしむ。(三河記)

江馬與左  
衛門

一説、慶長五年、始めて荒井關を置き、江馬與左衛門をして、與力同心を具して、監守たらしめ、番所は、山崎村刑部左衛門の家を引き、船小屋の隣地に建てて、之に充つといふ。(遠江風土記傳・里人談)

江間加賀

今切關所は、家康が、慶長五庚子の年、始めて置き、江馬與右衛門をして守らしめし所なり。江門はもと今川の家臣にて、後紀州侯に屬す。與右衛門の父は、加賀守といひ、加賀守の兄を安藝守といひしが、今川家亡びて後、甲州の武田家に降参の志ありけるを、加賀守は家康に味方せむと欲しければ、兄弟争論して不和となり。遂に兄を討果したりと傳へらるれども、家康の岡崎より濱松の岩に入らんとし、引佐峠を越えし時、油田村等四ヶ村に、野伏の一撥起りければ、濱名先方衆等先驅して、井伊谷を越えしに、加賀守は其の嚮導たりしといふ。油田等四ヶ村は、其咎に因て、同年

油田村

重陽節を  
忌む

九月九日、村民悉く成敗せらる。されば此の村は、後世に至るまで、九月九日の節句を忌みて、他村の例に習はず、茱萸を挿さすといふ。關所は、東海道山崎村(關所の東)の、刑部右衛門の家を引き、假りに番所を城町に造りしが、城町は、今の關所の向側にありき。刑部右衛門の苗裔牛之助といふもの、今も山崎村に住居せりとぞ。(今切御關所記)

關ヶ原の戦は、徳川家康の勝に歸せしと雖も、世上未だ穩かならず、人心靜謐ならざれば、家康命じて、所所に番所を設け、往來の人を檢せしめしが、今切の關も亦其一なり。○十月一日、石田三成・小西行長・安國

三成梟せ  
らる

寺惠瓊等、京都四條に斬られ、三條磔に梟せらるといふ。

徳川の激しき波の現れて重き石田も名をや流さん

目の黒き人と呼ばれし三成も負目になれば赤目をぞつる

三成抱負

初め三成の捕へらるるや、本多上野介正純、命を受けて預かる。正純、一日三成を見て、問うて曰く、「太閤殿下薨去の後、大老奉行共和して靜謐を計り、共に幼君を助けて、其の成長を待つべきに、俄に事を起して此に及べるは、寔に思慮なきに似たり。抑も誰か此事の謀主たりし」と。三成曰く、「汝陪臣の身を以て、思を天下の安危に費すこと此に至る。洵に聞きしに勝る才略と謂ふべし。然れども、汝は、其一を知つて、未だ其二を知らず、尙ほ陪臣たるを免れざる所以か。但し、當時の大老奉行たる人人も、概ね皆な汝と見を同うせしものにして、唯、一日の安を貪りて、因循姑息を是れ事とし、未だ百年の大計を立つる者あらざりしなり。太閤薨去の後、未だ幾歳月を経ざるに、汝が主の勢は、日に月に盛大に赴き、幼君の力は、日に月に殺がるるにあらずや。若し此勢を以てせば、幼君未だ人と成るに及び給はずして、汝が主の勢力は、全く成りて根幹固く、枝葉だに抜くべからざるに至るべきも、之に反して幼君の御身は、全く組上の肉となつて、汝が主の厨に仕ふる庖丁の、料理刀のまにまに、汝が主の心を迎ふる晚餐の、その膳汁を賑はすに過ぎざるべし。我等、太閤の厚き恩遇を蒙る者は、今太閤の在さざるを以て、志を二つにはせず、常に幼君始終の安危を慮りて、曾て一日も忘るる能はざるなり。是を以て、一日も早く汝の主を討て、國家の爲に禍を除き、幼君を萬世までも、泰山の安きに置かんと欲し、身命を捨てて人を説きしに、世已に澆季に屬すと雖も、



道義は未だ地を掃はず、天下また、汝の主の如き忘恩者のみにはあらで、來り集つて、此の大團結を成し、此の一戦を擧げたるなり。然らば、此役の主謀は、深く問はずとも、此の治部一人たりと知るべし。汝其れ能く此旨を了して、汝が主に告げ、治部一人の首を刎ねて、其他を助くべし、家康をして、一旦の怒に乗じ、無辜を害せしむる勿れ。且つ汝、今斯く我が敗軍に歸したるを見ては、汝を始め世の愚なる輩は、或は以て、無謀の干戈を動かしたりと、爲すものもあらんかなれども、我黨の將士、能く幼君を思ひ、篤く約束を重んじ、務めて初志を守り、内應もせず臆しもせざること、浮田中納言・嶋津宰相・大谷刑部、さて又物の數にはあらねども、此の治部が如くんば、汝が主の家康を生擒せんこと、猶ほ今の我が如くならしめんも、敢て難き業にもあらざりしに」と、痛恨大息これを久うせり。暫くにして、三成また天を仰いで曰く、「畢竟これ天運至らず、我が薄命の致すところなり。敗ると雖も恥づるに足らざるか」と。

正純復た曰く、敵の虚實を察せず、遠く兵を濃州に出だし、反覆内應の將あるを見て、大に狼狽し、大谷刑部を敵に餒して顧みず、他將悉く逃去て、尙ほ且つ恥づるに足らずとし給ふか」と。三成曰く、「豫め反覆の徒を察する能はざりしは、洵に汝の言の如く、我が不明なり。我が最も悔ゆる所は、ただ此の不明に在り、然れども、人もあらんに太閤の近親に、此の變節廢徳の犬侍の出でんとは、誰か能く知らん。抑も汝もし西軍に在らば、汝よく我が爲に之を察したらんか、如何。併も汝いま我を以て、大谷を捨殺しにして遁れたりといふ、あはれ何の言ぞや、ああ汝も亦陪臣の小才、予子たる小人を免れざるか、之を稱して、井底の蛙大海を知らずといふ。汝は我等が走るを見て、命を惜むとなすか、以て幼君を思うて、再び時を待つ者と解す

る能はざりしか、何ぞ其心の小なるや、何ぞ其見の狭きや、汝は其の卑劣心を以て家康を助くるか、夫れ大谷は我等の心を知る者、決して我等を恨まざるべし。我聞く、「玉淵を窺はざる者は、驪龍の蟠る所を知らず、上邦を視ざる者は、英雄の躡む所を知らず」と、適に汝の謂なり。ああ我また汝と語るを欲せず」と、嚙して再び謂はざりき。

## 三成の心事

當時泉州界市に、宗庵といふ茶道の數寄者あり、三成の此道を好むに因て、常に屢、三成の邸に出入し、深く其の恩顧を蒙りければ、今度三成大事を起して、大垣城に據るを聞き、其の軍中の勞を慰めんと欲し、遙に大垣に至て見えんと請ふ。三成大に悦び召見て語るに、今昔の感、胸を突いて至り、盡くる所を知らざりしが、暫くにして、三成語を次ぎて曰く、「想ふに汝も亦記する所あらんか、三年の昔、太閤殿下他界の時、汝來て我邸に伺候し、我と夜食を相伴にせしことありき。時に給仕の小姓、銚子を携へて來て、酒を勧めしを、三成思はず飯椀を出したりけん、小姓怪みて、御酒にこそといひしに因り、始めて心付きて、盃に替へしことありき。當時は我自から、我が舉動の卒忽なるを悔い、宗庵如何に思ふらんと、心竊に汝が心に恥ぢたれども、今隠さず之を告げんか、其時は、全く我心を幼君の上に注ぎて、他を思ふ違なかりしなり。乃ち此の大事は、既に其頃より思立ちし事にて、決して一朝一夕の事にあらず、屈指すれば已に三年、行住・坐臥・飲食の間にも、心に掛からずといふことなかりしが、今に至て漸く其機熟し、汝への恥辱をも、纔に雪ぐを得べしと思へば、實に喜ばしき極みになん」と、尋で三成は、茶入一箇を取出だして曰く、「此は茶器肩衝是れ、嘗て汝に黄金三百枚を與へて、買ひ得たる唐物肩衝の茶入となす。爾來三成、朝夕愛翫して側を離さ



ずと雖も、今は之を汝に與へんと欲するなり。此戦に、三成もし討死することもあつて、斯る秘藏の重器の、共に焦土とならんも惜むべし、然れば汝今より持ち還て愛護し、我が討死を聞かば、此の茶入を以て茶を立て、朝夕我を供養し給はるべし。若又、三成天祐を蒙りて素志を成し、幼君一統の御代と成すを得たらん時は、再び價を倍して購ひ返すべし」と、因て茶入を取て與ふ。宗庵受けて、拜戴して曰く、「君一身を抛ちて此の義學を企て給ふ。天地神明争でか感激せざらん。既に諸國の大小名も、君の大義を賛げ給ふと聞けば、今度の合戦、御勝利に歸せんことは、素より疑ふべくはあらねども、暫く命に従て、天下平均の時を待ち奉るべし」と、茶入を懐にし、暇を請うて出でしが、これぞ終に永訣とはなりぬる。關ヶ原役後、徳川家康之を聞き、宗庵を召すことありしが、宗庵跡を晦まして應ぜず。後筑前に住し、黒田長政の爲に聞知せられ、終に此の茶器を贈れるが、長政また是を家康に献じたりといふ。

此等の事實に依て考ふれば、三成の心事も、概ね推量らるるものあるのみかは、當時の大小名、何れも闇愚にして道理を辨ぜず、悉く三成の口舌に迷はされたりとも思はれざるに、又三成智ありと雖も、僅に澤山十八萬六千石の城主なり、太閤の在時は兎もあれ角もあれ、其の薨後に於て、嶋津や、毛利や、宇喜多やの大諸侯等、悉く其威に壓され、頭を垂れ膝を屈し、心にもあらぬ要約に服したりとも見えす。然るに彼の如く、十二萬有餘の大小名、且つは將士の、縦ひ一二野心の族はありたりとも、互に相賛同し、十二萬心一致して疑はず、關東討つべしとしたるに依て推すも、又、天下の眼は、家康を以て、豊臣氏身中の蟲にあらざれば、豊臣家反噬の虎狼となし、又家康の檀志横暴を憎みたるの甚だ深かりしは、僅に澤山の一城主、石田三成の

史家の筆  
曲る

首唱を聞き、容易く應じて疑はざりしを見ても知るべきに、後世史家の、一言も此に及ばず、悉く三成を以て、肝智の小人として疑はざるは、そも何の故ぞ、若し時の勢を懼れて、言ふべきことも言ひ能はざりきといはば、何ぞ速に史筆を投じ、商家の店に坐して、金錢の出入にても記さざりけん。徒に董狐の筆を弄して、古今を論ずること精しからず、苟も勢の加はる所には、正邪曲直を顛倒して、自ら恥づるを知らざるは、豈に尾龍の極ならずや。由來曲學阿世の徒の、世道人心を害することの甚だしきは、已に人の知る所なれば、爰に多くは言はざるべく、且つ、關ヶ原役の成敗、石田三成の正邪は、我が嶽南の天地に關する所大ならざれば、多く言ふを欲せざれども、一は天下の大勢に關する大戦にもあり、一は成敗の迹を見て是非曲直を論ぜんとする者の、三成を評する言論に、往往信じ難きものあるを思ひ、聊かここに驚かしおくのみ。

一 高野山に、三成が藏めし一切經あり、經藏の額に、悲母菩提の爲に藏むる由見えしが、江州澤山城主石田治部少輔藤原三成とあり。

二 石田三成の女、後に遊女となりしが、遊ぶ者なかりき。(楓軒偶記)

三 石田三成は、石田判官平爲久が末葉なり。云云(武徳安民記)

田中清左  
衛門尉長  
世

四 石田三成を捕へたるは、田中清左衛門尉長世なりと、清見寺住職いふ。石塔一基、清見寺門前にあり、鐫に云、處山一秀居士 慶安二己丑年八月十五日、生國參州岡崎、爲<sup>テ</sup>仕官<sup>ニ</sup>住<sup>ス</sup>北之國、田中清左衛門尉長世云云。(東海道名所圖會)

清見寺

五 田中傳左衛門尉長名銅牌 清見寺佛殿にあり

五輪塔

清見寺門前にあり

事蹟



江戸幕府時代

銅牌 面に法名を刻し、裏に畧傳を記せり

父法名 江月慶西居士 慶長十五年十月廿五日

母 賀屋妙正禪尼 慶安元年五月七日

預修處山一秀居士 慶安二年八月十五日

たらちねや我名も空に清見寺此世の月に影を残して

裏面

慶西 俗名、田中傳左衛門尉長名、生國江州淺井郡之者也、美濃國關ヶ原合戦之時、生捕、石田治部

少輔三成、奉捧前太政大臣源朝臣家康公者也、六十餘歳而終。

妙正 生國尾州河内郡伊久爲羅郷者、服部氏也、八十六歳而終。

一秀 俗名、田中清左衛門尉長世、堂前石燈籠、並門外多寶石塔爲菩提造立焉、生國參州岡崎爲仕

官住越前國。

家忠日記追加云、田中兵部少輔長政、釣命を奉て尋搜るに、忽に求め出す、三成樵夫たる由をのぶるといへども、田中が兵士澤田庄左衛門が、三成を能見知たるのあひだ、則是を摘す、三成懷中に一尺二寸の刺刀を携る、是大閣秀吉のたまはるところの脇差なり。云云

家康の誓詞

斯くて家康は、西國諸侯の、和を求むるに任せて之を許し、自らも誓書を贈りて、人心を安じけるが、其の一例を毛利氏にとりて示さば、かくなり。

右誓紙（十月三日、吉川藏人頭廣家血判にて、福嶋左衛門大夫・黒田甲斐守に宛てたる起請文）を以御斷申上、達上聞候處、藏人心底如此上者、輝元御看免之御吟味可有御座候得共、向後對内府様表裏別心有間敷

之通、輝元よりも誓紙差上候にとの儀付而、藏人家來福富與右衛門と申者を輝元方へ差遣、御斷之誓紙相調させ差上候得者、則被聞召分、權現様より、輝元秀就父子御誓紙被成候、寫

敬白起請文前書事

一今度周防長門兩國進置事。

一御父子しんたい異儀有間鋪事。

一きよ説申掛者候はば可有糺明事。

右於僞申、ぼんでん帝釋、四だい天王、惣て日本國中六十餘州、大小之神祇、八幡大菩薩、富士、箱根、並三嶋大明神、天滿大自在天神、可被蒙御罰者也。

慶長五年十月十日

家康

此本書本家に可有御座候、左候而、藏人儀被召出、御目見被仰付、御脇差拜領仕難有仕合、御座候。云云（吉川家由緒書）

慶壽寺領

○十二日、志太郡大津郷領主沼間主膳正、先領主中村一氏の例に準じ、寺領を祥雲山慶壽寺に寄す。

志駄郡大津慶壽寺中、先年檢地時分、式部少輔得御意相除處、今以拙者令知行上者、高貳石九斗五升五合七夕、所下無相違令寄進者也、爲後日證文如件。

慶長五年拾月十二日

沼間主膳正 花押

慶壽寺御同宿中

事蹟

一一一



慶壽寺は、京都泉涌寺末にて、律宗なり。開山は南江照公大律師にて、文和元年十二月遷化したれば、其頃の開基なるべきか、慶壽寺殿今川範氏の菩提所なり。十八世象耳泉井和尚は、今川義元の次男にて、義成と號せり。後、泉涌寺六十九世に直し、又、奈良傳光寺を創めぬ。○十一月十九日、徳川家康は、關ヶ原役後、大坂西城に入りて天下の政務を處理せしが、此に至て大に功を論じ賞を行へり。其の駿・遠に國する諸將の、賞せられし者も亦少なからず。

- 一 出雲隱岐二國 雲州松江 堀尾帶刀吉晴 同 信濃守忠氏
- 一 伯耆國一圓 伯州米子 本領遠州濱松十一萬二千石 (恩榮錄) 中村一學忠一
- 一 土佐國一圓 土州高知 山内對馬守一豊 (恩榮錄)
- 一 丹波國福知山 有馬玄蕃頭豊氏 本領遠州横須賀三萬石 (恩榮錄)
- 一 遠江國久努 遠州前院 寺より移 松下右兵衛佐吉綱

一 萬六千石

本領遠州頭陀寺一萬石

(恩榮錄)

此時、結城參河守秀康は越前一ヶ國を、徳川薩摩守忠吉は、尾張一ヶ國を賞せらる。二人は、遠州に縁あれば、特に此に記す。○駿河國郡村に、木原彦七郎といふ者あり、世世工匠を以て職とす。此役、家康に隨て西上し、陣所の大工棟梁を命ぜられしが、役畢て後、其の勝利を祝して、彦七郎にも賞を頒ち、刀一口・手鎗一筋と、除地高七石とを與へて、苗字帶刀を許し、併せて、駿州山西の、大工棟梁をも免許せられけり。

一 駿州山西一圓細工所

同諸職可<sup>キ</sup>爲<sup>ス</sup>ニ支配<sup>ラ</sup>ニ者也。

慶長六年正月十一日

徳川家康 判

鈴木重好  
土佐を收む

○山内一豊の封ぜられし土佐國は、是まで長曾我部元親の領地なりしが、元親、關ヶ原役、西軍に屬せし罪に因て、追放せられたる後なれば、家康は井伊直政に命じ、城を請取つて一豊に渡さしむ。直政命を受くるや。家人鈴木石見守重好をして行かしむ。重好は遠州井伊谷の人なり。重好は船八艘を率ゐ、十月十七日大坂を發し、十九日土佐國に至り、元親の子右衛門太郎の據城、浦戸に船を入れんと欲し、磯近く漕寄せしに、忽ち一揆等群起し、弓銃を亂發すること少時に退く。鈴木重好之を見て、舳艫に燭を點じ、大呼して曰く、「徳川内府公の命の、傳ふべきものあり、各、船に乗じて近く來れ」と。暫くにして船の集るもの凡そ三百艘、重好命を傳ふること、晝五時より己刻に至て止む。首領等、命を聞き終つて曰く、「尙ほ議すべきことあり。兎まれ角まれ、船を節慶寺浦に入るべし」と、案内者を送れり。既にして、重好の船節慶寺浦に到り、陸に上れば、銃手九千餘人、弓鎗これに準じ、隊を整へ來つて、圍むこと數重、番兵を附するなど、



警衛頗る嚴なり。良久うして、一揆の頭領竹内惣左衛門等數人、相携へて重好の陣に至り、訴へて曰く、「敢て請ふ、土佐半國を右衛門太郎に與へよ、然らずんば、内府の命と雖も従ふ能はず、且つ右衛門太郎も、此城に在て去るを肯ぜざるべし」と、辭色共に厲し。重好徐に制して曰く、子等の請ふところ、内訛あらばいさ知らず、然らざる限りは、決して聽す能はず、我が使命中毫も之なければなり」と。重好も亦臆する所なく答ふ。竹内等また曰く、「然らば、一郡若くは數十邑なりとも、下賜せらるべき旨を公布せらるべし」と、抗議折衝すること數回、已に五十餘日を經過すれども、未だ決する能はず、重好以爲らく、「斯くては、歸する所あるべからず」と、遂に一策を按じ、長會我部の老臣、桑原彌次兵衛等十七人を誘ひて、己に服せしめ、十二月晦日、一揆を誘殺すること二百四十三人、首を船二艘に積み、大阪に送て直政の實檢に供しぬ。其後尋で、家康また令を傳へて曰く、「右衛門太郎の居城を收むるは論なし、速に土佐一國を處理して、對馬守に渡すべきなり」と、此に於て、重好大に力を得、毫も顧慮する所なく、國內を平定し、一揆の迹を絶ち、一豊に渡して歸る。家康深く重好の處理を賞し、本多佐渡守に命じ、重好の未だ土佐に在るに、感狀を贈らしむ。(雨夜のすさみ草) ○山内一豊の土佐に赴くや、遠州掛川宿の、法輪山圓滿寺の僧法道、及び其子法教等、みな一豊に従て土佐に移り、彼地に復た一寺を創め、同じく圓滿寺と號し、寺寶より本尊佛に至るまで、悉く携へ往きて住し、掛川の同寺には、次男の幼兒道智を止め住せしめぬ。又、佐野郡二藤村、日輪山真如寺の開山、在川謙昨和尚は、山内一豊の伯父なれば、一豊土佐に移て後、屢、使者を遣はして請せしめしが、竟に行かず。此寺に二十五石の寺料あるも、一豊の時、始めて寄進せしものといふ。人各、見る所

掛川の圓滿寺

二藤の眞如寺

一豊就封家康機智

を異にするは、素より免れざる所なれども、圓滿寺の法道と、眞如寺の謙昨とは、同じく僧にして、其の爲す所全く相反す、人は以て孰を賢とし、孰を愚とするか。(掛川志稿) ○山内一豊、土佐國入部の後、伏見或作三條又大坂に至り、家康に謁して、其恩を謝す。家康問うて曰く、「土佐國は、一年の租税、幾何ぞ」と。一豊曰く、十、本多正純側に侍し、急に一豊の肩を壓す。於是、一豊更に曰く、「凡そ二十萬二千六百石と算す」と。家康大に驚き曰く、「何ぞ其れ小なるや、昔者長會我部氏の富強に見、故大閤の彼家に成らせられし時、元親の之を饗せしことの、盛大なりしに因て考ふるも、一國の税額は、百萬石或作五十萬石を下らじと思ひたればこそ、海を渡るの不便を知りつつも、特に擇びて汝を封じたるに」と。一豊涙に咽びて感謝す。(藩翰譜・徳川實記・鳩巢小説) 家康、口頭を以て、一豊を百萬石に封じ、彼をして感恩に堪へざらしむ。其の人心を收攬するに巧なること、概ね此類なり。凡そ一國司の年給は、時代に因て同じからず、古代の國司年給は、山城國を以て推すに下の如し。

國守守護制の變遷

山城國公廩稻凡十五萬束、(凡五十束は春米五升也)守六分稻五萬束、介給四分稻三萬三千三百三十三束、椽給三分稻二萬五千束、目給二分稻一萬六千六百六十六束、史生給一分稻八千三百三十三束、(但史生三人合二萬九千九百九十九束)。

諸國これに准じて知るべしと雖も、國の大・小・上・下の別に因て、其の稻束に、差別あるは固よりにて、是は又令義解に依て明にするを得べし。義解に曰く、

田一町(長三十步廣十二步)稻米凡五百束也、十町則五千束、百町則五萬束也、然則國守之給地一百町也、



外位田八町(山城上國也)、上國之守從五位下、然則位田八町也、職分田二町二反。

故に若し、後世の法を以て、此制に比せば、其の變遷を知るに足らんか。凡そ國には、公田・公廩田・職田・位田・功田・口分田等の差あり、また、親王・大臣の封戸もありしが、封戸は、中世の庄園にして、國司の主權に屬せず、不輸の地なりしなり。賴朝守護を置き、地頭を補するに及び、古制一變したるを、其後天下大に亂れ、豪傑四方に割據し、武力に依りて、土地人民を爭奪し、弱肉強食の亂世となり、領主擅に、家人に領土を割與するに至りしが、此の關ヶ原役後は、其制大に改まり、將軍の命によりて、其の領土を得、家人の邑と雖と、妄りに與奪する能はずなりて、中世以後の風俗再變して、全く唐土封建の形とはなり畢ぬ。我が嶽南諸國の如き、悉く徳川氏の親族・家人の分領する所となり、諸侯ありと雖も、纔に數萬石の小諸侯たるに過ぎざりしが、併も其の封建の形たるに於ては、異なることなかりき。(鹽尻)○有馬豐氏の父則顯は、兵部卿法印に任ぜられ、故太閤の御相伴衆にして、又、御話衆とも稱せられしが、太閤薨じて後は、已に家康と親しかりし因に依り、益、深く親み、或は家康の爲に、大阪・伏見の館を守り、或は關ヶ原役に、東軍に屬して功ありければ、終に此の行賞に預かるを得たるなり。而して父法印も、亦有馬二萬石を得たるなり。

中村忠一

豐氏は、後に家康の養女と婚す。○中村忠一は、一氏の男にして、伯耆國に移るとき、年僅に十歳、家康、その亡父の依囑に報いしものといふ。此後、秀忠の前にて元服し、家號並に諱字を賜はり、並に叙爵ありて、松平伯耆守忠一と稱し、家康の養女を妻とせり。女は、松平因幡守康元の女にして、家康の外姪なり。然るに忠一、十五歳の年の暮、家老横田内膳が、常に諷諫の言を盡すを怒り、密に饗應に託して、米子城に

有馬豐氏

召し、自から刀を振て内膳を斬る。内膳斬られて走り出づるを、近藤善右衛門馳せ向て之を殺す。内膳の小童之を見て大に怒り、主の刀を抜て忠一に迫る。天野宗葉驚き至て之を隔てしが、たまたま安井清次郎・道家長右衛門來り救ひ、小童を殺しければ、忠一事なきを得たり。内膳の嫡子主馬助、父の殺さるるを聞き、父の城飯山に據て反す。忠一の家人之に應ずる者少なからず、忠一怒て兵を發して攻めしむ。此に於て、隣國大に騷擾せり。出雲・隱岐二國の國主、堀尾山城守吉晴、二國の兵を率ゐ、忠一を援け、飯山城を攻めしが、城兵死生を一にして防戦ひければ、寄手の討たる者數を知らず。柳生但馬守宗矩の弟に、五郎右衛門尉といふ者あり、姻戚に因て城中に在りしが、寄手の、其鋒に觸れて死する者のみにも、其數少なからざりきとぞ。然れども、柳生も終に藤井助兵衛に討たれ、城兵も殆んど悉く討死しければ、殘兵等火を城に放ち、腹を割き火中に投じて悉く死す。家康伏見に在て之を聞き、安井・近藤・天野・道家の四老臣を召し、悉に其由を質し、安井・天野・道家に自殺を命じ、獨り近藤のみを免じけり。初め近藤は、横田の討たるべきを聞き、密に忠一を諫めしが、忠一更に用ゐざりければ、復た竊に、幼主の反て、老剛の内膳に逆襲せられんを危み、長刀を携へて座側に忍び居て、終に内膳を斃すを得たることの明かとなりたれば、此の恩典ありしなりといふ。其後、忠一關東に至りしが、直ちに江戸に入るを得ず、品川宿に籠居すること數日、始めて免され、江戸に到り、召されて家康秀忠に謁するを得しが、幾もなく慶長十四年五月十一日死す。年二十、嗣子なく家絶ゆ。○十二月七日、濱松城主堀尾吉晴、其臣南條勘八に命じ、蒲村神明宮の禁令を設けしむ。

定



- 一 蒲神立の森并野に、牛馬放まじき事。
  - 一 松の葉並草にても、取間敷事。
  - 一 神立森の内、耕作の物、何にても置間敷事。
- 右之通、そむくものはあらば、其主をあらため置可申來候、若見かくし候ては、禰宜曲事たるべく候。己上。

慶長五年十二月七日

南條勘八

英蘭二國  
船遠州洋  
に難に遭  
ふ

○此月、英吉利船・阿蘭陀船各一艘、遠州洋に於て暴風に遭ひ、船將に覆らんとせしが、纔に難を免れて東走せり。然れども此船は、相州浦賀に到て遂に破壊せりといふ。先是、英吉利船一艘、肥前長崎港に入津せしことあり、船中に大鳥銃あり、又鎧もありしが、鎧は腰より上のみにして、其製我國の製と大に異なりと聞き、家康召して之を見、諸將にも示ししことありしを、此頃また此の二國人、各一大船に乗じ、泉州堺浦に入港せしが、英吉利人は能く船を操縦し、且つ能く水戦に習熟し、又能く劍を作り、其の勇悍、遠近諸國の畏怖する所となりければ、之ぞ所謂伊幾利須海賊なるものなりと、世上の喧傳甚だしく、遂に家康も江戸に在りて之を聞き、命を傳へて招致するに至りしかば、二船命を受けて長崎を發し、南海を廻りて江戸海に到らんと欲し、航して此に至り、偶此難に遭遇せしなりとぞ。

御朱印船

英船の加毘且をアンシと謂ひ、蘭船の加毘且をヤンヨウスといふ。二人、浦賀より陸路江戸に出で、家康に謁して通商を請ふ。家康その請を許し、交易の免許を與へしが、是より海外貿易の商人に制限を設け、印

英蘭二國  
通商の始

信を附し、稱して御朱印船といふ。船舶は九隻を限り、堺と長崎とを以て、輸出港に充つ。就中堺浦は、京都・大阪に便なる船泊場にして、南蠻船も、是より常に出入せしかば、銃工も多く此に住し、製銃の業も、いよ盛んに赴きぬ。銃工に芝辻といふ者あり、鐵製の大砲を鑄造し、港灣防禦の用に供せしといふ。加毘且二人は、已に通商の許可は得たれども、乗船破壊して、是に替ふべき大船なければ、歸國するに由なく、空しく江戸に滞留すること、八九年に及びぬ。因て家康は、之に扶持し居宅を與へ、時時引見して、異邦の事情を尋ねられけるが、其の宅址は今も存して、ヤヨウス河岸八重アンシ町安井と稱す。後、慶長十三年、阿蘭陀船平戸に到り、ヤンヨウス等の事を尋ぬる由報告しければ、家康また命じて江戸に送らしめんとせしに、松浦侯より、其の受取人を遣はしければ、英蘭二國の遭難者を悉く歸らしむ。然れどもヤンヨウスは、獨り自から請うて江戸に留れりとぞ。○茲年、東海道諸國に令して、諸橋梁を修せしめしが、其の殊に大なるものは、參州矢矧橋にして、其の長二百八間ありといふ。○遠州周智郡奥山郷、大井村の人片桐與兵衛、名を佐兵衛正之と改め、再び奥山に歸り、公門に住す。正之は片桐且元の弟にして、奥山部内片桐氏の祖となる。(遠江風土記傳) ○僧明玄、法榮山正蓮寺を創め、自から住す。寺は君澤郡南江間村に在り。(豆州志稿) ○遠州周智郡大鳥居村八幡宮に、金鼓を懸く、神主小澤主馬の献する所なり。(掛川志稿) ○秋葉寺中興の僧に、黃梅榮宿といふ者あり。中泉村連福寺の廢絶を惜み、濱松天林寺の僧巨峰を迎へて住持とし、以て舊規を復す。此寺は、大同二年僧空海の、二之宮に草庵を結び、自刻の彌陀佛を安置したるに起り、寺號を弘福密寺といひ、自作の厄除地藏尊の石佛をも据ゑたりといふ由緒あり。其後、保元元年、平重盛資

ヤヨウス  
アンシ

橋梁修繕

片桐氏

正蓮寺

大鳥居八  
幡宮

連福寺

空海遺跡



重盛遺跡  
を投じて、七堂伽藍を建立し、寺號を改めて連福寺と稱し、平家追福の道場とせしが、應仁亂後、兵燹に罹り、堂塔烏有に歸し、衰廢を極めしを、此に至てこの興隆を見たるなり。今も境内に、小松内大臣平重盛公之墓と刻する墓石の存するは、斯る由緒あるに由るとか。(寺傳)○去る九月十五日、寺園の禁條を賜はりたる蓮生寺は、後世は、移されて藤枝町本町にあれども、元來熊谷蓮生坊の由緒ある寺なれば、之に因める什寶を藏することも亦少なからず。

一 蓮生法師自作の木像、丈八寸七分、衣の裾幅一尺二寸、念珠を持ち、合掌せる座像なり。

一 蓮生法師自筆の名號、絹地に署名花押あり。

一 太刀、小次郎直家より、遺物として寄贈せるものと傳ふ。拵は破損したれども、身長二尺六寸九分、鞘首造一尺二寸程、上に太刀瑕あり、中身九寸四分餘あり。

此寺の開祖連順は、蓮生法師の、一向專修の法意に感じ、やがて剃髮したる者なれども、其子蓮因の時に至り、親鸞の法説を聞いて、深く歸依心を發し、遂に改宗したれば、親鸞の筆跡、並に古書畫數幅を藏し、又、家康の禁條をも藏せりといふ。

隻眼鰻

藤枝町に小川あり、一橋を架せるが、此川の上流、三里許の處に神祠あり、祠邊の溪川に生ずる鰻は、唯一隻眼を有するのみなるを、土人は此神の使者と稱し、怖れて食せずとなん。

傳聞く、武州熊谷驛蓮生山熊谷寺には、直實自筆の置狀といふもの一通あり、祕藏して寺寶とすと。

一 先祖相傳所領也、御判形七ツ、并保元元年以來、至建久年中、軍忠之御感狀二十通。

一 對<sub>シ</sub>君主<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>逆儀<sub>一</sub>、並<sub>ニ</sub>武道<sub>ヲ</sub>可<sub>レ</sub>專<sub>ス</sub>事。

一 上人御自筆御理書、並<sub>ニ</sub>迎樓曼陀羅、可<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>信心<sub>ヲ</sub>事。

右三ヶ條之外者、身器量<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>覺悟<sub>ス</sub>者也、仍置狀<sub>如</sub>件。

建久六年二月九日

蓮生判

江戸吉原  
五町の始  
庄司甚右  
衛門

遊女屋の  
營業狀態

○近頃、北條氏の浪人に、庄司甚右衛門といふ者あり、駿府に住して、旅店を業とすること已に數年、江戸城下の日に繁昌なるを聞き、一日同業二十五人を集め、議して曰く、「聞く、江戸城下近年の繁昌は、旭日の登るが如く、何業を營むとも、昌えざるものなしと、因て思ふに、我輩常に養ひ置ける、旅人の足洗水を率ゐて江戸に下り、一地方を占めて、共に遊女宿を營まば、必ず意外の奇利を得るならん、諸子以て如何となす」と。衆みな之を贊す。此に於て、二十五人の旅店主等、各、その婢女を率ゐて江戸に下りしが、城下近くの地は、譴責を受くる恐ありとて、今の荒井宿の海濱、出町の地を借り、此に假屋を營みて、業を創めける。今其の營業の狀を見るに、店頭には、幅三尺の、紺木綿を以て製したる、長暖簾を垂れ、其端に鈴を附し、以て客の來て暖簾を動かすときは、自から鳴て之を報するに供す。鈴聲一たび報を傳ふれば、遊女群り出でて之に接するを、客は意に従て選出し、携へて一室に入り、以て遊興を盡すなり。此町の入口に、大井神社といふ祠あり。神社境内の森林鬱蒼たるに、鈴聲を渡りて、客の夢を破ることも少なからざりしかば、遂に此地を稱して、鈴ヶ森といふに至りしとぞ。徳川家康、一日鷹を放ちて、品川邊に遊ぶことあり、此の海濱に床几を据え、尻を掛けて憩ひ、彼の遊女等に命じ、茶を出さしめ、また柄首の盃にて、酒をも飲み



て樂めりと傳へらるるが、其後、二十五人の店主等相議り、共に官に願ひて、京橋具足町の東、葦沼の汐入地の下賜を得、二十五人分離して五ヶ所に業を営み、何れも幾ならずして盛なる町となりき。然るに後又一所に集まりたるが、即ち今の吉原五町の始なりとぞ、然らば則ち吉原の開祖は、駿州人なり。(燕石十種)

一説、慶長十七年十二月中、庄司甚右衛門(元の名は甚内といひ、相州小田原の産也)といへる者、初めてこの大江戸に、三ツの條目を定めて、新たに遊女町を、一廓に取建む事を、おほやけにねき申ける。甚右衛門がこころざし、やさしときこしめされるにや、元和三年、葦屋町の下にて、二町四方の場所を給はりける。同四年十一月、家毎に建揃て、みなみな家業をはじめしかば、ことごとく繁昌しつ、さればいとよし原とぞ名付ける。もとより此地は、芳多く生茂りたる所を刈捨て、地形つき立し故に、芳原といへるを、後吉といふ文字の奇瑞なりとて、吉原と書替けるもいとめでたし。

其後、明暦二年、今のよし原へ替地被<sub>レ</sub>仰付、數多のこかねを添て給はりければ、同三年三月、この新吉原へと引移ける。

江戸町といへるは、元誓願寺前にすまひしける、遊女屋あまた引移りて、みなみな此大江戸出生の者多きゆゑに、かく御繁昌の地を祝して、名づくとなん。

同じく二丁目も、鎌倉河岸にすまひしける、遊女屋なり。

京町は、麴町に住ひしける遊女屋にて、多くは京都より引移りしものゆゑ、やがて京町とぞなづけける。

又この二丁目は、元和六年より、地ならしして、同七年三月、造り終れる町にして、京都より、この大江戸の御繁昌を、したひ來たりぬる、遊女屋にしあれば、三年が程おくれ、町並揃ける故に、里俗に、新町とぞいひならはしける。云云(花街漫録)

◇慶長六年正月七日、徳川家康、遠州榛原郡より、鷹を放ちて、中泉に至り宿す、榛原郡江留村に、池谷清右衛門といふ者あり、昔より、家康の寵を蒙り居る故にもあらんか、此日其宅に入り、晝の食膳に向へりしが、清右衛門は、此日、遠州のうちの代官を命ぜられしといふ。(駿河記)○此月徳川家康令を駿・遠・參三ヶ國に布き、傳馬員數を、大小に因て定め、馬借問屋を立てしむ。今遠州濱松驛を以て見るに、濱松驛は、是までの十王町を改めて、傳馬町と稱し、此の布令に依りて、傳馬の官用を勤むる所に充て、併せて其の定目、及び朱印をも下附せられたりき。

濱松傳馬町

御傳馬之定

- 一 三拾六疋、相定候事。
- 一 上は舞坂と、下は見付迄之事。
- 一 右之馬數壹疋分、居屋敷六拾坪づつ被<sub>レ</sub>下候事。
- 一 坪合貳千百六拾坪、居屋敷を以被<sub>レ</sub>引取<sub>レ</sub>事。
- 一 荷積ハ、壹駄<sub>ニ</sub>付、三拾貫目之外付申間敷候、其積りは、秤次第たるべき事。
- 右之條條相定上は、相違有間敷者也。

慶長六年

丑正月

伊奈備前守 印

彦坂小刑了 印

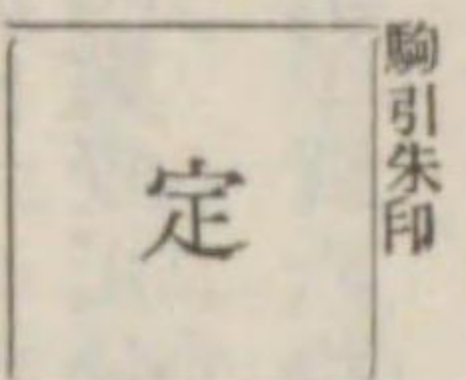
大久保十兵衛 印

事蹟



朱印は、紙の大き、竪一尺五分、横一尺五寸五分、印の大き、二寸二分半四方、印の内に駒引の圖あり。世に駒の御朱印と稱するものなり。

朱印の寫



此御朱印なくして、  
傳馬不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出<sub>ス</sub>者也、仍<sub>テ</sub>如<sub>レ</sub>件。

慶長六年

正月日

濱松

今之を、駿州藤枝に比するに、上下を嶋田丸子とする外、居屋敷七十坪宛、坪數貳千五百貳拾坪とあるを異なりとするのみ。又、之を沼津に比するに、沼津は、馬一疋居やしき卅坪宛とあり、又、吉原町のものを見れば、年月も書式も文面も同一なり。然れば、各驛大同小異あるものとして類推すべきか、而して濱松宿は、従前より地子免許の地なれば、此令を施行するに及んでも、地子に不足を生ずることなきゆゑ、改め

て、今度の制に因る地子は附與せられざりき。然れども朱印は、各驛同じく下附せられしものにて、其の勘合の役は、時の問屋助右衛門に命ぜられ、定め傳馬役は、傳馬町總戸數、三十二軒のものこれに任じ、間口二間・奥行四尺の間屋令所を構へ、五人組の者、隔日に五人づつ出勤して、記録を司り、肝煎二人これに加はり、合せて七人づつ、毎日出でて執務せしなり。然れば當時の諺にも、「宿屋七人駒の御朱印」といひしとか、此制一たび布かれて後は、海道通行の官用を帯びたる者は、悉く朱印傳馬をあらため、相違なきに於て、始めて通行を許されたるなり。(濱松宿御役町由來記)

昆陽漫錄云、豊臣秀次の朱印にてみれば、驛馬の價、京より西は一里十錢なり。奉使小録に 先年、相州より出だせる書にて見れば、關東は一里一錢とみえたり。この錢は、びた錢にてなく、精錢なるべし。その文左の如し。この書、年號なけれども、この印は北條の印といへば、天正の頃の書なるべし。

傳參正可<sub>レ</sub>出<sub>ス</sub>之、上州之鑄物師の下、可<sub>レ</sub>除<sub>ク</sub>ニ一里一錢<sub>一</sub>者也、仍<sub>テ</sub>如<sub>レ</sub>件。  
自<sub>ニ</sub>小田原<sub>一</sub>西上州迄  
宿中



コノ所ミヘカタシ

堀和伯書守 季之



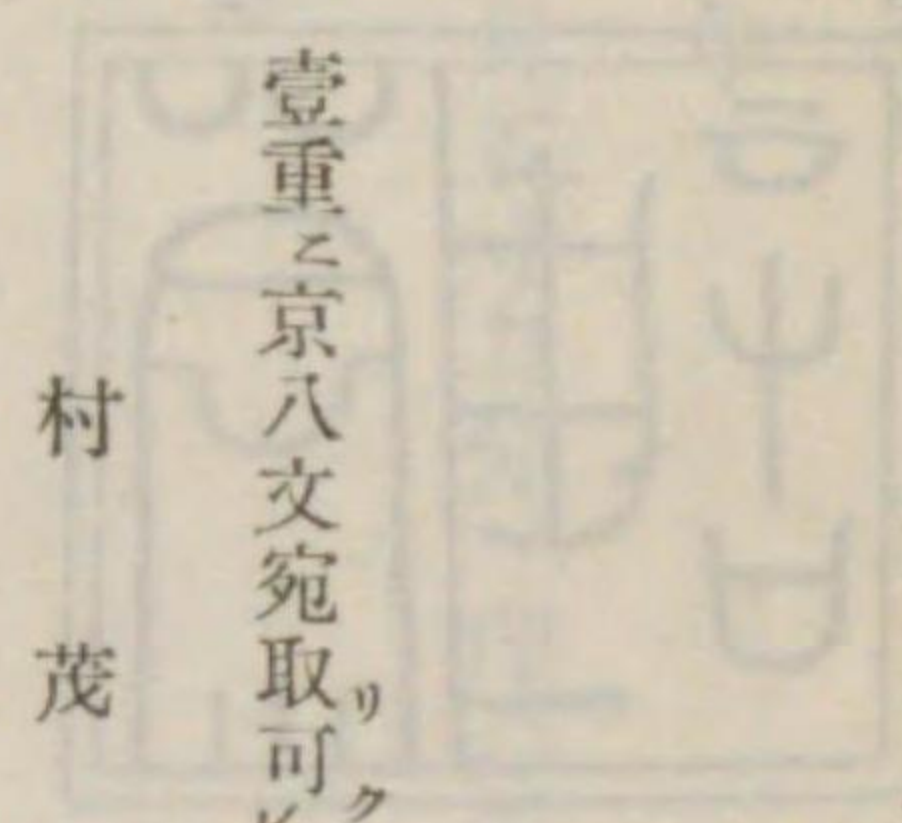
さて又、先年、三州藤川驛の間屋三右衛門が出せる書にてみれば、慶長の比、藤川邊は、驛馬一里京錢八文なり、その文左の如し。

以上

急度申越候、仍路次中人足壹人付、壹重<sub>ニ</sub>京八文宛取<sub>リ</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>ス</sub>候、但馬半分之積り也。

酉二月十六日

按ニコノ西ノ慶長二年ナルベシ



村茂介印

安帶刀印

成隼人印

井志摩印

本上野印

藤川

傳馬衆

駿遠の新  
城主

○二月六日、徳川家譜代の諸將二十四人、坂東の領地を轉じ、石高を増せられて、喜悅面に溢る。下田城主戸田忠次は、參州田原に移封せられ、渡邊半藏守綱も、驍勇の功を以て、遠州榛原郡と江州坂田郡とに於て、二千石を増せられしが、内千石を以て、徒同心三十人を扶持すべき旨を命ぜられしといふ。今、駿・遠二國の城地を受けたる者を擧ぐれば、概ね斯くあるべし。但し、松平忠政は去る正月、酒井忠利は來る三月三日、天野康景は來る十二月の移封なりと稱する者あれども、此には一括して列記すべし。

一遠州掛川 松平隱岐守定勝

二萬七千石一作三萬石 本領上總小南一萬三千石

一遠州濱松 松平左馬允忠頼

一遠州横須賀 本領美濃金山二萬五千石

一遠州六萬石 松平飛驒守忠政

一駿州沼津 本領上總久留里三萬石

一駿州二萬石 大久保治右衛門忠佐

一駿州田中 本領上總蒙原五千石

一駿州一萬石 酒井備後守忠利

一駿州駿府 本領武州川越三千石

一駿州三萬石或四萬石或五萬石又一萬石云々 内藤三左衛門信成

一駿州興國寺 本領豆州葦山一萬石

一駿州一萬石 天野三郎兵衛康景

一參州田原 本領五千石

一參州戸田三郎右衛門忠次

事蹟



此等諸將の新領土に就くや、皆な加増の恩典ありたれども、其高は、各、差ありて同一にはあらずき。  
(關ヶ原始末記)

慶長六年、信成を駿河國府中に改封して、食四此城山廢す。又、下田城主戸田尊次を三河國田原に改封し、食一下田城遂に廢す。(諸國廢城考)

井伊直政  
佐和山に  
封せらる

井伊兵部少輔直政も、同じく加増あり。(藩翰譜) 江州佐和山十八萬石に封せられしが、直政、其の領土の狭小を怨みて服せず、諸將の交も慰諭するに及び、始めて封に就きぬ。初め石田三成の事を起すや、徳川家康、特に直政を召して曰く、「今度の戦は、天下の一大事なり。汝それ我が爲に、粉骨碎身して戦へ、若し勝利を得るに於ては、石田が領地なる、近江百萬石を以て汝を封すべし」と、即ち持する所の麾扇を與ふ。直政大に悦び、諸將に先じて西上し、岐阜・赤坂等の諸城を攻落しけり。尋で家康到り、關ヶ原の戦となるや、家康また、其子忠吉を直政に託して曰く、「汝能く此兒を助けて、天晴高名を擧げしめよ」と。忠吉は下野守と稱し、家康の季子にして、寵愛最も深かりけるが、元服の時も、直政加冠したれば、此役にも之を託したるなり。因て直政は、戦の初より忠吉を誘ひけるが、戦中、福嶋正則が先陣なるをも顧みず、直ちに之を押し抜きて進まんとせしに、福嶋勢之を見て大に怒り、通さじと競ひ立てるを、直政屈せず、忠吉公の先進せらるるに、何の異議かあるとて、強ひて前進して、薩摩勢と伊吹山北に相遭ひしこともありき。

松平忠吉

松平下野守忠吉公は、豫て先掛の御志深く御座候間、御旗本より拔懸被成、御先へ御備へ被成候處、井伊兵部少輔

參り、御人數をば本陣に備へさせ、兵部に相具し、御一所に御先へ御越被成候時、兩家老小笠原・富永申すは、「是は抑何事にて、御人數を捨置き、御一人御先へは被成<sup>カ</sup>御座候ぞ」と、荒らかに申上候。井伊兵部返答に、各々の様なる能き家老を御持被成は、箇様の時の爲なり。御人數をば、皆皆御預被成候間、能く能く下知可仕候。忠吉は初ての御合戦なれば、先手の敵合の烈しき體を、合戦の始まる時分に卒と御見物被成、後學可被成と御望の間、御同道仕と申して御供申、敵味方の様子、未だ互に備合て有しを見せ奉る迄、味方の先へ御供す。味方の御先は、福嶋が陣にて、未だ見合て、合戦只今始めんとする處へ、忠吉兵部少輔乗り來り給ふ、福嶋が使番、小田原衆大道寺内藏助と云者はを見て、何者なれば、人の役所前へ乘來る事狼藉なり、通す間敷と申す。兵部少輔近く寄り、井伊兵部少輔にて候、若き人に、敵合を御見物させ申候間、御堪忍候て可給と答候間、扱は不苦由。云云(慶長見聞記)

忠吉は、直ちに薩摩勢を衝かんとせしを、從者馬の口に取付きて放たざれば、忠吉ますます焦つて鎧踏張り、馬を蹴人を蹴て、鞍上に躍る。從者堪へがたく如何せん、井伊兵部に問へば、兵部曰く、「武士の子を、痛く庇護して何にかする、速に放て自由に任せよ、若し討死すとも其分なり」と、從者鎧を放てば、蕪地に駆けて敵陣に入り、縦横に難立て難立て、忽に激戦となりければ、直政之を援けて奮戦し、遂に大に敵を破て追却し、三成の佐和山城をも陥れたり。忠吉を、後に薩摩守と稱するは、此功を記するなり。忠吉は、直政の女婿にして、時に年廿一なりきとぞ。

近藤秀用

關ヶ原の戦、忠吉大功を奏せられたれども、一時は敵に圍まれて、危く見えけるを、近藤秀用側より援け戦ひて敵を拂ひ、忠吉をして徐に歸陣せしむ。忠吉その功を賞し、左文字の陣刀一口を與へしが、此刀は、白柄にて金銀を鏤め、短冊形を畫きたる赤鞘にして、刀身に、接戦の痕ある名刀なりきといふ。(近藤系圖)



然れども忠吉は、此時疵を蒙り、直政も河上久右衛門に銃撃せられて、重傷を負ひぬ。

井伊直政  
負傷

於ニ關ヶ原表、鳴津兵庫頭、合戦色悪敷所に、一手の總頭阿多長壽院と申す者、兵庫頭身に立ち、踏止り戦ふ内に、兵庫頭手勢百四五十騎にて、救田川邊へ落行く、長壽院於ニ其場遂討死候、兵庫頭は、蘆毛馬に乗り、百四十騎の者共取抱て退候、異風筒二挺在レ之、鐵砲を首に懸け、一人跡に留り放てば、一人は人数の内へ入て薬込をして、一人宛互に替りて打候也。鳴津落退くを、直政公御覽ありて、あれは敵かと被レ仰、早川彌惣左衛門、敵にて御座候由申上ぐる、あの蘆毛馬に乗ツたる敵をば、我討取るぞと被レ仰、御一人御乗出被レ遊候、鳴津内禪宗出家に、玄當法師武者、小手分の頭なるが、川上久右衛門と申者に下知して、鐵砲を七八間にて打たせ申候、直政公右の御腕を打申候、御馬上に被レ爲レ持御鎗を、御落し被レ遊候處に、大久保將監、御鎗を奉レ取持申候、從ニ御馬ニ被レ爲レ落候處を、朝比奈藤右衛門・齋藤半兵衛奉レ抱、近邊に明屋有レ之に依て御供仕候、血留持候衆無レ之故、影敷御血を被レ爲レ引候、御氣分も腕と無ニ御座候處へ、三浦與右衛門参り、御氣付黒燒藥を上る。則被レ爲ニ御氣付、御目を被レ明、敵は何と致すぞと御意に候、不レ殘落行候由申上る處、敵を御討留不レ被レ遊、御口惜と被レ仰候、然る處、去人申候は、今少し計氣付上げ候由申候へば、御氣は失ひ不レ被レ遊候由被レ仰、御口の御藥を御吐捨被レ遊候、與右衛門申上候は、御氣付にては無ニ御座候、御血留藥なるよし申上候へば、血留ならば可レ被レ召上とて、重ねて御用を被レ遊候。(井伊直政一代書留)

今日軍入亂れ、鳴津兵庫馬に乗り、歩立の者二百計り、兵庫を真中にして過ぎしを、井伊兵部見掛け、是非兵庫頭と組候はんと、乗り廻り乗り廻り仕ける時、五間計り脇にも、鐵砲にてれらひ候を見懸け候へ共、折を得てと思ひ候内に、鐵砲に當り、兵庫頭を遁し候と、兵部語り被レ申候、兵部を打候者、鳴津内の者と、岡本半助は名を慥に覺え語り申候、二つ玉にて打申候由。(慶長年中卜齋記)

松平下野  
守

爰に松平下野守、争レ先亂れ入り、きり戦候て、數ヶ所之被レ御紙ニ玉ふ。御若年御身にて、東國西國兩陣之膚を合せ、組討の御高名、天下分目之御合戦に、都鄙の御名譽、當家の眉目、可レ爲ニ後胤之龜鑑儀に候也。井伊兵部少輔御伴申し、諸共に切てかかり相戦て被レ疵、無ニ比類之働也。(太田和泉守牛一記録)

戦果てて後、忠吉白布を以て肘をつつみ襟にかけ、入て家康に見ゆ。家康之を見て曰く、「汝手負ひたるか」と、曰く、「然り、然れども甚だ薄手なり」と、直政も亦鞞に手をかけ、忠吉に附そひ、出でて家康に謁し、禮をのべ且つ戦況をのべしきりに忠吉の功を稱して曰く、「俊鷹の子は雖も亦俊なり」と。家康曰く、「否とよ、上手なる鷹匠のししあて巧なるに因るなり。且つ、汝の疵は如何に」と、聽て懸硯を呼び取り、膏藥を取だし、自ら其の疵口に貼附せらる。君臣相親むこと此の如くなれども、今論功行賞に及び、僅に佐和山十八萬石に封ぜられては、直政も服する能はず、敢て前約を持して動かざり。

初め家康賞を行ふに臨み、直政に謂うて曰く、「去年の役は、洵に我家安危の分るる處なりしに、汝先鋒に將として、大なる勝利を得たるは、開國の元勳と謂ふべし、因て今、敵將三成の居城佐和山を與へ、十八萬石を食ましめ、從四位下に奏叙し、侍從故の如くならん。但し佐和山は、洛陽の藩屏なれども、要害の地にあらず、宜しく彦根の金龜山に移るべし」と、蓋し家康は、心に、西國・中國の質を、此に移さんとしたるなり。然るに、直政命に服せざること此の如くなれば、家康爲す所を知らず、遂に秀忠に命じて説かしむ。

一國政宗

政嘗て、御秘藏の御器一國正宗を見て曰く、「凡そ武士たる者は、六根のうち一を缺くとも、働き難きものな



れども、耳のみは外耳なくとも聞ゆべし、唯、容貌醜きのみなり。故に若し我が外耳を以て、一國政宗を得べくんば、我は寧ろ醜を忍びて政宗に換ふべきなり」と。之を言ふこと嘗、一再のみにはあらざりき。因て思ふに、直政も約の如く一國を得んと欲し、殿も亦一國を與へん約を破らじとし給はば、御秘藏にはあれども、彼の一國政宗を下賜はば、直政も我意を屈すべきか」と。家康曰く、「直政の心量りがたけれども、しばらく試むべきなり」と。大久保彦左衛門に命じて説かしむ。彦左衛門即ち直政を見、細さに家康の意を傳へて、反復説勸むること最も切なりしが、直政毫も従ふ色なく、終に門を鎖して、出仕をもせざりけり。近侍の士等、之を見て大に憂ひ、交も直政を説て曰く、「先に伊奈圖書の事に因て、福嶋正則の怨みて出仕せざりしを、貴君の調停せられしは、疇昔の事なれば、尙ほ能く記憶し給ふらん、正則の出仕せざるを見て、直ちに野心を挾むとするは、道理にあらずとて主君を諫め、圖書を自殺せしめて、正則の憤怨を和め給ひしは、素より他人の企及ぶべき忠節にあらず、其の忠節の身を以て、自から正則の繫に習ひ給ふは、果して平生に反し給はざるか、たとひ出仕し給はずとも、不忠節とは認めず、唯、幼時より養育せられて、膝下に侍せられし君臣の親睦に任せ、些少の要求をせらるるに過ぎずとより外、我等は、聊か揣摩臆測せざれども云々と、半ば戯言を交へて、慰め且つ勸めたれども、直政はいつかな聴くべき色も見えざりき。

永井右近大夫直勝、亦之を聞き、大に憂ひて曰く、「いとあるまじき事なり」と、因て直に直政を見、諫めて曰く、「子は徳川氏の功臣といふ中にも一二の選にあたる身をもつて、斯く人並み並みに、祿を貪り給ふこそ、先づ第一に怪しけれ。速に御加増の折紙を、拜領せらるべきなり」と、言未だ終らざるに、直政早くも

永井直勝  
切に直政  
を諫む

辭色を厲しくし、叱して曰く、「永井、こは汝等の能く知る所にあらず、さまで忠節もなき、與力一偏の大名等には、惜氣もなく大國大領を賜はりながら、我我が參州以來粉骨の功をば、毫も顧み給ふことなし。此の甲斐もなき無益の奉公を、尙ほ恨むまじき事か」と、怒髮冠あらば衝きぬべく、聲あららかに毫も屈する色なし。直勝は殊更に言を和げ、徐に語をつぎて曰く、「是れ今日、直政とある者の言としも覺えず。能く思うても見給へ、子や、我我の如き御譜代の輩は、如何に召仕はるとも、毫末恨み奉るべきにあらずれども、他は即ち然らず。今度應援せられたる諸大名は、皆な他家外様の族にて、専ら恩祿に依つて、一家を興したる人人なれば、去就は彼等の心の儘なり。而して彼等の援助微りせば、たとひ御旗本勢鬼神の勇ありとも、今度の一戦に、捷利を得んことは、豫め期すべからざるにあらずや。然れば、諸國の大名は公界にして、子や我我は私祿なり。殊に子の如きは、人數を多く預り給へば、昔を今に比して、上恩淺しとは謂ふべからず。子今、數多の人數を預けられたればこそ、功の多少をも云云するを得らるるなれ。若し他の將と一つなみに、人數をも預けられて、今の御身の如くならずば、縦令と、子樊噲を欺くの勇ありとも、復能く何をか爲さん」と。直政之を聞いて益、怒り、憤然聲を張て曰く、「右近、汝は、汝の類を以て、兵部を視るか」と、益、怒り罵りて勢當るべからず。直勝平然たり、冷然たり、聽て嘲笑して曰く、「愚なるかな直政、此の右近を以て、素より子に如かざる者とするか、右近驚なりと雖も、若し子の如き人數を附し給はば、などか子が輩の下風に立たんや、徒、小身なればこそ、戦に臨みても、意の如くならざるのみ。思はざりき、子の常理に暗きこと、此に至らんとは、今にして思へば、年來親しく交りしこそ遺憾なれ。既往は悔ゆとも及ばじ、請ふ



自今以後、堅く交を絶ち、言語も交さじ、往來もせじと、直ちに起つて辭去せり。

直勝去て後、直政獨り坐して近侍も召さず、手を拱き頭を垂れ、沈思すること良久しうして以謂らく、「あ  
あ吾過てり。あゝ吾過てり。直勝の言洵に理なり」と。直政已に己が非を覺りては、少時も席に安ずる能は  
ず。此時本多忠勝も、勢州桑名十萬石に封ぜられしに歎望し、同じく怏怏として、出仕もせであるを知りけ  
れば、往いて其邸を訪ひ、親しく之を説て、共に俱に家康に見え、一向前非を陳謝して、命の如く所領を拜  
せんと請ひければ、家康も悦で之を許し、復た咎むる所なく、尋で忠吉をして、直政の女を娶らしむ。

凡そ主將の、武家に與ふる領邑は、皆な兵賦・軍役の要に供せんが爲なれば、たとひ大名なりとも、恣に驕奢に費す  
べきものにあらすと聞えしが、豐太郎の、丹羽長重に與へし證文はまさに之を證するに足るべきか。

加州能美郡内、羽柴久太郎分、村上周防守、合八萬五千四百五十石、井松任方四萬石、都合十二萬五千四百五十石  
事、相<sub>ミ</sub>添<sub>目</sub>ニ錄別紙<sub>令</sub>扶助<sub>一</sub>畢。但此内一萬七千四百五十石無役、残り十一萬八千石、軍役可<sub>ニ</sub>相勤<sub>一</sub>者也。

慶長三卯月十四日

秀吉

羽柴小松宰相殿へ

(目錄巻)

然るに江戸時代、治世相續くに及では、此法自ら亂れて、大名は暫く措き、家臣に至ても、譜代者はさて置き、年季者  
だに置かず、皆な日雇者にて、糊塗したりとぞ。

直政已に命を拜するや、直ちに永井直勝の邸に至り、謝して曰く、「子は眞の朋友なり。前言は我が深く恥づ  
る所なれば、幸に寛容して、舊に倍して親睦なれ」と。因て文琳の茶入を出し、薦めて曰く、是は此れ、我  
家第一祕藏の器にして、命に替へて思ふ所なれども、今これを子に呈し、聊か以て、今度の厚義を謝する

印にせんとするなり」と。直勝曰く、「倍舊の親交は、我より請ふ所なれども、文琳は天下の重器なり、輒く  
は受けがたし」と、再三辭して受けず、然れども、直政強ひて聽かざれば、直勝喜んで之を受けしに、直政  
また大に悦ぶ。而して文琳は、是より長く永井家の寶となりぬ。(武野燭談)

秀忠直政  
不和

秀忠・直政、不和の根元を索むるに、先に秀忠の信州上田城に、眞田安房守を攻むるや、東海道勢に先だつて、師を  
發したるにも拘はらず、久しく抜くこと能はず、家康濱松に在りて之を見、更に直政を遣はし、後詰せしめて後、漸く  
勝を得しかば、直政密に誘て曰く、諺に「鷹よく鷹を産す」といへども、秀忠公は「鷹の産みたる鷹なり」と。秀忠聞  
て之を含む。是れ其の不和の元なり。されば秀忠は、關ヶ原の戦終て後、廿一日始めて大津の營に至りけるが、家康、  
其期を愆り、事に及ばざるを懼り、病に託して見ず、秀忠涙を擲て出づ。康政・正信・忠隣・忠利等、秀忠に従ふ者等ま  
た皆な入て謁す。家康見ず、井伊直政に命じて辭せしむ。直政出でて命を傳へ、且つ曰く、「世子逗留して重事に違は  
す、諸君も亦當に其責を分つべし」と諸將みな畏懼り、答へずして退く。時に井伊・本多・榊原を稱して、徳川家の三傑  
となす。而して直政威權最も隆なり。而して直政心に忠吉を右く。酒井忠利これを見て、甚だ不平なり。因て獨り特に  
留り、直政に謂うて曰く、「世子の期に後れしには、自ら曲折あり、主君必ずしも深くは尤め給はじ、然るに今子妄りに  
詬罵して措かず、何ぞ少しは世子の地を爲さざる」と、直政曰く、「我、世子の、唾を天下に賄すを惜む、憤慨の深き言  
はざる能はず」と、忠利勃然色を變じて曰く、「たとひ世子過ありて、驢を主君に失ふとも、百方調護するは、子の職の  
み。然るに、今行陣中に罵言して、其尊に乘するは、獨り何の心ぞや、猶ほ餘言あるか、吾意已に決す」と、劔を撫し  
て進む。座中驚き起て救ひ、事わづに罷むを得(實録・逸史)たる、こともありしばかりなり。斯れば直政は、封に就て  
後も、城を礪山に築き、天下を取て忠吉へ増引出物にせんと、礪山明神に祈願したりとさへ傳へらるるなり。

井伊直孝

世に傳ふ、直政已に命を拜し、封に佐和山に就くや、始めて直孝母子を召して之を見、黄金の磨を與へて、

事蹟

一四五



共に携へ往けりと。(井伊家傳記・井伊家系圖)

井伊直政  
質素

明良洪範云、井伊家、彦根へ初めて入部せられしとき、諸事儉約を第一とせられ、直政自身より、木綿衣服を用ゐ、家老をはじめ大身なるものへ、手づから木綿の布子羽織などをあたへられしゆゑ、美服を着するものら、大に恥かしがりしとなり。その後、城の堀をひろげ、百垣をつき直し申さるとき、若侍どもへは、別して麗相なる衣類を着用いたし候へと申渡されけるとぞ、とかく法度を用ゐずして、美服を着するもの多かりしかば、目附のものに申付られ、見附け次第、何ともいはず、不意に堀の泥をぬりつけしめ候よし。駿府翁物語云、「大名以下の諸侍、若殿原の美服を着し、駕籠乗物にて往來するは、公家の流のやうにて、弱く相見ゆ。年五十よりうちにては、絹・袖・麻・木綿等の地太なるを着し、素足にわらんじ、馬上或は歩行にて往來するは、勇勇しく見ゆ」と御意ありしよし、又、續功物語云、家康公、駿府に御座なされ候時分、御小姓、分限不相應に、目立候小袖着用候人これあり、ことのほか御しかりあそばされ、御近習のうちにかよふの儀あらば、外様までうつり候て、奢侈やうになるものとの上意にて、かの人閉門おほせつけられ候由と、然らば井伊氏の儉素も、家康の心に基づくものか、創業の際には、斯く君臣一致の美談は多くあるものにして、此の一致ありて創業の功も成就するものならし。

須之木澤村  
渡邊八右衛門  
八右衛門街道

世に傳ふ、井伊直政彦根に封ぜられし時、遠州須之木澤村の人、渡邊昌遠といふ者、其の長子昌常と共に隨ひ行き、邸を觀音筋に賜ひ、世世其の藩士に列せらる。而して須之木澤の家は、次子昌信相續して八右衛門と稱せしが、父祖の功により、庄屋役を世襲して、威望一村を壓したり。當時、濱松より須之木澤に至る、道程三里八丁の山路を、八右衛門街道と呼びたる一事に就ても、其の勢力の大なりしを見るべし。嘗て徳川家康、味方原の戦に敗れて、須之木澤に至ることあり。偶、昌遠に會ひ、隠匿の處を求む。昌遠因て之を荊草の中に忍ばしめ、巧に武田勢を欺き還らしめしことあり、今窪里と稱する地は、家康の隠れたる事蹟に因める名といふ。昌遠は、此時、康繼の刀と、祿三百石とを賜はりしが、其後、天正元年、參州一向宗の亂にも、命を受けて赴き討じ、同四年、天龍川原に於ける、武田勢との戦にも

酒井忠利  
秀忠を保護す

加はりて、何れも功名少なからざりしかば、家康その功を賞し、百石を増し、命じて井伊直政に屬せしめらる。關ヶ原戦にも、拔群の功をあらはししかば、遂に直政が十七功臣の一に數へられしとぞ。(須之木澤口碑)

内藤信成  
の系

○酒井忠利は、雅樂助正親が二男なり。去年の役、世子秀忠に従て、中仙道を上り、眞田昌幸の爲に拒まれ、期に後れしかば、家康怒て秀忠を見ず、忠利之を憂ひ、榊原康政・大久保忠隣と共に、謁見を請ひ以て辯疏せんとす。家康怒未だ解けず、井伊直政をして、之を謝絶せしむ。直政時に颺言して曰く、「儲君、事に及ばず、公等また罪なきを得ず」と、諸將惶恐して退く。忠利獨り留り、直政に謂て曰く、「儲君の期に後れしは、上田を攻めし故なり。且つ岐蘇の道の險阻なるは、世人の洽く知る所なれば、主君必ずしも深く尤め給ふまじ、然るを、子獨り、何ぞ遽に其の過失を上げて即ち然る」。直政曰く、「吾深く儲君の爲に歎惜す。即ち言はずんばあるべからざるなり」と。忠利色を作し、膝を進めて曰く、「假令儲君驩を主公に失ふとも、子は勳舊の重臣なり、一言の救解なかるべからず、然るを反て衆人廣坐の中に在り、颺言して其過を咎むるは、果して何の心ぞや」と、刀を叩て逼り近づく。座に在る者駭き救うて、事纔に止むを得しが、衆之を見て、皆な其の忠誠を稱し、家康も傳へ聞て、之を壯とせりといふ。忠利、後内に入て、家康に説く所あり。父子舊の如くなりしが、此に至て田中に封ぜらる。○内藤信成は、家康の父、廣忠の庶子なり。廣忠妾の懷妊するを出だし、嶋田景信に與へしが、三月を過ぎて信成を産せり。時に内藤彌次右衛門清長といふ者あり、能く其實を知り、襁褓の内より迎へ取り、養て子とせしが、年十三に及び、始めて家康に見えしむ。家康未だ松平信康と稱する頃なりしが、己の名字一字を與へ、三左衛門信成と呼ばしめ、常に膝下に近侍せしむ。



伊豆國の  
治政  
三嶋代官

此に至て、葦山より轉じて駿府に移り、安倍・有渡・庵原三郡の内に就き、四萬石を賜はれり。(藩翰譜) 信成  
葦山を去て後、伊豆は、三嶋代官の所管となりしが、其後、代官の交替頻頻相繼ぎ、數十年を経過する間に、  
漸次分割せられて、二三諸侯の所領と、數十旗本との采地となり、一村落にして領主を異にし、或は數家の  
地頭を戴く等、頗る錯亂を極め、幕領僅に一萬石餘を残すに至りぬ、然るに寶永以後、代官江川氏悉く伊豆  
を統べ、終には大島・八丈島等の、諸島をも兼攝するに及び、代官職も江川氏の世襲となり、復た交替を見  
ざるに至れり。(豆州志稿)

嶽南地方  
不一致の  
原因

一村落にして、數領主に分割せられしは、獨り伊豆國のみにあらず、駿・遠の二國も、到る所に是あるを見るなり。  
思ふに嶽南の地、今尙ほ人情風俗を異にし、協同一致の精神に缺くる所あるは、此に是れ職由するか。

天野康景  
の系

○天野康景は、天野藤内遠景の裔、參河の人、天野甚右衛門尉の男なり。去年の役、關東に留り、此に至て、  
興國寺に移り、駿河郡にて二十三ヶ村七千二十石八斗、富士郡須津庄にて七ヶ村二千九百六十石二斗餘、合  
せて一萬石城附領とし、別に二萬石を、永く預りとすべき旨の朱印を與へらる。興國寺城は、一に杜若城と  
稱し、又久窪城ともいふ。(家譜) ○大久保治右衛門忠佐は、忠世の弟なり。家康この時、忠佐を召し、年來  
の勳功を賞し、二萬石の加恩ありて、沼津を預けらる。時に渡邊忠右衛門守綱、次室に在り、之を見て嘗て  
曰く、「治右衛門は幸運兒なるかな、武功ありとて、恩賞を賜はりしぞ、嘗ては我に遭て、糞尿を漏したる  
を」と、聞えよかしに聲高に呼びければ、家康仄かに聞き、治右衛門に謂て曰く、「在昔一向の亂に、彼等兄  
弟、宗門を助けて我に抗し、弓二張に銃鎗を合せて七人、汝に向ひし時、汝は、互角の勝負ならば、太刀打

興國寺  
杜若城

大久保忠  
佐の系  
渡邊守綱

松平忠賴  
の系

もすべかりしを、益なき多數の敵に對て、徒死はせじ」と言て退きしが、吾尙ほ記憶せり。量るに彼は、今  
その事をいふなるべきか、斯る狂者をば、捨てて顧みざるこそ善けれ」と慰めつつ、又別に守綱をも、咎む  
る所はなかりきとぞ。(徳川實記) ○松平忠賴は、與二郎忠吉の二男にして、忠吉の兄、與一郎忠正の死後、  
家康の命に依りて兄妻を迎へ、忠賴と、兄伊豆守信吉とを設けしが、此の兄妻は、家康の異父同母妹にして、  
後に、保科の妻となりしものなれば、家康には外甥たるなり。○松平忠政は、榊原康政の嫡子にして、母は  
大須賀康高の女なるに因て、終に康高の世嗣となりしものなり。去年の役、結城秀康に従ひ、軍奉行とな  
り、宇都宮城に留りたれば、關ヶ原の戦には預らず。○松平定勝、封に掛川に就くや、肴町に、魚類賣買の  
特許を與へ、其利を専らにせしむ。肴町は、榛原郡川崎の海より出づるものを受けて、其資とするなり。  
(掛川志稿) ○十四日、先是、伊奈備前守忠次を以て、檢地奉行とし、遠州總檢地を爲さしめ、神社佛閣の  
由緒明かなるものには、伊奈氏の名を以て證文を附し、社領寺領を寄附せられしが、此の檢地は、今年に始  
まり、後、慶長九年に至て終りたれば、其の證文は、其の終了に従ひ、便に因りて時時附與せしもの如し。  
然れば、今後證文を與へられし社寺も少なからざれども、今日こそ、實に此檢地に證文を與ふる始ならん。  
而して其の文言にも、大同小異はあれども、主意に於て、相違はあらざるなり。神藏村全久寺に下したるも  
のに曰く、

松平忠政  
の系

掛川肴町  
新設

遠州總檢  
地

神藏村全  
久寺

其寺領之事

合一石五斗也

事蹟



右如<sup>ク</sup>前<sup>ノ</sup>被<sup>レ</sup>下<sup>サ</sup>候間、全<sup>ク</sup>有<sup>ル</sup>寺務<sup>ニ</sup>者也、仍<sup>シ</sup>如<sup>レ</sup>件<sup>ノ</sup>。

慶長六丑二月十四日

伊奈備前守忠次

旬坂神藏全久寺 (掛川志稿)

仁藤村神明社

神藏また神増に作る。仁藤村神明宮に下したるものに曰く、

其神領之事合四石なり

右如<sup>ク</sup>前<sup>ノ</sup>被<sup>レ</sup>下<sup>サ</sup>候間、可<sup>キ</sup>有<sup>ル</sup>社務<sup>ニ</sup>者也。

慶長六年二月十四日

伊 備 前

仁藤村神明神主 (掛川志稿)

井伊谷村龍潭寺

以て、其の大同と小異とを見るべし。是と同時に、引佐郡井伊谷村龍潭寺にも、朱印地を寄せられしが、是は少しく其趣を異にせり。龍潭寺には、先に已に、家康より與へたる條目存すれば、是を以て準とせられんことを出願したるを許可し、且つ先に、上納したる年貢をも返附したれば、其文自から異ならざるを得ず。但し、此時は、奥山方廣寺も同じく出願しければ、龍潭寺に準じ、同一證文にて聽許せられしが、是は兩寺の監理をする者、同一の人なるに因るなるべし。

井伊谷龍潭寺 井奥山方廣寺ト

高五十石方廣寺 高九拾六石七斗五升龍潭寺ト

子物成渡可<sup>シ</sup>申候以上。

丑二月十四日

伊 備 前

僉 文 藏 殿 へ

而して、敷知郡鴨江寺に下附せられたる券面は、

覺

其寺家屋敷分合三斗九升也 判

右如<sup>ク</sup>前<sup>ノ</sup>被<sup>レ</sup>下<sup>サ</sup>候間、可<sup>キ</sup>有<sup>ル</sup>寺務<sup>ニ</sup>者也、仍<sup>シ</sup>如<sup>レ</sup>件<sup>ノ</sup>。

慶長六丑三月十四日

伊奈備前守忠次 判

か も へ

蓮 養 院

鴨江寺十五坊朱印

蓮養院は、鴨江寺十五坊中の一坊にして、其他十四坊にも、石高の相違はあれども、各、券を下附せらる。所謂十四坊とは、本密坊合九斗三升、覺悟坊合六斗七升、藤本坊合壹石四斗四升、圓滿坊合五斗七升、妙音院合四斗、大明坊合八斗、青祥坊合三斗二升、實蓮坊合八斗四升、惠本坊合九斗五升、宿養坊合六斗七升、光明院合九斗、學頭坊合貳石三斗四升、西寶院合三斗三升、實相院合壹石貳斗五升にして、鴨江寺は、十五坊拾貳石八斗の除地を有したるなり。鴨江寺は紀州高野山寶性院末なりといふ。(鴨江寺由緒) 伊奈備前守忠次は、三島代官なりしが、檢地奉行となるに及び、彦坂小刑部光正替て、三島代官となる。(龍潭寺記) ○今次の檢地に依て、佐野郡中、神社佛寺の、神領寺領を下附せられしものを擧ぐれば、概ね下の如くなるべし

事 蹟



し。此に因て推さば、他郡の状況をも略ぼ察するに足らんか。

神明宮

仁藤村 神明宮 神領四石

此の神祠は、在昔掛川城中の地に在りしが、其址は城中三丸のうち、神明の神木と稱する老樹のありし所なり。

大日寺

上張村 北城山大日寺は寺領三石、南清山隨龍寺は寺領三石、池北山長久院は寺領一石

隨龍寺

大日寺は、大日如來の古佛あり、故に寺號となす。長久院は、長久院池の東北に在り、故に寺號となす。

長久院池  
中の蓴菜

此池には、年年多く蓴菜を生ぜるが、蓴菜は、凡そ百年を経ざる池には生ぜずといへば、自から此池の古きを知るに足る。而して池傍の田を享徳といふ。(掛川志稿)

正法寺  
小松内府  
開基

曾我村 護國山正法寺、寺領四町四方山林

鐘銘

山號を、盛石山とも、石上山とも、又、護國山ともいふ。小松内大臣淨蓮公の牌あり。即ち平重盛の基を築めし所にて、當時は號して東淨院といひしが、其の洪鐘は展轉して、今瀧澤に在り。黒印に曰く、

石上藥師堂、清盛入道之祈願所、首、小松大夫建立之因、出富士袈裟、零落後、坪井作太夫再興、後、伊奈備前守重興焉、更附堂領、寺中四町四方山林竹木。

雨櫻神社

垂木村 雨櫻神社 上下垂木・高部三村の内若干。

世に傳ふ、此社、初は六社大明神と稱せしが、山内家の時、祈雨のため一首の歌を作り、社頭の櫻枝に結び付けたるに、忽ち靈驗ありて、降雨領内を治しければ、是より雨櫻天王と稱すと、後世寶曆中に至

るまでは、年年夏月ごとに、近郷諸村より、祈雨の祭を擧げしが、一年故ありて中止せしが因となり、

此典遂に廢絶し、祈雨祭は、小笠山に於て行ふこととなりぬ。(掛川志稿)

奥野村 眞澤山長松院 朱印地五十八石。

長松院は、可睡齋六門の一にして、郡中の巨刹なり。

杉谷村 西光寺・法念寺 寺領合一石五斗

増田村 日昌山慶林寺 寺領一石

長谷村 長照山東陽院 寺領二石

西郷村 八幡宮 祠田一石

同 村 林慶庵 寺領一石

此寺は、後、萬松山醫光寺と改む。

大池村 路北山殊勝寺 寺領四石五斗

同 村 八幡宮 神領三石

西山村 朝照山善福寺 寺領一石五斗

神佛領寄  
附の趣旨

此他、豊田郡神増村の、天満宮には神領一石五斗、(掛川志稿) 周智郡長藏寺村の、諏訪大明神・藤原大權現には神領合四百文、(掛川志稿) 和泉平村の、權現山心月寺には寺領三百文、(掛川志稿) 氣田村の南宮・大明神には神領合三百文を寄附せらるる等、(掛川志稿) 悉く枚擧する能はずと雖も、其の主旨とする處は、昔よ



## 京丸村

り祀り來たるものは、如何なる小社寺と雖も、今更に之を廢滅せしめじといふにありたれば、數ならぬものに至るまで、多少の祭田を寄せられしなりといふ。○遠州の極北山間の地に、京丸といふ所あり。古昔京師の人、藤原左衛門佐といふ者、臣僕數多を引率し、世の亂を遁れて此地に到り、子孫永住の計を立て、木器を作り以て世業とせしが、是れぞやがて京丸の開祖なると稱せらる。さればにや、左衛門佐が子孫なりと傳へらるる家には、今も尙ほ、冠服兵器を傳へて寶となし、冠婚葬祭の大儀も、共に同族のみにて辨じ、他郷に通じ、他族を交ふることは、決して無しといふ。往時、親鸞上人、此地に遊ぶことあり、阿彌陀佛の像を畫き與へければ、郷人大に悦び、爾來葬儀あるときは、必ず此の畫像を掲げて、道師に代ふるなど、太古純朴の遺風其ままだに存し、未だ村名だに有せざりし土地なれども、茲年檢地あつてより、始めて村名を負はしめ、京丸村と稱せらる。京は、京人の謂、丸は、公卿の自稱なる麻呂の謂にして、即ち京人麻呂の村といふ意に、據りたるなるべしといふ。

## 親鸞上人

親鸞上人は、淨土真宗の教主にして、本願寺の開山なり。承安三年四月一日、京都に生れ、四歳の時、父藤原有範死して後、伯父範綱に養はれ、八歳母を失ふに及で、哀慕して止まず、漸く離塵の志生じ、九歳青蓮院慈圓僧正の門に至つて僧となり、範宴といふ。叡山に居ること十年、南都に赴き、三論・法宗の諸宗を學び、再び歸山して深く感發する所あり、東西諸塔を歴訪し、諸佛菩薩に祈願を單め、諸天善神の冥助を仰ぎ、心を苦めて出離の要を求め、世を避けて隱遁の情を深うし、建仁元年正月、頂法寺六角堂に參籠すること一百日、嘗て途に聖覺に遇ひ、法然上人の、念佛易行の法門を弘通するを聞き、明日上人に吉水に謁し、其の教を蒙り、名を練空と改め、岡崎に住し、建仁三年、藤原兼實の女玉日を娶り、明年法然より「選擇」の付囑を受け、承元元年二月、住蓮・安樂の事に關し、死を減じ、越後國府に

配せられ、藤井善信ヨシシネと改め、配所に在て、自ら愚禿親鸞と稱す。居ること五年、建曆元年赦に遇ひ、明年四月、歸らんとして法然の死を聞き、更に東北布教を思立ち、常陸に赴き、下妻・小嶋に居ること數年、留田に在ること十年、元仁元年正月、「教行信證文類」六卷を著はす、是を淨土真宗の開闢となす。時に玉日京に死せしを以て、三善爲教の女を迎ふ。慧信尼是なり。慧信尼性醇厚、親鸞東化の効に與つて力あり。後親鸞歸京の途、留められて、足柄・江津に居ること七年、美濃・近江を歴て、嘉禎元年八月、京都に入り、岡崎に居り、西洞院に移り、専ら述作に従ひ、弘長二年八月、弟尋有が富小路善法院に移り、十月病を得、十一月廿八日寂す。年九十、見真大師は、明治九年の敕謚號なり。

## 淺間社廿日會祭

○二十日、駿府淺間社の廿日會祭、前年に比して最も盛大に行はる。蓋し徳川家康、去年關ヶ原の戦に大勝を得たれば、凱旋を祝し、且つは、今後の太平を祈願する意にて、自今以後、永世此祭を寄附すべき旨を、達せられしに因るといふ。但し、後世此祭に使用する、舞童の裝束・樂器等、多くの器具は、慶長八年五月に至り、板倉伊賀守・全阿彌等、連名の目録にて寄進したるを、破損する毎に、府城の力を以て修補し、元のまま永く傳へらるるものといふ。抑、此の廿日會といふは、往時より、府内町町（九十六町）より、躍屋臺・鉾等ノボリの作り物、種種の行装をなし出し、賑しく行ふ例なりしが、今その大概をいはば、衆徒の乗馬は、在勤の武家より出され、道路の警衛は、市令の屬吏（與力同心）前後を固め、市中の踞物は、舞童の輿の後先に組入れ、安西五丁目より、安倍町宮ヶ崎町へねり、奈吾屋社前より、馬場へ踞通り、舞童は、社内（二）幄屋へ著く、踞物は、鳥居を東へ廻り、御曲輪を踞る、扱て社内には、舞童四人、大童は、十二三歳許なる（二人）挿頭の花山吹、小童は、十一二歳許なる（二人）挿頭の花櫻、幄屋の面に緞子の幔を張り、幄屋の左右に大童・小童の鉾を建つ、舞樂は、延鉾・萬歳樂・延喜樂・還城樂・納蘇利・按摩二之舞・太平樂・並急・青海波・陸王な



濱松城主  
佐野郡の  
北照寺

植村七郎  
右衛門

り。奏樂は、一山の僧の役なりとぞ。(駿河志料) ○此月、松平家廣濱松城に移封せらる。蓋し新田城より移るなり。家廣は、信定の子なり。(野史) ○三月五日、遠州佐野郡中宿村廻向山北照寺、寺領一石五斗を下附せらる。證文には、檢地奉行竹内久右衛門の署名あり。(掛川志稿) ○十日、井出志摩守忠次、手形を附與して、植松七右衛門尉の居屋敷、および所有船の役を免す。

以上

其方抱居屋敷、如<sub>レ</sub>毎年之<sub>二</sub>門屋敷五間、丸木船貳艘指置申候、彌、其許走廻可<sub>レ</sub>有候、其爲<sub>レ</sub>手形仍如<sub>レ</sub>件。

丑三月十日

井志摩守忠次

花押

植松七郎右衛門尉殿

獅子濱の  
漁業

植松七郎右衛門は、駿州獅子濱村の名主なり。獅子濱は、由來漁業の盛なる土地にして、今この役錢を免許したるも、其の漁業を保護せしものと知らる。されば、昔は措いて、近き今川・北條氏の比に於ても、此濱の漁業に關し、植松家に下したる判物は、少なからざるが如し。

其浦へいるか見え來にをひては、すなはち出合かりこむべし。疎畧いたすにより、内浦へかりこまざるよし、有<sub>二</sub>其聞<sub>一</sub>條、甚以曲事也、向後は、北南の百姓いづれも出合、あひかせきかりこむべし、其うへ、かせぎの分としては、おの／＼中へあみ走てうのぶん、わけとるべし。此上、代官、上使、百姓等下知をそむき、如在いたすにをいては、過意を可<sub>レ</sub>申之狀如<sub>レ</sub>件。(植松家藏)

是は、永祿六年四月三日、葛山氏元の、獅子濱南北の百姓に與へたる朱印にして、植松一家のものにあらず

れども、領主の、此地の漁業を疎にせざりしを見るべくもや。

一、しび・海鹿、其外之立物、就<sub>二</sub>見來<sub>一</sub>者、五里十里成共、舟共乗出可<sub>レ</sub>狩入<sub>二</sub>事。

一、網船、朝者六ッを傍爾、晩者日之入を切而船共乗組、無<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>立物可<sub>レ</sub>守事。云云(植松家藏)

是は、元龜三年七月廿三日、植松及口野五ヶ村の、百姓舟方に與へたる、北條氏堯の朱印狀なり。又氏堯の朱印には、於<sub>二</sub>獅子濱前<sub>一</sub>立物可<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>之、但指引可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>三ヶ一<sub>一</sub>必精<sub>二</sub>入<sub>一</sub>、彼浦<sub>二</sub>而<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>當年<sub>一</sub>立物可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>者也、又、於<sub>二</sub>五ヶ村<sub>一</sub>鯛もらい之儀、如<sub>二</sub>前前<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>候、向後横合申者有<sub>レ</sub>之間敷候ともあるなり。

獅子濱五ヶ所之鯛庭、如<sub>二</sub>前前<sub>一</sub>無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>所務<sub>一</sub>者也。云云(植松家藏)

是れ、天正四年四月十日、植松右京亮に與へたる朱印狀なり。

於<sub>二</sub>獅子濱<sub>一</sub>、舫艇船貳艘新規<sub>二</sub>仕立由<sub>一</sub>候、彼役錢於<sub>二</sub>自今以後<sub>一</sub>令<sub>二</sub>免許<sub>一</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件。(植松家藏)

於<sub>二</sub>獅子濱<sub>一</sub>、新船出來之様、可<sub>レ</sub>走廻<sub>二</sub>候、諸役之儀ハ、可<sub>レ</sub>赦免<sub>二</sub>候、年貢之儀をば、船之隨<sub>二</sub>大小<sub>一</sub>、相當程可<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>候、其方油斷故、新船無<sub>二</sub>出來<sub>一</sub>候間、精<sub>二</sub>入船數<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>仕立<sub>二</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件。(植松家藏)

前のは、天正六年十一月廿三日、北條氏の、獅子濱に下附せしもの。後のは、天正九年六月三日、北條氏堯の、植松佐渡守に與へたるものにして、何れも、獅子濱の漁業を忽にせざるを見る。昔斯れば、今斯るも理なりけらし。○十一日、彦坂九兵衛、豆州松崎、上下兩宮の内、社領を書出し、新に寄進す。或作慶長五年



松崎上下  
領宮の社

くまの田  
上田三反壹畝六歩  
ころんまりし  
上田壹反三畝廿五歩  
三雲石  
上田壹反三畝歩  
宮うしろ  
上田三畝貳歩  
大澤田  
下田九畝廿歩  
下田七歩  
下田六歩  
上田合六反壹畝三歩  
分米九石壹斗五升五合  
下田合壹反三歩  
分米壹石壹斗  
田石合拾石壹斗六升五合  
宮のうら  
上畠三畝十八歩  
同所  
上畠五畝十五歩  
同所  
上畠十六歩  
同所  
上畠廿八歩  
同所  
上畠四畝十歩

下宮分  
下宮分  
下宮分  
善二郎作  
彦三郎作

上畠五畝歩  
上畠合壹反九畝廿七歩  
分米壹石五斗九升三合  
下畠四反貳畝廿二歩  
下畠四反三畝廿三歩  
下畠合八反六畝十五歩  
此内二反四畝十三歩  
その分共に  
分米四石三斗二升 合  
壹反六畝二歩  
六畝十二歩  
四畝壹歩  
壹反貳畝廿歩  
屋敷合三反九畝五歩  
分米三石九斗三升七合  
畑屋石合九石八斗三升五合  
田畠石合廿石也

下宮分  
宮ノ内  
下宮渡す  
居屋敷  
同外屋敷  
同外屋敷  
同

慶長六年丑三月十一日  
彦坂九兵衛  
上宮神主殿

領家村六  
所神社

○十四日、遠州周智郡領家村に鎮座せる、六所大明神に神領の寄進あり。伊奈氏の證文に曰く、  
神領の事合七百文  
右如<sup>ッ</sup>前<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候間、可<sup>キ</sup>神納<sup>ス</sup>者也、仍<sup>テ</sup>如<sup>シ</sup>件<sup>ノ</sup>。  
慶長六丑三月十四日  
伊奈備前守忠次

六所神社は、領家・市場二村の界なる、路傍に在り。大居の總鎮守として、一之宮と稱す。古き棟札數多存すれども、其一を擧げん。曰く、

周智郡領家村六所大明神、本地薬師三嶋大明神、本地観音春日大明神、本地大日天照大神、本地阿彌陀八幡大菩薩、本地聖観音住吉大明神、本地十一面観音鹿嶋大明神。

此の棟札は、年號月日なければ、年代詳かならず。(掛川志稿) ○廿一日、岡田竹右衛門元次、其主松平周防守康次が知行内なる社寺領を明記して、井出志摩守に報す、手形に云、

駿河國松平周防守知行分  
一合七拾貫文 三枚橋  
一合貳拾貫文 沼津  
一合拾貳貫也 熊野道  
山王領  
浅間領  
熊野領  
但し周防守新寄進



一合拾貳貫文 沼津 西光領  
 一合拾五貫文 沼津 乘運寺領  
但し是も周防守新寄進  
 右之分、寺領を、駿河先御屋形代任御判形、從御公方御付被進之候、御帳は、周防守知行之内は、右之分にて御座候、爲其、一筆如此。

慶長六年丑三月廿一日

岡田竹右衛門元次

井出志摩守殿

(乘運寺記)

鍛冶職の諸役免除

○四月十八日、駿府の鍛冶職の者、諸役免除の免許を蒙る、蓋し國役を奉ずるに因るなり。  
 國役任鍛冶、諸役令免許之條、爲給人違亂不可有之者也。

慶長六年卯月十八日

印

駿府鍛冶中

(駿河志料)

兼法法安

當時、駿府の刀劍鍛冶を、兼法法安といひ、三鍛冶の長たり。兼法先に三州にありし時、屢家康に隨つて陣所に至りけるが、去年關ヶ原大戦の時も、亦隨ひ往き、美濃國大垣にあつて、一向軍用に努めたりといへば、此の免除も、一は其賞に充てられしものか、尙ほ兼法家には、駿府鍛冶に關する書數通あり、其の一二、田中鍛冶衆之儀、今度井手澤之普請、從代官中役儀申懸候而、迷惑之由如申理候、釘以下鐵仕事、數多被仰付、依而右之役儀除之候、鍛冶衆え此由可被仰渡候、然上は、公方仕事役、由有間敷抱肝要

之趣堅可被仰渡候、爲其早早申入候、恐恐謹言。

三月五日

横田内膳正

村詮花押

多喜右人殿

尙尙いそぎいそぎ、早早うたせ可被申候、以上。

くろがね貳貫八百目、是にてつるのばし三本、只今うち候て、越可申候、へりめは、三わりにうたせ可申候、以上。

六月廿三日

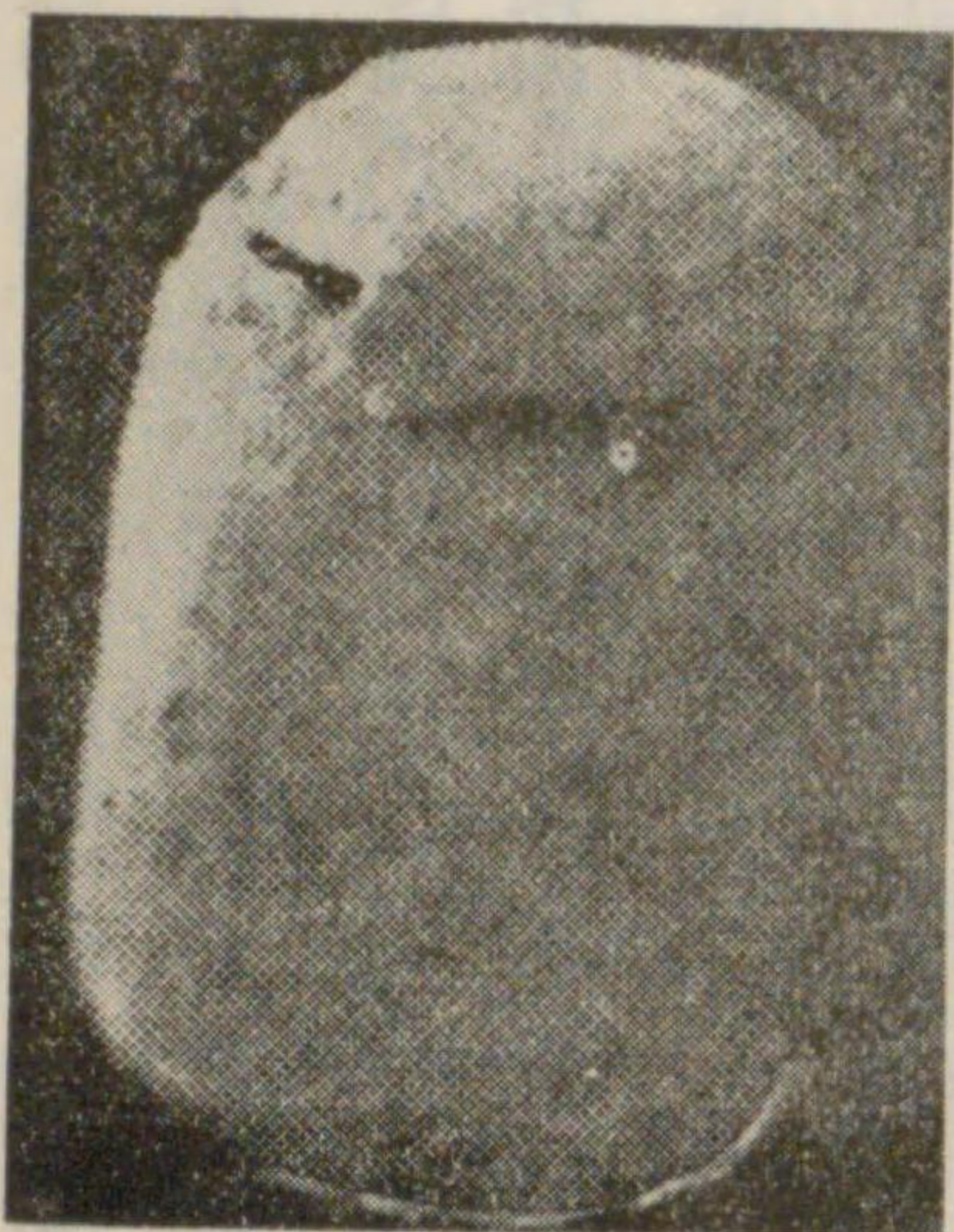
彦九兵衛

兼則

○五月、徳川家康、駿府上魚町に金座を創め、後藤庄三郎光次に命じ、是を司らしむ。

一、後藤庄三郎、駿而金座を仕、光次之判を定、京・江戸・佐渡にて、金を吹なり、方方國國にても吹、其吟味を駿州へ遣シ、後藤庄三郎が判を取て、世に通用す。大法拾貳兩替の法なり。(徳川禁令考・宮中祕策)

光次命を受けて、金貨を鑄、自己の判を以て印となす。(家記)  
 當時、鑄る所の金貨は、小判と一分判との二種なりしが、光次の司る所は、獨り此座のみならず、諸國の金貨も、悉く光次の



駿河鑄造ツルポ

駿府金座  
後藤庄三郎光次



駿河金 檢印を刻せしめければ、光次は、務めて其の検査を嚴にし、苟も金色の悪しきものをば、却けて檢印を與へざりしがゆゑ、諸國の金質は、悉く良好となりしに、駿府座の金貨は却て劣り、駿河金と稱し、十二兩替な豆州金礦りきといふ。而して此座にて製する金銀貨の原料は、大久保長安といふ者、金山奉行となり、豆州諸國より採掘したるものに資りしなり。(里人談・太閤記)

初め、毛利氏石見を有し、上杉氏佐渡を有す。其山みな白金を産す。然るに其の鼓鑄ハ雁雁のみ。秀吉景勝の封を徒し、自ら佐渡を探りたれども、亦要領を得ず、後之を景勝に予ふ。二氏の封を削くに迫りて、家康、大久保長安をして、二國の坑務を領せしむ。長安巧思人に絶れ、力を殫して經紀し、出だす所頗る多し。是歳、石見に黄金を得、佐渡に黄金を得、爾後更に額を増す。幾もなく、石見の出を禁す。長安また伊豆の坑務を兼ね、慶長十一年に逮て、黄白金を得、其掘高、佐渡と額を争ひ、以て家康龍墟の祥となす。幾もなく、伊豆の出を禁す。(舊章録・寶貨通用事略) 此歳、命じて大小金、及び銀粒銀等を造る制を更む。(通用事略・舊章録)

大久保長安

大久保長安は、猿樂師金春七郎喜然の子にして、初め族を大藏と稱し、字を藤十郎といへり。甲州の人に於て、深く武田信玄の寵を蒙り、遂に士籍に列せられ、族土屋氏を冒しぬ。武田氏滅亡の後、亡命して駿府に至り、家康に仕へ、猿樂を以て業とし、大藏大夫と稱せり。家康嘗て左右に謂て曰く、「我弱冠にして參州に在り、纔に其半を徇へしが、今や全く山東八州を領し、肩を毛利輝元に比べ、海内有國諸侯の魁となれり。

家康憂貧

然れども未だ缺くる所のもの少なからず、金銀を最となす。金銀乏しければ、軍用給せず、軍用給せざれば、兵力振はず、故に能く之を辨する人を得んと欲し、之を物色すること已に久しけれども、未だ其人を得ず、常に以て遺憾となす」と。左右皆其の難きをいひ、自から奮て之に當らんとし、いふ者あらず。時に長安

も、同じく其座に在りて、之を聞きしが、明日青山藤藏を訪ひ、之に謂て曰く、「僕昨日、公の左右に侍せしに、公、金銀を得んと欲すること、最も切なる由を語り給へり。惟ふに、是れ甚しく難きことにあらず、某に一策あり、請ふ之を献ぜん」と。藤藏之を家康に白す。家康乃ち長安を召して、其策を問ふ。長安曰く、「臣の計る所は、東西國郡の山谷に就き、普く金・銀・銅・鉄・鉛等の鑛山を檢察し、試に之を採掘するに在るなり」と。家康曰く、「汝獨り能く之を計るか」と。曰く、「然らず。臣の獨り能く計る所にあらざるなり。世に稱する山師といふ者、能く之を爲す」と。家康曰く、「汝果して能く之に任ぜば、今より業を轉じて、能く我が金鑿司たらんか」と。長安曰く、「謹で命を奉ぜん」と。是より、長安、大に諸國の山師を招集し、俱に與に伊豆國に入り、連りに鑛脈を探りて山谷を鑿ち、多く金銀を得て、江戸に輸送せしかば、家康大に悦び大久保忠鄰に屬せしむ。

初め忠鄰猿樂を好み、長安を愛すること最も深し。此に於て、族を授け大久保と稱し、字を十兵衛と改めしむるに至りしが、是より、海内諸國、金銀を出だすこと、年年歳歳多きを加へ、終に海外に輸出し、世界に於て、金の大量輸出の位置を占むるに至れりといふ。今、茲年慶長六年より、後明和三年頃に至るまで、凡そ一百六十四年間に、西班牙・葡萄牙・支那、及び和蘭に輸出したる額を數ふるに、金は三萬一千三百八十貫目にして、一年平均百九十一貫目にあたり、銀は又多く支那・和蘭に輸出せしものなれども、其の總額は、一千十二萬三千貫目にして、一年の平均六千八百五十一貫目なりきといふ。

上魚町金座

上魚町金座は、後藤光次の、家康より賜はりたる宅地にして、後藤家斷絶の後も、後藤屋敷と稱し、後藤三右衛門



後藤屋敷

の預となり、地代は特に江戸に送るを例とせり。(家記) 而して其の坪数は、凡そ二千九百三十三坪ありしが、後世は只、古松一株存し、後藤松と呼びて記標となるに過ぎず。光次は深く家康の寵を蒙り、家康も屢、其家に到れるを以て、御成門・手水鉢等の設もあり、又、屋根瓦は、皆な葵紋を附けたるのみならず、屋敷も所所に賜はりたれば、それぞれ従者を置きて守らしめしが、此所には牧甚三郎を置きぬ。而して甚三郎も、亦大に家康の寵を受け、數多の賜物ありきといふ。(後藤家譜) 葵紋は、徳川家の家紋なり。

葵紋

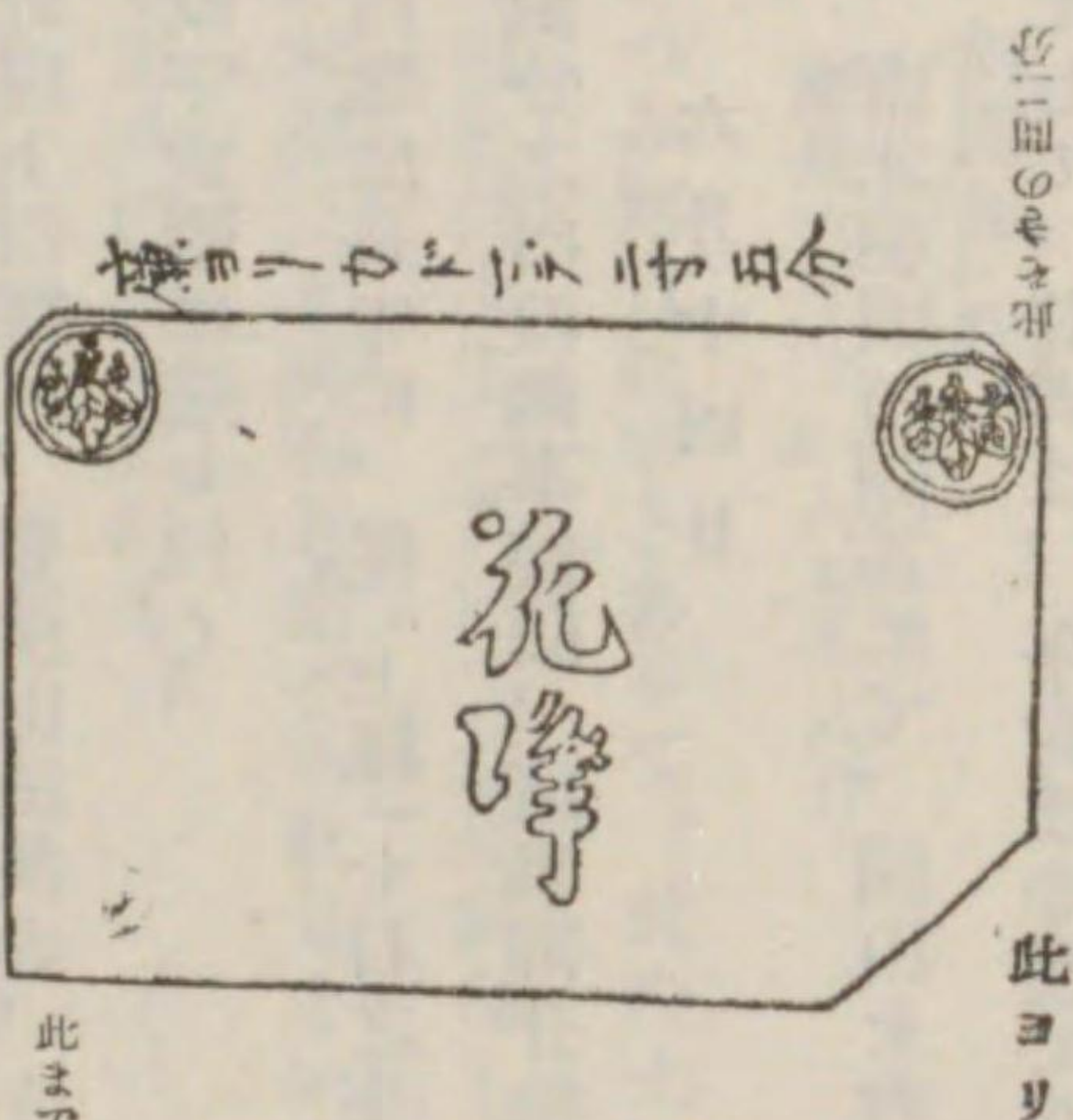
葵紋、享祿二年、松平清康(家康の祖父)の、戸田憲光を田原に攻むる時、伊奈城主本多正忠、迎へて之を城中に饗す、酒酣にして殺一盤を供せしが、盤中藉くに、細辛三葉を以てしたれば、清康悦びて之を異とし、摹して徽號となす。本邦、細辛を呼びて葵となす。(逸史) 或は、正忠池中の水葵を用ゐしといふは非なり、水葵は、浮蓋草にして、葵紋の形少しも似たる處なし。

葵御紋之事、源頼義朝臣、御嫡男義家朝臣を、石清水の御烏帽子子とし、八幡太郎と稱す。當社の「巴」神紋を寫し、輻繪を御旗の紋とし給ふ。御次男義綱は、「葵」加茂の社の御烏帽子に擬へ、加茂次郎と稱し、一ツ葵を紋とし給ふ。三男義光をば、三井寺の、新羅明神の烏帽子になすらへ、新羅三郎といふ。彼神衣の紋をとりにて、割葵を紋とし給ふ。義家の御裔、新田家中黒の御紋は、根本幕なり。輻繪は、御家の秘藏として、徳川家につたへ給ひし、親氏公、三州加茂郡入御之後、御威勢もさかんに、御子あまた生れさせ給ひしかば、郡名により、加茂の朝臣と稱し、御家の輻繪の御紋を、葵に書かへ給ひて、御一統の旗幕に付させ給ふ。是今の葵輻繪なりと。云云(一話一言補選)

葵紋は、元來酸漿草の葉を寫したるなり。葵の紋は、家康、初め本多家の立葵の葉を貰ひ取り、酸漿草の如くにして、紋章とせしを、後には此葵を金印に製し、是を以て紋形を捺し、常には、戸田左門氏鐵の姉に、預け置きしといふ。而して紋の輪廓は、輪にあらずして蔓葵なりとぞ。(渡邊幸庵對話)

金銀貨變遷

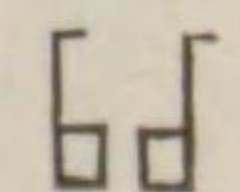
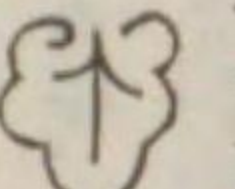
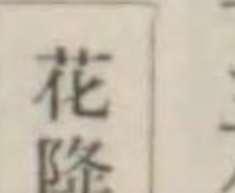
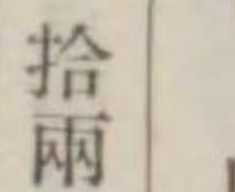
て、盛に鑄造の業を興されて、大判・小判・花降銀等の金銀貨、世に行はれしが、此に至て、大小諸種の貨幣を鑄造し、此後も屢、此業を興されしに因て、通貨海内に遍くなりしなり。此に花降銀といふは、板銀に花降の二字を彫りたるによる名にして、必要に應じて、切取りて使用したるが如し。



此ヨリ

厚さ一分、但、桐の刻印のわれあり。  
横二寸八分、但、方二寸八分ありしを切てとり遣し由。  
重さ四十三匁ありし由、只今は、切取の餘り二十三匁あり。  
花降の二字、淺く雕てあり。  
四隅に圈の内に桐の刻印あり、裏同じ、但、裏は文字なし。

此まで人の切取と形なり

外に、十兩の花降銀あり、竪三寸五分五厘、横三寸五厘、厚八厘餘、重四十三匁あり。周圍の縁に、の如き模様を刻し、中央へ、楕圓形にとを以て、模様を刻し、其の真中に 花降 拾兩 上下に刻したるものなり。  
(俗説辨・昆陽漫録)

結城秀康

○結城秀康、先に越前國六十七萬石を賜はり、此月、江戸を發し封に就きしが、途、濱松宿に一泊し、宇布見村中村源左衛門を召し、家祿並に家康の書畫、及び鏡等の物を賜ひ、且つ、天神宮・胞衣塚・圍垣等の修繕を命ぜらる。源左衛門の宅は、秀康の生地なり。(中村家由緒) ○六月十四日、遠州濱松城主松平家廣卒す。年